

平成 26 年度

川崎市包括外部監査の結果報告書

産業振興に関する事業についての事務

平成 27 年 1 月 26 日

川崎市包括外部監査人

公認会計士 宗和 暢之

目次

第1 監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件名（監査テーマ）	1
3. 監査対象期間	1
4. 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
5. 外部監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）	1
6. 監査の対象機関.....	2
7. 監査の対象とした事業.....	3
8. 監査の期間	3
9. 包括外部監査人及び補助者.....	3
10. 利害関係	3
第2 総論	4
I. 川崎市における産業振興に関する取組み	4
1. 川崎市の産業の歴史.....	4
2. 川崎市の産業振興施策の特徴.....	4
3. 産業振興施策を推進するにあたっての体制.....	4
II. 監査における全般的な指摘事項	5
1. 監査の対象とした事業の一覧.....	5
2. 産業振興に関する事業に対する指摘事項.....	8
（1）委託先との契約について.....	8
（2）目標の設定について.....	9
（3）補助金交付対象のモニタリングと計画変更への対応.....	9
（4）産業関係団体との関係.....	10
（5）融資制度の利用状況の改善について.....	11
（6）産業振興財団との連携について.....	13
（7）総括	14
第3 各論	15
I. 経済労働局 産業政策部 企画課	15
1. 産業政策一般管理費.....	15
2. 産業振興協議会運営費.....	16
3. 「川崎の産業」作成事業費.....	18
4. 科学技術サロン開催事業費.....	20
5. 知的財産戦略推進事業費.....	22

6.	コンベンション施設整備推進事業費	27
7.	科学技術政策推進事業費	28
8.	市内企業研究開発成果理解促進活動支援事業費	30
II.	経済労働局 国際経済推進室	32
1.	国際経済一般管理費	32
2.	国際産業交流推進事業費	33
3.	都市間産業交流推進事業	37
4.	国際ビジネス交流支援施設運営事業	39
5.	日本貿易振興機構横浜貿易情報センター補助金	42
6.	国際ビジネス支援事業	43
7.	環境産業振興事業費	46
8.	省エネ創エネ新技術導入促進事業費	48
9.	エコタウン推進事業費	50
10.	エコタウン会館譲受金	52
11.	国際環境産業推進事業費	54
12.	新エネルギー産業振興事業費	56
13.	臨海部産学公民連携推進事業費	59
14.	川崎臨海部アメニティ推進事業費	61
15.	アジア起業家誘致交流促進事業費	63
III.	経済労働局 産業振興部 工業振興課	66
1.	内陸部操業環境保全対策事業費	66
2.	事業協同組合等県委任事務費	69
3.	工業振興一般管理費	70
4.	工業振興課非常勤嘱託員任用費	71
5.	川崎発明振興会補助金	72
6.	工業団体助成事業費	74
7.	中小企業団体組織化推進事業費	77
8.	川崎商工会議所補助金	79
9.	浅野町大川町会館運営費	85
10.	浅野町大川町会館施設整備費	89
11.	産業のまちネットワーク推進協議会事業費	91
12.	工業後継者経営研究会事業費	93
13.	企業誘致推進事業費	95
14.	産業立地促進事業費	97
15.	先端産業創出支援事業費	98
16.	先端産業創出支援助成金	99

17.	マイコンシティ企業誘致推進事業費.....	103
18.	新技術・新製品開発等支援事業費.....	106
19.	産業振興支援事業審査会経費.....	109
20.	川崎PR製品開発事業費.....	110
21.	産学共同研究開発プロジェクト助成事業費.....	114
22.	川崎市産業振興財団運営費補助金.....	117
23.	産業振興会館運営費.....	120
24.	産業振興会館施設整備費.....	121
25.	建設業振興事業費.....	122
26.	中小建設業支援事業費.....	124
27.	技術指導事業費.....	126
28.	商工業従業員永年勤続者表彰事業.....	134
29.	川崎工業ブランド推進事業費.....	135
30.	Webかわさき製品見本市事業費.....	140
31.	ものづくり中小企業販路開拓支援事業.....	144
32.	テクノトランスファー事業費.....	146
IV.	経済労働局 産業振興部 金融課.....	148
1.	振興資金.....	148
2.	小規模事業資金.....	150
3.	経営安定資金.....	153
4.	流動資産担保資金.....	155
5.	産業立地促進資金.....	158
6.	創業支援資金.....	161
7.	福祉関連産業育成資金.....	163
8.	環境対策資金.....	166
9.	信用保証等促進支援事業費.....	169
10.	創業支援融資診断事業費.....	171
11.	金融一般管理費.....	174
12.	金融課非常勤嘱託員任用費.....	176
V.	経済労働局 次世代産業推進室.....	179
1.	起業化総合支援事業費.....	179
2.	みらい産業創造支援事業費.....	183
3.	かわさき新産業創造センター管理費.....	185
4.	かわさき新産業創造センター運営費.....	186
5.	新産業創出担当非常勤嘱託員任用費.....	188
6.	かわさき福祉産業振興ビジョン推進事業費.....	189

7. 産業デザイン振興育成事業.....	197
8. コンテンツ産業振興事業費.....	202
9. 産学共同研究推進事業.....	205
10. 新川崎・創造のもり第3期計画推進事業費.....	207
11. ライフサイエンス等推進事業費.....	212
VI. 総合企画局 臨海部国際戦略室.....	216
1. 臨海部国際戦略室一般管理費.....	216
2. 臨海部動向把握・情報管理事業費.....	218
3. 臨海部PR誘致推進事業費.....	221
4. 川崎臨海部産学公民連携推進事業費.....	222
5. 浮島地区土地利用推進事業費.....	224
6. 臨海部短期交通対策事業費.....	227
7. サポートエリア整備推進事業費.....	229
8. 国際戦略拠点地区整備推進事業費.....	231
9. ライフサイエンス共同研究補助金.....	233
10. 殿町地区土地利用誘導事業費.....	234
11. 殿町3丁目地区中核施設等整備事業費.....	236
12. 南渡田周辺地区整備推進事業費.....	238
VII. まちづくり局 交通政策室.....	241
1. 臨海部交通アクセス円滑化調査事業.....	241
VIII. 港湾局 港湾経営部 経営企画課.....	243
1. 浮島埋立地暫定利用事業費.....	243

第 1 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件名（監査テーマ）

産業振興に関する事業についての事務

3. 監査対象期間

原則として平成 25 年度

（必要に応じて、過年度及び平成 26 年度についても対象とした。）

4. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

高度成長から低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行等、我が国全体における社会経済環境は大きく変化している。このような環境においても、恒常的、不変的に市民の暮らしを安定させ、市民が安心して暮らしていけるまちづくりを行うことは行政の大きな役割である。その中でも成長産業の育成・振興は、将来にわたって市民生活の安定を確保するために重要な取り組みの一つであると言える。川崎市では、実行計画の基本政策Ⅴにおいて「活力にあふれ躍動するまちづくり」として産業振興に関する取り組みが挙げられており、それに加えて、「かわさき産業振興プラン」を策定し、産業振興に対して注力していることから、産業振興は川崎市において重要なテーマである。平成 25 年度における「活力にあふれ躍動するまちづくり」に係る事業については総額で 739 億円の事業費が措置されており、多額の予算が充当されている。

しかし、新たな取り組みを積極的に進めていく一方で、既存の事業の見直しが十分になされておらず、また、他の部署との重複や連携の不十分に起因して非効率に行われている事業もあるように見受けられる。さらに、川崎再生フロンティアプラン、かわさき産業振興プランともに改訂の時期に来ており、現在、新しいプランの策定に向けた取り組みが始まろうとしている。

このような状況を踏まえ、これまでの事業について、それぞれの事業が適切でかつ効率的に実施されてきたのかについて検証することは時宜に適っていると考え、平成 26 年度の監査テーマとして選定した。

5. 外部監査の方法（監査の要点及び主な監査手続）

（1）監査の要点

川崎市では、経済労働局をはじめとする複数の部局で産業振興に関する事業を行っている。また、川崎市の出資法人である公益財団法人川崎市産業振興財団（以下、「産業振

興財団」という。)と連携を図りながら進めている事業も多い。

産業振興に関する事業の特徴として、企業等に対する支援事業が多く、そのため、事業の効果は直接的に発生するというよりも、支援先である企業の収益拡大といった二次的に生じることになることから、川崎市としては事業の成果が検証しづらい事業も多い。

また、企業等の関連団体への補助金事業が多いのも産業振興に関する事業の特徴である。

以上の点から、監査要点として以下のとおり定める。

- ① 施策の目的に照らして事業の成果が検証されているかどうか。
- ② 施策の目的に照らして、事業は効果的に行われているか。
- ③ 事業の執行にあたり効率化に努めているか。
- ④ 補助事業について、補助対象の選定、補助額の算定等は適切に行われているか。
- ⑤ 委託先の選定は適切に行われているか。
- ⑥ 産業振興財団との連携は合理的に実施されているか。

(2) 主な監査手続

- ① 各事業の所管課に対して事業の概要を記載するための調査票を配布し、所管課から回答を入手した。
- ② 所管課からの回答調査票を踏まえ、担当者にヒアリングを実施した。
- ③ ヒアリング内容を確認するために各種関連資料の閲覧を実施した。
- ④ 以上から各事業がいわゆる 3E の観点から適切に実施されているかどうかについて監査を実施した。

6. 監査の対象機関

(1) 経済労働局

- ① 産業政策部企画課
- ② 国際経済推進室
- ③ 産業振興部工業振興課
- ④ 産業振興部金融課
- ⑤ 次世代産業推進室

(2) 総合企画局

- ① 臨海部国際戦略室

(3) まちづくり局

- ① 交通政策室

(4) 港湾局

- ① 港湾経営部経営企画課

7. 監査の対象とした事業

監査の対象機関が実施する事業のうち、94 事業を監査対象とした。なお、具体的な事業の一覧は、「第2 総論 II. 監査における全般的な指摘事項 1. 監査の対象とした事業の一覧」のとおりである。

8. 監査の期間

平成 26 年 7 月 14 日から平成 27 年 1 月 9 日まで

9. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 宗和 暢之

(2) 補助者

公認会計士 嶋田 有吾

公認会計士 田中 一弘

公認会計士 板垣 宏一郎

公認会計士 井川 雅世

公認会計士 米谷 直晃

米国公認会計士 横山 雅人

その他 矢島 淳太郎

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) なお、報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 総論

I. 川崎市における産業振興に関する取組み

1. 川崎市の産業の歴史

川崎市の産業の歴史は古く、明治40年代には横浜製糖（現、大日本明治製糖）や東京電機（現、東芝）が川崎市に進出し、その後も味の素、日本鋼管（現、JFE スチール）といった日本を代表する企業の進出が相次いだ。その結果、川崎市は「工都川崎」とも呼ばれ、わが国を代表する製造業の集積地として発展を遂げた。企業の進出に合わせて臨海部の埋め立ても進み、浮島地区、扇島地区では巨大な石油コンビナートも形成されていった。

その後、昭和40年代後半には、製造業の地方分散が進み、さらに昭和61年のプラザ合意後の円高の影響から、市内産業の海外への移転が進んだ。

また、この間、川崎市では公害などの重大な社会問題にも直面し、その解決に向け、全市的に公害対策にも取り組んできた。

平成に入ると企業の研究機関の進出などもあり、川崎市はそれまでの生産拠点型産業から研究開発拠点型産業への転換が進んだ。また、企業の研究機関に加え、川崎市には大学等の研究機関も立地し、最近では産学連携による最先端の研究に基づいた新たな産業も生まれている。

2. 川崎市の産業振興施策の特徴

川崎市の産業の特徴として、円高による企業の海外流出や公害といった問題を克服する過程で、研究機関の集積や環境にやさしい技術開発なども進み、その結果、産業分野の点においても、また企業規模の点から見ても裾野が広く、また重層的な産業構造となっている点が挙げられる。

このような川崎市の産業の特徴から、川崎市が実施する産業振興施策は、大企業に対するものから起業家に対するものまで幅広く、さらに企業活動を市民に周知する事業なども行われているなど、多面的な展開がなされているという特徴がある。

また、ライフイノベーション、ウェルフェアイノベーション、グリーンイノベーションの3つのイノベーションに象徴されるように、川崎市では研究開発機関を活用したライフサイエンス分野の振興、起業化支援、福祉関連事業者の支援、環境技術の開発支援といった川崎市の特徴や強みを活かした産業振興施策にも力を入れている。

このような川崎市の産業振興施策には、知的財産交流会やかわさき基準（KIS）の認定など「川崎モデル」とも呼ばれる全国的にも特徴のある取組みが多く、多くの自治体で参考にされるなどの成功を収めている。

3. 産業振興施策を推進するにあたっての体制

川崎市の産業振興施策は、主に経済労働局が所管する事業として行われているが、その他にも、国際戦略拠点の整備などは総合企画局、臨海部の整備は港湾局といったように複

数の部局が連携し施策を推進している。

また、川崎市の出資法人である産業振興財団が担う役割も大きく、産業振興財団は中小企業や起業家へのアドバイザーの派遣など、主に中小企業の支援の実働部隊としての機能を果たしており、経済労働局とも連携を図りながら川崎市の産業振興施策を推進している。

Ⅱ. 監査における全般的な指摘事項

1. 監査の対象とした事業の一覧

今回の監査において対象とした事業は以下のとおりである。原則として、市が策定した「新総合計画川崎市再生フロンティアプラン第3期実行計画」に掲げられている基本政策Ⅴ「活力にあふれ躍動するまちづくり」に関連する事務事業を監査対象とした。ただし、産業振興には直接的に関係しない、公営企業事業、商業関連事業及び農業関連事業は対象から除外している。

部局名	所管課	事業の名称
経済労働局	産業政策部企画課	1. 産業政策一般管理費
		2. 産業振興協議会運営費
		3. 「川崎の産業」作成事業費
		4. 科学技術サロン開催事業費
		5. 知的財産戦略推進事業費
		6. コンベンション施設整備推進事業費
		7. 科学技術政策推進事業費
		8. 市内企業研究開発成果理解促進活動支援事業費
	国際経済推進室	1. 国際経済一般管理費
		2. 国際産業交流推進事業費
		3. 都市間産業交流推進事業費
		4. 国際ビジネス交流支援施設運営事業費
		5. 日本貿易振興機構横浜貿易情報センター補助金
		6. 国際ビジネス支援事業
		7. 環境産業振興事業費
		8. 省エネ創エネ新技術導入促進事業費
		9. エコタウン推進事業費
		10. エコタウン会館譲受金
		11. 国際環境産業推進事業費
		12. 新エネルギー産業振興事業費

部局名	所管課	事業の名称
		1 3. 臨海部産学公民連携推進事業費
		1 4. 川崎臨海部アメニティ推進事業費
		1 5. アジア起業家誘致交流促進事業費
	産業振興部工業振興課	1. 内陸部操業環境保全対策事業費
		2. 事業協同組合等県委任事務費
		3. 工業振興一般管理費
		4. 工業振興課非常勤嘱託員任用費
		5. 川崎発明振興会補助金
		6. 工業団体助成事業費
		7. 中小企業団体組織化推進事業費
		8. 川崎商工会議所補助金
		9. 浅野町大川町会館運営費
		1 0. 浅野町大川町会館施設整備費
		1 1. 産業のまちネットワーク推進協議会事業費
		1 2. 工業後継者経営研究会事業費
		1 3. 企業誘致推進事業費
		1 4. 産業立地促進事業費
		1 5. 先端産業創出支援事業費
		1 6. 先端産業創出支援助成金
		1 7. マイコンシティ企業誘致推進事業費
		1 8. 新技術・新製品開発等支援事業費
		1 9. 産業振興支援事業審査会経費
		2 0. 川崎 PR 製品開発事業費
		2 1. 産学共同研究開発プロジェクト助成事業費
		2 2. 川崎市産業振興財団運営費補助金
		2 3. 産業振興会館運営費
		2 4. 産業振興会館施設整備費
		2 5. 建設業振興事業費
		2 6. 中小建設業者支援事業費
		2 7. 技術指導事業費
2 8. 商工業従業員永年勤続者表彰事業費		
2 9. 川崎工業ブランド推進事業費		
3 0. Webかわさき製品見本市事業費		

部局名	所管課	事業の名称	
		3 1. ものづくり中小企業販路開拓支援事業費	
		3 2. テクノトランスファー事業費	
	産業振興部金融課	1. 振興資金	
		2. 小規模事業資金	
		3. 経営安定資金	
		4. 流動資産担保資金	
		5. 産業立地促進資金	
		6. 創業支援資金	
		7. 福祉関連産業育成資金	
		8. 環境対策資金	
		9. 信用保証等促進支援事業費	
		1 0. 創業支援融資診断事業費	
		1 1. 金融一般管理費	
		1 2. 金融課非常勤嘱託員任用費	
		次世代産業推進室	1. 起業化総合支援事業費
			2. みらい産業創造支援事業費
	3. かわさき新産業創造センター管理費		
	4. かわさき新産業創造センター運営費		
	5. 新産業創出担当非常勤嘱託員任用費		
	6. かわさき福祉産業振興ビジョン推進事業費		
	7. 産業デザイン振興育成事業費		
	7. 産業デザイン活用促進事業費 ※		
	7. 産業デザインコンペ事業費 ※		
	8. コンテツ産業振興事業費		
	9. 産学共同研究推進事業費		
	1 0. 新川崎・創造のもり第3期計画推進事業費		
	1 1. ライフサイエンス等推進事業費		
総合企画局	臨海部国際戦略室	1. 臨海部国際戦略室一般管理費	
		2. 臨海部動向把握・情報管理事業費	
		3. 臨海部 PR 誘致推進事業費	
		4. 川崎臨海部産学公民連携推進事業費	
		5. 浮島地区土地利用推進事業費	
		6. 臨海部短期交通対策事業費	

部局名	所管課	事業の名称
		7. サポートエリア整備推進事業費
		8. 国際戦略拠点地区整備推進事業費
		9. ライフサイエンス共同研究補助金
		10. 殿町地区土地利用誘導事業費
		11. 殿町3丁目地区中核施設等整備事業費
		12. 南渡田周辺地区整備推進事業費
まちづくり局	交通政策室	1. 臨海部交通アクセス円滑化調査事業費
港湾局	港湾経営部経営企画課	1. 浮島埋立地暫定利用事業費

※ 経済労働局次世代産業推進室の「産業デザイン活用促進事業費」及び「産業デザインコンペ事業費」は、予算上は区分されているが、報告書上は産業デザイン振興育成事業費と一体の事業として取り扱う。

2. 産業振興に関する事業に対する指摘事項

(1) 委託先との契約について

産業振興に関する事業には委託事業も多い。委託事業には委託先が中小企業間のコーディネートを行うといったものも多く、委託先には企業活動を熟知していることといった専門性が求められることから、委託先を特命随意契約で選定しているケースも多い。

(監査の結果 競争入札による委託先選定の徹底 全般1)

特命随意契約は委託先選定の際に競争原理が働かないことから、効率性の点で問題がある。また、産業を取り巻く環境は日々変化しており、特命随意契約により実質的に長期間の契約が締結されることで環境変化への対応に後れをとることにもなりかねない。契約締結時点で最善の委託先を広く募集することは、効率性の観点からはもちろんのこと有効性の点からも必要である。特命随意契約が認められるのは、効率性などを犠牲にしても、特定の委託先を選ばざるをえないという特殊なケースのみである。例えば、アジア起業家誘致交流促進事業（経済労働局 国際経済推進室 15）では、その運営を委託された事業者は特命随意契約で選定されているが、企画競争方式に変更することで、より多くの事業者から提案を受け付け、その中から最適の提案を行った事業者を選定することができる。

委託契約については、特命随意契約で委託先を選定するケースは例外的な場合に限定し、競争入札の原則を徹底するとともに、委託先に専門性を求められる場合においても企画競争方式を採用することが必要である。

(監査の結果 特命随意契約の際の効率化に向けた取組み 全般2)

競争入札が競争の原理により効率化が図られるのに対し、特命随意契約は委託先選定の

際に競争原理が働かないことから、効率性の点で問題がある。したがって、特命随意契約で事業者が選定されるケースは例外的な場合に限られるが、特命随意契約によって委託先が選定された場合には、競争原理に代わる効率化の取組みが必要である。例えば、契約額の詳細な内訳を入手し、委託先の効率化に向けた取組みが十分かどうかを、委託先に対するヒアリングによって確かめるといった対応が必要である。

(2) 目標の設定について

今回、監査の対象とした事業では目標達成度合いを測る指標が設定されていない事業が多く見られた。

(監査の結果 目標の設定の必要性 全般3)

産業振興に関する事業の多くは市から企業への支援等である。そのため、売上高の増加や雇用の拡大といった具体的な事業の成果は、企業側において生じるため、市としては成果に関する目標が設定しづらい事業も多い（便宜上、このような性質の事業を間接型事業と呼ぶ）。このような理由もあって目標を設定していない事業も多いが、一方で、間接型事業であるがゆえに目標の設定が不十分であると、事業そのものの意義や目的が見失われるといったおそれも考えられる。したがって、産業振興に関する事業は、他の事業にも増して目標の設定が重要である。

目標には、大きく分けてアウトカムの目標（行政サービスの効果为目标とするもので、例えば、市の支援を受けた企業の売上高の増加率などが該当する）とアウトプットの目標（行政サービスの程度为目标とするもので、例えば、市が企業向けに開催する説明会の開催回数などが該当する）に区分される。事業の効果を検証するためには、本来、アウトカムの目標を設定すべきではあるが、産業振興の事業のような間接的事業では、必ずしもアウトカムが適切な目標とならないことも多い。そこで、目標の設定にあたり、まず事業ごとに、アウトカムの目標を設定すべきか、アウトプットの目標を設定すべきかを整理したうえで、アウトカムまたはアウトプットの目標の検討を行うべきである。

(3) 補助金交付対象のモニタリングと計画変更への対応

産業振興に関する事業には研究開発を支援するため企業に補助金を交付するといった事業が多くある。例えば、産学共同研究開発プロジェクト助成事業費（経済労働局 産業振興部 工業振興課 21）は、中小企業が大学等と連携し新技術を開発する際に要する経費に対し市が補助金を交付するものである。

（監査の結果 事業計画が変更された際の対応 全般4）

市の産業振興施策の大きな柱として3つのイノベーション（ライフイノベーション、ウェルフェアイノベーション、グリーンイノベーション）が挙げられていることから分かります。市の産業振興施策の特徴の一つとして、企業の研究開発に関する支援が充実している点が挙げられる。具体例として産学共同の研究開発に対する補助事業（経済労働局産業振興部 工業振興課 21）や、ライフサイエンス共同研究補助金（総合企画局 臨海部国際戦略室 9）などは、企業の最先端の研究開発に対して補助を行う事業である。

補助金の交付にあたっては、外部の有識者から構成される評価委員などの意見も参考に交付先を検討し決定されている。しかし、一般的に研究開発の事業計画は予定通りに進まないことも多い。したがって、研究開発に関する経費を補助する場合には、申請時の検討に加え、計画変更が行われた場合の対応方法についても、あらかじめルール化すべきである。計画が変更された場合に、その変更内容によって、再度、評価委員の意見を聴取すべきものと、そうでないものとをあらかじめルール化することは、公平性の観点からも必要である。

（監査の結果 補助金交付対象のモニタリング 全般5）

先にも触れたとおり、補助金の交付決定については、外部の有識者から構成される評価委員などの意見も参考に決定されているなど、その過程は補助金交付要綱に定められている。

一方で補助金交付後に補助を行った事業に対するモニタリングについては不十分である。現在、補助を受けた企業等に対するモニタリングは、市職員、産業振興財団職員によって行われているが、モニタリングの方法についてルール化されたものはない。

研究開発は、その成果が現れるまでに一定期間が必要となる場合も多い。したがって、例えば、ライフサイエンス共同研究補助金であれば、補助対象期間終了後、3年程度が経過した時点で研究成果のモニタリングを実施するといったことが考えられる。

（4） 産業関係団体との関係

産業振興に関する事業には、産業関係団体に対して助成金を支出しているケースも多い。産業関係団体は企業間の連携を図るなどの役割を果たしており、その運営資金の一部を市が負担することは産業振興施策を推進する観点からも理解はできる。

（監査の結果 負担金の見直し 全般6）

産業関係団体への助成金は、毎年度、ほぼ同額の支出がなされているケースも多く、その算出方法は見直しが必要である。助成金額は、各産業関係団体の支出額の検討を行い、金額の算出根拠が明確かどうかや、各産業関係団体の事業規模と比較して過大な金額にな

っていないかなどを確認を行ったうえで決定されている。しかし、事業が執行されなかったにもかかわらず、翌年度の助成金が見直されていないケースもあることから、助成金の算定方法は、助成金の過年度の使用状況、使用率、繰越金の残高等も加味したうえで算定するよう見直すべきである。

（監査の結果 産業関係団体の事務 全般7）

川崎国際ビジネス交流推進協議会など産業関係団体の事務を市の所管課の職員が担っているケースが多い。これは各団体の体制が脆弱なこともあって、市の職員が負担しているものと考えられる。

本来、産業関係団体の事務は、団体自らが行うべきものであり、これを市が担うことは、実質的には市から団体への補助に該当する。市が団体の事務を担うことについては、要綱で定められている場合や、特段の文書では定められていない場合があり、対応はまちまちである。産業関係団体の事務を市が担うかどうかは、まずは事務を担うことの適否を公共関与の妥当性の観点から検討したうえで、事務を担う場合には、担う事務の範囲を文書化するとともに、産業関係団体と市との負担関係の整理が必要である。

（5） 融資制度の利用状況の改善について

市では市内の中小企業者等に対して運転資金・設備資金を融資するため、中小企業融資制度として、様々な制度が設けられている。それぞれの融資制度の対象は以下のとおりである。

融資制度の名称	対象
振興資金	中小企業者・協同組合等
小規模事業資金	従業員 30 名以下（商業・サービス業は 10 人以下）の小規模事業者
小口零細対応小規模事業資金	従業員 20 名以下（商業・サービス業は 5 人以下）の小規模事業者
経営安定資金	最近 3 ヶ月間又は 6 ヶ月間の月平均売上高、平均売上総利益（率）及び営業利益（率）のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業等
創業支援資金	川崎市内で開業する者又は開業後 5 年未満の中小企業者等
流動資産担保資金	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等
産業立地促進基金	市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅・中小企業等

福祉関連産業育成資金	福祉関連サービス事業を営む中小企業等
環境対策資金	環境に配慮し、地域社会に貢献している中小企業等

出所：市提供資料を基に作成。

これらの融資制度は、市が中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して預託金として資金を無利息で預入れ、一方、金融機関はこの無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能となるものである。

それぞれの融資制度の過去3年間の融資実績額、融資件数および平成25年度の預託額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

制度名	実績（上段が融資総額、下段が融資件数）			預託額
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
振興資金	2,555	2,942	6,027	1,200
	146件	175件	321件	
小規模事業資金 (小口零細対応小規模事業資金を含む)	6,513	8,604	10,538	2,800
	1,264件	1,472件	1,744件	
経営安定資金	33,601	26,319	24,366	25,400
	1,845件	1,228件	990件	
創業支援資金	394	302	119	462
	50件	38件	20件	
流動資産担保資金	7	21	41	216
	3件	2件	15件	
産業立地促進基金	0	137	0	1,000
	0件	2件	0件	
福祉関連産業育成資金	61	0	9	36
	3件	0件	1件	
環境対策資金	0	0	0	400
	0件	0件	0件	

出所：市提供資料を基に作成。

(監査の結果 融資実績の向上 全般8)

上記の融資制度のうち、創業支援資金、流動資産担保資金、産業立地促進資金、福祉関連産業育成資金、環境対策資金の融資実績は低い水準で推移している。川崎市中小企業融

資制度要綱では、預託金について、制度ごとに融資実績及び融資目標等に応じて取扱金融機関に預託する旨が規定されている。また、融資目標は預託金の額に融資倍率を乗じて算出されている。このように川崎市中心企業融資制度要綱によれば、預託金の金額は、融資実績や融資目標等によって決定されることとされている。

これに対し、創業支援資金、流動資産担保資金、産業立地促進資金、福祉関連産業育成資金、環境対策資金は、融資目標に達していない状況が続いているにもかかわらず、毎期ほぼ同額の予算額が計上されている。預託金は、過去の融資実績や今後の融資制度の利用見込みを勘案したうえで決定すべきである。

（監査の結果 融資制度の有効性の検証 全般9）

上記の融資制度のうち、福祉関連産業育成資金（経済労働局 金融課 7）及び環境対策資金（経済労働局 金融課 8）は政策誘導型の融資制度である。市では、ウェルフェアイノベーション、グリーンイノベーションに見られるように、福祉関連産業や環境関連産業の育成や産業振興の大きな柱の一つとしている。このように福祉関連産業や環境関連産業の育成を重点としているにもかかわらず、福祉関連産業育成資金及び環境対策資金の利用状況は芳しいものではない。

このような政策誘導型の融資制度では、他の融資制度以上に目標の設定が重要である。融資件数等の定量的な指標を目標として用い、また、事業者に対するヒアリング等を実施することで当該融資制度の意義について検証する必要がある。

（6） 産業振興財団との連携について

産業振興財団は、市の産業振興施策を推進するにあたって重要な役割を担っている。経済労働局など市の職員が、2、3年程度で異動するのに対して産業振興財団の職員の勤務年数は長く、そのため、産業振興財団の職員の企業等に対する理解が進むこともあって、特に中小企業に対する商品開発などのアドバイザー機能では中心的な役割を果たしている。このように、産業振興財団は市の産業振興の実働部隊であるが、そのため市から産業振興財団に委託されている事業も多い。例えば、川崎 PR 製品開発事業費（経済労働局 工業振興課 20）は、市内の中小企業者の製品開発に向け、デザイナー等の専門家の派遣を、市からの委託を受けて産業振興財団が行うものである。

また、産業振興財団には、市からの委託事業の他にも、中小企業支援事業として多くの自主事業が行われており、産業振興財団の自主事業の一部に対しては、市からの補助も行われている。

（監査の結果 市と産業振興財団の連携の強化 全般 10）

市から産業振興財団に多くの事業が委託されていることや、産業振興財団の自主事業の一部に補助が行われていることもあり、現在、経済労働局と産業振興財団とでは、2ヶ月に1回のペースで連絡会議を開催し、情報の共有を図っている。

しかし、市が実施している事業と産業振興財団が実施している事業とには、内容が重複するものも見受けられる。事業間の重複を避け、また一方で連携が可能な事業では連携を図るなど、連絡会議は、これまでの実施方法を見直し、事業間の調整機能を果たす必要がある。産業振興財団は、今後、科学技術振興に関する事業も一部担うことを考えると、今まで以上に市と産業振興財団との連携を強化する必要がある。

（7） 総括

川崎市は京浜工業地帯の中核として発展を遂げてきた。川崎市にとって産業振興施策は、今後も極めて重要な施策である。かつては工都と呼ばれた川崎市であるが、現在では、新川崎地区の創造のもりやキングスカイフロントに代表されるように企業や大学の多くの研究開発拠点が立地している。これら最先端の研究開発拠点と、従来からの中小企業が連携し新たな産業を興すなど、川崎市の産業は極めて重層的である。

これに応じて市が行う産業振興施策も多岐に亘っている。しかし、今回の包括外部監査では、産業振興に関する多くの事業を検証したが、概して予算額が減少している事業も多い。このようなことから、今後、事業数は多いものの、一つ一つの事業規模は縮小し、結果として事業効果が低下することも危惧される。

そこで、今回の包括外部監査を機に、再度、事業目的を明確にし、共通する目的の事業については事業間の連携を図ることが必要である。事業間の連携は、市の事業に限ったことではなく、産業振興財団の事業を含めて再整理を行うべきである。さらに、全体としての予算額の大幅な増加が見込めない中では、効果の高い事業に重点化することも必要である。その過程では廃止を含めた事業の見直しが必要となるが、産業振興施策では事業の新陳代謝が欠かせない。

川崎市の産業は極めて高いポテンシャルを有している。川崎市は、今後もわが国の産業振興施策のモデルにならなければならない。それだけに川崎市の産業振興施策が担うべき責任の重さを自覚し、事業の見直しを進めていただきたい。

第3 各論

I. 経済労働局 産業政策部 企画課

1. 産業政策一般管理費

所管	経済労働局産業政策部企画課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	1,293	886	917	881	882
	決算額	962	757	821	755	790
H25年度決算額の使途内訳	需用費 789,825円					
事業内容	当課所管事務を行うため、一般事務用品費や複写品費、図書・雑誌代を支出するほか、中小企業者向けの支援施策を目的別・網羅的に掲載した「中小企業支援施策ガイドブック」を発行する。					
事業目的	所管業務の適正執行、中小企業支援施策の周知・活用の促進					
事業目標	所管業務の適正執行、中小企業を中心とした対象者への支援施策のさらなる周知・活用の促進					
事業の効果、事業目標の達成度合	所管事務が適正に執行された。 また、「中小企業支援施策ガイドブック」を1,500部発行し、中小企業等に対して情報提供を行った。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

本事業は経済労働局産業政策部企画課が所管する事務を行うための事務的経費である。経費の一部には「川崎市中小企業支援施策ガイドブック」(以下、「ガイドブック」という。)の作成経費が含まれている。ガイドブックには、経済労働局及び産業振興財団が行う中小企業支援施策の概要が、「創業」、「経営・販路」、「新製品・新分野」、「商業」、「研修」、「交流」、「情報収集」の目的別に紹介されている。ガイドブックは平成26年度は1,500部発行され、中小企業訪問時や中小企業との会合時等に配布する他、直接問い合わせがあった企業、議員等にも配布されている。

(2) 結果

① 事業目標の達成度合いの測定（経済労働局産業政策部企画課－1、結果1）

評価表では目的達成度合いを測る指標が記載されていない。ガイドブックは中小企業経営者をはじめより多くの市民等に、市の中小企業振興施策の概要を周知することを目的としている。したがって、本事業の指標としては、ガイドブックの配布部数が適切である。なお、例えば、市が、市外の中小企業者に市の様々な施策を理解していただき、市内に誘致するといった意図を市が持つのであれば、指標は市外の中小企業へのパンフレット配布部数が適切である。

(3) 意見

① パンフレットの記載内容（経済労働局産業政策部企画課－1、意見1）

現在、パンフレットの構成は、一事業を1ページで簡潔に説明し、より詳しい内容を知りたい者のため、問い合わせ先である事業の所管部署とその連絡先（電話番号）を記載している。より詳しい内容を知りたい者のための便を図るには、問い合わせ先の他、制度の説明を行っているアドレスを記載するなどの改善が有効である。

2. 産業振興協議会運営費

所管	経済労働局産業政策部企画課					
根拠法令・要綱等	川崎市産業振興協議会設置要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	822	821	822	546	548
	決算額	376	344	360	352	320
H25年度決算額の使途内訳	報償費	308,500円				
	需用費	7,800円				
	役務費	4,000円				
事業内容	本市における産業振興に関する事項について、学識経験者、産業界、労働界及び市民の代表等で組織する「川崎市産業振興協議会」を開催し、本市の産業政策のあり方について協議し、専門的な見地から意見をいただく。					
事業目的	産業の振興や中小企業の振興・育成、その他地域経済の振興及び活性化に関して協議し、効果的な施策の推進に寄与する。					

事業目標	本市産業振興に関する課題について広く議論する「川崎市産業振興協議会」の運営、年 2 回程度の開催
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度は川崎市産業振興協議会を 2 回開催し、産業界及び労働界の代表、学識経験者等に、本市の経済施策の方向性等について御議論いただき、専門的な見地から意見をいただいた。 また、各種経済指標等を収集・整理し、協議会資料として情報提供を行った。
目標達成度合いを測る指標	なし。

(1) 概要

川崎市産業振興協議会（以下、「協議会」という。）は平成 4 年に設置されている。川崎市産業振興協議会設置要綱（以下、「要綱」という。）によると、その設置目的は、本市における産業の振興に関する必要な事項を協議し、効果的な施策の推進に寄与することとされている。

要綱第 2 条に、掌握事務として以下の 3 点が明記されている。

- ① 産業の振興及び情報交換に関すること。
- ② 中小企業の振興及び育成に関すること。
- ③ その他地域経済の振興及び活性化に関すること。

協議会は 20 名以内の委員で構成され、学識経験者、経済団体、労働団体、市民代表、経済専門家及び行政機関代表のうちから市長が委嘱する。委員任期は 2 年間である。

年 2 回程度（平成 25 年度は 8 月と 3 月）開催され、本事業はその運営に関するもので、内容は委員報酬及び通信費等である。

(2) 結果

① 設置目的と実態との不整合

（事実確認）

要綱第 1 条では、「本市における産業の振興に関する必要な事項を協議し、効果的な施策の推進に寄与することを目的として、川崎市産業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。」とされており、協議会は産業の振興に関する効果的な施策の推進に寄与することを目的としている。実際の協議会は、市から委員への事業説明と委員からの質疑等に対応するという形式が中心になっており、設置目的に照らして実態が合致していない。

（経済労働局産業政策部企画課－ 2、結果 1）

協議会が産業の振興に関する効果的な施策の推進に寄与することを目的としていることにあわせて、協議会の運営方法を見直す必要がある。例えば、委員の意

見を具体的に施策に反映するためには、協議会では幅広い論点を取り扱うのではなく、ある程度論点を絞った議論を行うといったことが考えられる。また、協議会での意見を整理し、どのように施策に反映するのかといった事後の検討も重要である。そのためにも、現在は要綱を根拠とした協議会であるが、協議会の趣旨に合わせて設置根拠を明確にする必要がある。

② 協議会の位置付けの整理の庁内の情報共有
(事実確認)

市では本協議会だけでなく様々な協議会が全庁的に設置されている。多くの協議会等が設置されているが、どの部局でこういった協議会等が設置されているかが十分に整理されていないため、協議会等の議論の内容が重複しているものも存在している。

(経済労働局産業政策部企画課－２、結果２)

外部の専門家から様々な意見をいただき、施策の推進に向けて、外部の委員から様々な意見をいただくことは効果的である。しかし、一方で協議会が重複することは非効率である。協議会等の位置付けを条例等により明確にするとともに、経済労働局に設置されている各協議会を一覧表にまとめ、関係部局において各協議会での議論を整理すると共に、協議内容を情報共有するといったことが必要である。

(3) 意見

① ホームページの更新（経済労働局産業政策部企画課－２、意見１）

協議会の議事録は市のホームページに掲載されているが、平成 23 年度以降の議事録については掲載されていない。市民への情報開示、説明責任の観点から議事録はホームページに掲載するとともに、ホームページのタイムリーな更新が必要である。

3. 「川崎の産業」作成事業費

所管	経済労働局産業政策部企画課		
根拠法令・要綱等	なし。		
予算費目	款：07 経済労働費	項：01 産業経済費	目：01 産業経済総務費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	—	4,104	2,539	1,683	2,037
	決算額	—	3,992	2,304	1,630	2,028
H25 年度決算 額の使途内訳	<p>●委託料：2,028 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎の産業 2014」作成基礎調査業務委託（2,027 千円） 委託先：株式会社 社会空間研究所 ・川崎市経済労働局企画課刊行物の有償頒布業務に係る収納事務委託（1 千円） （刊行物の販売実績に応じて委託手数料を支払う） 委託先：川崎市職員生活協同組合 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「川崎の産業 2014」作成基礎調査業務委託 <ul style="list-style-type: none"> （1）我が国の経済・産業動向等に関わるデータの収集 全国及び世界の経済動向、産業基盤や産業構造、企業活動、就業構造、国内企業のグローバルな動きや新しく注目されている産業等について、関連する最新データの収集を行う。 （2）川崎市の経済・産業動向等に関わるデータの収集 川崎市の経済動向、産業基盤や産業構造、企業活動、就業構造等について、関連する最新データの収集を行う他、立地特性・大都市との比較など川崎市の特徴を表す項目及び各産業別（日本標準産業分類等）の近年の動向についてデータを収集する。 ・川崎市経済労働局企画課刊行物の有償頒布業務に係る収納事務委託 <ul style="list-style-type: none"> （1）刊行物の収納事務 					
事業目的	<p>●変化の激しい市内経済環境に対応し、柔軟で臨機な経済施策の推進に資するため、全国及び市内の経済・産業動向調査を行い、データを収集・整理する。3 年ごとに「川崎の産業」として冊子にまとめ広く公表（販売）する。</p>					
事業目標	<p>●平成 25 年度においては、「川崎の産業 2014」作成の基礎となるデータを収集・整理するとともに、「川崎の産業 2008」「川崎の産業 2011」を販売する。</p>					
事業の効果、 事業目標の達成度合	<p>●3 年ないし 5 年毎に調査される各種統計情報に対応しつつ、変化の激しい市内経済動向に関する各種情報をとりまとめ、市民及び事業者提供している。事業の成果（データ）は、産業政策の立案等に活用されるとともに、本冊子については、各区役所売店等で販売（単価 1500 円）しているほか、ホームページにデータを無料公開しており、ホームページには、年間 400 件超のアクセスがあり、一定程度、市民・事業者等に活用されていると考えられる。</p>					
目標達成度合 いを測る指標	販売冊数、市ホームページビュー数					

(1) 概要

本事業で作成される「川崎の産業」は、経済・産業動向に関する各種データについて、我が国全体と川崎市の双方の視点から情報収集し集約された冊子である。作成のための情報収集、基礎調査に3年かけ、3年毎に「川崎の産業」としてまとめて冊子、ホームページにて市民及び事業者に公表されている。冊子は1部1,500円で販売されており、平成25年度までは川崎市職員生活協同組合に販売を委託していた。同様に、平成25年度までは、事業費には、調査に関する委託料に加えて委託販売に関する販売手数料が計上されていた。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 冊子の有効活用について（経済労働局産業政策部企画課－3、意見1）

「川崎の産業」は川崎の産業の概要が取りまとめられており、分かりやすい冊子となっている。

市では大企業と中小企業との交流を促す事業や、広く市民に企業活動を周知する事業が行われている。これらの事業は市の産業についての理解を深め、大企業、中小企業、市民、行政が一体となって産業振興を行おうとするものである。「川崎の産業」は、これまでも大企業や中小企業と行政の意見交換の場において活用される他、市内小中学校及び高校、大学等の教育現場においても活用されてきたが、企業間の交流、市民への説明の機会でのさらなる有効活用を検討すべきである。「川崎の産業」に示された客観的なデータに基づいた説明を行うことで、企業や市民の相互理解が深まるものと考えられる。

4. 科学技術サロン開催事業費

所管	経済労働局産業政策部企画課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	1,649	2,000	2,163	2,190	1,990
	決算額	1,103	1,904	2,163	2,579	1,990

H25 年度決算 額の使途内訳	●委託料：1,990 千円 ・科学技術サロン運営委託（1,990 千円） 委託先 一般社団法人 先端技術産業戦略推進機構
事業内容	●川崎発のイノベーションを活性化する知の交流拠点を形成していくため、様々な組織に所属する分野の異なる研究者・技術者が互いの顔の見える交流や知的刺激を得られる場を提供する「かわさき科学技術サロン」を平成18年4月に設置し、科学技術分野の著名人を招いた講演会を毎年3回程度開催している。
事業目的	●市域で活動している多数の第一線の研究者・技術者が交流することができる場を提供し、川崎発のイノベーションを活性化する知の交流拠点を形成する。
事業目標	●「かわさき科学技術サロン」の開催（3回） ●かわさき科学技術サロン世話人会の開催（2回）
事業の効果、 事業目標の達成度合	●以下3回の「かわさき科学技術サロン」の他、2回の世話人会を実施した。 1. H25年5月21日「技術革新による産業技術の競争力強化」 （独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 古川一夫氏） 2. H25年10月11日 川崎生命科学・環境研究センター（Lise）及び公益財団法人実験動物中央研究所 見学会 3. H26年2月12日「未来を開拓するイノベーション」 （CYBERDYNE 株式会社 CEO・筑波大学大学院教授 山海嘉之氏） ●市域企業の研究者・技術者を中心に延べ362名に参加いただき、著名人からの話題提供を契機に積極的な会場討議及び自由交流が行われた。
目標達成度合 いを測る指標	●「かわさき科学技術サロン」の開催回数及び参加人数

（1）概要

本事業は研究者や技術者が組織や専門分野を超えて、集い、交流する場を市が提供することを目的に平成18年度に設置されたものである。市域の産学官など関係する企業・機関の連携促進、同じ地域内で活躍する研究者・技術者の交流促進、市域の産業・研究機能の高度集積効果の増幅を図ることでイノベーション・新事業創出のきっかけとなる交流の場をめざして設置されている。

平成18年度の開始以来、年3回サロンを開催してきており、平成25年度は評価表にある日程で3回開催され、延べ362名が参加した。また、10回開催するごとに（概ね3年ごとに）、それまでの開催結果（講演内容）を記録したライブラリーを編纂している（本事業とは別の委託事業）。

当サロンには産学公を代表する11名の世話人からなる世話人会が年2～3回程度開催され、そこで研究開発の動向や課題を踏まえたテーマ・講師選定が行われている。

サロンそのものの運営と世話人会の運営の双方を外部に委託している。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① サロンの参加者増加に向けた取組み（経済労働局産業政策部企画課－４、意見１）

市内を始め全国で活動する多数の第一線の研究者・技術者が交流することで、川崎発のイノベーションの活性化を図ることを目的としている。そのためには、より多くの研究者、技術者の参加が求められる。現在、サロンの案内は、開催日の 1 ヶ月程度前に通知されているが、年度当初に年間スケジュールを通知するなど、より多くの研究者、技術者が参加できるよう工夫すべきである。

また、市では羽田空港の国際化に伴い、研究機関等との国際的な交流の拡大を目指している。したがって、これまで以上に海外への周知が求められる。

5. 知的財産戦略推進事業費

所管	経済労働局産業政策部企画課					
根拠法令・要綱等	知的財産基本法第6条において、地方公共団体の責務として、地域特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することが明示されている。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	39,497	21,771	10,050	9,146	8,842
	決算額	37,979	21,057	10,047	9,005	8,836
H25年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ●旅費：40千円 ●委託料：8,796千円 <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産戦略推進プログラム実施委託（7,566千円） （知的財産交流会開催及びコーディネータ支援、知的財産スクール開催） 委託先 公益財団法人川崎市産業振興財団 ・知的財産シンポジウム企画運営業務委託（1,230千円） 委託先 公益財団法人川崎市産業振興財団 					

事業内容	●大企業等が保有する特許や技術等の知的財産を活用し、中小企業の新製品開発等の新事業展開を支援する「知的財産交流会」を開催するとともに、知的財産経営を担う人材育成を目的とした「知的財産スクール」及び知的財産に関する最新動向や先進的な取組みを発信する「知的財産シンポジウム」を開催。
事業目的	●大企業等の研究開発拠点や高度な技術力を持つ中小企業の集積がある本市の地域特性を活かして、オープンイノベーションを促進することによって地域産業の活性化を図る。
事業目標	●大企業と中小企業の知的財産交流のネットワークを拡大し、多様なマッチング機会を設けることで、中小企業の新事業展開を次々に創出する。
事業の効果、事業目標の達成度合	●平成 19 年度より実施している「知的財産交流会」では、大企業と中小企業の間で数多くのマッチング成果が生まれており、最近では「川崎モデル」の特許流通支援として、国（特許庁）や全国各地の自治体などからも注目されている。脱下請けを目指して自社製品の開発に挑戦しようとする中小企業にとって、本事業に対する期待が年々高まっており、交流機会の増設により、大企業、中小企業の参加数も拡大している。
目標達成度合いを測る指標	●「知的財産交流会」及び「知的財産シンポジウム」の開催回数及び参加企業数、マッチング成果の件数 ●「知的財産スクール」の開催回数及び参加人数

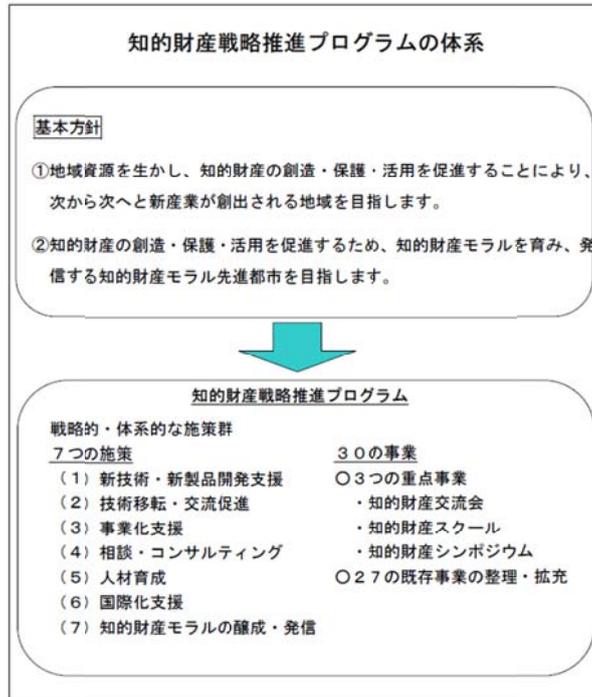
(1) 概要

知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 1 条の目的において、「この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。」と定められている。また、同第 6 条において、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められている。

市ではこの法律の要請に基づき、平成 20 年 2 月に「知的財産戦略」を策定し、10 年間で計画期間とする基本方針と、3 年間で計画期間とする知的財産戦略推進プログラムを定めている。知的財産戦略推進プログラムでは、7 つの施策と 30 の事業が選定され、そのうち 3 つの事業が重点事業とされている。3 つの重点事業は、① 知的財産交

流会、② 知的財産スクール、③ 知的財産シンポジウムであり、本事業は、これらの重点事業に係る事業である。

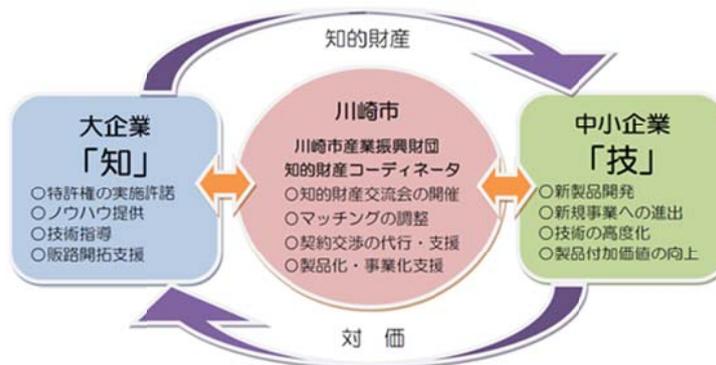
なお、市の知的財産交流会は「川崎モデル」とも称されるほど全国的にも注目を集めている。



出所：市ホームページ

① 知的財産交流会

知的財産交流会は大企業や研究機関と技術力のある中小企業がともに集積している市の産業特性を踏まえ、知的財産を媒介として市内中小企業と大企業との交流促進を通じて、新たなビジネス関係の構築や、地域産業の活性化、産業競争力の強化を目指した取組みである。市では平成 19 年度から実施してきている。



出所：市ホームページ

平成 25 年度には合計 5 回の交流会が開催された。

回	日程	参加企業数
1	平成 25 年 6 月 17 日 (月)	17 社 (24 名)
2	平成 25 年 7 月 12 日 (金)	49 社 (67 名)
3	平成 25 年 9 月 19 日 (木)	35 社 (50 名)
4	平成 25 年 10 月 9 日 (水)	26 社 (40 名)
5	平成 26 年 1 月 24 日 (金)	28 社 (35 名)

出所：市ホームページ等

② 知的財産スクール

知的財産スクールは知的財産に関する知識の習得、意識啓発の支援及び知的財産に関する人材育成支援を行うため、神奈川県立川崎図書館との共催で開催されている。対象は中小・ベンチャー企業の経営者及び知的財産管理部署担当者、大企業・研究機関の研究者及び知的財産管理部門担当者、知的財産管理に興味がある者となっている。スクールの内容は弁護士や弁理士などの実務家を講師に、知的財産の管理手法や海外での権利化に関する講義の他、パソコンを活用した特許の検索や特許明細書の作成などの実務的な演習が行われている。平成 25 年度の開催内容は以下のとおり。

開催日	時間	テーマ	内容	講師	出席者数
5/22 (水)	14:00～ 16:00	中堅・中小企業の知的財産の管理	中堅・中小企業が自社権利を守るための、知財管理・保護対策について解説。	弁護士	23 名
5/29 (水)	14:00～ 16:00	中国・東南アジア諸国への事業戦略と知的財産の保護	中小企業が中国に進出するに当たり知っておくべき知財保護の現状と対策、東南アジア諸国の実情について解説。	弁護士	19 名
6/12 (水)	14:00～ 16:00	特許調査「特許・実用新案検索 I・II」	①特許調査の目的・種類・手順・特許分類について解説。特許検索を PC を活用	弁理士他	15 名
6/19 (水)	14:00～ 16:00				15 名

			(IPDLを活用)して実践する。 ②失敗的な調査の防止策、審査基準を考慮した調査方法の紹介。 ③外国特許のデータベースを用いて外国特許の検索を演習を交え紹介。		
7/3 (水)	14:00～ 16:00	特許明細書の作成(講義・演習)	強い権利として特許を取得するために、質の良い特許明細書の作成について開設。特許明細書の書き方を演習。	弁理士	17名
7/10 (水)	14:00～ 16:00				17名

③ 知的財産シンポジウム

知的財産シンポジウムは市内企業の競争力を一層高めるため、知的財産の活用に関するビジネス事例や最新の動向などの情報発信を目的に年1回開催されている。

平成25年度は11月25日(月)に川崎市産業振興会館1階ホールで開催された。シンポジウムへの参加人数は135名、交流会への参加人数は91名であった。

開催プログラムは以下のとおりである。

- 開催挨拶 三浦副市長
- 基調講演 「川崎モデルの産業振興で日本を元気に」
シンクタンク・ソフィアバンク 代表 藤沢久美氏
- パネルディスカッション
「川崎モデルの知的財産交流会の次なるステージに向けて」
- 中小企業が活用可能な大企業シーズの紹介
- 交流会(名刺交換会)

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 知的財産ビジネスマッチングにおける市の役割の整理（経済労働局産業政策部企画課－5、意見1）

本事業で実施されている知的財産ビジネスマッチングは、「川崎モデル」として全国的に注目されており、今後ますますの充実が期待される。本事業は、開放特許等の知的財産を有する大企業、新しい事業展開を意図する中小企業、大企業と中小企業との間を取り持つ市の三者の協力関係があって、初めて成り立つ事業である。また、その中で市の役割としては、大企業と中小企業の間を取り持つことはもちろんのこと、これに加えて、製品化に向けた支援をどの程度まで中小企業に行うのかといった点が重要になる。

市の役割をどのように考えるのかは、市に求められる専門性等の体制にも影響を与える。本事業を推進するにあたっては、市の役割を整理することが求められる。

6. コンベンション施設整備推進事業費

所管	経済労働局産業政策部企画課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	0	0	0	7,700	11,000
	決算額	0	0	0	7,530	725
H25年度決算額の使途内訳	委託料 724,500円					
事業内容	小杉町二丁目地区に整備を予定しているコンベンション施設（平成29年度末完成予定）整備に向けた調査の実施					
事業目的	コンベンション施設整備附帯機能に関する実態調査					
事業目標	コンベンション施設における附帯機能導入の検討に向けた実態調査の実施					
事業の効果、事業目標の達成度合	所管事務が適正に執行された。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

都市計画小杉町二丁目地区地区計画に基づき、武蔵小杉駅北側の小杉二丁目地区では、都市型住宅、商業施設等の複合建築物の開発計画が整備されている。この計画には、低層部には近隣住民の利便に供する商業施設やコンベンション施設等の文化・交流施設を配置し、公共空間と一体化したパブリックスペースの創出を図り、にぎわいのある街なみを形成することが盛り込まれている。本事業は、このコンベンション施設整備に関する事業費である。

平成 25 年度の予算額 11,000 千円に対し、決算額が 725 千円となっており、10,000 千円程度の執行残が発生している。これは、平成 25 年度ではコンベンション施設整備
付帯機能に関する調査のみが実施され、当初予定していた設計の発注ができなかったことによるものである。なお、設計発注は平成 26 年度に行われているが、経済労働局ではなくまちづくり局が執行を担当している。平成 25 年度に 725 千円で実施されたのは、コンベンション施設の付帯機能に関する実態調査である。

現在、市では、付帯機能として、いわゆるクリエイターや、地域住民の議論の場の提供を検討しており、本事業はこれに伴う調査業務である。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

7. 科学技術政策推進事業費

所管	経済労働局産業政策部企画課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	3,546	5,256	3,682	3,270	4,954
	決算額	3,682	5,256	3,677	3,260	4,954

H25 年度決算 額の使途内訳	●委託料：4,954 千円 ・先端科学副読本製作委託（4,954 千円） 委託先 株式会社リアライズ理工センター
事業内容	●市内企業が持つ技術を分かりやすく紹介した本市独自の理科等副教材である先端科学技術副読本「川崎サイエンスワールド」を作成し、市立中学校 1 年生等に配布する。
事業目的	●市内企業が持つ技術を中学校理科カリキュラムに合わせて紹介する副読本を配布することで、中学生の理科離れ対策及びキャリア教育等に活用してもらうとともに、市内企業の紹介のツールとする。
事業目標	●先端科学技術副読本「川崎サイエンスワールド（第 4 版）」の作成・配布
事業の効果、 事業目標の達成度合	●副読本は、毎年、川崎市内市立中学校 1 年生全員（約 9,500 人）及び理科や技術・家庭科教員等学校関係者（約 2,000 人）に配布され、教育現場において活用されている。副読本掲載機関は、全て川崎市内の研究開発機関であること、また、全てのテーマが理科の学習内容とリンク付けされていることから、副読本を活用することで、自分の身近なところで行われている研究開発内容について、基礎を踏まえた上で発展的に学ぶことができる。
目標達成度合 いを測る指標	●アンケート集計結果

（１）概要

中学校における副読本「川崎サイエンスワールド」の作成費用である。川崎サイエンスワールドは 3 年に一度内容が更改されている。

（２）結果

① 委託先の選定について

（事実確認）

副読本製作の委託先の選定は特命随意契約によって行われている。

（経済労働局産業政策部企画課－ 7、結果 1）

川崎サイエンスワールドの内容は、市内の研究機関等の研究成果が紹介されており、その製本には科学技術への理解といった一定程度の専門性が必要とされる。しかし、求められる専門性は現在の委託先に特定したものとは言えず、特命随意契約とする理由としては不十分である。委託先の選定方法の見直しが必要である。

（３）意見

① 活用充実を図るための検討の必要性（経済労働局産業政策部企画課－ 7、意見 1）

当該副読本は毎年中学校一年生全員に配布されている。理科離れの解消、市内企業の紹介といった面で、副読本を作成し配布する意義はあるものと思われる。しかし、学校現場からのアンケートには、「青少年の科学技術の興味、関心のためには、とても良いと思います。」「カラーできれいにまとまっていて、わかりやすいです。ありがとうございます。」といった意見がある一方で、「読み物としては面白いですが、授業でやるべきことが多く、なかなか使えません」、「あまりうまく活用できておりません」という声もある。このようにアンケートからは、川崎サイエンスワールドが、教育という観点から考察が十分ではないことが窺われる。副読本という位置づけからも、教育委員会とも協議をし、教育の視点からの検討も必要である。また、例えば副読本に掲載されている企業が出前授業を実施するといったことも検討し、より活用の充実を図るべきである。

8. 市内企業研究開発成果理解促進活動支援事業費

所管	経済労働局産業政策部企画課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	—	—	2,051	1,796	1,649
	決算額	—	—	1,558	1,397	1,103
H25 年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ●委託料：1,103 千円 ・市内企業研究開発成果理解促進活動支援委託（1,103 千円） 委託先 株式会社ぎょうせい 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●市内企業に対して、各社が持つ独自技術を分かりやすく伝えるために出張授業の支援を行う。具体的には、授業の準備段階の支援（理科の単元に合わせたプレゼンテーション資料作成の支援やコミュニケーション研修等）及び、中学校等で各社社員が出張授業を実施する際の授業サポートを行う。 					
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ●市内企業の知名度や企業イメージの向上及び、中学生の理科離れ対策やキャリア教育を目的として、市内企業が市立中学校で出張授業を実施するための支援を行う。市内の中小企業等が有する技術や研究開発の成果を生徒・市民等に分かりやすく伝える活動を支援することで、科学技術を媒介とした企業活動と教育・市民活動との橋渡しをする。また、一連の出張授業支援を通して企業のプレゼンテーション能力の向上を図り、企業活動の促進に資する。 					

事業目標	●市内に拠点を有する企業3社に対し、市立中学校で企業の独自技術を活用した授業を実施するための支援を行う。
事業の効果、事業目標の達成度合	●アンケート結果より、本事業は実施中学校の生徒に大好評であった。「初めて知った」「もっと知りたい」「授業で習ったことを改めて理解した」等の感想が多く、実施企業の技術が生徒に伝わり、理科に対する興味が深まったことが窺える。したがって、本事業の目的である、「企業活動と教育・市民活動との橋渡し」「企業のプレゼンテーション能力の向上」は達成された。また、市内中学校での授業がメディアで紹介されたことで、企業の知名度や企業イメージの向上の側面からも企業活動の促進に資することができた。
目標達成度合いを測る指標	●学校アンケート、新聞記事等

(1) 概要

市では、小中学生のいわゆる理解離れを防ぎ、科学技術に対する関心を高めることを目的に、市内の中小企業等が、市内の中学校で自社の技術や製品に関する授業を実施している。本事業は、授業の実施に向け、中小企業に対して、プレゼンテーション資料の作成支援やコミュニケーション研修を実施するものである。なお、平成25年度は、評価表に示した3中学校で授業を実施した。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 計画的な事業の実施（経済労働局産業政策部企画課－8、意見1）

本事業は企業が中学校で授業をする際のサポートをするものであるが、実施を希望する企業はなく応募者はゼロの状況である。評価表にある3社についても、市から声掛けを行い実施してもらっている。一方、アンケート結果では、本事業は生徒には好評であり、理科に対する興味が深まったという回答も得られている。

このような状況から、本事業の担当部局は、これまで以上に中学校に対して本事業の紹介を行い、年間計画を策定するなど計画的に授業を行うことで、より多くの中学校で実施できるよう工夫を行うべきである。

Ⅱ. 経済労働局 国際経済推進室

1. 国際経済一般管理費

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	0	0	0	0	128
	決算額	0	0	0	0	416
H25 年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記念品費 (40 千円) ・ 事務用品、複写品費 (372 千円) ・ 切手代 (4 千円) 					
事業内容	・ 一般管理費 (記念品費、一般事務用品費、複写品費、印刷製本費、切手代)					
事業目的	・ 室の庶務的経費の執行					
事業目標	・ 効率的な庶務事務の執行					
事業の効果、事業目標の達成度合	・ 庶務的経費の適切な執行					
目標達成度合いを測る指標	・ 予算執行率					

(1) 概要

本事業は経済労働局国際経済推進室で発生した事業費のうち、事業に直接紐づけることのできない事業費もしくは、複数の事業に共通的に発生した事業費である。本事業の予算は平成 25 年度より他事業費と区別し管理されることとなった。

予算作成時において発生金額を適切に見積もることが難しく、予算額と決算額に相違が発生している。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

2. 国際産業交流推進事業費

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	川崎国際ビジネス交流推進協議会 設置要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	0	0	1,582	1,503	1,396
	決算額	0	0	1,569	1,425	1,403
H25年度決算額の使途内訳	・役務費：9(千円) ・負担金補助及び交付金：1,394(千円)					
事業内容	<p>1 川崎国際ビジネス交流推進協議会 896千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーや商談会の開催等、海外展開支援の場を設けると共に、市内中小企業支援機関等と連携し、市内企業の海外販路開拓支援を行う。 <p>2 川崎日中産業交流協会 401千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国進出に関心のある企業のネットワークを形成するため中国進出済企業による講演会や交流会を開催すると共に、中国各都市が開催する展示会等への参加支援を行う。 <p>3 アジアサイエンスパーク協会(ASP A) 97千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASP Aを通して地域間の相互交流を行う。 					
事業目的	・市内企業の海外販路開拓支援					
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会・セミナーの開催により海外進出に関する情報を広く発信すると共に、交流会を通じて海外進出済企業や知見のある人物との交流機会を設けることで、海外展開を希望する市内企業に対する基礎的段階の支援を行う。 ・海外への販路開拓等を希望する市内企業に対し、KOB S等関係機関との連携、展示会への出展等を通して具体的な海外進出支援を行う。 					
事業の効果、事業目標の達成度合	・市内企業が、講演会・交流会にて海外進出に関する情報収集・人脈形成を行うと共に、海外展示会(現地調査、販売先等の開拓)を通して、海外展開を促進する。					
目標達成度合いを測る指標	・講演会及び交流会への参加者数					

(1) 概要

本事業は海外企業等との商談会の開催など、国際的ビジネスマッチングの場づくりに向けた取組みの推進、海外投資等に係る情報収集・発信を行っている法人(川崎国際ビジネス交流推進協議会、川崎日中産業交流協会、アジアサイエンスパーク協会)

の事業経費を一部負担することにより、市内企業の海外でのビジネス展開の促進を図ることを目的とした事業である。なお、川崎国際ビジネス交流推進協議会及び川崎日中産業交流協会の事務局は、市の職員が担っている。

【負担金支出先】

(川崎国際ビジネス交流推進協議会)

川崎国際ビジネス交流推進協議会は平成 22 年に設置された協議会である。川崎国際ビジネス交流推進協議会設置要綱（以下、「要綱」という。）によると、その設置目的は、市内企業のビジネス国際化と外国企業等の市内企業への誘致を推進する上で、必要となる基本的事項について協議し、事業を実施することとされている。要綱第 2 条では、掌握事務として以下の 4 点が明記されている。

- ① 市内企業と外国企業等とのビジネスマッチングの創出・拡大に関すること
- ② 市内企業の海外販路拡大に関すること
- ③ 海外企業等の誘致促進に関すること
- ④ その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

協議会は、市民企業の海外での販路開拓サポート等を通じて、市内企業の海外でのビジネス展開の支援を行っている。

(川崎日中産業交流協会)

川崎日中産業交流協会は、平成 20 年に設置された協会である。川崎日中産業交流協会会則（以下、「会則」という。）によると、その設置目的は、市と中華人民共和国各都市との間の産業交流を通じて、相互理解と有効関係を増進し、もって市の産業発展に寄与することとしている。会則第 3 条では、活動内容として以下の 5 点が明記されている。

- ① 産業団体間及び企業間の友好
- ② ビジネス交流の支援に関すること
- ③ 相互理解の増進に関すること
- ④ 関係諸機関及び関係団体との調整に関すること
- ⑤ その他、本協会の目的を達成するために必要な事項に関すること

市内企業に対し、講演会・セミナー・交流会を通じて、海外進出に関する情報を提供する等の基礎的な支援を実施している。

(アジアサイエンスパーク協会)

アジアサイエンスパーク協会は、平成9年にかながわサイエンスパークで開催された「東アジアサイエンスパーク交流会議」を母体として誕生した国際民間機関である。地域間の技術交流、産業協力を通して、相互地域の経済発展やアジア地域の共存の実現に向けた活動を行っている。

(2) 結果

① 負担金交付目的と積算根拠の確認について

(事実確認)

川崎国際ビジネス交流推進協議会及び川崎日中産業交流協会に対する負担金支出金額の決定は、各団体の予算額を積算の根拠として支出額の検討を行っており、市では、負担金の審査・確認事項として、チェックリストを用い、「負担金補助金額の算出根拠は明確か」、「事業規模と比較して過大な助成となっていないか」について確認を行っている。

(経済労働局国際経済推進室－2、結果1)

国際産業交流推進事業費としている補助先、交付先の活動は、市からの負担金を財源に行っている。多くの年度において、市からの補助、交付金額のすべてが利用されず、次年度繰越金として、資金が補助先、交付先に蓄積されている。協議会及び協会の平成25年度における収支決算書の状況は以下のとおりである。

川崎国際ビジネス交流推進協議会

平成25年度 収支決算書

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比率
川崎市負担金	896,000	896,000	61.5%
前年度繰越金	559,780	559,780	38.4%
預金利息	70	147	0.0%
収入計	1,455,850	1,455,927	100.0%

支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	比率
協議会開催経費	100,000	18,525	1.5%
ビジネスマッチング経費	1,000,000	1,157,384	96.0%
講師謝礼	210,000	30,000	2.5%
情報発信経費	100,000	0	0.0%

事務費	20,000	0	0.0%
予備費	25,850	0	0.0%
支出計	1,455,850	1,205,909	100.0%

川崎国際ビジネス交流推進協議会の平成 25 年度収入の部の決算合計額は、1,455 千円であり、うち 896 千円が市からの負担であり、559 千円は前年度からの繰越金、0 千円は預金利息となっており、市からの負担金、前年度繰越金が活動の財源となっている（平成 23 年度、平成 24 年度においても同様。）。また、支出の部の予算額、決算額を比較すると情報発信経費は、平成 25 年度、平成 24 年度とも予算計上されていたにもかかわらず、決算額が 0 円となっている。

川崎日中産業交流協会
平成 25 年度 収支決算書

収入の部 (単位:円)

科目	予算額	決算額	比率
川崎市負担金	401,000	401,000	29.6%
交流会負担金	280,000	126,000	9.3%
前年度繰越金	825,533	825,533	61.0%
預金利息	110	167	0.0%
収入計	1,506,643	1,352,700	100.0%

支出の部 (単位:円)

科目	予算額	決算額	比率
海外ミッション等事業費	600,000	0	0.0%
講師謝礼	100,000	40,000	16.8%
研究会経費	150,000	0	0.0%
交流会経費	400,000	190,000	79.9%
印刷製本費	20,000	0	0.0%
会場費	30,000	0	0.0%
事務費	50,000	7,735	3.3%
予備費	156,643	0	0.0%
支出計	1,506,643	237,735	100.0%

川崎日中産業交流協会の平成 25 年度収入の部の決算合計額は、1,352 千円であり、うち 401 千円が市からの負担であり、825 千円は前年度からの繰越金、交流会負担金 126 千円、0 千円は預金利息となっており、市からの負担金が活動の財源となっている。また、支出の部の予算額及び決算額を確認すると、それぞれ、1,506 千円、237 千円であり、当初予算に対する決算割合は、15.7% (前年度 27.0%) であり、1,114 千円が次年度への繰越金となっている。

現状、負担金額の積算根拠については、交付申請書、事業計画、収支予算書等を確認している。負担金は、負担金の過年度の使用状況、使用率、必要性等に加え繰越金の残高等も加味したうえで算定すべきである。

また、決算額と予算額に差異が生じた場合には、各団体から、その理由を聴取し、市の施策の推進に影響がなかったかどうかなどの事後評価が必要である。

(3) 意見

① 実施内容等の公開について（経済労働局国際経済推進室－2、意見 1）

各団体にはホームページはなく、各団体の事業に関する情報は市のホームページに概要が掲載されているのみである。市からの負担金を財源として行われている事業であることを考えると、市民への情報開示、説明責任の観点から、事業内容や事業の達成状況等を各団体のホームページで公表するか、市のホームページの更なる充実を図ることが望まれる。

3. 都市間産業交流推進事業

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	0	0	17,000	5,500	16,738
	決算額	0	0	17,096	11,738	19,527
H25 年度決算額の使途内訳	・旅費：8,478 (千円) ・需用費：432 (千円) ・委託料：10,008 (千円) ・使用料及び賃料：137 (千円) ・負担金補助及び交付金：472 (千円)					

事業内容	<p>1 海外での展示会・商談会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市と産業・経済交流に係る覚書を締結し、経済交流を行っている都市を中心に、海外展示会出展支援や商談会・ビジネスマッチング等の開催等を実施する。 <p>【平成 25 年度 展示会等実績】</p> <p>中国・上海市 3 回、中国・瀋陽市 1 回、中国・青島市 1 回、香港 1 回、タイ・バンコク市 1 回</p> <p>2 海外ミッション団の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内企業の展開ニーズが大きい地域について、ミッション団を派遣し、海外地方政府機関等との覚書の締結や、企業間交流会等を行う。 <p>【平成 25 年度実績】</p> <p>中国・青島市、中国・上海市、デンマーク</p> <p>3 専修大学連携調査研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国における市内企業の進出を促進するため、市内企業の進出先として可能性の高い上海市及びその周辺地域（グレート上海）を対象に、企業進出の成功要因の分析のための調査研究を行う。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業の海外展開支援
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業の展開ニーズが大きい地域において、展示会・商談会等、販路開拓に係る具体的な支援を行う。 ・市内企業の展開ニーズが大きい地域において、地元政府機関との間で進出支援に係る覚書を締結し、海外展開サポート体制の構築を図る。
事業の効果、事業目標の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業の海外展示会等での商談の成功（販売先、仕入先、代理店の開拓等）に基づく、実取引の開始（経常的な売買の開始等）
目標達成度合いを測る指標	<ul style="list-style-type: none"> ・海外企業ビジネスマッチング数

（1）概要

本事業は市内企業の海外進出を促進するため、市内企業の進出可能性の高い地域及びその周辺企業の調査研究、海外政府機関等との覚書の締結、企業間交流等を目的としたミッション団の海外派遣、市内企業の企業と外国企業とのビジネスマッチングを目的とした海外での展示会・商談会への参加支援及び補助助成を行うものである。

支出内訳は、産業振興財団へ都市間産業交流推進事業業務委託 10,008 千円、海外展示会参加等に係る職員の海外出張旅費 8,478 千円 他となっている。

(2) 結果

① 産業振興財団に対する委託事業について（経済労働局国際経済推進室－3、結果1）

都市間産業交流推進業務を委託している産業振興財団へは、本事業以外にも、多くの事業で委託が行われている。現在、対象事業ごとに事業担当者が事業の企画、管理を行っているが、産業振興に対する事業間の重複を避けるとともに、事業間の連携を図るためにも経済労働局全体として調整機能の充実が望まれる。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

4. 国際ビジネス交流支援施設運営事業

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	0	0	0	5,379	23,148
	決算額	0	0	0	5,025	22,743
H25年度決算額の使途内訳	・委託料：18,960（千円）・使用料及び賃借料：3,783（千円）					
事業内容	<p>1 川崎市海外ビジネス支援センター（KOB S）の運営管理</p> <p>・川崎生命科学・環境研究センター（L i S E）1階に所在する川崎市海外ビジネス支援センターに専門コーディネーターを配置し、市内企業の海外展開に係る相談にワンストップにて対応する。</p> <p>2 海外現地サポート拠点の運営管理</p> <p>・川崎市が実施する海外での展示会事業等に参加する市内企業を対象に、中国・上海にて、オフィスとして利用可能なスペースや連絡代行機能のサービスの提供を行う。</p>					
事業目的	・市内企業の海外展開支援					

事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市海外ビジネス支援センターでは、専門コーディネーターが直接企業を訪問し、①海外展開ニーズ把握から、②販路開拓サポート、③海外展開戦略にかかる個別具体的な支援まで、市内企業の各ステージにあわせた支援を実施し、市内企業の海外展開を具体的に支援する。 ・海外現地サポート拠点では、市内企業が海外での展示会等に参加した後のフォローアップのため現地に出張する際に、活用できる拠点を提供する。また、市内企業の現地での連絡窓口機能も提供することで、海外展示会後のフォローアップを行い易い体制を構築することで、海外での販路開拓に結びつける。
事業の効果、事業目標の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業の海外展示会等での商談の成功（販売先、仕入先、代理店の開拓等）に基づく、実取引の開始（経常的な売買の開始等） ・海外での販売拠点・生産拠点の設立が増加し、市内企業の海外ビジネスが活発化
目標達成度合いを測る指標	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市海外ビジネス支援センターの訪問件数

（１） 概要

本事業は海外への販路開拓、海外進出を検討している企業及び進出した企業向けの海外展開の支援を行うものである。内容としては、川崎市海外ビジネス支援センター（略称「KOB S」）の運営管理及び海外進出先企業の現地でのサポートからなる。

川崎市海外ビジネス支援センターでは、海外に精通した専門のコーディネーターが直接企業を訪問し、①海外展開ニーズの把握、②販路開拓サポート、③海外展開戦略にかかる個別具体的な支援等、市内企業が置かれている各ステージに合わせた支援を、関係機関と連携し実施するとともに海外展開ニーズを有する川崎市内企業への情報配信を行っている。

また、海外進出先企業に対する現地でのサポートは、海外進出を行った市内企業に対し、指定したサポート拠点（中国・上海）において、オフィスとしての利用可能なスペースや応接スペース等の提供、連絡代行機能等の提供を行っている。

海外ビジネス支援センター、現地サポート拠点の運営・管理は、特命随意契約により、産業振興財団へ委託している。

（２） 結果

① 委託先の選定と効率化に向けた取組み

（事実確認）

本事業の委託先は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、特命随意契約によって選定している。指名業者選定依頼書によると、特命随意契約とする理由として、産業振興財団は、「市内企業の膨大な情報を収集・蓄積してい

ること」、「平成 25 年 2 月から対象センターの運営を委託していること」、「ジェットロ等の海外展開支援に係る機関と強固なネットワークを築いていること」が挙げられている。

(経済労働局国際経済推進室－4、結果 1)

本事業を推進する上では、市内企業とのネットワークとジェットロ等との強固な関係が必要であり、特命随意契約とすることにも一定の理解は出来る。しかし、特命随意契約の理由としているジェットロ等の海外展開支援に係る機関との強固なネットワークを有しているのは振興財団に限ったものではなく、したがって特命随意契約の理由としては不十分である。

また、特命随意契約では競争原理が働かないため、事業の効率化が図れないこととなる。したがって、特命随意契約とする場合、競争原理が働く競争入札に比べて、より一層の効率化に務めなければならない。指名業者選定依頼書では、概算金額及び積算額が示されているが、積算にあたっては、その根拠となる見積書を複数の業者から入手するといったことが必要である。

② 目標達成度合いを測る指標について（経済労働局国際経済推進室－4、結果 2）

本事業では事業の目標達成度合いを測る指標として、「川崎市海外ビジネス支援センターの訪問件数」を用いている。本事業の内容は、大きく、川崎市海外ビジネス支援センター（KOB S）の運営管理事業と海外現地サポート拠点の運営管理事業とに区分される。したがって、指標についても、それぞれの事業ごとに設定することが必要である。

(3) 意見

① 再委託の業務選定方法について（経済労働局国際経済推進室－4、意見 1）

本事業のうち、海外現地サポート拠点の運営管理事業は、産業振興財団から再委託が行われている。再委託先の選定は産業振興財団の規定に則り行っているが、契約にあたって、市は委託先と再委託先との契約内容が合理的、効率的であるかどうかについて確かめることが望ましい。

5. 日本貿易振興機構横浜貿易情報センター補助金

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	川崎市工業団体事業補助金交付要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	556	529	487	444	429
	決算額	556	529	487	444	429
H25年度決算額の使途内訳	・日本貿易振興機構横浜貿易情報センター事業運営に対する補助金(429千円)					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 我が国を代表する総合輸出入振興機関である独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)横浜貿易情報センターの事業費の一部を補助する。 ※本補助金は、神奈川県、横浜市、相模原市も行っている。 本補助金により、ジェトロは県市事業(個別貿易投資相談、セミナー等)を実施している。 					
事業目的	・市内企業の国際ビジネス支援及び外国企業の本市への対内直接投資促進					
事業目標	・独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)と連携し、海外の経済情勢や産業動向、貿易投資についての日常的な情報収集・分析・提供や相談、実務指導、ビジネス・マッチング支援、また市内経済の活性化策として有効な海外からの対内直接投資促進を総合的に行う。					
事業の効果、事業目標の達成度合	<p><事業の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> 高度で専門的なノウハウと充実した海外ネットワークを有し、我が国最大の貿易投資振興機関である独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)を補助し、有機的な連携を図ることにより、市内企業のビジネス国際化及び対内投資に必要な支援体制の整備に寄与している。 <p><平成25年度実績></p> <p>ジェトロ横浜貿易情報センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 貿易・投資相談事業 来訪者数187名 相談件数1,769件 国際ビジネスセミナー3回開催 巡回貿易・投資相談会1回開催 川崎国際環境技術展2014への広報ブース出展 デンマークミッション(川崎市主催)への随行 					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

市では市内工業者の振興と健全経営の推進を図るため、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）横浜貿易情報センターの実施する海外市場の調査等の普及、貿易相談及び商品の紹介等に要する経費に対し、補助金の交付を行っている。

本事業による補助金支出は、昭和 62 年度より行われており、近年の補助金支出額は以下の通りである。

(単位：千円)

年度	金額
平成 21 年度	556
平成 22 年度	529
平成 23 年度	487
平成 24 年度	444
平成 25 年度	429

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 庁内での情報共有について（経済労働局国際経済推進室－5、意見1）

市はジェトロと月 1 回のペースで情報交換会議を行っている。ジェトロが作成した会議記録を入手し、海外の動向の把握などに活用しているが、会議記録は国際経済推進室内での回覧に留まっており、経済労働局全体あるいは庁内全体での情報共有はなされていない。中小企業支援をはじめとした産業振興策を幅広く手がけている市としては、このような情報は広く共有すべきものであることから、当該情報の庁内での共有を図るといった対応が望まれる。

6. 国際ビジネス支援事業

所管	経済労働局国際経済推進室		
根拠法令・要綱等	なし。		
予算費目	款：07 経済労働費	項：02 商工業費	目：02 工業振興費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	7,828	7,270	6,885	6,541	6,140
	決算額	7,828	7,270	5,950	6,541	5,500
H25 年度決算 額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・国際ビジネスマッチングフォローアップ業務委託 (3,600 千円) ・ベトナム海外展開支援業務委託 (800 千円) ・国際ビジネス支援事業負担金 (1,100 千円) 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展開コーディネーター 川崎市海外ビジネス支援センター (KOBS) へ海外展開支援コーディネーターを 1 名配置し、本市と経済協力協定等に基づき実施した、上海ミッション、瀋陽ミッション、香港ミッション等での商談会等のフォローアップを行い、市内企業と海外企業とのビジネス成約に向けた支援を行う。 ・独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) との連携事業 国際ビジネスセミナー開催 巡回貿易・投資相談会開催 広報ブース出展 海外ミッション随行動 					
事業目的	・市内企業の国際ビジネス支援及び外国企業の本市への対内直接投資促進					
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 7 月末に閉鎖されたジェトロ川崎国際ビジネス情報センターが担っていた、①貿易・投資相談、②スタートアップルームの運営、③セミナー開催等による情報提供、の各機能のうち、海外展開コーディネーター機能を、ジェトロ川崎国際ビジネス情報センターに替わって実施する。 ・独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) との連携により、市内企業の貿易振興や海外展開などの国際ビジネス支援を行う。 					
事業の効果、 事業目標の達成度合	<p><事業の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外展示会等での商談会等をフォローアップすることにより、市内企業と海外企業とのビジネス成約 ・市内企業の海外進出等振興促進の寄与 <p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ) との連携事業 国際ビジネスセミナー 3 回開催 巡回貿易・投資相談会 1 回開催 川崎国際環境技術展 2014 への広報ブース出展 デンマークミッション (川崎市主催) への随行動 					
目標達成度合 いを測る指標	なし。					

(1) 概要

本事業では生産拠点や消費市場として魅力の高いアジアをはじめとする海外へ、市内企業の販路を拡大するために企業の有する技術・製品等の効果的な PR、海外企業等のニーズとのマッチングの仕組みづくりの支援を行っている。

上記の支援を実施するため、本事業では、以下の3つの事業を実施している。

● ジェトロと連携した国際ビジネス支援業務

ジェトロ横浜貿易情報センターと連携し、「海外展開支援事業」、「対日直接投資促進事業」、「川崎市内企業の、④貿易機会の拡大を図るために行う事業」を連携して実施する。

● 国際ビジネスマッチングフォローアップ業務

ジェトロが、ジェトロ川崎国際ビジネス情報センターを平成23年7月末に廃止したことに伴い、同センターが担っていた貿易・投資相談（市内企業がこれまで外国企業等との間で実施してきたビジネス・マッチング及び国際ビジネス・プロジェクトのうち現在進行中の継続案件フォローアップに対応する。）を、ジェトロ川崎国際ビジネス情報センターに替えて実施する。

● ベトナム海外展開支援業務

ベトナムとのネットワークを構築し、市内企業の海外展開支援を実施するため、ベトナムの日本語学校出身者の交流会や川崎国際環境技術展においてベトナムに向けた情報発信などを実施する。

上記の3つの事業の事業費は以下のとおりである。

用途	金額:千円	支出先
国際ビジネス支援事業負担金	1,100	(独)日本貿易振興機構
国際ビジネスマッチングフォローアップ業務委託	3,600	産業振興財団
ベトナム海外展開支援業務委託	800	NPO アジア起業家村推進機構

(2) 結果

① 委託契約の管理の徹底（経済労働局国際経済推進室－6、結果1）

市では、ベトナム展開支援業務について、過去の事業実績および他の事業との相乗効果を鑑み、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号により特命随意契約にて、特定時営利活動法人アジア起業家村推進機構（以下、「推進機構」）へ業務委託

を行っている。

委託業者である推進機構から提出された委託業務報告書を確認すると、報告書作成者名義は、推進機構となっているものの報告書の記載内容、写真、言葉の用い方を詳細に確認すると、同報告書は推進機構ではなく、COPRONA(株)にて記載されたものと思われる。このことから事業は、委託先である推進機構より COPRONA(株)へ再委託が行われて実施されたものと推測される。再委託契約の締結が必要であるとともに、委託契約の管理を十分に行う必要がある。

② 目標達成度合いを測る指標について（経済労働局国際経済推進室－5、結果2）

本事業の目標達成度合いを測る指標は未設定となっている。本事業は市内企業の海外への進出、外国企業の川崎市への投資を目的としていることから、市内企業の海外企業とのビジネスの成約、海外への投資件数、川崎国際環境技術展への出展件数などが指標として考えられる。

③ 企画調整機能を行う担当者の明確化（経済労働局国際経済推進室－5、結果3）

国際ビジネスマッチングフォローアップ業務を委託している産業振興財団へは、本事業以外にも、多くの事業で委託が行われている。現在、対象事業ごとに事業担当者が事業の企画、管理を行っているが、産業振興に対する事業間の重複を避けるとともに、事業間の連携を図るためにも経済労働局全体として調整機能の充実が望まれる。

（3）意見

特に指摘すべき事項はない。

7. 環境産業振興事業費

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	1,540	1,972	1,868	1,774	1,679
	決算額	1,470	1,386	1,581	1,499	1,423

H25 年度決算 額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・環境産業フォーラムの開催（1,235 千円） ・環境技術パンフレットの印刷（189 千円）
事業内容	市内環境関係企業の共通の課題解決に資するテーマで、有識者や環境産業関係者を招いて環境産業フォーラムを開催し、環境産業の振興を図る。フォーラムでは、事業者間のネットワークの構築を目的とした交流会もあわせて開催する。また、市の環境産業関連施策をとりまとめたパンフレットを活用して、国内外へ取組みを情報発信する。
事業目的	市内環境産業の振興と国内外への環境技術の移転による産業交流・国際貢献を推進するため、環境産業に取り組む市内環境関係企業の課題解決に向けた支援と市内環境関係事業者の技術・製品の国内外への情報発信の充実を図る。
事業目標	本市の特徴・強みを活かし、地球規模での環境問題の解決に貢献するため、市内環境関係企業間のネットワークを構築し、情報共有や意見交換を活発化させ、企業間の新たな環境関連産業の創出を図る。
事業の効果、 事業目標の達成度合	<p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境先進都市かわさきの新しい都市ビジネス」をテーマに「環境産業フォーラム」を開催し、約 80 人が参加して環境分野の情報交換と産業交流を行うことで、事業者間のネットワークの強化に繋がる取組みを行った。 ・市の環境産業関連施策をとりまとめたパンフレットを活用して、国内外へ取組みを情報発信するとともに、パンフレットの内容を更新・充実を図った。
目標達成度合 いを測る指標	なし。

（１） 概要

川崎市内の環境産業関係者を対象に環境産業に関するフォーラム及びセミナーを年 2 回開催し、環境産業に対する関心を高めることや情報交換、産業交流を図ることを目的とした事業である。

年 2 回の環境産業フォーラムの開催に係る業務は委託されており、1 回目は見積り合わせにより A 社が委託業者として選定され、また 2 回目は、川崎国際環境技術展の運営を委託された B 社が特命随意契約で受託している。環境技術パンフレット作成業務は、見積り合わせにより、C 社に業務委託している。

（２） 結果

① 達成度合いを測る指標の未設定（経済労働局国際経済推進室－7、結果 1）

環境産業振興事業費では、「目標達成度合いを測る指標」が未設定となっている。本事業は、より多くの事業者に環境産業に対する関心を高めてもらうことを目的としているため、事業目標の達成度合いを測る指標としてはフォーラムへの参加人数が適

切である。フォーラムへの参加人数を目標の一つとして、フォーラムのテーマ設定や会場選定等に活用することが望ましい。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

8. 省エネ創エネ新技術導入促進事業費

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	0	0	40,000	30,000	30,000
	決算額	0	0	30,421	29,997	29,925
H25 年度決算額の使途内訳	かわさき環境ショーウィンドウ推進業務委託料 (29,925 千円) <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき環境ショーウィンドウ・モデル事業実施 ・かわさき環境ショーウィンドウ大賞実施 ・かわさき環境ショーウィンドウフェア開催 ・かわさきエコテックウォーカー発行 など 					
事業内容	市の特徴・強みを活かした環境調和型産業の創出・育成のため、市内企業から新たな省エネ・創エネ技術を活用したアイデア提案を募集し、優秀なアイデアに対して市内でのモデル事業の実施を支援する。環境技術の情報発信とショーウィンドウ化により、省エネ・創エネ技術の導入を促進する。 また、市内事業者等の省エネ創エネに関する優秀な取組事例を選定・表彰するショーウィンドウ大賞や、市民向け啓発イベント、ガイドブックの発行なども実施する。					
事業目的	昨今のエネルギー問題を契機として各地で省エネルギー・創エネルギーの取組みが進むなか、本市でも省エネ・創エネ技術製品の普及促進に結びつけるため、市内全域において環境技術のショーウィンドウ化を進め、環境技術の開発の加速及び製品の普及を図ることにより、市の特徴、強みを活かした環境調和型産業の創出・育成を推進する。					

事業目標	市内の環境技術や製品の見える化を進め、市民や事業者の省エネ・創エネの取組みを普及促進させる。
事業の効果、事業目標の達成度合	<p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき環境ショーウィンドウ・モデル事業として、15 件のアイデア提案があり、3 件をモデル事業として採択し、市内での事業展開を支援した。 ・省エネ創エネに関する市内事業者等の優れた取組みの選定・表彰（6 件）、啓発イベントの開催(10 月)、ガイドブックの作成を行い、市内環境関連製品・技術の普及促進に繋げた。
目標達成度合いを測る指標	なし。

(1) 概要

本事業は東日本大震災の発生を契機に、平成 23 年度予算補正により実施している事業である。本事業は 4 つの内容に分けられており、それぞれの具体的内容は以下のとおりである。

「かわさき環境ショーウィンドウ・モデル事業」は、省エネ、創エネ等に取り組む事業者を募集し、事業者の省エネ、創エネの効果診断を行い、効果診断を行った事案から、モデル事業を選定する事業である。

「かわさき環境ショーウィンドウフェア」は、市民の省エネ、創エネに対する意識向上を図る啓発イベント事業である。

「かわさき環境ショーウィンドウ大賞事業」は、事業者等による省エネ創エネ取組事例を表彰する事業である。

「かわさきエコテックウォーカー発行事業」は、川崎市内の省エネ、創エネ関連施設等を国内外に情報発信するガイドブック「(日本語を含め 4 ヶ国語にて作成)を作成し、環境技術や製品の見える化を進め、普及促進を行う事業である。

本事業の運営は、企画競争(プロポーザル方式)により A 社に委託されている。

(2) 結果

① 委託先の選定方法について

(事実確認)

事業実施にあたり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し指名型企画提案方式による特命随意契約により業者を選定している。業者選定は、市に登録されている業者の中から、市の環境産業政策についての知見を有し、また環境業務についての市又は他の官公庁において十分な実績を有している業者として 5 社を選定し、提案依頼を行っている。しかしながら、うち 4 社は、社内体制が整わない等の理由により、入札辞退届けを提出したことから、1 社による企画提

案を評価し、結果的に前年度と同様に A 社が業務を受注している。

また、前年度の本事業にかかる指名業者名簿を確認すると、指名予定業者 5 社は、当年度と変更なく同様であり、当年度辞退した 4 社は、前年度においても辞退届を提出している。

(経済労働局国際経済推進室－8、結果 1)

応募者が 1 社のみといったことは競争性を損なうこととなるため、複数の事業者が応募しやすいよう対応を図る必要がある。

② 達成度合いを測る指標の未設定 (経済労働局国際経済推進室－8、結果 2)

本事業では、目標達成度合いを測る指標が未設定となっている。本事業のうち、「かわさき環境ショーウィンドウフェア」、「かわさき環境ショーウィンドウ大賞事業」は平成 25 年度で終了し、また、「かわさき環境ショーウィンドウ・モデル事業」は平成 26 年度で終了の予定である。さらに、「かわさきエコテックウォーカー発行事業」は、平成 27 年度から国際環境産業推進事業に統合の予定である。したがって、「かわさきエコテックウォーカー発行事業」について、指標の設定が必要になる。

「かわさきエコテックウォーカー発行事業」の目標達成度合いを測る指標としては、事業の目的が川崎市内の省エネ、創エネ関連施設等を国内外に広く情報発信することであることから、かわさきエコテックウォーカー誌の配布枚数や配布団体数とすることが望ましい。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

9. エコタウン推進事業費

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	川崎市環境調和型まちづくり基本構想					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	14,724	11,756	10,872	10,516	10,379
	決算額	12,793	10,800	10,059	9,893	10,319

H25 年度決算 額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・エコタウン会館運營業務委託料 (2,798 千円) ・エコ学習事業実施委託料 (990 千円) ・エコタウンパンフレット作成委託料 (89 千円) ・水江町公園管理委託料 (1,208 千円) ・エコタウン会館運営事業負担金 (5,234 千円)
事業内容	川崎エコタウンの取組みの成果等を効果的に情報発信するとともに、モデル地区である川崎ゼロ・エミッション工業団地での取組みを推進するなど、エコタウン地域内の取組みを促進する。また、工業団地でエコ学習を開催し、市内小学生を対象に環境学習を行う。さらに、工業団地に隣接する水江町公園を管理する。
事業目的	臨海部全体を対象エリアとする川崎環境調和型まちづくり（エコタウン）構想での基本方針（企業自身のエコ化、企業間の連携で地区のエコ化、環境を軸として、発展する地区の実現の研究・成果を情報化、社会や途上国に貢献）に基づき、モデル地区である川崎ゼロ・エミッション工業団地での取組みの推進や臨海部に立地する企業間の連携を図り、資源循環型のまちづくりを目指すとともに、川崎エコタウンでの取組みの成果を積極的に国内外に情報発信する。
事業目標	川崎エコタウンにおける企業の資源循環型生産活動の取組成果について、視察の受入れを積極的に行い情報発信していくことで、国内外で広く認知されるよう取り組む。
事業の効果、 事業目標の達成度合	<p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外からの約 600 名の視察者に対し、エコタウン企業の事業説明や工場見学等を実施し、国内外での認知度を向上に向けて取り組んだ。 ・川崎ゼロ・エミッション工業団地で小学生を対象にエコ学習（約 130 名）を実施した。 ・水江町公園の維持管理を行った。
目標達成度合いを測る指標	なし。

（１）概要

川崎エコタウン事業は、地方自治体で産業と環境の調和した地域（エコタウン）づくりを政府（環境省、経済産業省）の支援を受けて推進する事業である。

エコタウン推進事業は、エコタウンでの取組み、取組みの成果を外部へ情報発信すること、及びエコ学習の実施に係る事業である。

運営にかかる業務は、川崎ゼロ・エミッション工業団地共同組合（以下、「共同組合」という。）に業務委託し、共同組合がエコタウン会館の施設維持管理、外部からの視察・見学者の受入れ対応、エコ学習の実施を行っている。

また、水江町公園管理業務は、主に公園の清掃、草刈等の作業の実施にかかる委託料であり、指名競争入札により委託業者を選定している。実施作業、回数、時期については、仕様書（別紙）にて定めており、業務結果については月次報告が提出されている。

（２）結果

① 目標達成度合いを測る指標の未設定（経済労働局国際経済推進室－９、結果１）

エコタウン推進事業費では、目標達成度合いを測る指標が未設定となっている。本事業は、川崎エコタウンに関する情報発信と小学生に対するエコの普及を主な目的としていることから、目標達成度を測る指標としては、国内外の視察者数、視察件数（市が、海外に対する情報発信を重点的に考えているのであれば、海外からの視察件数）や、エコ学習への参加者数とすることが適切である。

（３）意見

① ホームページの充実、更新について（経済労働局国際経済推進室－９、意見１）

本事業は、川崎ゼロ・エミッション工業団地を中心とするエコタウンの情報発信、エコ学習の実施を目的に実施されている。エコタウン等に関する情報発信は市のホームページで行われているが、ホームページの最終更新は、平成 24 年 6 月となっている。国内外からの視察の状況や最新のエコ学習の概要といった最近の取組み状況を説明するなど、ホームページの更新、充実が必要である。

１０．エコタウン会館譲受金

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	川崎市環境調和型まちづくり基本構想					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	10,533	10,363	10,193	10,023	9,853
	決算額	10,532	10,362	10,192	10,023	9,853
H25 年度決算額の使途内訳	エコタウン会館土地及び建物購入費賦金支払					

事業内容	エコタウンでの推進成果等の情報発信拠点及びエコタウン構想のモデル地区として整備した川崎ゼロ・エミッション工業団地に進出する企業の交流拠点等として建設された川崎エコタウン会館の取得に伴う割賦金を環境事業団に対し支払う。
事業目的	川崎エコタウン会館の取得に伴う土地及び施設に関わる割賦金を環境事業団に対し、平成 33 年度まで定期的に支払うことで、エコタウン会館の譲受に必要な事務手続きを行う。
事業目標	エコタウン会館の取得に伴う土地及び施設に関わる割賦金の支払いを円滑に実施する。
事業の効果、事業目標の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度：川崎エコタウン会館取得に伴う頭金支払 ・平成 14 年度～：割賦金支払（最終支払：平成 33 年度予定）
目標達成度合いを測る指標	なし。

(1) 概要

川崎臨海地区を構成する企業が主体となって、地域への環境負荷をできるだけ削減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざすまちづくり構想（川崎エコタウン構想）のモデル施設として環境省、経済産業省主導のもと川崎ゼロ・エミッション工業団地が形成された。

川崎エコタウン構想は、「企業自身がエコ化を推進する」、「企業間の連携で地区のエコ化を推進する」、「環境を軸として持続的に発展する地区の実現に向けた研究開発を行う」、「企業・地区の成果を情報化し、社会・途上国に貢献する」の 4 つの柱から構成されているが、エコタウン会館は、「企業・地区の成果を情報化し、社会・途上国に貢献する」の実現のために、川崎ゼロ・エミッション工業団地内に整備された施設である。

川崎エコタウンでは、毎年、国内外の政府、公的機関、大学、企業等から多くの視察を受け入れており、エコタウン会館が視察の受け入れ拠点施設となっている。当会館は、視察者に対する川崎エコタウン構想や川崎ゼロエミッション工業団地、団地内の施設に関する説明を行う際に利用されている他、川崎ゼロ・エミッション工業団地を構成する企業の交流スペース、会議スペース、研修スペースとしても利用されている。

川崎ゼロ・エミッション工業団地は、一貫した整備を実施する目的から環境事業団（現 独立行政法人環境再生保全機構）により行われ、平成 13 年 11 月に譲渡契約を締結し市に譲渡された。譲渡総額は、158,921,206 円であり、半年ごとに割賦金額 4,045,000 円に利息相当額及び消費税等相当額を加算した金額の支払いを行っている。

決算額の計上されている事業費は、平成 25 年 9 月、平成 26 年 3 月に支払われた割賦金等の額の合計額である。

(2) 結果

① 目標達成度合いを測る指標の未設定（経済労働局国際経済推進室－10、結果1）

本事業では、事業の効果、事業目的の達成度合については「割賦金支払」とし、目的達成度合いを測る指標については設定されていない。本事業はエコタウン会館の取得を目的とした事業であるため、本事業の指標はエコタウン会館の利用状況を指標とすべきである。具体的には、年間の視察者数などが考えられる。

(3) 意見

① 施設の稼働状況の把握について（経済労働局国際経済推進室－10、意見1）

エコタウン会館の稼働率を把握し、時系列で分析することは施設の利用状況を把握するためにも必要である。現在、下表のとおり、エコタウン会館の稼働状況は、「利用日数÷実働日数」という算式で算出されている。そのため、1日のうち、1時間でも利用があれば、その日の利用率は100%と計算されることとなる。このような算式で算定された利用率では、エコタウン会館の実際の稼働状況を表しているとは言い難い。エコタウン会館のより正しい稼働状況を把握することが、より効果的な会館の利用を行ううえでも不可欠である。

具体的には時間単位での利用率の算定や、コマ単位（1回の視察に要する時間を1コマとするなど）での利用状況の把握が必要である。

エコタウン会館利用状況	
実働日数	244
利用日数	61
利用率	25%

11. 国際環境産業推進事業費

所管	経済労働局国際経済推進室		
根拠法令・要綱等	川崎国際環境技術展実行委員会設置運営要綱		
予算費目	款：07 経済労働費	項：02 商工業費	目：02 工業振興費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	46,847	45,934	45,472	44,997	45,719
	決算額	45,744	45,242	44,325	44,801	45,467
H25 年度決算 額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎国際環境技術展 2014 負担金 (37,000 千円) ・環境技術移転促進支援 (マッチングフォローアップ) 事業実施委託料 (5,707 千円) ・旅費 (1,063 千円) ・その他 (306 千円) 					
事業内容	<p>環境技術・製品の展示、臨海部での企業の取組現場のエクスカージョン、商談会、各種フォーラム等を川崎国際環境技術展として開催する。</p> <p>また、技術展を契機に生まれた海外とのビジネスチャンスを成約に繋げていくため、専門家の配置等によるマッチングフォローアップを行う。</p> <p>さらに、環境技術移転による国際貢献・産業振興を目指すための仕組みづくりを行う。</p>					
事業目的	<p>環境技術による国際貢献の推進のため、企業の有する優れた環境技術・製品等の情報を川崎の地から広く国内外に発信し、世界に誇れる環境技術・製品を有する企業と国内外の企業等とのビジネスマッチングの場を提供する。</p> <p>また、環境産業に関する海外とのビジネスマッチングを支援する。</p>					
事業目標	<p>「川崎国際環境技術展」の開催等を通じ、国際的な商談会を実施するなど、環境分野での海外との産業交流・技術移転を促進・支援する。</p>					
事業の効果、 事業目標の達成度合	<p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎国際環境技術展 2014」を開催し、157 団体、237 ブースの出展と、海外参加者を含め約 4,500 人の来場があり、市内環境産業の国内外への情報発信と国際的なビジネスマッチングを行った。 ・また、前回の技術展に対するアンケート等をもとに、海外展開に向けたヒアリング等を行い、専門コーディネーターによるフォローアップを実施し、海外への環境技術移転に向けた企業間交流を促進した。(大雪の為、技術展 2 日目は中止) ・環境局と連携し、「グリーンイノベーション推進方針 (案)」を策定した。 					
目標達成度合 いを測る指標	なし。					

(1) 概要

市のこれまでの海外都市との交流の実績も活かし、市に蓄積する優れた環境技術や製品を広く国内外に情報発信し、国際的なビジネスマッチングの機会を提供することにより、海外への環境技術移転を促進することが求められている。

本事業は、国際的なビジネスマッチングの場としての「川崎国際環境技術展」を開催

し、環境技術を情報発信するとともに、海外への環境技術の移転の取組みを強化し、国際貢献と市内産業の活性化を図ることを目的としたものである。

川崎国際環境技術展は、川崎国際環境技術展実行委員会の主催により開催され、市からの負担金（37,000 千円）及び技術展参加団体からの出展料をもとに実施される。

（２） 結果

① 目標達成度合いを測る指標の未設定（経済労働局国際経済推進室－１１、結果１） （事実確認）

本事業では、目標達成度合いを測る指標が未設定となっている。市はグリーンイノベーションの一環として、川崎国際環境技術展を開催し、ビジネスマッチングの場を提供するなど環境産業の支援を行っている。環境産業を広く国内外に伸ばしていくことは、市にとっての重要施策の一つと位置づけられている。

このような点からも、本事業の目標達成度合いを測る指標としては、より具体的に設定すべきであり、川崎国際環境技術展への参加者数の他、ビジネスマッチング件数などが適切である。

（３） 意見

特に指摘すべき事項はない。

１２．新エネルギー産業振興事業費

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	1,600	1,614	1,450	1,255	1,256
	決算額	1,545	1,556	976	1,160	1,163
H25 年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市新エネルギー振興協会の支援（400 千円） ・新エネルギー産業セミナーの開催（758 千円） ・その他（5 千円） 					

事業内容	先端産業が集積する市の特徴・強みを活かした取組みを一層促進するため、新エネルギー産業の事業創出・育成等を支援する。市内で太陽光発電設備の販売・施工やエコ住宅の施工などを行う企業を中心に構成された団体である新エネルギー振興協会を支援し、新エネルギー産業に関する啓発や事業化等を支援する。
事業目的	新エネルギー産業の基盤確立に向け、新エネルギーの普及促進、技術的知見の拡充などを通じて、新エネルギー産業の事業創出・育成等を行う。
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市新エネルギー振興協会と連携し、市民の新エネルギーに対する理解を深め導入を促進する普及啓発イベント等に参加することにより、太陽光発電等新エネルギー製品の普及を目指す。 ・新エネルギー産業セミナーを開催し、新エネルギー分野での創業の参考となる市場動向等の情報提供を行うことにより、市内企業の事業化に向けた取組みを促進し、省エネ創エネ分野の製品・技術の普及促進を図る。
事業の効果、事業目標の達成度合	<p><平成 25 年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市新エネルギー振興協会として、省エネ創エネ啓発イベント「かわさき環境ショーウィンドウフェア」や「川崎国際環境技術展 2014」に出展し、太陽光パネル等の新エネルギーの導入や省エネ化などの普及促進に向けた情報発信を行い、新エネルギー産業の普及啓発を図りすそ野拡大を促進した。 ・テクノトランスファー（先端技術見本市）との併催により「太陽光発電とビジネスチャンス～すそ野に広がるニュービジネスのチャンスをつかもう～」について、専門家を招いて新エネルギー産業セミナーを開催し、約 55 人が参加して、新エネルギー関連分野の事業展開に向けた情報提供を行うことにより、新エネルギーについての知識や取組みの普及促進を図った。
目標達成度合いを測る指標	なし。

(1) 概要

エネルギー需給構造が脆弱な我が国において、エネルギーの安定供給の確保が重要な課題となっている。加えて、国際的に二酸化炭素排出抑制の必要が高まり、我が国としても地球環境問題について積極的な対応が迫られている。こうしたことから、従来の石油燃料に替わる新たなエネルギーの開発が必要となっている。

このように新エネルギー分野は開発の必要性は高いが、開発途上の分野であるため、その実態については、広く理解されているとはいいがたい。そこで、市としても、新エネルギーの開発技術、将来性等について情報収集を進めるとともに、収集した情報を、市民や事業者に発信し、新エネルギーに関する理解を深めていく必要がある。

本事業は、新エネルギーの普及促進を行っている川崎市新エネルギー振興協会（以下、振興協会）に対する負担金（400 千円）及び新エネルギー産業セミナーの開催費用

(758 千円) である。

振興協会は平成 19 年 10 月に設立された団体である。その設立目的は、新エネルギーの普及促進、技術的知見の拡充などを通じて、持続可能な都市の形成に寄与することとされている。事業内容として以下の 5 点が明記されている。

- ① 新エネルギーの普及促進に資する販売促進事業、展示会の開催など
- ② 新エネルギーの技術に関する研究・発表会、講演会及び研修・見学会などの開催
- ③ 新エネルギー利用に関する学術団体、行政団体、行政機関との連携、調整
- ④ 新エネルギー利用に関する資料および情報の収集と提供
- ⑤ その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

振興協会は、平成 25 年度においては、11 社の会員企業（賛助会員 1 社を除く。）で構成されており、新エネルギーの普及促進に資する事業等として以下の事業を行った。

- ① かわさき環境ショーウィンドウフェアの参加（平成 25 年 10 月 12 日）
- ② 川崎国際環境技術展への出展（平成 26 年 2 月 14 日。15 日は、大雪のため中止）
- ③ 協会の HP 等の作成・更新、広報の実施

本事業費は、振興協会が実施する普及啓発事業に関するもので、内容は川崎国際環境技術展に係る出展、広告費、パンフレット印刷に関するものである。

新エネルギー産業セミナーは、平成 25 年 7 月 11 日にかながわサイエンスパークにて実施された。実施にあたり、3 社への見積もり合わせを実施し、最低価格を提示した事業者に業務委託を行った。

(2) 結果

① 振興協会への特別会員会費について

(事実確認)

市は、川崎再生フロンティアプランに基づき、新エネルギー産業の創出・育成を図る観点から、振興協会へ特別会費負担を行っている。市は、川崎市新エネルギー振興協会会則第 8 条（「…当該年度の予算書において定める年会費を納入しなければならない」）に記載されているとおり、年度予算に基づいた額を負担すべき額として支出している。最近の市の負担金は、平成 23 年度が 500 千円、平成 24 年度及び 25 年度は 400 千円であり、平成 26 年度は 300 千円とのことである。

平成 25 年度の振興協会の会計報告及び監査報告を査閲し、予算設定の適切性、精度を確認したところ。当初予算化されていたにもかかわらず、実施されていない事業もあり予算の未執行が発生していた。

(経済労働局国際経済推進室－12、結果1)

振興協会の予算と決算とには大きな相違があり、その結果、振興協会では繰越金が発生している。市は、振興協会の次年度の事業内容を慎重に検討した上で市の負担金の予算額を決定すべきである。

② 目標達成度合いを測る指標の未設定 (経済労働局国際経済推進室－12、結果2)

本事業では目標達成度合いを測る指標が未設定となっている。本事業は振興協会とも連携を図りながら、市民や事業者に対して、新エネルギーに関する普及啓発と情報提供を行うことを目的としている。したがって、指標としては、川崎国際環境技術展での振興協会のブースへの来場者数や新エネルギー産業セミナーへの参加者数などが考えられる。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

13. 臨海部産学公民連携推進事業費

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	4,000	4,000	4,000	3,900	3,768
	決算額	3,990	3,995	3,990	3,895	3,768
H25 年度決算 額の使途内訳	川崎臨海部産学公民連携事業実施委託料 1,773 千円 川崎臨海部産学公民組織の推進・強化事業実施委託料 1,995 千円					

事業内容	<p>1. 川崎臨海部再生産学公民連携事業</p> <p>(1) 川崎臨海部における環境・エネルギー等への取組みに関する最新情報の収集</p> <p>(2) 川崎臨海部に関する各種資料の収集と編集</p> <p>2. 川崎臨海部産学公民連携組織の推進・強化事業</p> <p>(1) エココンビナートの取組みや臨海部立地企業の環境に資する取組み及び優れた環境技術について、HP、下記交流スペース等で情報発信</p> <p>(2) 臨海部の諸課題をテーマとした情報交換の場として、交流会を開催</p> <p>(3) 産学公民の交流、情報発信を進めるスペースとして川崎市産業振興会館12階に設置した「環境・産業交流コーナー」の管理運営</p>
事業目的	<p>川崎臨海部立地企業が保有する優れた環境技術やエコタウン等先進的な取組みを国内外に情報発信し、川崎臨海部が川崎市における重要拠点であることを「見える化」し、企業や市民の理解を求めるとともに、企業・市民・行政の連携を推進する。</p>
事業目標	<p>川崎臨海部における各企業の高度な環境技術や環境への取組みについて、資源・エネルギーの有効活用やCO2の削減、安全・安心への対応など、様々な視点から川崎臨海部における活動の見える化を進め、HP、「環境・産業交流コーナー」等を通じ情報発信する。</p> <p>また、交流会の開催、市民・企業向けの工場見学会等を通じ企業と行政の交流を深め、意見交換を行う。</p>
事業の効果、事業目標の達成度合	<p>収集・調査した情報を環境・産業交流コーナー、HP、環境技術展、他都市での発表を通じて、市民、企業などへ情報発信し市外から臨海部地域の視察を受け入れ、「環境先進都市川崎」のイメージ向上を推進。</p> <p>工場見学会を年2回程度開催。</p> <p>年3回程度の交流会で企業・行政の取組みや新年度予算内容等について、情報・意見交換会を行い意思疎通の場を設けている。</p>
目標達成度合いを測る指標	なし。

(1) 概要

川崎臨海部は、国際化の進展に伴う産業構造の転換により、立地企業が研究開発機能と生産機能を併せ持つ拠点として整備を進めている他、新エネルギー分野等の新たな事業が展開するなど、大きな変貌を遂げつつある。

本事業は川崎臨海部立地企業が保有する優れた環境対策技術やエコタウン等先進的な取組みを国内外に発信し、川崎市臨海部の取組みを広くPRする(川崎臨海部産学公民連携組織の推進・強化事業)とともに、川崎臨海部コンビナートの国際競争力

について技術革新の観点から調査し、今後、川崎臨海部コンビナートが 21 世紀型のスマートコンビナートとして発展していく方向性等に資する情報として、川崎臨海部企業の技術革新の最新の取組みの見える化を図ることを目指す事業（川崎臨海部再生産学公民連携事業）である。

本事業にかかる委託先は、以下のとおりであり、いずれも地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の適用により、特命随意契約にて業務委託している。

外部委託費内訳

事業名	金額:千円	支出先
川崎臨海部再生産学公民連携事業	1,773	(特非) 産業・環境創造リエゾンセンター
川崎臨海部産学公民連携組織の推進・強化事業	1,995	(特非) 産業・環境創造リエゾンセンター

(2) 結果

① 目標達成度合いを測る指標の未設定（経済労働局国際経済推進室－13、結果1）

本事業の目標達成度合いを測る指標が未設定となっている。本事業は臨海部に立地する企業の環境技術などの優れた技術を国内外に紹介することや、広く市民に企業の環境活動などを紹介することで、企業、市民の連携を図ることを目的としている。したがって、本事業の目標達成度合いを測る指標としては、環境・産業交流コーナー来場者数、工場見学会への参加者数、交流会の参加企業数などが考えられる。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

14. 川崎臨海部アメニティ推進事業費

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	2,640	2,640	1,310	622	502
	決算額	920	2,267	760	682	452

H25 年度決算額の使途内訳	川崎臨海部アメニティ推進事業費 452 (千円)
事業内容	NPO リエゾンセンターや神奈川県、臨海部立地企業と連携して、臨海部のアメニティ向上について、具体的取組みである千鳥町景観配慮モデル事業やその他地域での景観配慮の取組みを紹介するなど市民向けに広く PR を行う。
事業目的	市民に対して臨海部企業の景観配慮に対する認識を深める。
事業目標	川崎国際環境技術展などの場で、臨海部企業の景観配慮の取組みを紹介するなど市民向けに広く PR を行う。
事業の効果、事業目標の達成度合	毎年、川崎国際環境技術展にブースを展開し、川崎臨海部における企業の景観配慮・環境配慮・アメニティ施設を紹介するなど情報発信を行ったことにより、臨海部の様々な取組みについて市民の理解を深めることができた。
目標達成度合いを測る指標	川崎市国際環境技術展ブースへの来場者が平成 23 年度から平成 25 年度までで延べ約 1,500 人。

(1) 概要

本事業は川崎臨海部のアメニティ向上について、具体的な取組みである千鳥町景観配慮モデル事業やその他地域での景観配慮の取組みを紹介するなど市民向けに広く PR を行うとともに、企業の景観配慮に対する認識を深めることにより、親しまれる空間の創出や川崎臨海部各地域への展開を促進する目的で実施されている事業である。

主に例年 2 月に実施されている川崎国際環境技術展にブースを出展し、市民の認識を深める活動の展開を行っている。

事業の実施は、特定非営利活動法人産業・環境創造リエゾンセンターに委託し実施されている。

(2) 結果

① 普及啓発グッズの製作数と実際配布数との相違

(事実確認)

臨海部に関する普及啓発グッズとして、エコバックを作成している。また市民の環境に対する理解を深めるクイズ及び実施事業の深度を確認するアンケートを作成し、クイズ及びアンケート回答者には、普及啓発グッズの配布を行っている。

仕様書では、普及啓発グッズの製作配布を 1,000 個（うち川崎国際環境技術展にて配布を予定しているもの 600 個）としているが、近年のアンケート等回答者は、平成 22 年度 187 名、平成 23 年度 225 名、平成 24 年度 339 名、平成 25 年度 138 名（平成 25 年度が平成 24 年度と比べて回答者数が少なくなっているのは、天候の影響から開催日数を 2 日から 1 日に減らしたためである）である。

(経済労働局国際経済推進室－14、結果1)

平成22年から平成24年度までのアンケート回答者数平均は、250名程度であり、予備数量を考慮しても普及啓発グッズの製作数には過剰感がある。来場者数、配布数を見積もることは困難であるが、前年度実績等を加味し適切に検討することが望まれる。

(3) 意見

① 情報発信公開について(経済労働局国際経済推進室－14、意見1)

本事業は、臨海部のアメニティ向上に向けて、具体的な取り組みである千鳥町景観配慮モデル事業やその他地域での景観配慮の取り組みを、広く市民に紹介することを目的としている。しかし、川崎臨海部アメニティ推進にかかる情報は、市のホームページには掲載されていない。ホームページ等を活用した幅広い紹介が求められる。

15. アジア起業家誘致交流促進事業費

所管	経済労働局国際経済推進室					
根拠法令・要綱等	川崎市アジア起業家支援事業参与設置要綱 川崎市アジア起業家村構想事業の拠点施設への入居に関する要綱 アジア起業家村入居審査委員会要領					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	42,902	40,765	34,104	24,897	23,894
	決算額	34,128	29,147	22,346	18,815	19,559
H25年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア起業家村入居者支援等業務委託(5,100千円) ・上海市循環経済協力事業に係る業務委託(4,650千円) ・アジア起業家村構想プロモーション業務委託(630千円) ・アジア起業家村(KSP-THINK)賃料補助(6,213千円) ・アジア起業家村(KSP-THINK)原状回復工事費(941千円) ・川崎市アジア起業家支援事業参与 給与(1,100千円) ・上海ミッション旅費(575千円) ・記念品代(162千円) ・その他(188千円) 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア起業家村(THINK内)での取り組みの推進 ①起業家・企業の集積、②入居企業に対する支援の実施、③THINKでの入居者支援とあわせた支援機関相互の連携の促進 					

	<ul style="list-style-type: none"> ・展示会を通じた環境技術移転の促進 ・上海市などとの環境技術交流事業の実施 ・環境総合研究所と連携した行政・環境産業交流の促進
事業目的	・アジアからのベンチャー企業等を誘致・育成し、市内企業との人的・技術的交流を促進することにより、地域経済の活性化を図る。
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・アジアからベンチャー企業等を誘致・育成する。 ・アジア起業家村に集積したベンチャー企業の起業・成長を支援する。 ・アジア起業家を、川崎とアジアとを結ぶ信頼のおける仲介者として育成し、市内企業の海外展開に向けたビジネス案件を創出する。
事業の効果、事業目標の達成度合	<p><事業の効果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア起業家村入居・卒業企業のネットワークを活用し、KOB S・市内企業との連携による海外ビジネスが活発に展開 <p><平成25年度実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア主要都市からのベンチャー誘致、起業家村入居（2社） ・上海市環境技術研修生の受入（2名） ・上海市への環境・福祉ビジネスミッションの派遣（10社） ・アジア起業家養成塾の開催（15名） ・川崎国際環境技術展への海外都市・機関、企業等の招へいを通じた環境技術移転の促進
目標達成度合いを測る指標	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア起業家村入居企業数（平成25年度時点で累計35社が入居） ・アジア起業家養成塾受講者数

（1）概要

本事業は地域経済の活性化を図るため、川崎臨海部の羽田空港に隣接する立地の優位性を活かし、アジアからのベンチャー企業等を誘致・育成し、市内企業との人的・技術的交流の促進を目的とした事業である。具体的には、KSP-THINK（神奈川サイエンスパークテクノハブイノベーション）へ起業家を誘致し、起業家村入居者に対する支援の実施、入居にかかる賃料、原状回復工事費の補助等を行っている。

本事業の主な取組みは以下のとおりである。

- 市内起業家の創業・ベンチャー企業の育成を図る
- 起業家村の入居・卒業を介した川崎市内企業の海外販路開拓による地域経済活性化を図る
- 人を介した環境技術の移転などによる国際貢献を図る

外部への業務委託費の内訳は以下の通りであり、委託先については、地方自治法第

167条の2第1項第1号及び第2号の適用により、特命随意契約としている。

外部委託費内訳

事業名	金額:千円	支出先
アジア起業家村入居者支援等業務委託	5,100	(特非)アジア起業家村推進機構
上海市循環経済協力事業に係る業務委託	4,650	(特非)アジア起業家村推進機構
アジア起業家村構想プロモーション業務委託	630	北京大学天公国際投資(株)

(2) 結果

① 委託先の選定方法について

(事実確認)

アジア起業家誘致交流促進事業に係る入居者支援等業務の業者の選定において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、特命随意契約によって行っている。

指名業者選定依頼書によると特命随意契約の理由として、委託先（アジア起業家村推進機構）は、「事業開始以来のパートナーとして継続的に事業を行っていること」、「入居・卒業企業との厚い信頼関係を築いていること」、「効果的な事業に不可欠な海外政府関係機関、企業及びアジアからの学生との太いパイプを有していること」が挙げられている。

(経済労働局国際経済推進室－15、結果1)

アジア起業家誘致交流促進事業に係る入居者支援等業務委託仕様書を確認すると、当該業務は、①アジア起業家インキュベーション施設入居者に対する支援サービス②交流コーナーの管理及び事業の企画運営③アジア起業家養成塾（初級編）の開催④事業運営の報告からなっている。業務の内容からすると、必ずしも特命随意契約とすべきとまではいえない。企画競争の実施も検討すべきである。

(3) 意見

① 非常勤嘱託員の評価について（経済労働局国際経済推進室－15、意見1）

「川崎市非常勤嘱託員に関する要領」第7条では「市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を更新できる」旨を定めており、市では任用期間中における勤務内容（打ち合わせ、メール電話での業務連絡や出張報告）と照らし合わせ、勤務成績が良好であると判断し、任用期間の更新を行っている。本事業の非常勤嘱託員は、通常の嘱託員に比べ、専門性も高く、また自らが主体的に活動することが期待されている。したがって、勤務成績を判断するための指標等を設けることが望ましい。

Ⅲ. 経済労働局 産業振興部 工業振興課

1. 内陸部操業環境保全対策事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	(関連要綱) ・[川崎市内陸部操業環境保全策に関する研究会]設置要綱 (H23.7.1～H24.3.31) ・川崎市内内陸部操業環境保全策に関する研究会設置要綱 (H24.8.1～)					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	—	—	2,000	3,500	3,014
	決算額	—	—	1,995	3,305	2,804
H25 年度決算額の使途内訳	委託料 2,804,000 円					
事業内容	・住工共生のまちづくり活動の支援 ・都市計画道「宮内新横浜線」建設に伴う移転対象事業者の市内への立地誘導支援					
事業目的	・内陸部工業系用途地域には、住宅と工場が混在する地域が増加しており、企業の操業環境と住民の住環境の調和が課題となっている。このため、地域住民に「ものづくりのまち」としての理解を深めることを目的とした住工共生のまちづくり活動や、製造業の維持・発展に向けたソフト支援・ハード支援策を行うことにより、住と共存する工業者の操業環境保全を進める。 ・都市計画道路「宮内新横浜線」建設に伴い、既にものづくり企業 9 社が移転し、なお 21 社の企業が移転を余儀なくされており、ものづくり企業の集積を変容させていく側面が大きいことから、移転対象事業者の市内への立地誘導を図る。					
事業目標	・地域を構成する、工業者、住民の交流を図ることで、相互理解を深め、住と工が調和したまちを実現させる。 ・ものづくりの基盤技術を支える中小製造業の集積と操業環境を保全し、企業間ネットワークの取引関係が崩れることを防ぐほか、他都市への流出を防ぐことで、研究開発型企業の拠点形成に取り組む川崎市の競争力の低下を防ぐ。					

<p>事業の効果、 事業目標の達成度合</p>	<p>[H25年度の実績]</p> <p>① 高津区久地・宇奈根地区、下野毛・宮内地区において工業者を中心とする勉強会を行い、事業者間の連携強化を図るとともに、地域・事業者の操業環境に関する現状、課題を把握し、操業環境保全に向けた取り組みについて検討した。また、庁内関係課会議でフィードバックすることで、関係課間で課題認識を共有することができた。</p> <p>② 工業者を中心に組織された高津ものまちづくり会による住工共生を目的とするイベント開催を支援した。</p> <p>③ 市内の中小事業者を対象に、現在の事業所の立地に係る課題等について意識調査を実施し、操業環境に関する現状、課題や、移転を希望する事業者の意向を把握することができた。</p> <p>④ 都市計画道路宮内新横浜線整備に伴い移転を要する事業者に対しては、地元工業団体、不動産事業者等を連携し、物件の情報提供を行った。</p>
<p>目標達成度合いを測る指標</p>	<p>なし。</p>

(1) 概要

平成 25 年度の内陸部操業環境保全対策事業費の内訳は、全額が委託料であり、内容は内陸部中小製造業操業環境保全対策事業委託として、委託先 A 社に対して支払われたものである。

当該委託先とは、平成 23 年度に企画競争で選定され、その後、平成 24 年度、25 年度は特命随意契約で契約されている。特命随意契約の理由として、指名業者選定依頼（通知）書によれば、平成 24 年度において住工共生のまちづくりを目指して工業者を中心に勉強会を実施しており、当該勉強会の支援業務を実施したのが A 社であり、平成 25 年度は工業者の盛り上がりを持続しながら住民を交えた取組みに発展させることを目標に地域活動をコーディネートするため事業の継続性が重要であるとし、平成 24 年度に本事業を受託し地域の勉強会を支援してきた A 社に継続して事業を委託する必要があるとしている。

また、A 社は都市計画やまちづくりの手法を用い民間活力を活かしたハード整備等活用検討時に必要な技術・知識を持ち、都市整備機構をはじめ建設業界に強いネットワークを持つ点も特命随意契約の理由としている。

「内陸部中小製造業操業環境保全対策事業委託 仕様書」では、事業目的、事業内容等は以下のとおり記載されている。

1. 事業目的	住宅化が進む内陸部工業集積地における住工混在の課題に対し、平成 23 年度の研究会の成果を基に、産業施策的側面からの対策及びまちづくり的側面からの対策を各対象地域において具現化することを目的とし、連絡協議会の設置や地域や地域住民に対して企業情報を発信し、地域への理解を深めることで、企業の操業環境と住民の住環境の調和を図ることを目的とする。
2. 対象地域	川崎市内陸部の工業集積地で用途地域が工業地域、準工業地域のうち、住宅化が進行している以下の地域を対象とする。 ・川崎市高津区久地・宇奈根（川崎北工業会を中心とした地域） ・川崎市高津区下野毛・宮内（下野毛工業協同組合を中心とした地域）
3. 業務内容	<p>① 対象地域における工業者を中心とした勉強会等の運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり的側面からの対策を具現化することを目的として、地域における勉強会等を継続支援する。 ・勉強会等のコーディネート及び議事録（要旨録）を作成する。 ・勉強会は年 4 回、2 地域で合計 8 回を予定する。 <p>② 2 地域におけるまちづくり方針の作成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強会等の意見を踏まえて「まちづくり方針」の策定及び合意形成を図る。 <p>③ 今後の事業における総括的な検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強会等によるまちづくりの進め方及び産業施策的側面からの活動との連携を踏まえて、今後の事業における展望をまとめる。 <p>④ 地区カルテの更新作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市によって収集された情報等を地区カルテとして更新する。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 事業計画の立案について（経済労働局工業振興課－1、意見1）

内陸部中小製造業操業環境保全対策事業委託の仕様書では、久地・宇奈根地区、下野毛・宮内地区のそれぞれにおいて年 4 回、合計 8 回の勉強会の開催を予定している。また、久地・宇奈根地区の最初の勉強会において、今年度の進め方（案）が提示されており、それによると仕様書の記載のとおり、勉強会は全 4 回開催の予定となっている。

しかし、平成 25 年度には全 4 回開催予定のうち 1 回しか勉強会は実施されていない。当該委託契約は平成 24 年度に引き続き特命随意契約で契約は締結されてい

る。特命随意契約とすることのメリットの一つとして、業務の計画段階から委託先と意見交換ができることが挙げられるが、当初計画と実施回数が異なったことは、計画段階での調整が不十分だったことが一因と考えられる。慎重に計画を検討した上での事業実施が望まれる。

2. 事業協同組合等県委回事務費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・ 要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等協同組合法 ・ 中小企業団体の組織に関する法律 ・ 商店街振興組合法 ・ 神奈川県事務処理の特例に関する条例 					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	356	376	249	132	85
	決算額	242	284	185	101	70
H25 年度決算 額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費 420 円 ・ 一般事務用品費 7,633 円 ・ 複写品費 61,365 円 					
事業内容	平成 9 年の事務委任規則の改正により、組合の地区が川崎市または複数市町村にまたがる場合で、主たる事務所が川崎市にある事業協同組合等に対する組合設立許可、定款変更及び合併等の認可及び届出受理事務の権限委譲が県からなされたことに伴い、神奈川県中小企業団体中央会と連携を密にしながら、日常的な相談・指導を含め、当該事務を行う。					
事業目的	事務協同組合等に対する組合設立や定款変更に対する認可及び決算書類や定款変更等の受理等に関する事務を行うことにより、中小企業間の連携による生産性・技術の向上、資金の確保、需要の開拓、経営基盤の確立・向上を支援する。					
事業目標	当該事務を円滑かつ漏れなく処理を行う。					
事業の効果、 事業目標の達成度合	<p>[平成 25 年度実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合役員、住所変更届受理：29 件 ・ 定款変更認可：2 件 ・ 決算書類受理：66 件 					

目標達成度合いを測る指標	なし。
--------------	-----

(1) 概要

「神奈川県事務処理の特例に関する条例」により、中小企業等協同組合法を根拠とする事業協同組合等の設立認可等の事務について、市へ委譲がなされている。

事務委譲がなされている主な事務処理は以下のとおりである。

- ・中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項の規定により、組合の設立を認可すること
 - ・中小企業等協同組合法第 35 条の 2 の規定により、組合の役員の氏名又は住所の変更に届出を受理すること
 - ・中小企業等協同組合法第 51 条 2 項の規定により、組合の定款の変更を認可すること
 - ・中小企業等協同組合法第 105 条 1 項の規定により、決算関係書類を受理すること
- 事業協同組合等県委任事務費は上記の市へ委譲された事業協同組合等の設立認可等の事務の執行のために支出された経費である。

また、委譲された事務処理の執行に際し、協同組合の設立、運営等について相談を受ける場合があり、この場合は、神奈川県中小企業団体中央会と連携を密にしながら、日常的な相談・指導を含め当該事務を行っている。

神奈川県中小企業団体中央会は、中小企業の振興を使命とする「中小企業団体の組織に関する法律」及び「中小企業等協同組合法」に基づいて設立された特殊民間法人であり、組合の設立及び運営指導、組合及び中小企業の経営・労務・経理・税務・法律に関する相談等を主な業務としている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

3. 工業振興一般管理費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課
根拠法令・要綱等	なし。

予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	1,198	1,225	1,312	1,550	1,591
	決算額	996	1,133	1,272	1,493	1,556
H25 年度決算 額の使途内訳	共済費：3,690 円、賃金：273,429 円、旅費：825,410 円、需用費：359,680 円、 役務費：91,985 円、負担金補助及び交付金：4,000 円					
事業内容	工業振興課における出張旅費や事務処理に必要な文具類の購入等を行う。					
事業目的	工業振興課の一般事務を管理する。					
事業目標	工業振興課の一般事務を円滑に行う。					
事業の効果、 事業目標の達 成度合	工業振興課における一般事務を円滑に行うことにつながった。					
目標達成度合 いを測る指標	なし。					

(1) 概要

支出内容は工業振興課における出張旅費や事務用消耗品費、新聞の購入代金等である。賃金が計上されているのは、永年勤続事業の事務手続（推薦状の整理、データ入力、表彰者への通知送付補助、表彰状の内容確認等）のために雇用している臨時的任用職員に対する支払があるためである。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

4. 工業振興課非常勤嘱託員任用費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課		
根拠法令・ 要綱等	なし。		
予算費目	款：07 経済労働費	項：01 産業経済費	目：01 産業経済総務費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	2,603	2,660	2,668	2,710	2,723
	決算額	2,422	2,654	2,666	2,659	2,654
H25 年度決算 額の使途内訳	報酬：2,040,000 円、共済費（健保・厚生年金）：585,415 円 共済費（雇保）：28,697 円					
事業内容	工業振興課の事務補助を行う非常勤嘱託職員の労務管理					
事業目的	工業振興課の事務業務の補助					
事業目標	工業振興課における事務業務の円滑な事務執行					
事業の効果、 事業目標の達 成度合	工業振興課における事務業務を円滑に処理することに繋がった。					
目標達成度合 いを測る指標	なし。					

(1) 概要

報酬は非常勤嘱託員 1 名の人件費である。職務内容はマイコンシティ連絡所等の維持管理、企業誘致・産業立地業務補助、その他業務補助となっており、任用期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間となっている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

5. 川崎発明振興会補助金

所管	経済労働局産業振興部工業振興課		
根拠法令・ 要綱等	川崎市補助金等の交付に関する規則 川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱		
予算費目	款：07 経済労働費	項：02 商工業費	目：02 工業振興費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	85	80	70	60	50
	決算額	85	80	70	60	50
H25 年度決算 額の使途内訳	川崎発明振興会への補助金 50,000 円					
事業内容	川崎発明振興会の活動支援					
事業目的	川崎発明振興会への支援を通じ、市内産業の振興を図ること。					
事業目標	川崎発明振興会の運営基盤の安定を図ることにより、民間主導による市内産業の振興・発展を効率的に推進していくこと。					
事業の効果、 事業目標の達 成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎発明振興会が定例的な会合や情報相談会を開催している。 ・川崎発明振興会の会員の発明を情報誌で対外的に情報発信することで、市民の発明への意欲向上につなげている。 					
目標達成度合 いを測る指標	作品発表件数、個人発明家からの情報相談件数、情報誌発行回数、講演会開催回数など					

(1) 概要

川崎発明振興会とは、市内を主体とした会員の発明意欲の昂揚を図るため、会員相互の親睦と連携を深め、発明創造と優秀な発明品の健全な企業化を助長し、会員の進歩向上と産業の振興発展に寄与することを目的して、1974年に設立された団体である。

当該目的を達成するため、以下の事業を実施する旨が「川崎発明振興会規約」第 3 条に明記されている。

- ① 定期研究会、講演会、見学会、研修会等の開催
- ② 発明品の健全な企業化を助長するための各種相談および指導
- ③ 発明考案の参考となる資料の配布・閲覧および情報の交換
- ④ 川崎市の事業への協力
- ⑤ その他前各号の事業に附帯する事業

平成 25 年度の川崎発明振興会の主な活動実績としては、以下のとおりである。

	内容・実績
1. 作品発表と情報交換	作品発表件数：79 件、情報提供件数：33 件
2. 社会見学	国際文具展見学、大田工業フェア見学
3. 講演会	理事を講師に迎え講演会を開催
4. 情報誌発刊	情報誌「ものづくりアイデア情報」第 38 号、39 号の発刊（毎回、会員の他、区役所、市役所、図書館、市民会館等、計 46 ヶ所、合計 1,000 部配布）

市は「川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱」に基づき、平成 25 年度は 50,000 円の補助金交付を行っている。平成 25 年度の川崎発明振興会の決算収支報告書によると、平成 25 年度の収入額は前期繰越金 32,103 円を除けば、277,510 円で補助金の占める割合は約 18%となっている。他方、支出額は 282,609 円である。補助対象経費の内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

	予算額
会場費	25,000
印刷費	5,000
ものづくりアイデア情報誌	117,300
講演会費	2,000
計	149,300

(2) 結果

① 事業の見直し（経済労働局工業振興課－5、結果1）

発明考案奨励事業（発明に関する講演会、研究会、講習会等）に対する補助となっているが、実態は川崎発明振興会の運営費に対する補助である。補助金が川崎市内の企業の新たな発明に寄与するとは考えづらいことから、抜本的に事業を見直すべきである。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

6. 工業団体助成事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市補助金等の交付に関する規則 川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	6,895	6,890	6,885	6,880	6,873
	決算額	6,895	6,890	6,885	6,880	6,712

H25 年度決算 額の使途内訳	① 川崎市工業団体連合会への補助金 4,880 千円 ② 川崎工業振興倶楽部への補助金 1,950 千円 ③ かながわ工業振興協議会への負担金 43 千円
事業内容	・川崎市工業団体連合会、川崎工業振興倶楽部に対する運営補助 ・かながわ工業振興協議会への負担金の支出
事業目的	支援団体の運営基盤を安定化させることで、民間主導による市内の工業振興を効率的に推進していくこと。
事業目標	支援団体の運営により、行政への各種提言や、行政と企業または企業間の連携を図っていくこと。
事業の効果、 事業目標の達 成度合	平成 25 年度実績 [川崎市工業団体連合会] ・インターンシップ事業：23 社が市内工業高校の生徒 45 名を受け入れ ・明治大学との産学交流事業：セミナー3 回、成果発表会 1 回、参加者 101 名 ・会長や役員、事務局の外部委員会への参加回数：58 回 ・会員相互の交流活動 [川崎市工業振興倶楽部] ・会員企業及び行政機関への視察会：2 回開催 ・市職員の企業研修受け入れ：1 社 1 名 ・川崎商工会議所、川崎市工業団体連合会等との意見交換 等
目標達成度合 いを測る指標	[川崎市工業団体連合会] ・インターンシップ事業の開催件数及び参加人数 ・産学交流事業の実施回数及び参加人数 ・外部委員会への参加 [川崎市工業振興倶楽部] ・会員企業及び行政機関への視察会の開催数 ・川崎市長との懇談会の実施状況 ・市職員の企業研修受け入れ実施 ・川崎商工会議所、川崎市工業団体連合会等との意見交換への参加回数 など

(1) 概要

川崎市工業団体連合会は、市及び関係官庁と緊密な連絡調整をすると共に、会員相互の連絡調整並びに融和を図り、組織の力を高度に利用して、中小工業の当面する諸問題を市及び県政に反映させ、企業の健全なる発展を通して、川崎市工業の振興に寄与することを目的とする団体である。

市は「川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱」に基づき、平成 25 年度は 4,880,000 円の補助金交付を行っている。平成 25 年度の川崎市工業団体連合会の収支決算書によ

ると、平成 25 年度の収入額は前期繰越金 1,208,888 円を除けば、7,573,045 円で補助金の占める割合は約 64%となっている。他方、支出額は 7,671,053 円である。

補助対象経費の内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

平成25年度補助対象経費内訳書

科 目	予算額	対象外経費	補助対象経費
事業費	200,000	0	200,000
内			
会報発行費	70,000	0	70,000
ホームページ運営費	30,000	0	30,000
産学交流会費	100,000	0	100,000
事務費	5,818,000	30,000	5,788,000
合 計	6,018,000	30,000	5,988,000

※ 対象外経費は全額、交際費

川崎工業振興倶楽部は、会員各企業の操業環境の向上について行政への提言を行うとともに、行政並びに会員相互の連携を図り、会員各企業の発展並びに川崎市の工業振興に寄与することを目的とする団体である。

市は「川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱」に基づき、平成 25 年度は 1,950,000 円の補助金交付を行っている。平成 25 年度の川崎工業振興倶楽部の決算報告書によると、平成 25 年度の収入額は前期繰越金 1,042,594 円を除けば、4,603,455 円で補助金の占める割合は約 42%となっている。他方、支出額は 4,348,043 円である。

補助対象経費の内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

平成25年度補助対象経費内訳書

科目	予算額
会議費	120,000
事業費	600,000
通信費	270,000
事務費	200,000
図書費	10,000
交通費	30,000
消耗品費	50,000
事務室使用料	640,000
光熱費	70,000
計	1,990,000

かながわ工業振興協議会は、会員相互の連携を強化し、会員の資質の向上を図り、あわせて関係機関との連絡を密にし、神奈川県経済・工業の発展に寄与することを目的とする。当該目的達成のため以下の事業を実施する。

- ① 各種研究会、視察会などの開催
- ② 会員のための情報提供
- ③ その他本会の目的を達するために必要と認める事業

市は、当該かながわ工業振興協議会には川崎市内に事業所を持つ企業等が多く参加しており、当該協議会が川崎市の産業の発展や振興に資することから、会の活動支援として平成 25 年度は 42,500 円の負担金を支出している。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

7. 中小企業団体組織化推進事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	2,101	1,979	1,979	1,928	1,767
	決算額	2,101	1,979	1,979	1,928	1,767
H25 年度決算額の使途内訳	神奈川県中小企業団体中央会補助金：1,767,000 円					
事業内容	神奈川県中小企業団体中央会川崎支局へ補助金を支出する。					
事業目的	神奈川県中小企業団体中央会川崎支局の機能強化を図る。					
事業目標	中小商工業者の組織化推進・既設中小企業組合の活性化					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 9 年度に県から委譲された事業協同組合等認可事務を執行するにあたり、神奈川県中小企業団体中央会川崎支局の機能強化を図ることによって、適正な事務執行につなげることができた。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

神奈川県中小企業団体中央会は、中小企業の振興を目的に「中小企業団体の組織に関する法律」及び「中小企業等協同組合法」に基づいて設立された特殊民間法人であり、組合の設立及び運営指導、組合及び中小企業の経営・労務・経理・税務・法律に関する相談等を主な業務としている。

市は「川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱」にもとづき、平成25年度は1,767,000円の補助金を支出している。交付要綱別表に記載の補助要件、補助内容は以下のとおりである。

補助要件	市内未組織商工業者の組織化及び共同化を促進し、業界の近代化及び共同化並びに協業化を含めた中小企業の振興発展を図る。
補助内容	当該団体の運営にかかる経費及び団体育成のための講習会、セミナー等の開催について補助する。

(2) 結果

① 補助金の算出過程の明瞭化

(事実確認)

交付申請書に添付の補助金申請額の積算根拠資料は以下のとおりである。

平成25年度 経費の積算明細 (予算) (単位:円)

	総事業費	(内訳)		摘要
		川崎市補助金	中央会 他	
1 人件費	13,560,790	0	13,560,790	指導員2名
2 借室料	1,641,039	739,039	902,000	川崎市産業振興会館
3 事業費	2,396,000	830,000	1,566,000	・組織化指導・巡回実地指導事業等：966,000円 ・組織連携強化現地指導：400,000円 ・特定組合対象講演会：630,000円 ・共同施設補助：400,000円
4 一般事務費	417,352	197,961	219,391	・新聞図書費：80,000円 ・消耗品費：100,000円 ・水道光熱費：85,000円 ・リース料：92,352円 ・通信運搬費：60,000円
合計	18,015,181	1,767,000	16,248,181	

上記の「3 事業費」について見てみると、総事業費 2,396,000 円の内訳として、川崎市補助金 830,000 円、中央会他 1,566,000 円が記載されている。このうち、川崎市補助金に記載の金額が補助対象経費であり、補助金申請額となっているが、補助金申請額の算出方法が分かりにくい状況となっている。摘要に記載の経費金額を足しあげても川崎市補助金に記載の金額と一致しないため、経費の按分等がなされていると考えられるが、積算明細には按分方法等の記載は一切ない。

また、実績報告書に添付の補助事業に係る経費の実績金額は以下のとおりである。

平成25年度 経費の積算明細（実績）

（単位：円）

	総事業費	（内訳）		摘要
		川崎市補助金	中央会 他	
1 人件費	13,560,790	0	13,560,790	指導員2名
2 借室料	1,641,039	739,039	902,000	川崎市産業振興会館
3 事業費	1,970,303	830,000	1,140,303	・組織化指導・巡回実地指導事業等：970,303円 ・組織連携強化現地指導：400,000円 ・特定組合対象講演会：600,000円 ・共同施設補助：0円
4 一般事務費	458,941	197,961	260,980	・新聞図書費：95,686円 ・消耗品費：138,217円 ・水道光熱費：87,179円 ・リース料：90,315円 ・通信運搬費：47,534円
合計	17,631,073	1,767,000	15,864,073	

予算と同様に、「3 事業費」を見ると、総事業費 1,970,303 円の内訳として、川崎市補助金 830,000 円、中央会他 1,140,303 円が記載されているが、摘要に記載の金額のうち、どの部分が実績として集計されているか不明である。例えば、特定組合対象講演会の事業費は予算では 630,000 円であるのに対し、実績では 600,000 円と減少している。一方で、市からの補助金は予算額も実績額もいずれも 830,000 円となっている。

（経済労働局工業振興課－7、結果1）

「川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱」第3条(4)に、補助金申請書には交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎を記載しなければならない旨が規定されている。補助金の算出方法を要綱に従って明確にするとともに、補助金申請額の算出方法について分かりやすい記載に改めるよう補助金申請者へ求める必要がある。

（3）意見

特に指摘すべき事項はない。

8. 川崎商工会議所補助金

所管	経済労働局産業振興部工業振興課		
根拠法令・要綱等	川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱		
予算費目	款：07 経済労働費	項：02 商工業費	目：02 工業振興費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	6,620	6,620	7,970	7,970	7,970
	決算額	6,620	6,620	7,620	7,970	7,970
H25 年度決算 額の使途内訳	川崎商工会議所補助金：7,970,000 円					
事業内容	川崎商工会議所に対して補助金を支出する。					
事業目的	川崎商工会議所の機能強化を図る。					
事業目標	本市経済の活性化及び都市機能整備の推進					
事業の効果、 事業目標の達 成度合	市内民間企業の中核的機関である商工会議所の機能強化を図ることによって、本市経済の活性化に寄与することにつながった。					
目標達成度合 いを測る指標	<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌の発行：年 10 回 ・テクノプラザ事業：マッチング数 46 件 ・経営革新セミナー：23 回/1,192 名（延べ参加数） ・経営革新塾：延べ 7 日間/32 名（参加数） ・川崎インターンシップ：98 名（参加者）/32 社（受入企業） ・大企業との地域振興研究会：年 1 回 					

(1) 概要

川崎商工会議所（以下、商工会議所）に対する各補助事業の目的、事業計画、収支予算は以下のとおりである。

事業名	機関誌「かいぎしょ」発行事業
目的	<p>商工会議所の事業紹介、地域の元気企業紹介並びに経済環境変化・法制度の改正状況等に関する情報や企業支援制度、川崎市等の進めるプロジェクトなどをタイムリーにわかりやすく会員企業並びに市民に提供し、企業の経営改善や発展並びに地域経済の活性化に資する情報提供を目的として定期的に機関誌を発行する。</p> <p>配布先は、市内中小・中堅・大手の事業所及び官公署、図書館、市内金融機関店頭、全国主要商工会議所に配布し、幅広く情報を発信していく。</p>
事業計画	発行は毎月 1 日、発行部数は 5,800 部、年 10 回発行（7・8 月、1・2 月は合併号）

収支予算	項目	予算額	
	市補助金	3,000,000 円	
	当所負担金	23,275,000 円 (広告収入 9,162,000 円)	
	合計	26,275,000 円	

事業名	テクノ・プラーザ事業		
目的	中小製造業を中心に、新技術・新製品の開発、ISO 取得、品質管理、販路拡大など多様な課題に対して企業等の OB 人材の持つ豊富な実務経験と技術・ノウハウを活用することにより、中小企業の新事業展開、経営改善等を総合的に支援していく。		
事業計画	商工会議所の経営指導員及びコーディネーターが市内地域工業団体等を連携し、日常的に中小企業を巡回訪問するとともに、説明会、相談会を開催し、事業の周知を図りながら各企業の抱える経営課題やニーズの発掘を行い、それぞれの課題・ニーズに適合する登録テクノ・アドバイザー（260 名）をマッチングし、専門的かつ実践的な経営改善提案や新事業展開提案を実施していく。		
収支予算	項目	予算額	
	市補助金	1,110,000 円	
	当所負担金	1,845,000 円	
	合計	2,955,000 円	

事業名	KCCI 企業家カレッジ経営革新セミナー事業		
目的	企業経営者の様々な課題解決に向けて、時宜にあった経営実務・財務・人事・海外展開等のエキスパートや経営者を招聘し、経営者・幹部社員等を対象としたセミナーを開催し、中小企業の経営改善、新事業展開を支援するとともに川崎産業界の人材育成を促進する。		
事業計画	実際の経営者の体験に基づく実践的な企業経営者・幹部候補者向けセミナーとして年間 20 回程度開催いたします。また、セミナー開催とともに、参加者同士の交流の場としても活用し、ビジネスマッチングも促進していく。		
収支予算	項目	予算額	
	市補助金	1,100,000 円	
	当所負担金	1,500,000 円	
	合計	2,600,000 円	

事業名	商工会議所運営費補助金		
目的	<p>商工会議所は、市内で唯一の総合経済団体として、地域経済活性化、活力あるまちづくり、中小企業・ベンチャー企業の発展成長を目指し、5千を超える多様な事業者全員を擁する団体として、地域経済発展を見据えた「提案・要望活動の積極的な展開」、「販路拡大・ビジネスマッチングの展開」、「中小企業の経営基盤の強化と支援」、「産業人材の育成」、「会議所活動基盤の強化」の5つの基本方針の下に事業を展開している。これらの事業計画に要する経費の多くは、会員が負担する会費や検定手数料等の自主事業等により、充当されているが、各区に設置している支所によるキメ細かい小規模企業向けの経営改善事業、インキュベータ運営による次世代産業の創出支援、海外とのビジネスマッチング支援などをはじめとして当所で実施している事業は、川崎市の中小企業振興施策、地域産業振興施策を補完し、地域経済の発展に多いに貢献している。</p>		
事業計画	<p>平成25年度事業計画に基づき、販路拡大・ビジネスマッチングの展開、中小企業の経営基盤強化や産業人材の育成など中小企業の育成に取り組むとともに、会員増強運動の展開、財政基盤の再構築など会議所活動基盤の強化にも取り組んでいく。</p>		
収支予算	項目	予算額	
	市補助金	1,060,000 円	
	当所負担金	12,374,000 円	
	合計	13,434,000 円	

事業名	経営革新塾事業		
目的	<p>大きく変貌する事業環境の中で、新たな経営戦略を模索する企業の経営者・幹部・後継者を対象に、専門家より新たな事業改善プラン作成法を学んでもらい、その後 Web を利用した経営手法等の実践も検討する。これにより持続的に成長しようとする中小企業を支援する。</p>		
事業計画	<p>各テーマに対しそれぞれ15名程度を募集し、合計の講義時間を25時間を目途として開催する。経営改善の手法を講義形式で行い、実際の Web を利用してのマーケティング等の考えを学んでいく。</p>		

収支予算	項目	予算額
	市補助金	1,000,000 円
	当所負担金	1,000,000 円
	参加者負担金	200,000 円
	合計	2,200,000 円

事業名	川崎インターンシップ事業	
目的	近年、若年者の失業率や離職率が高水準で推移している状況の中で、将来の地域経済・社会を支える人材育成の一環として、市内 7 大学の学生に会員企業での就業体験を提供することにより、学生が望ましい職業観・勤労観を身に付け、就職意欲向上を図る。また、受入企業は就業体験の場を提供して地域貢献に寄与するとともに、職場の活性化と若い人材の現状把握、企業・業界への理解度及びイメージの向上を図る。なお、当事業は平成 19 年度よりスタートし、当初は受入企業 12 社、参加学生 25 名であったが、平成 24 年度は、受入企業 26 社、参加学生 73 名と年々増加しており、企業・大学・学生から好評を得ている。	
事業計画	平成 25 年 3 月～4 月 受入企業募集 5 月～7 月 参加学生募集 6 月～8 月 ビジネスマナー講習会 8 月～9 月 受入企業での実習 11 月 事業報告会	
収支予算	項目	予算額
	市補助金	350,000 円
	当所負担金	457,000 円
	合計	807,000 円

事業名	大企業との地域振興研究会事業	
目的	世界的な都市間競争の中で、発展し続ける産業都市・川崎が求められている中、高度ものづくり企業と研究開発機能の集積など、市内産業の特徴と強み、さらに羽田国際化などの立地優位性を活かし、川崎市の持続的成長に向けて、今後の成長が期待される分野における産業創出など、川崎市に拠点を持つ大手企業経営者と川崎市長等との情報共有、意見交換を通じて、今後のあるべき姿・進む方向等について産業界と行政との連携した取組みの一助とする。	

事業計画	変貌著しい市内地域振興策等を調査研究するため、年1回の研究会を予定している。		
収支予算	項目	予算額	
	市補助金	350,000 円	
	当所負担金	350,000 円	
	合計	700,000 円	

(2) 結果

① 補助金の見直し（経済労働局工業振興課－8、結果1）

商工会議所の平成25年度一般会計収支決算書を要約すると以下のとおりである。

(単位：円)

収入の部			支出の部		
	款	決算額		款	決算額
1	会費	234,122,500	1	事業費	244,195,183
2	事業収入	145,377,848	2	管理費	88,183,156
3	交付金	91,621,790	3	繰入金	109,102,881
4	雑収入	10,285,873	4	その他の支出	30,000,000
5	積立金取崩収入	0	5	予備費	77,499,557
6	繰越金	67,572,766			
	合計	548,980,777		合計	548,980,777

収入の部を見ると、繰越金として67,572,766円が計上されており、内容は前期繰越金である。また、その他の支出として30,000,000円が計上されているが、これは日本商工会議所の方針に沿った財政調整積立金の積立である。

市から商工会議所への補助金は、大きく事業費補助と運営費補助に分けられ、運営費補助に該当するものとして、商工会議所運営費補助金1,060,000円がある。商工会議所の財政状況も踏まえ、運営費補助に該当する補助金については検討が必要である。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

9. 浅野町大川町会館運営費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	7,360	7,360	7,360	7,360	7,360
	決算額	6,760	7,360	7,360	7,360	7,360
H25年度決算額の使途内訳	・浅野町工場会館管理業務委託 3,560,000円 ・大川町産業会館管理業務委託 3,800,000円					
事業内容	浅野町工場会館及び大川町産業会館の管理委託					
事業目的	各会館における保全・維持管理や近隣及びテナントからの相談対応を適切に行うことにより、施設を安全かつ良好な状態に保ち、入居者及び利用者にとって利用しやすい会館づくりを行うとともに、団地内の立地企業からの相談及び連絡・調整機能を果たす。					
事業目標	会館の有効利用を図ることにより、浅野町及び大川町工場団地内で操業する中小企業の振興発展を図る。					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成25年度実績 浅野町工場会館及び大川町産業会館ともに、特に事故やトラブル等なく管理運営を行った。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

浅野町工場会館の管理運営については浅野町工業団地組合連絡協議会と、また、大川町産業会館の管理運営については大川町産業振興連絡協議会とそれぞれ管理委託契約を締結し、管理委託料として浅野町工業団地組合連絡協議会に対しては年額3,560,000円、大川町産業振興連絡協議会に対しては年額3,800,000円を支払っている。

それぞれの連絡協議会との契約は特命随意契約であり、「浅野町工場会館及び大川町産業会館の管理は、会館の設置に合わせて設立された浅野町工業団地組合連絡協議会及び大川町産業振興連絡協議会がそれぞれ永年に渡って担っており、十分な実績を収めてきたこと、さらに、当該団体は、各産業団地内の立地企業によって構成された団体であり、同会館の入居者も当該団体の構成員及び関係者であることから、各団体との連絡・調整など、最も効率的に業務を実施できること」を特命随意契約の理由とし

ている。管理者に選定された「浅野町工業団地組合連絡協議会」、「大川町産業振興連絡協議会」の概要は以下のとおりである。

名称	概要
浅野町工業団地組合連絡協議会	浅野町工業団地内の川崎木型団地協同組合、川崎市メッキ工業協同組合、川崎金属工業団地協同組合、川崎鉄鋼業団地協同組合、川崎テック工業団地協同組合、川崎資源再生工業協同組合及び浅野親交会の7団体を会員として、昭和60年に設立され、現在78社の会員企業で構成されている。
大川町産業振興連絡協議会	大川町産業団地内の大川会、大川町工業団地協同組合、協同組合川崎卸センターおよび大川企業会の4団体を会員として、平成元年に設立され、現在63社の会員企業で構成されている。

平成25年度浅野町工場会館管理業務委託仕様書に記載されている管理業務の内容は以下のとおりである。

(3) 管理業務の内容
<p>ア 会計業務 毎月、各テナントからの水道光熱費等の徴収及び払込を行う。</p> <p>イ 運営調整業務 (ア) 近隣又はテナント間の苦情相談及び対応 (イ) 建物・設備等の苦情相談及び現状確認 (ウ) 各種苦情相談等に関する川崎市への報告・協議 (エ) 各テナントへの連絡調整事務支援 (オ) 定期巡回等による保全管理 (カ) 空室管理（空室の定期的巡回・換気） (キ) 年間総額10万円を超えない範囲での修理・工事等の手配、実施、終了点検 (ク) 諸官庁届出事務 (ケ) 関係書類の保管</p> <p>ウ 清掃・設備管理業務 (ア) 廊下、階段、トイレ等の建物共用部分及び敷地内の清掃</p>

- (イ) 敷地内の植栽管理及び除草
- (ウ) 電気・電波設備の保守管理
- (エ) 給排水設備の保守管理
- (オ) 水道・ガス・電気メーター類の検針
- (カ) 消防・火災警報設備の保守管理

平成25年度大川町産業会館管理業務委託仕様書に記載されている管理業務の内容は以下のとおりである。

(3) 管理業務の内容
<p>会館に管理人を常駐させ、次の業務を実施すること。</p> <p>ア 会計業務 毎月、各テナントからの水道光熱費等の徴収及び払込を行う。</p> <p>イ 運営調整業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 近隣又はテナント間の苦情相談及び対応 (イ) 建物・設備等の苦情相談及び現状確認 (ウ) 各種苦情相談等に関する川崎市への報告・協議 (エ) 各テナントへの連絡調整事務支援 (オ) 定期巡回等による保全管理 (カ) 空室管理（空室の定期的巡回・換気） (キ) 年間総額10万円を超えない範囲での修理・工事等の手配、実施、終了点検 (ク) 諸官庁届出事務 (ケ) 関係書類の保管 <p>ウ 清掃・設備管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 廊下、階段、トイレ等の建物共用部分及び敷地内の清掃 (イ) 敷地内の植栽管理及び除草 (ウ) 電気・電波設備の保守管理 (エ) 給排水設備の保守管理 (オ) 衛生清掃設備（浄化槽）の保守管理 (カ) 水道・ガス・電気メーター類の検針 (キ) 消防・火災警報設備の保守管理

(2) 結果

① 仕様書の見直しについて（経済労働局工業振興課－9、結果1）

浅野町工場会館管理業務委託仕様書及び大川町産業会館管理業務委託仕様書には、それぞれの委託業務の内容が示されている。しかし、浅野町工業団地組合連絡

協議会、大川町産業振興連絡協議会が行う業務には、仕様書に示された業務の他、工場会館、産業会館の入居する工業団地組合、産業振興連絡協議会の構成員として、入居者及び会員の連絡・調整業務を行っている。これらの連絡・調整業務が仕様書からは漏れており仕様書の見直しが必要である。

② 浅野町工場会館管理業務委託の特命随意契約について（経済労働局工業振興課－９、結果２）

平成 25 年度浅野町工場会館管理業務委託について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、特命随意契約としている。具体的には概要にも記載のとおり、浅野町工場会館は浅野町工業団地組合連絡協議会が継続して管理業務を実施してきており、十分な管理実績を有していること、管理対象の工場会館の入居者が工業団地組合の構成員であり、連絡・調整業務を効率的に実施できることを特命随意契約の理由として挙げている。

確かに工場会館に入居しているのが工業団地組合の構成員であることからすれば、工業団地組合連絡協議会が管理業務の受託者となれば、苦情相談等の調整業務は円滑に実施できる可能性はあると言える。しかしながら、管理業務委託仕様書に記載されている管理業務の内容を見ると、特殊な技能、技術等を必要とする業務で特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成できない場合とまでは言えず、特命随意契約の理由としては不十分である。

③ 大川町産業会館管理業務委託の特命随意契約について（経済労働局工業振興課－９、結果３）

平成 25 年度大川町産業会館管理業務委託について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、特命随意契約としている。具体的には概要にも記載のとおり、大川町産業会館は大川町産業振興連絡協議会が継続して管理業務を実施してきており、十分な管理実績を有していること、管理対象の産業会館の入居者が産業振興連絡協議会の構成員であり、連絡・調整業務を効率的に実施できることを特命随意契約の理由として挙げている。

確かに産業会館に入居しているのが産業振興連絡協議会の構成員であることからすれば、産業振興連絡協議会が管理業務の受託者となれば、苦情相談等の調整業務は円滑に実施できる可能性はあると言える。しかしながら、管理業務委託仕様書に記載されている管理業務の内容を見ると、特殊な技能、技術等を必要とする業務で特定の者と契約をしなければ契約の目的を達成できない場合とまでは言えず、特命随意契約の理由としては不十分である。

④ 委託経費の効率化について（経済労働局工業振興課－ 9、結果 4）

平成 22 年度以降平成 25 年度までの浅野町工場会館管理業務委託及び大川町産業会館管理業務委託の委託費の合計は 7,360 千円と同額で推移している。浅野町工業団地組合連絡協議会及び大川町産業振興連絡協議会の行う管理運営は、経験を重ねることで効率化が進むことが期待されることを考慮すると、委託費が同額で推移することは効率化に向けた取組みが不十分と言える。さらなる効率化に努める必要がある。

(3) 意見

① 未利用スペースの有効活用（経済労働局工業振興課－ 10、意見 1）

大川町産業会館の 2 階には現在使用していないスペースがある。収益性を高めるためにも未利用スペースの貸与が望まれる。

10. 浅野町大川町会館施設整備費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	3,279	1,900	3,357	3,335	2,815
	決算額	2,272	1,890	3,237	2,568	2,806
H25 年度決算額の使途内訳	会館修繕料：2,806,860 円 ・大川町産業会館 外壁南東防水補修工事：1,942,500 円 1 階厨房給水漏水補修工事：62,160 円 雨漏り防水補修工事：294,000 円 廊下天井一部張替工事：74,550 円 ・浅野町工場会館 2 階男子トイレ洋式化工事：433,650 円					
事業内容	普通財産として川崎市が管理する浅野町工場会館及び大川町産業会館の維持に必要な修繕費を支出する。					
事業目的	浅野町工場会館及び大川町産業会館の施設維持					

事業目標	浅野町工場会館及び大川町産業会館について適切に施設維持することにより、施設利用者の利便性及び安全性を確保する。
事業の効果、事業目標の達成度合	浅野町工場会館及び大川町産業会館は、築後 25 年を経過しているため、老朽化が進行しているが、それに伴う修繕を行うことで、安全性確保に寄与している。
目標達成度合いを測る指標	なし。

(1) 概要

大川町産業会館、浅野町工場会館における過去 5 年間の補修工事の状況をまとめると以下のとおりである。

大川町産業会館

年度	補修工事内容
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ トイレドア修繕工事 (99,960 円) ■ 制御盤補修工事 (90,300 円) ■ 壁ビニルクロス張替え修繕 (99,834 円) ■ 1 階食堂空調機補修工事 (1,223,250 円)
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浄化槽攪拌用ブローア補修工事 (315,000 円) ■ 屋上防水補修工事 (1,575,000 円)
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 浄化槽機器更新工事 (1,575,000 円) ■ 屋上防水他補修工事 (1,407,000 円) ■ 出入り口扉修繕工事 (144,900 円) ■ 天窓修理工事 (26,250 円)
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協同組合事務室空調機修繕一式 (59,850 円) ■ 2 階会議室・第 3 会議室空調機補修工事 (1,438,500 円) ■ 鉄骨階段塗装工事 (609,000 円) ■ 駐車場補修工事 (308,700 円) ■ 看板塗装工事 (30,450 円) ■ 事務室他 1 箇所ドアクローザ補修工事 (42,000 円)
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 階厨房給水漏水補修工事 (62,160 円) ■ 外壁南東面防水補修工事 (1,942,500 円) ■ 雨漏り防水補修工事 (294,000 円) ■ 2 階廊下天井の一部張替工事 (74,550 円)

浅野町工場会館

年度	補修工事内容
平成 21 年度	■ 第 4 会議室空調機補修工事 (181,650 円)
平成 22 年度	-
平成 23 年度	■ 1 階トイレ換気扇補修工事 (54,600 円) ■ 1 階付設換気扇補修工事 (29,400 円)
平成 24 年度	■ 1 階事務所ドアノブ補修工事 (18,375 円) ■ 1 階横扉ドアクローザ補修工事 (24,150 円) ■ 1 階トイレフラッシュバルブ交換工事 (37,000 円)
平成 25 年度	■ 2 階男子トイレ洋式化工事 (433,650 円)

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

11. 産業のまちネットワーク推進協議会事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	170	167	169	167	200
	決算額	169	133	132	157	212
H25 年度決算額の使途内訳	産業のまちネットワーク推進協議会負担金 100 千円 旅費 112 千円					
事業内容	政策課題の解決に向けた意見交換や地域間ネットワークの推進を図るために、総会、定例会の開催、共同の調査・研究等を実施					
事業目的	加盟各自治体の課題解決を促し、研究者・企業等との連携と地域間企業ネットワークの推進を図り、地域経済の発展に寄与する。					

事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟都市間での課題に対して、アンケートや意見交換会の調査により政策に対する研究活動を実施する。 ・総会や定例会の開催都市にて、工業集積の現状や新たな取り組みについて視察やヒアリングを行う。 ・自治体間の交流から、企業間の交流へつなげていく。
事業の効果、事業目標の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・視察やアンケート調査の結果を、新事業の計画策定や、事業の見直しに活用。 ・加盟都市が主催する展示会に他都市の企業が出展し、企業間での交流が進んでいる。
目標達成度合いを測る指標	なし。

(1) 概要

産業のまちネットワーク推進協議会（以下、「推進協議会」という。）は以下に記載する自治体から構成された協議会である。

自治体名
北海道室蘭市、岩手県北上市、岩手県花巻市、山形県米沢市、山形県山形市、群馬県太田市、群馬県桐生市、茨城県日立市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、長野県諏訪市、長野県坂城町、長野県伊那市、長野県飯田市、長野県岡谷市、長野県茅野市、埼玉県草加市、東京都板橋区、東京都台東区、東京都八王子市、神奈川県相模原市、静岡県富士市、神奈川県川崎市、東京都品川区、東京都大田区

（出所：産業のまちネットワーク推進協議会 規約）

推進協議会は、自治体の産業政策などに関する自治体間で交流を深め各自治体の課題解決を促し、市民・研究者・企業者との連携と地域間企業ネットワークの推進を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的としており、当該目的達成のため、以下の業務を実施している。具体的な取組みは以下のとおりである。

- ① 総会及び定例会議の開催による交流
- ② 共同の調査・研究の実施及び政策提言
- ③ 地域間ネットワークの構築及び企業の受発注機会拡大
- ④ その他目的達成に必要な業務

市は大田区、品川区と共に、推進協議会の事務局としての役割を担っており、負担金（会費）として平成 25 年度は 100,000 円に支出を行っている。

(2) 結果

① 負担金の見直し（経済労働局工業振興課－11、結果1）

産業振興に熱心な自治体間で交流を行いグループディスカッション、視察やアンケート調査の結果を、新事業の計画策定や、事業の見直しに活用することには意義がある。一方で、産業のまちネットワーク推進協議会の収支決算書をみると繰越金が毎年多額に発生しており、余剰資金を有している（平成23年度：586,386円、平成24年度：686,254円）。繰越金、余剰資金が発生していることを考慮し、負担金の見直しについて検討すべきである。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

12. 工業後継者経営研究会事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市工業後継者団体補助金交付要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：01 中小企業支援費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	170	160	150	140	200
	決算額	170	160	150	140	200
H25年度決算額の使途内訳	川崎市青年工業経営研究会への補助金 200千円 (平成25年度の事業費の増加は、本市での全国大会開催による)					
事業内容	次代を担う市内中小工業の後継者で組織する団体である川崎市青年工業経営研究会が行う研究会等の事業を支援する。					
事業目的	当該団体の事業を支援することで、中小工業者の後継者や若手経営者の育成を図り、本市工業の振興に寄与すること					
事業目標	会員が主体的に研究会を運営し、経営全般の研究や、先輩経営者からのアドバイスがなされる場が形成されていくこと。					
事業の効果、事業目標の達成度合	毎年度新たな会員が加入し続けており、研究会活動を通じて先輩会員のアドバイスを受けた会員が新規事業に取り組んだり、経済産業省の補助金を活用するなど自社の活性化に取り組んでいる。					

目標達成度合いを測る指標	各種研究会・講習会・講演会の開催 市長との懇談会の開催 大都市青年経営者交流研究大会への参加
--------------	--

(1) 概要

川崎市青年工業経営研究会は、経営上の諸問題を研究討議してその成果を相互に利用し、会員企業の発展を図るとともに、研究成果を発表し、広く中小企業の経営に役立て、川崎市の工業の発展に寄与することを目的として昭和44年9月創立の研究会である。会員数は57名で川崎市内の中小工業の後継者及び若手経営者を中心に構成されている。

なお、川崎市経済労働局産業振興部工業振興課が当該研究会の事務局の役割を担っている。

目的達成のため以下の事業を実施している。

- ① 会員相互の研究発表会
- ② 経営情報の交換及び専門家による講習会、座談会の開催
- ③ 事例研究会の開催
- ④ 優秀工場見学会の開催
- ⑤ 海外派遣研修
- ⑥ その他目的に必要な事項

市は川崎市工業後継者団体補助金交付要綱にもとづき、平成25年度は200,000円の補助金の交付を行っている。補助対象事業は「工業後継者経営研究会事業」とし、研究会、交流研究会、講習会、講演会等工業振興に関する事業に係る経費としており、定額補助である。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 補助金交付の必要性について（経済労働局工業振興課－12、意見1）

中小企業では後継者育成などに課題があることは理解できるが、類似の研修会は民間でも行われており、市が関与する必要性は必ずしも高くない。このような点から補助金交付の見直しが望まれる。

13. 企業誘致推進事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	458	482	1,063	1,073	822
	決算額	50	937	1,010	756	182
H25年度決算額の使途内訳	パンフレット等作成委託：102,900円 神奈川県企業誘致促進協議会負担金：41,000円 図書・雑誌代：23,744円 一般事務用品費：13,450円					
事業内容	【企業誘致の取組みに係る事務費】 ・本市の魅力、立地優位性を紹介したパンフレット等を活用し、企業誘致を推進する。 ・「神奈川県企業誘致促進協議会」負担金。当該協議会は、企業の立地促進を目的として県内自治体で構成され、情報交換や企業誘致方策の検討等を協力して行うもの。					
事業目的	新たな企業の誘致や現在立地する企業の継続操業を進めることにより、雇用や税収の確保により市内経済の活性化につなげる。					
事業目標	新たな企業の誘致や現在立地する企業の継続操業を推進する。					
事業の効果、事業目標の達成度合	・水江町及び新川崎A地区の市有地全区画への誘致を完了した。 ・本市内陸部工業系用途地域の住工混在地域での操業環境保全に向けた取り組みを行うことにより、既存企業の継続操業を図った。					
目標達成度合いを測る指標	・川崎市先端産業創出支援制度認定案件に係る経済波及効果等調査 2社の建設投資に伴う経済波及効果、建設投資総額約231億円→経済波及効果約270億円 ・市有地への進出企業件数（水江町4社、新川崎A地区8社）					

(1) 概要

平成25年度の決算額は182千円であり、決算額の過半は企業誘致に関するパンフレットの製作費である。具体的には「川崎市企業進出のご案内（高度な先端産業と優れた基盤技術が集積する世界有数のイノベーション都市 川崎）」として、川崎市の概要から優れた交通アクセスとして、東京都心部や羽田空港からのアクセスが優れていることの紹介、川崎市の研究開発拠点として誘致地区と、これまで川崎市へ進出した主

な企業が紹介されているものである。

また、川崎市における企業誘致の対象地区と企業誘致の状況を示すと以下のとおりとなる。

地区名	場所	企業誘致の状況
新川崎 A 地区	川崎市新川崎地区にある開発地区。横須賀線新川崎駅から徒歩 5 分から 10 分の圏内	全ての区画について企業誘致が完了
マイコンシティ	川崎市麻生区の小田急線黒川駅近くの工業団地	市有地については全ての区画について企業誘致が完了（一部の民間地権者所有区間については引き続き企業誘致を行っている。）
水江町地内公共用地	川崎市川崎区水江町にある神奈川臨海鉄道水江線の貨物駅である水江駅周辺	全ての区画について企業誘致が完了
殿町区域	羽田空港の対岸に位置する殿町 3 丁目周辺。平成 23 年 12 月に国際戦略特区に指定されている。	川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）の対象地域として誘致を実行中。これまでの誘致実績としては、エリーパワー株式会社、公益財団法人実験動物中央研究所など
浜川崎駅周辺地域	浜川崎駅周辺の都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域	川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）の対象地域として誘致を実行中。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

14. 産業立地促進事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	899	900	827	758	405
	決算額	883	806	800	354	6,409
H25年度決算額の使途内訳	新聞広告料：5,950,000円 普通旅費：65,600円 一般事務品費：25,578円 複写品費：194,274円 時間外勤務手当：172,780円					
事業内容	【新川崎 A 地区等の市有地分譲等に係る事務費】 ・新川崎 A 地区、水江町地内公共用地への企業誘致を推進する。					
事業目的	・新川崎地区及び臨海部への企業誘致を推進することで、市内経済の活性化を図る。					
事業目標	・新川崎地区（全 10 区画）及び水江町地内公共用地への企業誘致を推進する。					
事業の効果、事業目標の達成度合	・平成 20 年以降に公募した水江町及び新川崎 A 地区の市有地において、全区画の誘致が完了した。 ・平成 26 年 1 月に新川崎 A 地区において日本電産(株)中央モーター基礎技術研究所が操業を開始し、新川崎地区への進出企業がほぼ出そろったことを契機に、市長と同社代表取締役社長との対談を行い、本市が有する高度な産業集積や産学公民の連携による取組み、新川崎地区と殿町キングスカイフロントとの連携などの情報の発信を行い、市域全体への更なる企業誘致を推進した。					
目標達成度合いを測る指標	・市有地における進出企業件数（水江町 4 社、新川崎 A 地区 8 社）					

(1) 概要

新川崎 A 地区は、新川崎地区地区計画において 6 つに区分された地区のうち A 地区のことを指し、横須賀線新川崎駅から徒歩 5 分から 10 分の準工業地域である。A 地区は研究開発・ものづくり機能の強化を図る地区とすることで、10 区画に区分し、8 区画を事業用売却地、2 区画を事業用定期借地として企業誘致を行った。結果として、全ての区画において企業の誘致に成功し、平成 27 年 3 月着工予定の 1 社を除き、操業を開始している。

また、水江町地内公共用地は平成 20 年度に川崎区水江町 1 丁目の土地開発公社が保有する区画について、市が当該土地を土地開発公社から取得し、事業者へ貸し付けることを条件に企業の誘致を行ったものであり、こちらも全区画について誘致が完了している。

平成 25 年度の当初予算額は 405 千円であるが、決算額は 6,409 千円と大きく上回っている。その理由は、市の企業誘致の推進を広く周知するため広告業務として新聞広告料が 5,950 千円計上されていることによるものである。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

15. 先端産業創出支援事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市先端産業創出支援助成金交付要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	1,556	1,470	1,667	1,352	1,228
	決算額	1,198	1,127	1,305	117	998
H25 年度決算額の使途内訳	事業評価実施委託料：997,500 円					
事業内容	「川崎市先端産業創出支援制度」を実施するにあたり、認定の可否を適正に審査するための評価委員会及び認定した案件の経済波及効果を調査する業務を行う。					
事業目的	川崎市先端産業創出支援制度を適正に実施するとともに、認定案件の経済波及効果を把握する。					
事業目標	人類共通の課題解決と国際貢献に資する先端産業の創出と集積を促進し、川崎市産業の活性化を図る。					

事業の効果、事業目標の達成度合	先端産業創出支援制度を活用し、先端産業を有する企業 2 社を誘致したことにより、臨海部における先端産業の集積と本市経済の活性化に貢献した。
目標達成度合いを測る指標	川崎市先端産業創出支援制度認定案件に係る経済波及効果等調査

(1) 概要

本事業は、「川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）」を実施するにあたり、認定の可否を適正に審査するため、評価委員会の開催及び認定した案件の経済波及効果を調査するものである。平成 25 年度は、新規の認定案件がなかったことから、評価委員会の開催に関する費用は発生しておらず、決算額は過去に認定した案件の経済波及効果に関する調査のための費用のみである。

本調査業務は業者 A 社に委託しており、決算額全額が A 社への業務委託費である。

(2) 結果

① 特命随意契約理由書における根拠規定について（経済労働局工業振興課－15、結果1）

本調査業務の委託先の選定は、特命随意契約によって選定されているが、当該経済波及効果の調査には、優れた専門性が必要とはされるものの、必ずしも A 社が唯一とはいえない。したがって、特命随意契約の理由としては不十分である。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

16. 先端産業創出支援助成金

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市先端産業創出支援助成金交付要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	—	152,490	289,925	283,857	116,655
	決算額	—	146,422	263,076	263,076	116,655

H25 年度決算額の使途内訳	先端産業創出支援助成金：116,655,000 円（公財）実験動物中央研究所
事業内容	本市臨海部の特定地域において環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端技術を事業化する者に対し、土地、建物、設備等の取得等に要する費用の 10% を、10 億円を上限に助成する。
事業目的	人類共通の課題解決と国際貢献に資する先端産業の創出と集積を促進し、本市産業の活性化を図る。
事業目標	本市臨海部の特定地域において環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端技術を事業化する者に対して助成し、立地を促進する。
事業の効果、事業目標の達成度合	先端産業創出支援制度を活用し、先端産業を有する企業 2 社を誘致したことにより、臨海部における先端産業の集積と本市経済の活性化に貢献した。
目標達成度合いを測る指標	川崎市先端産業創出支援制度認定案件に係る経済波及効果等調査 2 社の建設投資に伴う経済波及効果、建設投資総額約 231 億円→経済波及効果約 270 億円

（1）概要

川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）とは、川崎臨海部において、人類共通の課題解決と国際貢献に資する先端産業の創出と集積を促進するため、環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端技術を事業化するために事業所を新設する事業者を支援する制度である。制度概要は以下のとおりである。

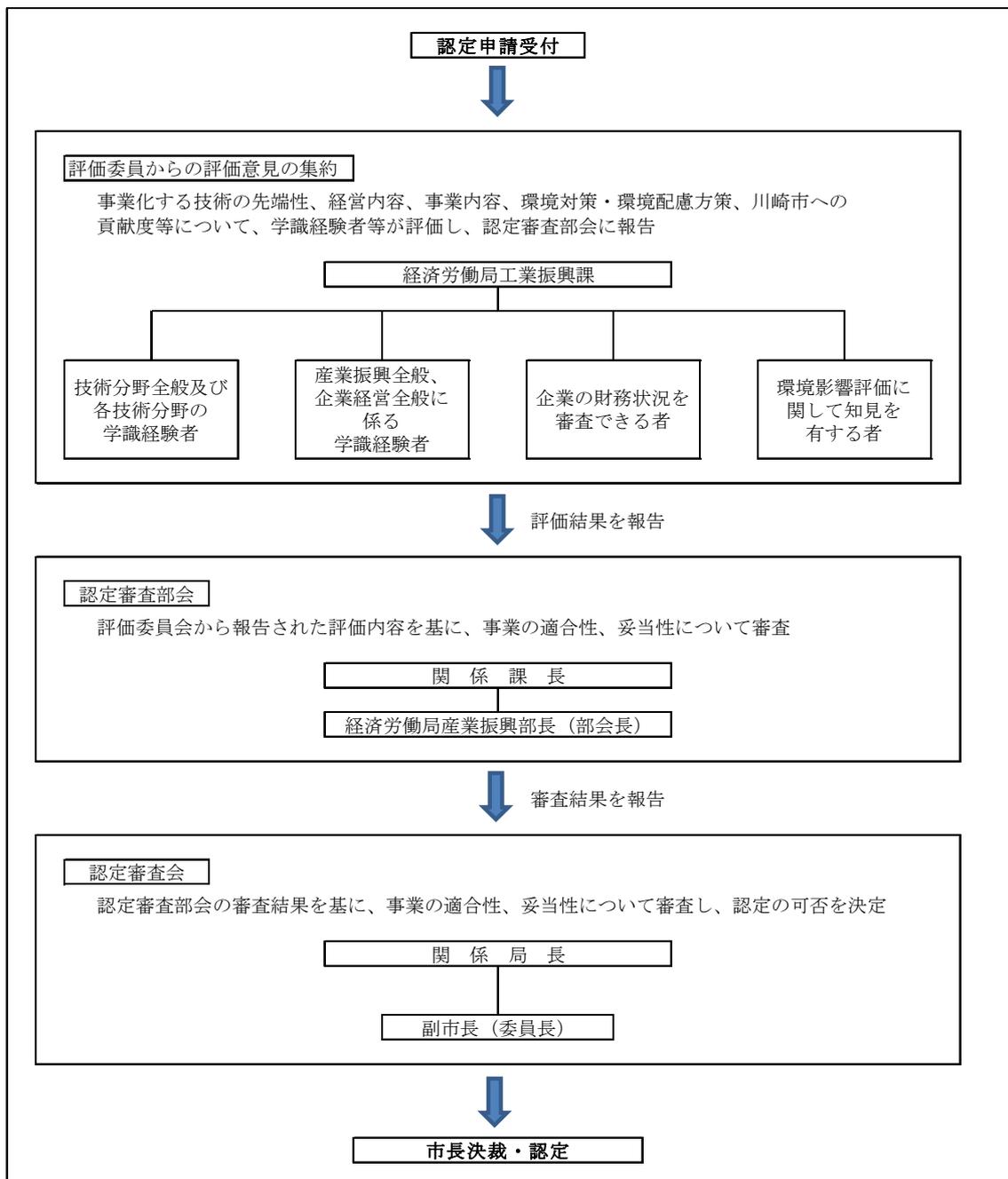
対象事業者	環境、エネルギー、ライフサイエンス分野の先端技術を事業化するために事業所を新設する者
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ■京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区（殿町区域） ■都市再生緊急整備地域（浜川崎駅周辺地域）
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ■最低投資額 <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 50 億円 ・中小企業等 5 億円（市内中小企業等 2 億円） ■雇用条件 <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 50 人以上（常用雇用者） ・中小企業等 10 人以上（常用雇用者）

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ■助成対象経費 事業所の新設に伴う土地、建物、設備の取得等に要する費用（賃貸借及びリース料を含む） ■助成率：助成対象経費の10% ■助成上限額：10億円 ■交付方法：事業開始後、3年度以内の分割交付
事業期間	平成25年4月1日～平成29年3月31日（認定申請受付期間）
認定手続	認定審査会を設置し専門家の意見を参考にして認定の可否を決定

本事業において、平成26年3月末時点で助成金交付の対象となった企業は以下の2社である。

事業者名	事業内容	立地場所	認定日
エリーパワー株式会社	大型のリチウムイオン電池及び電池を組み合わせた蓄電システムの量産工場・研究開発拠点の新設	川崎区水江町	平成21年3月31日
公益財団法人実験動物中央研究所	最先端実験動物の開発及びその活用による創薬や開発途上の先端医療の実現を図るための「再生医療・新薬開発センター」の新設	川崎区殿町	平成22年9月2日

認定申請の受付から、認定までの流れは以下のとおりである。



学識経験者等により構成される評価委員が事業内容等を評価し、その評価結果を、経済労働局産業振興部長と関係各課の課長で構成される認定審査部会へ報告を行う。認定審査部会の審査結果は副市長、局長で構成される認定審査会へ報告され、認定審査会で認定の可否を決定したうえで、最終的に市長の決裁を経て助成金対象は認定される。

(2) 結果

① 回議書における決裁日、施行日、完結日の記載もれ

(事実確認)

「件名:平成 22 年度第 1 回川崎市先端産業創出支援助成金事業認定審査部会について(伺い)」に関する回議書(文書番号 22 川経工第 276 号)について、決裁日、施行日、完結日の記載がなされていない。

(経済労働局工業振興課－16、結果1)

事後決裁ではないことを明確にするため、回議書について決裁日、施行日、完結日の記載をもれなく実施することが望まれる。

② 認定審査部会の運営方法の見直し(経済労働局工業振興課－16、結果2)

本事業の助成対象は、国際的に見ても最先端の技術を有する団体を対象としている。したがって、助成先認定の判断には、極めて高い専門性を必要とする。そこで、市では助成先認定の過程において、学識経験者の評価結果を取り入れている。しかし、その手法は、書面による学識経験者の評価結果を認定審査部会で検討するもので、直接、学識経験者の意見を聞くものではない。検討の対象が専門性の高い分野であることからみても、認定審査部会に学識経験者がオブザーバーとして出席し、認定審査部会委員と学識経験者が直接の懇談を可能にするなど、より慎重な認定ができるよう認定手法の検討が必要である。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

17. マイコンシティ企業誘致推進事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	マイコンシティ栗木地区事業審査委員会設置要綱 マイコンシティ事業用借地制度取扱要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移(千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	1,599	1,330	1,260	1,288	1,221
	決算額	1,143	775	755	746	722

H25 年度決算額の使途内訳	報償費 40 千円（企業交流会講師謝金）、旅費 93 千円、需用費 192 千円（事務用品費、連絡所高熱水費）、役務費 46 千円（電話料、郵便料）、委託料 351 千円（連絡所警備、清掃、草刈等）
事業内容	マイコンシティ栗木地区への企業誘致
事業目的	エレクトロニクス・情報・通信関連産業等の先端的な技術を有する研究開発型企業の集積を図ることで、川崎市の産業基盤を強化し、雇用の場を創出すると共に、立地企業間の交流や産学官との連携強化を図ることで、企業活動の活性化を図る。
事業目標	市が所有する 33 区画については誘致が完了しているため、民間地権者が所有する未利用地 2 区画への企業誘致を行い、マイコン関連企業の研究開発機能の集積を維持・発展させる。また、マイコンシティ内の企業間交流や産学官の連携強化を図る。
事業の効果、事業目標の達成度合	政策的な企業誘致により、マイコン関連企業の研究開発機能の集積を図ることが出来たが、民間地権者が所有する 2 区画については現在も未利用地のため、マイコンシティ地区全体で考えると企業誘致は完了していない。 マイコンシティ企業交流会等を継続して開催することで、立地企業間の交流や産学官の連携強化を図ることで、マイコンシティ地区の活性化を促進した。
目標達成度合いを測る指標	地区内の区画への企業立地数

（1）概要

市では、これからの産業をリードし、将来の発展が最も期待されるエレクトロニクス関連産業をはじめ通信・情報処理・ソフトウェア業などの研究開発機能等を集積し、創造発信都市として新しい産業基盤と雇用の創出を図るために、市の北西部に「かわさきマイコンシティ」を整備し、平成 7 年度から誘致事業を開始した。



出所：川崎市ホームページ

上記の地図にも記載のとおり、「かわさきマイコンシティ」は、「マイコンシティ南黒川地区」と「マイコンシティ栗木地区」とに分かれている。マイコンシティ栗木地区については、栗木第二土地区画整理組合が施行した土地区画整理事業（平成 11 年 3 月換地処分）の一部用地を市が取得し、平成 7 年度から分譲（16 区画約 52, 000 平方メートル）を実施、平成 16 年度より事業用定期借地方式（17 区画約 38, 592 平方メートル）に事業手法を転換することで、平成 18 年度において誘致が完了している。



出所：川崎市ホームページ

平成 18 年度までに市有地については全て誘致が完了しているが、マイコンシティ栗木地区においては、市有地の他に、民間地権者が所有する 2 区画については未利用地となっている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 予算事業名の変更（経済労働局工業振興課－１７、意見１）

本事業の名称は、マイコンシティ企業誘致推進事業とされているが、決算の使途内訳からもわかるとおり、既に市有地への企業誘致は完了しているため、具体的な企業誘致活動は行われていない。したがって、事業内容と合わせるため、予算事業名の変更が必要である。

18. 新技術・新製品開発等支援事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	・川崎市補助金等の交付に関する規則 ・川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：01 中小企業支援費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	7,000	6,467	10,000	10,000	10,000
	決算額	6,900	4,407	7,982	9,726	4,917
H25 年度決算額の使途内訳	市内中小製造業 6 社への交付 4,917 千円					
事業内容	市内中小製造業者が行う新技術・新製品の開発に要する経費に対し、補助金を交付する。					
事業目的	企業の研究開発能力の向上及び国際競争力のある技術を有した中小企業の創出を促進すること。					
事業目標	新技術・新製品の開発の促進と研究開発能力の向上により、市内中小企業の生産性向上や競争力の強化を図る。					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度実績 6 件					
目標達成度合いを測る指標	新技術・新製品開発等支援事業の補助金を受けて開発された試作品や技術の数					

(1) 概要

本事業は、市内中小製造業者が行う新技術・新製品の開発に要する経費を補助する

ことにより、企業の研究開発能力の向上及び国際競争力のある技術を有した中小企業の創出を促進することを目的としている。

補助は1社あたり100万円を限度とし、補助対象経費の2分の1以内を支給する。対象者は市内に事業を有して1年以上事業を営む中小製造者等であり、対象経費は人件費、旅費等を除く原材料費、機械工具費、外注加工費等である。

補助金の支払までの過程は以下の通りである。

① 公募・申請書の受付

年度当初に募集を行う。募集の方法は、ホームページ、メール、市政だより等を通じて実施される。詳細は「川崎市新技術・新製品開発等支援事業補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）の他、公募要領により周知される。

交付を希望する企業は、交付要綱及び公募要領上の様式で定められた申請書類を作成し、市に提出する。

② 審査・交付決定

市は企業から申請書類の提出を受けた後、交付先の選定を行う。選定及び交付決定は、有識者により構成される評価委員会の評価・ヒアリングを経て、「審査会」で審査を行うことにより実施される。評価委員会は大学教授や中小企業診断士といった複数名の委員により構成されている（平成25年度は5名）。

平成25年度は、8社から応募があり、その内7社が採択されて交付を受けている。交付に関して起案・決裁の後、選定企業に通知される。

評価の方法は、各社からのプレゼンテーションや質問を経て、委員が評価の項目ごとに点数をつけることにより実施される。評価の観点は以下の通りである。

評価の観点	説明
新規性・独創性	従来の製品等に無い新しい要素及び特許との関連
市場性	開発された製品が市場に受け入れられるものか又は具体的ニーズに基づく研究開発か
事業化・製品化の見込み	年度内における進捗の見込み、及び数年以内の本格的な市場投入の見通し
社会性	社会や産業界に与える影響
財務状況	経営状況の確認

出所：平成25年度 公募要領

評価委員会による評価結果は集計されて、審査会で報告される。審査会は評価結果を基に採択を行い、交付先及び交付額を決定する。決定方法について、具体的に

定めがあるものではなく、予算額や応募企業数、応募金額等によって異なる。審査会の実施概要及び決定の過程は、摘録に記録されている。

③ 実績報告書の受付・額の確定

採択を受けた企業は、事業報告書、事業別経費内訳書、支払いを証する書類の写し等の事業実績報告書を市に提出する。市は、事業実績報告書を基に補助額を確定し、起案・決裁の後、通知を行う。

④ 支払

概算払いは認めておらず、補助額の確定後一括で交付している。

⑤ その他

平成 25 年度から、過年度に採択された企業を対象に当該事業に係るアンケートを実施している。アンケートでは、主に補助を行った製品についてその後の事業化・売上の有無等を確認している。

(2) 結果

① アンケートの活用と企業訪問の実施について(経済労働局工業振興課－18、結果1)

本事業は、企業の新事業創出段階の内、より事業化・製品化に近い段階を補助の対象としている。そのため、本事業を契機に事業化・製品化した案件を把握することで、事業の有効性・効率性を定量的に管理・評価することに資すると考えられる。

この点、本事業では、平成 25 年度からアンケート調査を実施し、交付後の進捗状況を把握している。

アンケートの実施結果概要については、交付年度ごとに以下の通りである。

年度	24 年度	22 年度	20 年度
① 採択企業数	12 件	4 件	5 件
② 回答企業数	12 件	4 件	5 件
③ 事業化完了と回答した企業の数	3 件	3 件	3 件
④ 「製品化成功率」(③÷②×100)	25%	75%	60%
⑤ ③で事業化完了と回答した企業の内、売上が発生したと回答した企業の数	2 件	2 件	3 件
⑥ 「市場化率」(⑤÷③×100)	66%	66%	100%

出所：川崎市産業振興支援援助金に係るアンケート実施結果等を基に作成

※ アンケートは平成 25 年度秋に調査票の送付あるいはヒアリングによる方法により、平成 20 年度、22 年度及び 24 年度交付の案件についてアンケートを実施している。「製品化成功率」「市場化率」は、アンケート結果を基に定義・算出している。

アンケートの実施により事業の実際の効果を確かめ、その結果を踏まえ、次年度以降の改善につなげることは、本事業のみならず事業化に向けた支援では重要である。

補助対象企業に対しては、アンケート調査だけでなく、定期的に企業に訪問し、経営者から直接ヒアリングや意見交換を行うことが望まれる。また、補助対象企業に対しては、事業が順調に推移しているかどうかといった検証を行い、必要に応じて今後の事業計画を検討するなど、補助金交付の事後的な検証が望まれる。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

19. 産業振興支援事業審査会経費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	・川崎市産業振興支援事業補助金交付審査要領					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：01 中小企業支援費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	462	464	528	384	382
	決算額	364	462	255	192	336
H25 年度決算額の使途内訳	報償費 324 千円 需用費 12 千円					
事業内容	新技術・新製品開発等支援事業費、産学共同研究開発プロジェクト助成事業費及びナノ・マイクロ産学共同研究開発プロジェクト助成事業費の交付決定を適切に行うための評価を行う。					
事業目的	新技術・新製品開発等支援事業費、産学共同研究開発プロジェクト助成事業費及びナノ・マイクロ産学共同研究開発プロジェクト助成事業費の適正な交付決定のため。					
事業目標	上記と同じ					

事業の効果、 事業目標の達成度合	平成 25 年度実績 ・新技術 8 社、産学 6 社、ナノマイクロ 3 社を評価
目標達成度合 いを測る指標	なし。

(1) 概要

本事業は、市で実施する 3 つの補助事業について、補助対象の決定に関する審査会の運営等を行うものである。

審査会は各補助事業に交付申請をした企業を対象に審査を行い、交付先を決定するための機関である。審査会の実施内容は、川崎市産業振興支援事業補助金交付審査要領（以下、「審査要綱」という。）に定められている。審査会は経済労働局の職員を中心に構成されているが、審査会の下部には、評価委員会が設置されており、各評価委員は、外部の研究開発分野等に関する学識経験者や有識者により構成されている。評価委員会では採点項目毎に採点を行い、交付申請を行った企業を評価する。審査会では、評価委員会の結果を基に、交付先企業及び交付額を決定する。なお、3 つの事業の内、「新技術・新製品開発等支援事業費」と「産学共同研究開発プロジェクト助成事業費」については、予算内での流用が可能であり、審査時にまとめて審査を行い、流用額を含めて決定している。なお、会議は非公開である。

事業費として支出される金額は主に評価委員会の各委員に支払われる謝金である。謝金は経済労働局内で設けている内部基準に従い統一的に支払われている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

20. 川崎 PR 製品開発事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課		
根拠法令・ 要綱等	川崎ものづくり PR 製品開発等支援実施要領		
予算費目	款：07 経済労務費	項：03 中小企業支援費	目：01 中小企業支援費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	3,500	3,250	2,000	1,887	1,550
	決算額	2,991	3,064	1,992	1,882	1,544
H25 年度決算 額の使途内訳	委託費 1,544 千円					
事業内容	<p>個人消費者向け製品開発事業者を募集し、以下の支援を行う。</p> <p>①個人消費者向け製品開発支援 市内中小製造業者が個人消費者向け製品を開発するにあたり、デザイナー等の専門家派遣を行うこと。</p> <p>②個人消費者向け製品の販売促進支援 開発した製品に関するパンフレット・ウェブサイトへの掲載及び展示会等への出展。</p>					
事業目的	市内中小製造業者による自社製品の開発を支援し、これによって創出された製品を「かわさきものづくり PR 製品」として、ものづくり都市川崎らしい製品の PR を行うことによって、当該中小製造業者の有する高度な技術力等を PR するとともに、ものづくり都市としての本市の魅力を市内外に発信すること。					
事業目標	上記目的を達成するため、個人消費者向け製品の開発に取り組む業者 2 社程度を開拓し、開発製品を国内最大級のパーソナルギフト見本市であるギフトショーに出展する。					
事業の効果、 事業目標の達成度合	平成 25 年度は、2 社の開発支援を行い、ギフトショーへ出展した。その他にも市内外で開催される展示会に二度出展し PR 製品の展示、市内図書館での PR 製品展示を行い、ものづくり都市川崎の PR を行った。					
目標達成度合 いを測る指標	開発支援社数					

(1) 概要

本事業は、川崎市内にある消費者を対象とした製品開発事業者を募集し、製品開発から販売促進までを一体で支援することにより、当該中小製造業者の有する高度な技術力等を PR するとともに、ものづくりの盛んな本市の魅力を市内外に発信することを目的としている。本事業により開発された製品は、「かわさきものづくり PR 製品」として、ギフトショーへの出店など販売促進の支援を実施している。

事業費は全額委託費であり、出資先である産業振興財団との特命随意契約により委託契約を締結している。

(2) 結果

① 事業対象の明確化を通じた事業の重複解消について(経済労働局工業振興課－20、

結果 1)

委託先である産業振興財団では、自主事業として専門化等の派遣に関する事業を実施している。産業振興財団で実施している本事業及び財団自主事業の状況は以下の通りである。

事業名	川崎 PR 製品開発事業(本事業の個人消費者向け製品開発支援)	専門家派遣	ワンデイ・コンサルティング
実施主体	川崎市	産業振興財団	産業振興財団
実施形式	産業振興財団に委託	自主事業	自主事業
概要	市内中小製造業者が個人消費者向け製品を開発するにあたり、デザイナー等の専門家派遣を行う。	中小企業者等に対して、課題解決のための専門家を一定の日数、企業に派遣し、診断や助言、改善提案を行う。	経営課題を有する中小企業者等を対象に、課題解決に適切な登録専門家を無料で派遣する。
企業の費用負担	無し	1回につき、15,000円(12回までの利用制限あり)	無し(3回までの利用制限あり)

出所：産業振興財団ホームページ等より作成

上記のように、専門家派遣や費用負担等は産業振興財団の自主事業としても実施されているため、本事業と共通する点も多い。本事業と産業振興財団の事業との事業の重複がないかの検討が必要である。

① 事業対象の明確化を通じた事業の重複解消について(経済労働局工業振興課－20、結果 2)

完成した製品を「川崎ものづくり PR 製品」と名付ける本事業は、同様にブランド化を目指した「Ⅲ－29 川崎工業ブランド推進事業費」の「川崎市ものづくりブランド」と類似している。また開発した製品をギフトショー等に出店し、販路開拓を支援することでは、「Ⅲ－31 ものづくり中小企業販路開拓支援事業費」についても、企業の催事出店に対する補助を行っている点で類似している。

これらの事業は対象となる製品の異なることから事業は区分されているが、市の

特長を活かしブランド化を目指すという点では共通しており、これら複数ある PR 事業の整理が必要である。

(3) 意見

① 募集数の確保について(経済労働局工業振興課－20、意見1)

本事業は、過年度より継続して実施されているものであるが、平成 23 年度から平成 25 年度にかけての応募、採択及び販売状況は以下の通りである。

年度	応募件数	採択件数
平成 23 年度	2 件	2 件
平成 24 年度	2 件	2 件
平成 25 年度	2 件	2 件

出所：川崎市経済労働局工業振興課提出資料より作成

直近 3 年で応募状況が低迷しており、採択率も 100%が続いている。応募件数が少ない理由の一つとして、本事業では、年度内に、アイデア出しから製品化までが求められており、企業にとっては相当の負担を負うことも推察される。募集時にはホームページ等での広報も実施しているが、事業効果が低いことから事業の見直しが必要である。

② 2 回目以降の選定について(経済労働局工業振興課－20、意見2)

平成 25 年度に採択された 2 件の内、1 件の案件については、製造業者に対してデザイナーを派遣し、スマートフォンのカバーを開発するものであったが、平成 23 度に次世代産業推進室所管の「コンテンツ産業振興事業」における「ビジネストライアルラボ」においても、同デザイナーとの協働のもと、スマートフォンカバーの開発が行われていた。

過去に市の他の事業で実績がある事業やアイデアを用いて本事業を実施することは、本事業の目指す新たに消費者向け製品・開発・販売意欲を持つ市内中小企業を発掘する趣旨とは必ずしも一致しない場合もあるため、他の事業を含めた 2 回目以降の選定では、1 回目以上に募集企業やアイデア等について事業趣旨に留意することが望まれる。

2 1. 産学共同研究開発プロジェクト助成事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市補助金等の交付に関する規則 ・川崎市産学共同開発プロジェクト補助金交付要綱 					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：01 中小企業支援費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	21,000	20,050	22,000	20,000	8,000
	決算額	16,325	17,157	19,039	17,069	11,253
H25 年度決算額の使途内訳	市内中小製造業 3 社への交付 11,253 千円					
事業内容	市内中小製造業者が大学等と連携して行う新技術・新製品の開発に要する経費に対し、補助金を交付する。					
事業目的	企業の研究開発能力の向上を図り、新産業の創出を促進すること					
事業目標	新技術・新製品の開発の促進と研究開発能力の向上により、市内中小企業の生産性向上や競争力の強化を図る。					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度実績 3 件					
目標達成度合いを測る指標	補助金を受けて開発された試作品や技術の数					

(1) 概要

本事業は、市内中小製造業者が大学等と連携して行う新技術・新製品の開発に要する経費を対象に補助金を交付することにより、企業の研究開発能力の向上及び国際競争力のある技術を有した中小企業の創出を促進することを目的としている。

補助金は 1 社あたり 500 万円を限度とし、補助対象経費の 3 分の 2 以内を支給する。対象者は市内に事業を有して 1 年以上事業を営む中小製造者等であり、対象経費は人件費、旅費等を除く原材料費、機械工具費、外注加工費等である。

中小企業への支援である点など制度設計の大枠は「Ⅲ－1 8 新技術・新製品開発等支援事業費」と同様であるが、本事業は、主に①大学等の機関との共同研究開発を対象を限定している点、②補助額及び補助率が高い点、③有識者等の評価項目に「産学連携性」が含まれている点から、研究開発の補助に主眼がおかれ長期間のプロジェクトも含まれる点が異なる。

補助金の交付までの過程は以下の通りである。

① 公募・申請書の受付

年度当初に補助対象の募集を行う。募集の方法は、ホームページ、メール、市政だより等を通じて実施される。募集の詳細は「川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）の他、公募要領により周知される。交付を希望する企業は、交付要綱及び公募要領上の様式で定められた申請書類を作成し、市に提出する。

② 審査・交付決定

市は企業から申請書類の提出を受けた後、交付先の選定を行う。選定及び交付決定は、有識者により構成される評価委員会の評価・ヒアリングを経て、「審査会」で審査を行うことにより実施される。評価委員会は大学教授や中小企業診断士といった複数名の委員により構成されている（25年度は5名）。

平成25年度においては、6社から応募があり、その内3社が交付を受けている。起案・決裁の後、選定企業に通知される。

評価の方法は、各社からのプレゼンテーション等を受けて、委員が評価の項目ごとに点数をつけることにより実施される。評価の観点は以下の通りである。なお、前述の通り「Ⅲ－18 新技術・新製品開発等支援事業費」と比較すると、評価の観点として「産学連携性」が追加されている。

評価の観点	説明
新規性・独創性	従来 of 製品等に無い新しい要素及び特許との関連
市場性	開発された製品が市場に受け入れられるものか又は具体的ニーズに基づく研究開発か
事業化・製品化の見込み	年度内における進捗の見込み、及び数年以内の本格的な市場投入の見通し
社会性	社会や産業界に与える影響
産学連携性	申請者と大学等との役割分担や共同開発の意義
財務状況	経営状況の確認

出所：平成25年度 公募要領

評価委員会の評価結果は集計されて、審査会で報告される。審査会は評価結果を基に採択を行い、交付先及び交付額を決定する。決定方法について、具体的に定めがあるものではなく、予算額や応募企業数、応募金額等によって異なる。審査会の実施概要及び決定の過程は、摘録に記録されている。

③ 実績報告書の受付・額の確定

選定を受けた企業は、事業報告書、事業別経費内訳書、支払いを証する書類の写し等の事業実績報告書を市に提出する。市は、事業実績報告書を基に、補助金の額を確定し、起案・決裁の後、通知を行う。

④ 支払

概算払いは認めておらず、補助額の確定後一括で交付している。

⑤ その他

平成 25 年度から、過年度に採択された企業を対象に当該事業に係るアンケートを実施している。アンケートでは、主に補助を行った製品について、その後の事業化・売上の有無等を確認している。

(2) 結果

① 研究計画が変更された場合の対応について(経済労働局工業振興課－21、結果1)

本事業により交付された補助対象事業の内の 1 件について、事前に提出された申請書と事業後に提出された実績報告書を比較したところ、申請書に記載されていた 2 つの活動内容のうち 1 つについては、実績報告書では記述がされていなかった。また、実績報告書に添付された経費支出表において費目の内訳項目の多くが実績報告時に追加されたもので、申請時には記載されていないものであった(補助対象経費 3,904,715 円の内 1,959,000 円(50.1%)が申請時に記載されていない)。

当初の計画から研究内容が変更された場合は、審査会で承認された研究の目的が達成されない可能性がある。

このような研究開発については、計画当初から内容が変更されることは多分に想定されることから、計画が変更された場合の対応方法について、あらかじめルール化すべきである。計画が変更された場合に、その変更内容に応じて、再度、審査会での承認を必要とするケースと必要としないケースをルール化することは、公平性の観点からも必要である。

② 補助決定企業に対する事業計画について(経済労働局工業振興課－21、結果2)

本事業は、中小企業等の研究開発活動に対する経費を補助するものであり、一般的に研究開発の期間は長期を要し、また、効果はただちに新製品や新技術として現れるものではない。そのため、有識者等による評価を受け、採択を受けた事業計画に従って実施されているかどうか、補助金事業が適正に行われているかを担保するうえで重要であると考えられる。

この点、申請書に添付する現状の事業計画は、プロジェクトの概要と簡易な実施

スケジュールの記載に留まっており、補助を受ける年度で実施する活動についての説明は、プロジェクトの概要に包含されていた。案件によっては、年度内で完結する内容であるのか、あるいは、年度をまたぐ長期の研究内容なのかが不明なものもある。そのような場合、実績報告の提出を受けた場合に、それが当初選定時に期待された研究開発内容なのかを客観的に判断することが難しい。

補助対象となった企業に対しては、申請時の事業計画を検討するだけでなく、補助金交付後も事業計画と実績の比較などの検証を行うなど、補助金交付の効果の検証が必要である。

③ フォローアップと産業振興財団について（経済労働局工業振興課－２１、結果３）

補助が決まった企業に対しては、アンケート調査に加えて企業訪問を行い、フォローアップをすることが望ましい。現状、市では補助決定企業に対する補助金交付後のフォローアップについて効率的な取組みが十分に行われていない。

一般的に市職員が短期間で組織を異動するのに対し産業振興財団の職員は比較的長期に亘り担当を続けることが可能である。こういった状況の違いなども踏まえた上で、補助事業終了後についても市と産業振興財団とが連携を図り、効率的にフォローアップを行うための情報共有等の仕組みづくりの検討が望まれる。

（３）意見

特に指摘すべき事項はない。

２．２．川崎市産業振興財団運営費補助金

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去５年間の事業費の推移（千円）	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	198,966	180,317	170,859	169,818	169,688
	決算額	189,289	173,056	170,859	171,313	169,688
H25 年度決算額の使途内訳	川崎市産業振興財団の運営助成 169,688 千円					
事業内容	川崎市産業振興財団の事業に対する補助					

事業目的	産業の高度化及び地域産業の振興を図るため設立された川崎市産業振興財団の機能強化を促進し地域経済の活性化を図るため、団体の運営に係る経費及び産業経済の発展に寄与する事業について補助を行う。
事業目標	川崎市産業振興財団の機能強化を図る。
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度実績 ・ 専門家派遣件数 32 件 ・ 無料コンサルティング件数 228 件
目標達成度合いを測る指標	専門家派遣件数、無料コンサルティング派遣件数

(1) 概要

産業振興財団は、昭和 63 年に市の 100%出捐により設立され、平成 23 年に公益財団法人へと移行した財団法人である。

主に川崎市の産業経済の発展に寄与することを目的とし、以下に掲げる事業を実施している。

(実施事業)

- ① 新たな事業の創出に関する支援事業
- ② 中小企業の経営資源の効率的確保を図るための経営診断、相談及び助言等に関する情報
- ③ 産業情報の提供及び交流の促進並びに人材育成に関する事業
- ④ 市内企業の製品の展示及び販路開拓の支援に関する事業
- ⑤ 市内振興事業及び産業経済に関する調査研究事業
- ⑥ 高度情報化に関する事業
- ⑦ 産学連携に関する事業
- ⑧ 産業振興のための国際交流事業
- ⑨ 公の産業振興施設の管理運営に関する事業
- ⑩ 先端的な医療分野、薬学分野等(以下「対象分野」という。)における研究開発の推進に関する事業 ※
- ⑪ 対象分野における研究開発成果の普及、技術移転、知的財産活用の促進に関する事業 ※
- ⑫ 対象分野における人材の育成、理解増進、交流の推進に関する事業 ※
- ⑬ 研究施設の管理運営に関する事業 ※
- ⑭ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

※平成 25 年度に定款の変更に伴い追加された事業

産業振興財団の経常収益の状況は以下の通りである。

(経常収益額の前年比較)

(円)

	H24	H25	増減額	主要な増減理由
1. 受取補助金等	182,435,028	205,699,367	23,264,339	
受取川崎市補助金	178,455,752	175,555,065	▲2,900,687	
その他	3,979,276	30,144,302	26,165,026	地域産学官連携科学技 術振興事業補助金振替 額+25,547,842 円
2. 事業収益	405,522,498	503,010,909	97,488,411	
海外展開支援事業収益	18,854,863	56,394,890	37,540,027	支援事業に係る委託契 約額の増加
(一般) 人材育成事業収益	7,871,970	8,969,218	1,097,248	
(会館) 施設管理受託事業収益	209,476,414	206,592,477	▲2,883,937	
(k) 施設管理受託事業収益	142,435,345	189,118,405	46,683,060	KBIC 使用料手数料・施 設利用料の増加
その他	26,883,906	41,935,919	15,052,013	(も) COI プログラム事 業収益+20,871,081 円
3. その他	6,102,760	6,416,628	313,868	
経常収益総額	594,060,286	715,126,904	121,066,618	

出所：産業振興財団 平成 25 年度財務諸表を基にコメント等を加筆

(2) 結果

① 市委託事業との重複を発生させない仕組みの構築について(経済労働局工業振興課－22、結果1)

市は補助金の他に、産業振興財団に対して、複数の事業で委託を行っている。

また、「事業対象の明確化を通じた事業の重複解消について(Ⅲ－20、結果2)」、「類似のデータベースとの情報内容及び管理運営の統一について(Ⅲ－30、結果1)」に記載したとおり、市が実施している事業と産業振興財団が実施している業務とで内容が重複するものも見受けられる。

このような状況がある中、事業の効率性を高める観点からは、市から産業振興財団に委託する事業の重複や、市の事業と産業振興財団の事業との重複を避けることが必要である。現在、経済労働局と産業振興財団では、2ヶ月に1回のペースで連絡会議を開催し、情報の共有を図っている。今後は、事業の重複を避けることや、一方で事業間の連携を図っていくため、連絡会議の実施方法を見直し、情報共有に加え、事業間の調整機能を果たす必要がある。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

23. 産業振興会館運営費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・ 要綱等	川崎市産業振興会館条例					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	173,956	167,192	166,962	167,029	167,029
	決算額	167,199	168,452	168,930	167,029	167,029
H25 年度決算 額の使途内訳	川崎市産業振興会館管理運営委託 167,029 千円					
事業内容	川崎市産業振興会館の管理運営を指定管理者に委託する。					
事業目的	川崎市産業振興会館は、経済の国際化、高度情報化、技術革新等による産業構造の変化に対応するため、企業間における情報交流、企業の技術開発、販路開拓事業の推進等を図り、もって本市産業の発展と地域経済の活性化に寄与することを目的に設立された会館である。 この設立目的をより効果的・効率的に達成されることと合わせて、民間事業者のノウハウなどを活用したサービス向上が図られることを期待し、当該会館を指定管理者制度により運営するものである。					
事業目標	当該会館の安定的な管理運営と、利用者に対するサービスの向上策を図ることにより、施設の効用を最大限に発揮し、効果的な産業振興事業の実現を図る。					
事業の効果、 事業目標の達成度合	指定管理制度の導入により、サービスの向上が図られ、利用者から高い満足を獲得している。					
目標達成度合 いを測る指標	平成 25 年度実績 ・施設利用者満足度（年 4 回実施、「良い」以上が平均 88.7%） ・新分野・新技術支援研究会（計 25 回開催） ・ビジネス P C 研修（主催：計 172 回、受託：計 58 回）					

(1) 概要

川崎市産業振興会館に係る指定管理料が本事業の支出額である。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

2.4. 産業振興会館施設整備費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：中小企業費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	17,261	17,725	11,281	10,116	11,071
	決算額	15,573	14,002	6,760	6,946	9,725
H25 年度決算額の使途内訳	需用費：98,700 円 工事請負費：4,051,320 円 備品購入費：1,238,580 円 委託料：4,336,500 円					
事業内容	川崎市産業振興会館における施設整備、設備の修繕を行うために必要な工事を実施する。					
事業目的	川崎市産業振興会館における施設整備、設備の修繕を行う。					
事業目標	川崎市産業振興会館の施設整備、設備の修繕を行うことにより、利用者の利便性の向上、安全性を確保する。					
事業の効果、事業目標の達成度合	産業振興会館築後 25 余年を経過しているため、施設の老朽化が進行しており、耐用年数を超過している設備も多くなってきたが、それに伴う修繕を行うことで、安全性確保に寄与している。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

本事業は、川崎市産業振興会館に係る経費の内、設備の修繕に係る工事費用を支出するものである。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 施設老朽化への対応について(経済労働局工業振興課－24、意見1)

産業振興会館は昭和63年3月に竣工し、建物取得のために、約47億円を投じている。会館から25年余りが経過し、老朽化が進んでいることから、年間1千万円前後の修繕に伴う支出が生じている。

また、平成25年度に実施した調査等によれば、今後5年間で、改修に必要な経費は以下のとおり試算されている。

内容	金額
中央監視装置改修	152,192 千円
外壁・シーリング補修	163,000 千円
屋上防水補修	10,830 千円
防災監視盤改修	158,196 千円
合計	484,218 千円

このように、改修に係る経費は膨大で、今後ますます増加することが想定される。上記の内、特に中央監視装置の改修については、老朽化が著しく緊急の修繕が必要と担当課は認識しているが、平成25年度に改修は実施されていない。中央監視装置は防犯対策上、重要な装置であり、大規模な故障が発生した場合、会館の運営に支障をきたす恐れがあり、早急に改修を進めることが望まれる。

25. 建設業振興事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	768	684	657	498	498
	決算額	991	431	535	497	497

H25 年度決算 額の使途内訳	・ 中小建設業者等経営支援研修会開催業務委託 498 千円
事業内容	川崎市住宅相談運営委員会と連携し、市内中小建設業者等を対象として、経営基盤強化や地域の消費者からの信頼構築に向けた取組みに関する研修会を開催する。
事業目的	市内中小建設業者の資質向上と消費者との信頼関係の構築を図ることを目的とする。
事業目標	産業構造の変化の中で、中小建設業が厳しい経営環境にあるため、経営改善や基盤強化に対する支援を継続的に実施し、中小建設業の振興を図る。
事業の効果、 事業目標の達成度合	平成 25 年度実績 ・ 市内中小建設業者向け経営支援研修会の開催 年 3 回
目標達成度合 いを測る指標	経営支援研修会の開催数

(1) 概要

本事業は、川崎市の市内中小建設業者等を対象として研修会を開催するものである。事業費は委託費であり、委託先は、川崎市住宅相談委員会である。川崎市住宅相談委員会とは、1978 年(昭和 53 年)に設立された団体で、主に市内の建設労働組合を中心に運営されている。活動は、主に各区役所等で住民から受ける住宅相談に対して、川崎市住宅相談委員会で対応を検討し、住宅相談員を派遣等するものである。

研修会は、年 3 回実施されており、開催内容は以下の通り。なお、研修会の内容は毎年異なる。

回数	日時	テーマ	参加者数
第 1 回	2014 年 1 月 27 日(月)	「お客様から選ばれる仕組み①」	31 人
第 2 回	2014 年 2 月 10 日(月)	「お客様から選ばれる仕組み②」	20 人
第 3 回	2014 年 2 月 26 日(水)	「リフォーム見積り相談マニュアルの解説と相談事例」	22 人

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 本事業の運営方法の見直しについて（経済労働局工業振興課－25、意見 1）

市では、中小企業等に対する幅広い経営支援を実施しているが、「Ⅲ－25 建設業振興事業費」と「Ⅲ－26 中小建設業者支援事業費」では、建設業に対する

支援として事業化されている。中小企業の育成という施策課題の中で、一部の業界に対する振興事業として営んでいる事務事業はこの他にはない。

本事業は、平成 15 年度から開始された事業であり、事業開始から既に 10 年以上が経過している。事業開始当初から比べると建設業業界を取り巻く環境も大きく変化していることを踏まえ、中小建設業支援事業費との一体化などの見直しが必要である。

26. 中小建設業支援事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	—	5,000	4,991	1,200	1,200
	決算額	—	3,858	3,171	1,199	1,134
H25 年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅フォーラム講師謝礼 60 千円 ・小規模住宅相談会 85 千円 ・大規模住宅相談会 990 千円 					
事業内容	川崎市住宅相談運営委員会と連携し、消費者向けに「住宅フォーラム・住宅相談会」を開催する					
事業目的	営業力の弱い中小建設業者に対して、消費者である市民と直接出会える場を提供し、営業力強化へのインセンティブを与えることで、受注の拡大やビジネスチャンスの獲得を支援する。					
事業目標	産業構造の変化の中で、中小建設業が厳しい経営環境にあるため、経営改善や基盤強化に対する支援を継続的に実施し、中小建設業の振興を図る。					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度実績 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模住宅フォーラム・住宅相談会の開催 年 2 回 ・大規模住宅相談会の開催 年 1 回 					
目標達成度合いを測る指標	住宅フォーラム・住宅相談会の開催数					

(1) 概要

本事業は、川崎市民を対象に住宅相談に関連する研修会やフォーラム(住宅相談会)開催するものである。委託先は地元建設組合等で結成される川崎市住宅相談委員会である。本事業で開催される住宅相談会は小規模のものと大規模のものに分かれており、大規模な住宅相談会は、川崎の地下街である川崎アゼリアで一日かけて開催されている。

本事業は、市民を対象とした住宅相談会の開催をとおして、市内中小建設業者と市民との接点を設けることで、建設業者の営業の機会を支援するものである。

本事業の事業目標は、「産業構造の変化の中で、中小建設業が厳しい経営環境にあるため、経営改善や基盤強化に対する支援を継続的に実施し、中小建設業の振興を図る」ことであり、そのための事業内容として「川崎市住宅相談運営委員会と連携し、消費者向けに「住宅フォーラム・住宅相談会」を開催する」としている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 類似事業との連携について(経済労働局工業振興課-26、意見1)

市民を対象とした住宅情報の提供を目的とした事業として、まちづくり局が以下の事業を実施している。

○住宅情報事業の概要

事業名	住情報提供事業補助金(範囲:南部川崎市まちづくり公社ハウジングサロン)
担当課	まちづくり局市街地開発部住宅整備課
事業費(平成25年度決算額)	5,506千円
対象	一般財団法人川崎市まちづくり公社
事業概要	○住宅相談事業 【ハウジングサロン運営】(主に持ち家に対する住情報提供) ・マンション管理及びリフォーム相談窓口 ・住宅相談窓口(対象 戸建て・予約制週1回) ・住宅融資・助成案内及び資料コーナー ○マンション講座事業

名称	住情報提供事業費(範囲:北部 住まいの情報サロン)
担当課	まちづくり局市街地開発部住宅整備課
事業費(平成 25 年度決算額)	全 5,610 千円のうち、2,336 千円
対象	川崎市住宅供給公社
事業概要	<p>○住まいの情報サロンの住宅相談窓口・マンション管理相談窓口の専門家相談窓口の運営・調整及びサロン運営に関する業務</p> <p>○相談窓口を自主運営する各 NPO 法人の活動状況を把握し、月例報告書の管理及び市への提出を行う。また、連絡調整会議(年 1 回)、定例会議(月 1 回)を開催し、各 NPO 法人相談窓口業務運営上の円滑化を図るため、調整を実施する</p>

出所：工業振興課からの提供資料を基に作成

上記のまちづくり局の事業と本事業では、事業目的は異なるものの、市民に対する住宅に関する情報の提供という点では類似している。本事業を通じ経済労働局からまちづくり局に対し、住宅フォーラムで得られた住宅に関する市民ニーズを伝えることや、局間の情報共有を図ることで事業の効果を高めることが求められる。

27. 技術指導事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市補助金等の交付に関する規則 川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移(千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	626	595	535	487	437
	決算額	626	595	535	487	437
H25 年度決算額の使途内訳	日本溶接技術センターが実施する「川崎市特別技術専修講座」の開催経費支援					
事業内容	日本溶接技術センターが設定する「川崎市特別技術専修講座」の開催を支援すること。					
事業目的	川崎市の中小企業技術研修奨励の趣旨に沿い、市内中小企業に従事している技術者及び市内高等学校、専修学校学生に対象に、技術研修の充実・向上を図る。					

事業目標	市内中小企業に従事している技術者及び市内高等学校、専修学校学生を対象とした技術研修の実施による、地域におけるものづくり人材の育成
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度実績 「川崎市特別技術専修講座」 ガス溶接講座 2 回開催・アーク溶接講座 2 回開催 受講者合計 64 名
目標達成度合いを測る指標	「川崎市特別技術専修講座」の実施回数、受講者数

(1) 概要

本事業は、一般財団法人日本溶接技術センター（以下、「溶接技術センター」という。）の実施する「川崎市特別技術専修講座」について、川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱に基づき、市内中小企業に従事している技術者等を対象に実施する講座開催の経費の一部に対して補助を行うものである。川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱の別表では、技術指導事業の補助要件として「中小工業従業員の技術向上を図るため、溶接技術センターと協力し技能者の質的向上を図る。」とあり、「特別技術専修講座の開催について補助する。」としている。

経費の内容は、講師の人件費の他、材料費、水道光熱費、管理費などである。

本事業による講座の開催実績は以下の通りである。参加者から別途参加費を徴収している。

○開催実績

科目	期間	人員	参加費
ガス溶接 技能講座	・第 1 回 平成 25 年 4 月 8 日～4 月 9 日 ・第 2 回 平成 25 年 4 月 24 日～4 月 25 日	24 人 (第 1 回 18 名、第 2 回 6 名)	8,500 円
アーク溶 接特別教 育講座	第 1 回 平成 25 年 4 月 10 日～4 月 11 日 第 2 回 平成 25 年 8 月 1 日～8 月 2 日	40 名 (第 1 回 19 名、第 2 回 21 名)	9,000 円

出所：工業振興課提出資料より作成

参加者の状況は以下の通り。

○区分別参加者数

区分	ガス溶接技能講座	アーク溶接特別教育講座
専修学校※1	19	19
高校	0	21
市内中小企業	5	0
合計	24	40

出所：工業振興課提出資料より作成

※1 溶接技術センター附属の日本溶接構造専門学校の専修学校生。専修学校生は両講座とも同じ生徒。

○補助対象経費の状況

科目	金額(円)	内訳
講師謝礼 ※	756,000	①ガス溶接技能講習 378,000円(単価9,000円×7時間×2日間×1.5人×2回) ②アーク溶接特別教育講習 378,000円(単価9,000円×7時間×2日間×1.5人×2回)
資料代	143,288	①ガス溶接技能講習 50,688円(テキスト代14,688円、プリント代36,000円) ②アーク溶接特別教育講習 92,600円(テキスト代32,600円、プリント代60,000円)
光熱費	78,000	①ガス溶接技能講習 46,000円 ②アーク溶接特別教育講習 32,000円
材料費	480,480	①ガス溶接技能講習 175,680円(試験片168,000円、消耗品7,680円) ②アーク溶接特別教育講習 304,800円(試験片280,000円、消耗品24,800円)
管理費	362,000	①ガス溶接技能講習 教室等使用料金 44,000円 管理費人件費 98,000円 (単価7,000円×7時間×2日間×0.5人×2回) 管理費ダイレクトメール 30,000円 ②アーク溶接特別教育講習 教室等使用料金 62,000円 管理費人件費 98,000円 (単価7,000円×7時間×2日間×0.5人×2回)

		管理費ダイレクトメール 30,000 円
合計	1,819,768	

出所：平成 25 年度川崎市特別技術専修講座収支決算書より作成

※費目は「講師謝礼」となっているが、講師も管理人件費も溶接センターの職員であり、固定給により支払が行われている。そのため、実際支払い単価ではない。

(2) 結果

① 支出実績のない経費を補助対象経費として認定している件について

(事実確認)

前掲の収支決算書において、「教室等使用料金」として合計 106,000 円が計上されている。ただし、講座は溶接技術センター内で開かれるため、実際には溶接技術センターとしての支出は発生していなかった。

これは、溶接技術センター規定の「講堂・教室仕様料金表」にて定められた金額を機会費用として計上したものであり、溶接技術センターから実際の支出が発生するものではなかったが、市は補助対象経費として認定していた。

(経済労働局工業振興課－ 27、結果 1)

補助金は支出の事実に対して、それをもって金額を支出するものであり、支出の事実がない費目を補助対象経費とすることは事業補助の性質に照らして不適切であり、補助対象経費から除外すべきである。

補助対象経費が実際に支出されているかについては、補助確定段階において、適切に調査すべきである。本件については、補助申請段階で支出予定のあったものを執行しなかったのではなく、そもそも費目として発生予定のない項目を収支予算書の段階から計上されていたものであることから、この観点から確認を行うことで発見が可能であった。

補助申請の際に、収支内容が適正に算定されているかについては、「川崎市補助金等の交付に関する規則」第 4 条前段に「補助金等の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、」とあるように、適正な内容であるか調査を行うことが求められている。

本件は、事業者や事業内容の状況を鑑みれば、実際支出額が発生していないことは明らかな費目であることから、収支予算書段階で計上費目の内容及び金額の妥当性の確認を行い、補助対象経費の適切性を十分に確認すべきである。

② 見積時の単価で計算された支出金額を補助対象経費に認定している件について

(事実確認)

補助事業における補助対象経費の金額確定は、本来、実際に支出された金額と

その根拠資料に基づき行われるべきものである。この点、本事業については、テキスト代など購入実績が確定できる単価以外の「講師謝礼」、「光熱費」といった項目については、見積り計算による単価を設定し、その単価に基づいて計算された金額を補助対象経費として認定していた。以下、この経緯を記述する。

本事業は平成 12 年度に委託事業から補助事業へ変更した経緯があり、委託事業として実施していた際には、人件費や光熱費を見積る際に時間単価に稼働時間を乗じた金額を経費としていた。

平成 12 年度に本事業を委託事業から補助事業へ変更した際に、この積算の方法が引き継がれ、以後同様の方法・単価で経費を見積もっていた。

但し、現時点では、単価を設定した事業開始当初の単価の積算根拠及び積算方法に関する資料は残っていないとのことであり、また、当時の正確な積算方法は不明とのことである。

溶接技術センターは、事業実施後、積算根拠や単価が「収支予算書」と同額の「収支決算書」を市に提出していた。「収支決算書」に記載されていた金額は、前述の方法により設定された単価による金額の他、前述した「①支出実績のない経費を補助対象経費として認定している件について」で記載した実際に支出が発生していない項目が含まれていた。

市では、本事業の金額確定時に、収支決算書の内容が実際額に基づく記載であること並びに積算根拠に記載されている単価の積算方法及び金額が妥当であることについて、資料の提供を求める等の調査は実施せず、「収支決算書」記載の金額を「補助対象経費」として認定していた。その結果、実際の支出額が不明な金額を補助対象経費として支出していた。

(経済労働局工業振興課－２７、結果２)

以上の事実より、以下の２点を指摘する。

- (A) 見積額の単価の設定根拠が不明瞭である。
- (B) 見積時の単価に基づいて計算された額をそのまま補助対象経費として認定しており、実際支出額と異なる金額を補助対象経費としている。

「川崎市補助金等の交付に関する規則」第 4 条前段に「補助金等の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、」とあるように、適正な内容であるか調査を行うことが求められている。

本事業については、人件費等の実際支出額の直接的な特定が困難であるとの理由から、見積単価を用いて支出経費が計算されている。ただし、見積単価の根拠について、長らく確認されていなかったため、見積単価で計算された額が実際の支出額と比較して、過大であった可能性は否定できない点で問題である。

なお、本監査に際して事後的に実際の支出額を試算した結果、試算額は収支決算書記載の金額と近似しており、収支決算書に記載されている見積単価で計算された金額の妥当性は高いと考えられるが、試算は事後的に行われたものであり、かつ直接的に金額を特定したのではなく、算出上の仮定を設定した上で、按分計算等を行い、計算したものである。

特に人件費については、時間単価を講師 9,000 円としているが、本事業の講師は溶接技術センターの職員であり、固定給が支払われている一般財団法人の職員に対して、この金額に相当する支払いを実施しているのかについて、疑問がある。この一日あたり 63,000 円という金額は、「Ⅲ－１９ 産業振興支援事業審査会経費」の事業等で、大学教授等の専門家への支払を行うために設けている「謝礼に関する内部基準」の講習会開催に関する謝礼金(一日当たりの原則額 60,000 円)をも上回る金額である。

○人件費の状況

科目	時間単価	一日あたり人件費
講師謝礼※	9,000 円	63,000 円
管理費人件費	7,000 円	49,000 円

出所：前掲の補助対象経費の状況より一部加工して作成

以上より、見積もりを基にした積算単価の妥当性については、その妥当性を事前に確認する、証拠書類の提出を求める、または、過年度の実際支出額に基づいた単価方法を徹底する等の改善が求められる。

また、そもそも「川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱」第 17 条では、「補助事業者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。」とされており、経費に関しては、補助事業者において、その事実を明確にした証拠書類を整備することが求められている。そのため、実績額の積算が困難であることから、見積額を算定するという方法を採用するとしても、それは補助金の申請時にのみ認められ、実績報告の段階では、金額について、証拠書類を整理し、収支決算書の金額について、証拠書類との関連において説明できなければならない。

人件費や光熱費等の固定費・共通費においても、従事割合等を定め、補助金業務に係る事項について、区分して経理する管理体制を構築することにより、証拠書類に基づく経費を算定することは十分可能である。

補助事業として当該事業を実施する限り、要綱に従い収支計算書に記載する金額は、区分して経理し、もって収支の事実を明確にした証拠書類を整備するよう指導することが求められる。

(3) 意見

① 中小工業従業員の参加率向上に向けた内容の見直しについて（経済労働局工業振興課－２７、意見１）

本事業の要件を規定した要綱別表に記載されている通り、本事業は中小企業育成の目的のため、中小企業従業員を本来の対象とすべき補助金である。

○川崎市工業関係団体事業補助金交付要綱第２条 補助対象事業 別表

<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象団体 一般財団法人日本溶接技術センター ・ 補助要件 中小工業従業員の技術向上を図るため、一般財団法人日本溶接技術センターと協力し技能者の質的向上を図る。 ・ 補助内容 特別技術専修講座の開催について補助する。

○区分別参加者数(再掲)：市内企業従業員は全体の内５名。

区分	ガス溶接技能講座	アーク溶接特別教育講座
専修学校※1	19	19
高校	0	21
市内中小企業	5	0
合計	24	40

※1 溶接技術センター附属の日本溶接構造専門学校の専修学校生。専修学校生は両講座とも同じ生徒。

本補助金による研修の内容は、ガス切断及び溶接の初心者並びにアーク溶接の初心者に対して取扱の基本を指導するものである。研修修了後に交付される「修

了証」を保持していない者は、以下の法令により、その作業を行う際に就業が認められていない。

○以下の法令により「修了証」がなければ、就業が認められていない。

<ガス溶接技能講習に係る関係法令>

- ・労働安全衛生法第 61 条
- ・労働安全衛生法施行令第 20 条

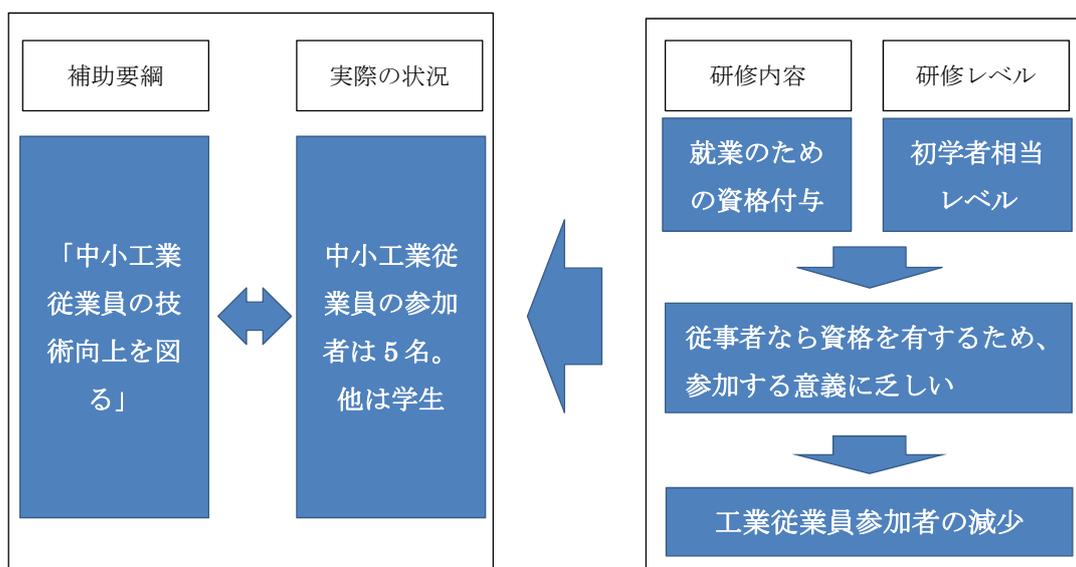
<アーク溶接技能講習に係る関係法令>

- ・労働安全衛生法第 59 条
- ・労働安全衛生規則第 36 条

出所：工業振興課からの提出資料より作成

このように本研修により得られる資格は、製造業における当該業務を行う際の前提資格を付与するものであり、従って、本研修は実際に業務に携わる中小工業従業員を対象としているものではない。事実、前述したとおり、参加者は溶接技術センター附属の専修学校生や高校生が約 9 割を占め、市内中小企業の従業員の参加はごく少数に留まっているが、これは、そもそもの講座の内容に起因するものと考えられる。

○問題点のイメージ図



本事業は、教育事業ではなく産業振興施策としての意義があるものとして位置づけられている。要綱上の「中小工業従業員の技術向上を図るため、一般財団法

人日本溶接技術センターと協力し技能者の質的向上を図る。」という要件に照らせば、実際に業務に従事する中小工業従業員のスキルアップに資する内容とすることが望まれ、より高度な内容を持って「特別技術専修」を加えるといった工夫も必要である。

以上の点から、より幅広い対象者が受講可能となるよう研修内容の見直しを行うことが望まれる。

28. 商工業従業員永年勤続者表彰事業

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	川崎市商工業優良組合等役員表彰要領、川崎市商工業従業員永年勤続者表彰基準。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	2,302	2,345	2,077	2,112	2,054
	決算額	2,119	1,799	1,708	1,926	1,909
H25 年度決算額の使途内訳	報償費：1,392,700 円 需用費：189,462 円 役務費：22,000 円 委託料：305,440 円					
事業内容	業績が優良な組合の役員として、その指導育成に尽力した功労者及び市内事業所に永年にわたり勤務し、功績顕著な従業員の市長表彰を行う。					
事業目的	永年にわたり勤務に精励し、本市産業経済の発展に寄与した者の功績を讃え、その定着と勤労意欲の一層の向上を図る。					
事業目標	本市産業経済の発展。					
事業の効果、事業目標の達成度合	業績が優良な組合の役員及び市内事業所に永年にわたり勤務した従業員の市長表彰を行うことにより、従業員の勤労意欲向上につながった。					
目標達成度合いを測る指標	平成 25 年度実績 商工業優良組合役員表彰 被表彰者数：20 名 商工業従業員永年勤続者表彰 被表彰者：222 名					

(1) 概要

本事業は、昭和 44 年から継続して実施されている表彰事業である。商工業優良組合役員表彰は、業績が優良な組合役員として、指導育成に尽力した功労者で役員歴 10 年以上の方とし、商工業従業員永年勤続者表彰は商業・サービス業については市内同一

事業所に 15 年以上勤務した方、建設業、運輸業、工業については市内同一事業所に 20 年以上勤務した方を表彰対象者としている。

受賞者には賞状と記念品が贈呈され、事業費として支出している金額の半額以上が受賞者に対する報償費である。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 事業内容の見直しについて(経済労働局工業振興課－28、意見1)

本事業は、昭和 44 年から継続して実施している事業であり、市で実施している事業の中でも長期にわたるものである。本事業のように中小企業の従業員に対して自治体が表彰を行う事業は、全国で多数見られるが、表彰基準など制度概要には違いもみられる。

本事業開始当初の昭和 44 年と現在とでは労働環境や従業員の意識も大きく異なっていることから、事業内容を見直すことが必要である。例えば、表彰を記念品の贈呈から、市長を含めた従業員間での懇談の場を提供するといったことが考えられる。

29. 川崎工業ブランド推進事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	川崎ものづくりブランド推進協議会設置要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移(千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	5,105	5,105	5,105	5,000	5,250
	決算額	5,105	5,105	5,105	5,000	5,250
H25 年度決算額の使途内訳	川崎ものづくりブランド推進協議会への交付 5,250 千円					
事業内容	市内中小製造業者の優れた工業製品や加工技術を「川崎ものづくりブランド」として認定し、支援を行うことで認定製品の認知度・売上向上を図る。					
事業目的	ブランド認定を行った製品・技術(累計 83 件)に対して、広報支援、販路拡大に向けた支援を行い、技術力や製品開発力の優位性、潜在能力の高さを PR する。					

事業目標	市内中小企業の取引機会の拡大 ものづくり都市・川崎のイメージアップ
事業の効果、 事業目標の達成度合	平成 25 年度実績 11 件認定
目標達成度合 いを測る指標	認定製品・技術件数

(1) 概要

本事業は、川崎市内の中小製造業者の優れた工業製品や加工技術を「川崎ものづくりブランド」を認定し、認定した製品に対して各種支援を行うものである。本事業は市から、ものづくりで競争力のある企業を育てる点で効果的である。本事業は平成 25 年度で認定事業開始から 10 年が経過する。

事業の運営は市や川崎商工会議所等で構成される川崎ものづくりブランド推進協議会（以下、「推進協議会」という。）が行い、市は負担金を支出する他、川崎商工会議所と共同で事務局を運営する。

推進協議会の総事業費(決算額)は平成 25 年度で約 773 万円であり、総事業費に占める市の負担金の比率は約 68%である。その他、川崎商工会議所の負担金、認定企業からの登録料（1 企業あたり年間 2 万円）等により、事業費を賄っている。

推進協議会による事業の概要は以下の通りである。

事業内容	内容
① ものづくりブランドの登録活動	市内の中小製造業者等を対象としたものづくりブランドへの募集、審査、登録及び更新。
② 展覧会・各イベントへの参加	「テクノトランスファーin かわさき」等の展覧会・各イベントに協議会として参加し、認定ブランド製品を紹介。
③ 各種媒体を通じた広報活動	ホームページ及び冊子の作成、各広報機関への PR。その他「製造業エンジニア向け情報サイト『イプロス』」との連携。

ブランド認定を受けた企業は、様々な支援を受けることができる。認定特典は以下の通り。平成 25 年度末で 69 社が認定支援を受けている。

(認定により受けることができる特典)

- ・認定盾・認定証の交付
- ・川崎ものづくりブランドのロゴマーク使用権利の付与
- ・認定製品の紹介冊子への掲載（日本語、英語）

- ・川崎商工会議所および川崎市産業振興会館内での展示
- ・川崎ものづくりブランド推進協議会、行政、支援機関などの広報媒体への掲載
- ・マスコミ、企業等への PR 支援
- ・国内最大級の技術情報検索サイト「イプロス」と連携した PR 支援
- ・国内外各種見本市への出展支援
- ・融資相談・アドバイザーの派遣

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 事業年数の経過に伴う製品技術の陳腐化等への対応(経済労働局工業振興課－29、意見1)

本事業は、事業開始から10年が経過している。現在、認定支援を受けているのは69社で、これまで述べ83社が認定を受けている。また、例年10社前後が新たに認定を受けている。多くの自治体が類似事業で認定数確保に苦慮する中で、継続して応募が続いていることから川崎市における中小製造業の意欲の高さが伺える。

ただし、事業年数の経過に伴い以下の問題が生じており、これらについて改善が望まれる。本事業に関するアンケートの調査結果によると、平成25年度時点でブランド認定を受けた製品で1億円以上の売上を達成している製品が複数ある一方で、製品販売から数年が経過しているにも関わらず累積販売額が数百万円に満たない認定製品も散見された。

また、募集要項によると、現在の制度上、認定期間は、認定日から3年間となっているが延長が可能であるとしている。そのため、一度認定を受けると登録料を払い続ければ企業の意思により取り消さない限り、認定支援を受け続けることができ、年月の経過による陳腐化等で市場から評価を受けなくなった製品・技術がそのまま残り続けることが制度上可能である。

このように「川崎ものづくりブランド」を認定したとしても必ずしも順調に販路拡大に至るとは限らない。むしろ多くのケースでは、「川崎ものづくりブランド」の認定は入口であり、販路拡大には多くの課題をクリアすることが必要と思われる。そこで、販路拡大には認定後のサポートが重要と考えられるが、例えば、事業計画書入手し、順調に販路拡大が進んでいるかや、資金繰りに課題がないかなどの検証を行い、必要なサポートを行うことなどが考えられる。また、こういった課題を、市と企業が共有するためにも、市と企業との意見交換の場を設けることが必要である。

② 認定基準の具体化について（経済労働局工業振興課－２９、意見２）

ブランド認定による支援事業の有効性を十分に発揮するためには、単に指定した製品を紹介することやあるいは応募企業に対してのみ審査要件を示すことに留まらず、川崎ものづくりブランドの魅力を広く対外的に広め、このブランドが何故良いのかという問いに答えるために、ブランド価値の維持を図る活動を実施することが有用と考えられる。

この点、本事業では、川崎ものづくりブランドで認定される製品・技術がどのようなもので、どのような観点から優れているといった説明が対外的・明示的にされておらず、応募者に対して応募要項に「認定の視点」として、複数の項目が掲げられているに留まり、その視点も「製品力・技術力」や「市場での評価」といったように抽象的である。

他方、類似事業の例を見ると、ブランドの定義や認定基準を定めている事例もある。例えば、東大阪市の「東大阪ブランド推進事業」では、「東大阪ブランド認定製品の製造企業は、モノづくり企業のリーディングカンパニーとして、常に魅力的な製品づくりに取り組むことや、消費者へのサービス・環境問題・地域貢献などに積極的に取り組むことを共通のポリシーに掲げ、全企業がそのポリシーに沿った事業展開を目指して展開しています。」といったブランドの定義があり、また、認定要件も「従来製品にはない付加価値、付加機能を有する製品」といったように、明確であり、かつ、この基準はホームページを通じて公表されている。

川崎ものづくりブランドに関する明確なコンセプトや定義をおかないことは「行政が認定するものは良いものである」という前提があることを示唆している。しかしながら、その裏支えとなる内容水準を確保しなければ、ブランドに関する信頼性を毀損するきっかけを与えかねない。

以上より、適切な基準を設け、その基準に沿ったブランド認定を行い、それを対外的に認知させる取組みを実施することが望まれる。

③ 応募数の増加に関する施策について（経済労働局工業振興課－２９、意見３）

過去３事業年度における本事業への応募件数及び新規認定件数は以下の通りである。

年度	応募件数	新規認定件数
平成 23 年度	10 件	10 件
平成 24 年度	8 件※	8 件
平成 25 年度	11 件	11 件

※平成 24 年度は、応募件数の他、取下が 1 件ある。

過去 3 事業年度に渡り、応募件数と新規認定件数が同数となっている（平成 24 年

度は取下げの結果、同数となっている)。本事業では、年間 10 件前後を認定することを想定しているが、ブランド価値を維持するためには、一定数の応募件数を確保することが望まれる。例えば、現在は 1 企業 1 製品のみ認定が原則とされているが、意欲のある企業については複数製品・技術の認定を行うなどの検討も必要である。

また、金融機関との連携もはかり、本認定制度の周知に協力をいただくといった取組みも応募件数増加には効果的と考えられる。

なお、平成 18 年度の包括外部監査において本事業が監査対象事業となっており、「川崎ものづくりブランド」事業の積極的な P R 活動について」と題し、以下の通り、意見が述べられている。

(平成 18 年度包括外部監査報告書より)

川崎ものづくりブランド事業の方針として、1 回につき概ね 10 件の製品を認定するとのことであるとしても、現状のように、申請のあった製品のほぼすべてが認定されるという事態は、川崎ものづくりブランド認定製品の質「認定されたというブランド価値」に大いなる疑問を感じさせる。その結果、本件事業による同ブランドに対する社会的評価を低下させることになりかねないと危惧される。

川崎ものづくりブランドの水準を維持し、社会的評価を得ることと、1 回につき概ね 10 件の製品を認定するという上記方針を実現するためには、応募件数を現在よりも大幅に増加させることが不可欠であり、そのためには積極的、広範囲にわたる実効性のある P R 活動が必要となる。

この意見に対しては、市で以下の通り措置がされたとしている。

(平成 18 年度の包括外部結果に基づく措置及び結果に添えて提出された意見に対する対応状況について (通知) より)

ブランド水準を維持し社会的評価を得ること等の方針を実現するため、平成 18 年度の募集にあたっては、産業振興財団・商工会議所等の協力を得て、従来の見本市出展以外に、地元金融機関主催のビジネスフェアを活用し、川崎市と商工会議所ブースでブランド認定製品のパンフを配布するとともに、工業団体に応募の呼びかけを行い、また、産業振興会館、商工会議所におけるブランド認定製品の常設展示やテレビやラジオを通じて、ブランド認定製品の紹介を行うなど応募件数の増加に向けた取組を積極的に展開し、その結果応募件数は 11 件に増加し、このうちブランド認定された製品は 8 製品となりました。

本事業開始当初に提出された監査報告書では、申請数と認定数が同数であることに対して意見が述べられており、それに対して、認定数を上回る申請数を確保した

とされているが、年月が経過し、申請数と認定数が再び同数の状況になっていることから、募集数確保に向けた取組みは、再度改善を行うことが望まれる。

30. Web かわさき製品見本市事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	1,250	1,232	1,167	1,000	950
	決算額	1,249	1,231	1,166	1,000	945
H25 年度決算額の使途内訳	945 千円 システム保守等委託料					
事業内容	インターネット上に、市内の基盤技術産業をはじめとする、中小企業によるものづくりの成果を公開して、全国や世界に向けて情報発信を行う。					
事業目的	市外からのニーズ、受注を市内の産業集積で取り込むことや、市内企業同士の受発注を促進することを目指す。					
事業目標	大手企業の購買担当者や開発試作部署、一部の工程の外注を検討する中小企業の発注担当を対象とした、最初の入口となる情報を本市事業として提供することで情報の信頼性を担保しながら、使い勝手の良いデータベース及び検索サイトの構築を行うこと。					
事業の効果、事業目標の達成度合	25 年度末 登録企業数 177 社					
目標達成度合いを測る指標	新規に登録した企業数 登録情報を更新した企業数					

(1) 概要

本事業は、インターネット上に、市内の中小企業の製品を紹介することで、市内事業者の取引拡大を目的としたものである。

かわさき産業振興プラン新実行プログラム(平成 23 年 3 月)は、本事業を「戦略 3 ものづくり産業をコアとした中小企業の高付加価値化の促進」の中の「販路拡大・開拓の支援」のための事業と位置づけている。市のホームページ上に「Web かわさき製品見本市」という製品のデータベースサイトを開設し川崎市内に事業所がある中小企業

または個人を対象に、製品の紹介を行っている。

川崎市内の中小企業を対象に掲載の募集を募り、希望する企業は申込用紙に企業の概要と製品内容を記入して提出する。市では、申込用紙を基にデータベースに登録する。データベースに登録されると、ホームページ上から業種別・加工種別に登録企業を検索できる。

事業費に計上されている金額は、システム会社に支払うデータベースの保守管理費用である。

(当事業により運営されるホームページの画面)



出所：ホームページ画面より <http://www.k-mihonichi.jp/index.html>

(2) 結果

① 類似のデータベースとの情報内容及び管理運営の統一について

(事実確認)

産業振興財団では、「かわさきデータベース（以下、「KDB」という。）」という本事業と同様のデータベースサイト運営事業(情報推進事業)を市からの指定管理事業として実施している。

「Web かわさき製品見本市」と KDB の概要は、それぞれ以下の通りである。

	Web かわさき製品見本市	KDB
事業名	Web かわさき製品見本市事業	情報推進事業
運営主体	川崎市	産業振興財団

目的	「インターネット上に、市内の基盤技術産業をはじめとする、中小企業によるものづくりの成果を公開して、全国や世界に向けて情報発信を行う。」「市外からのニーズ、受注を市内の産業集積で取り込むことや、市内企業同士の受発注を促進することを目指す。」(事業概要より)	「川崎市の産業資源である基盤的技術等のモノづくり技術を活用するため、市内中小企業製造会社をデータベース化した検索サイトを運営し、保有する独自技術や技術開発力のPRなど、当サイトを通じた情報ネットワークによって新規取引や販路拡大をめざします。」(KDB ホームページより)
データベースの主な内容	・企業別に企業PR、企業概要(主要製品、主要顧客、主要設備等)、製品紹介、連絡先等	・企業別に企業情報(企業名、自社PR、得意分野等)、担当者情報、設備情報等 ・人材別に人材情報(氏名、資格、自己PR、専門とする業種、連絡先等)
データベースの検索方法	キーワード検索、業種別・加工種別検索	フリーキーワード検索、カテゴリー検索(業種別検索)

上記の両サイトはともに市内の中小企業を対外的にアピールすることにより、販路を拡大することを目的としている。また、データベースの内容も企業内容のPRや製品情報等で共通するものが多い。データベースの検索内容は、キーワードによる検索、業種別の検索が出来る点も共通する。

一方、両サイトで異なる点として、Webかわさき製品見本市は、主に製品の写真を掲載する等製品の紹介に力を入れている。検索方法もKDBにはない加工種別の検索を行うことができる。KDBは企業の紹介の他に、市内で企業を支援する専門家等の人材についてもデータベースとして取りまとめ、掲載している。

双方のサイトに記載されている項目の整合性を確認したところ、同一項目であっても異なる内容のものが散見された。例えば、双方のデータベースに登録されている企業について、設立年度や従業員数がそれぞれのサイトで異なっていた。



出所：「かわさきデータベース」ホームページ画面より

(経済労働局工業振興課－30、結果1)

2つのデータベースは、ともに情報発信によって市内中小企業の販路拡大を目的としており、データベースの内容も多くが重複している。そのため、別個に管理運用することは運営コストを増加させ不効率である。また、両者は、同一項目であっても内容が異なるものが散見されるなど、利用者の立場からしても混乱を招いている。したがって、サイトの統合を含めた一体的運営の検討が必要である。

(3) 意見

① システム老朽化への対応(経済労働局工業振興課－30、意見1)

Web かわさき製品見本市は、平成16年度に運営を開始したサイトであり、サイト開設から10年が経過しているが、サイトは開設当初から大幅な変更は行われていない。現行のサイトの検索方式は、1回の検索結果が表示されるまでの時間に数十秒を要する。担当者によると、これは一度検索をかけると全てのデータに対して一覽的に検索をかけるアルゴリズムを採用しているため、企業データが増えるほど検索時間が増加していくというプログラム上の問題があるためとのことである。インターネット環境は10年前とは大きく異なっていることから、システムの利便性向上が課題である。

31. ものづくり中小企業販路開拓支援事業

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	ものづくり中小企業販路開拓支援事業補助金交付要綱					
予算費目	款：07 経済労務費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	—	1,000	900	900	800
	決算額	—	700	584	580	800
H25年度決算額の使途内訳	補助金 800千円					
事業内容	<p>川崎市内の中小製造業者等が展示会等に出展するための費用の一部に対して補助金を交付する</p> <p>1 対象者 「川崎ものづくりブランド」の認定を受けた製品又は技術を展示会等に出展しようとする中小製造業者等</p> <p>2 対象事業 川崎市外で開催される展示会等への出展（ただし、出展小間料が1小間当たり10万円（税抜）以上の展示会）</p> <p>3 対象経費・補助率等 対象経費：展示会出展小間料（税抜） 補助率・上限：出展小間料の2分の1以内、上限10万円 (ただし、予算の範囲内で補助金を交付)</p>					
事業目的	技術や製品の販路拡大、新規需要の開拓を促進し、地域産業の振興を図ること					
事業目標	8社・団体に対する補助金交付					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成25年度は、11社に対して販路開拓支援を実施					
目標達成度合いを測る指標	交付件数					

(1) 概要

本事業は、川崎市内の中小製造事業者の販路開拓のための補助事業である。補助対象事業者は「Ⅲ－29川崎工業ブランド推進事業費」でブランド認定を受けた中小製造業者等に限定されている。

(2) 結果

① 補助対象者の検討

(事実確認)

ものづくり中小企業販路開拓支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の第4条では、交付対象者について以下のように定めている。

・第1号

「川崎ものづくりブランド」の認定を受けた製品又は技術を、展示会等に出展しようとする中小製造業者

・第2号

中小製造業者3社以上で構成する団体（グループ、研究会などの任意団体を含む。以下同じ。）であって、当該団体により開発された製品又は技術を、展示会等に出展しようとする団体

(経済労働局工業振興課－31、結果1)

本事業では、主にブランド認定を受けている中小製造業者を補助対象者としている。また、ブランド認定を受けている企業は、「Ⅲ－29：川崎工業ブランド推進事業費」では、「テクノトランスファーin かわさき」への出展が認められている。このように、ブランド認定を受けている企業に対しては複数の販路拡大のための支援が行われている。

川崎市内のブランド認定を受けている企業以外の企業にとっても販路拡大は大きなテーマであることから、本事業の対象についても再検討が必要である。

②補助事業の周知の徹底（経済労働局工業振興課－31、結果2）

交付要綱に記載されている支援対象者の内、補助制度の内容の周知を行っていたのは、川崎ものづくりブランドの認定を受けた中小製造業者のみであり、第2項に該当する団体については、ホームページによる広報の内容が不十分であった。このため、第2号に掲げられている団体は、本事業の制度が存在することを確認することが困難である。補助対象者に対する周知の徹底が求められる。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

32. テクノトランスファー事業費

所管	経済労働局産業振興部工業振興課					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	5,000	5,000	3,500	3,200	3,180
	決算額	5,000	5,000	3,500	3,200	3,180
H25年度決算額の使途内訳	公益財団法人神奈川産業振興センターへの負担金					3,180千円
事業内容	神奈川県、公益財団法人神奈川産業振興センターと連携し、「先端工業見本市 テクノトランスファーin かわさき」を開催する					
事業目的	企業が開発した新技術や新製品、大学の研究シーズ等の展示を行うとともに、大企業や研究機関との交流会、ビジネスマッチングを行うことで、出展企業の販路開拓と受注拡大を支援する。					
事業目標	市内外の企業の製品及び技術力のPR、販路開拓、大学等による技術移転を通じて、企業等の業種、規模、地域を越えたビジネス交流を促進し、地域産業の活性化を図る。					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成25年度実績 ・出展数 139社・団体(126小間) ・来場者数 8,278名					
目標達成度合いを測る指標	・出展数(ブース、小間) ・来場者数					

(1) 概要

「先端工業見本市 テクノトランスファー in かわさき」とは、公益財団法人神奈川産業振興センターが主催、神奈川県と市が共催となり川崎市内で実施している見本市であり、主に販路開拓を目的としている。平成25年度で第26回目の開催となる。出展者は、神奈川県の中小企業その他、県外の企業や大学等の研究機関等である。

市は負担金の支出、運営者会議への参加、当日の運営補助等を行っている。

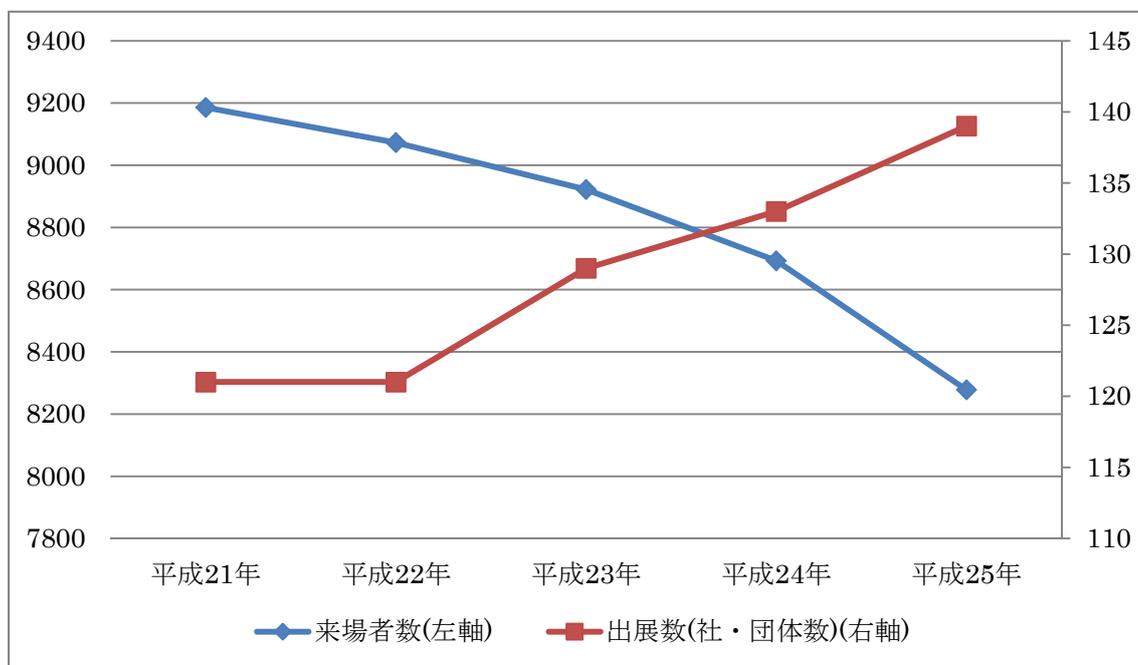
(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 来場者確保のための施策（経済労働局工業振興課－32、意見1）

過去5年の来場者数と出展者数の状況は、以下の通り。



出所：アンケート調査結果より

出展数は増加しているものの、来場者数は過去5年連続で減少している。一方で、出展者・来場者のアンケートはともに、例年概ね高い水準にある。このことから、出展者の要望に答え続けた結果、訪問者以外のニーズを捕らえきれていない可能性がある。来場者数増加を行うための広報活用の見直しや、さらにはコンセプトの見直しが望まれる。

IV. 経済労働局 産業振興部 金融課

1. 振興資金

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市中小企業融資制度要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：02 金融対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	1,567,228	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	決算額	1,349,000	1,194,000	1,194,000	1,193,000	1,199,993
H25年度決算額の使途内訳	貸付金(預託金) 1,199,993千円					
事業内容	川崎市中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して振興資金の融資に係る預託を行い、これをもとに各取扱金融機関が融資を行う。					
事業目的	中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、健全な発展と振興を図る。					
事業目標	資金調達力の低い中小企業者等に対して、近代化と経営基盤の確立を促進し、市制度融資による低利の資金供給を安定的に行うことで資金繰り円滑化を図る。					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成25年度は、振興資金で6,027百万円の融資を実行し、経済環境変化の影響を受けやすい中小企業者等の資金調達の円滑化を図り、中小企業の経営安定化を支援した。セーフティネット保証の対象業種が減少したため、振興資金の実績が増加している。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

振興資金は、中小企業者等に対して運転資金・設備資金を融資する制度であり、川崎市中小企業融資制度の一つである。また海外展開を行う事業者を対象としたものとして振興資金の中に海外展開振興資金があり、通常の振興資金とは融資限度額や融資利率等の条件が異なる。市は、当該中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して、振興資金に係る預託金として資金を預入れている。

当該預託金は金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、金融機関にとって中小企業へ融資を実行する際のインセンティブとして機能することを目的としている。具体的には、金融機関が市の融資制度により融資を行っ

た場合は、当該金融機関の金利よりも低い水準の金利で融資することになるため、無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能となるものである。

市は金融機関に対して預託金を毎事業年度初めに預入れ、毎事業年度末に同額が金融機関から市に返還されるため、金融機関への預入れは1年毎に行われる。

融資自体の審査は金融機関が行って金融機関が債権者となり、債務者の返済状況の管理や延滞の場合の対応は金融機関と川崎市信用保証協会が行うため、市は当該融資制度における貸付金に係る貸倒リスクは負わない。

【平成24年度と平成25年度の比較】

(単位：百万円)

平成24年度 融資実績	平成25年度 預託額予算 (A)	融資倍率 (B)	平成25年度 融資目標 (C=A×B)	平成25年度 融資実績
2,942	1,200	5.0	6,000	6,027

平成25年度から振興資金の内枠に海外展開振興資金が創設されたが、利用実績は無かった。平成25年度は平成24年度に比べ融資実績が大幅に増加しており、融資目標を上回っているが、これは全て通常の振興資金に係るものである。

【融資実績の推移】

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総額	2,804	2,047	2,555	2,942	6,027
件数	177件	125件	146件	175件	321件
平均	15.8	16.4	17.5	16.8	18.8

(2) 結果

① 予算計上について（経済労働局産業振興部金融課－1、結果1）

川崎市中小企業融資制度要綱（以下、「融資制度要綱」という。）第12条では、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じ取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。したがって、金融機関への預託額の決定は、融資実績などに基づき算定されることになる。

海外展開振興資金は平成25年度から創設されたものであり、平成25年度は利用が無かったが、今後幅広く告知する等により海外展開振興資金に係る融資制度が認知され、需要も拡大した場合には、振興資金全体としての融資実績が更に増加する

可能性がある。従って需要の少ない他の資金の預託金を削減する一方で振興資金の預託金を拡大する等、融資制度の利用状況に応じた弾力的な対応が望まれる。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

2. 小規模事業資金

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市中小企業融資制度要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：02 金融対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	3,623,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000
	決算額	3,297,000	2,791,000	2,791,000	2,790,000	2,799,991
H25年度決算額の使途内訳	貸付金(預託金) 2,799,991 千円					
事業内容	川崎市中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して小規模事業資金の融資に係る預託を行い、これをもとに各取扱金融機関が融資を行う。					
事業目的	中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、健全な発展と振興を図る。					
事業目標	信用力の低い特に小規模企業者等に対して、事業活動に必要な長期安定資金を融資し、もって市内小規模企業の振興に資する。					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成25年度は、小規模事業資金で10,538百万円の融資を実行し、経済環境変化の影響を受けやすい中小企業者等の資金調達の円滑化を図り、中小企業の経営安定化を支援した。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

小規模事業資金は、従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事

業者等に対して運転資金・設備資金を融資する制度であり、川崎市中小企業融資制度の一つである。小規模事業資金の内訳は、通常の小規模事業資金（融資限度額 3,500 万円、融資期間 8 年以内）の他、短期サポート型（融資限度額 2,000 万円、融資期間 1 年以内）と小口零細対応小規模事業資金（融資限度額 1,250 万円以下、融資期間 10 年以内）がある（平成 26 年度からはさらに小口サポート型（融資限度額 1,000 万円、融資期間 5 年以内）も追加）。

市は、当該中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して、小規模事業資金に係る預託金として資金を預入れている。

当該預託金は金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、金融機関にとって中小企業へ融資を実行する際のインセンティブとして機能することを目的としている。具体的には、金融機関が市の融資制度により融資を行った場合は、当該金融機関の金利よりも低い水準の金利で融資することになるため、無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能となるものである。

市は金融機関に対して預託金を毎事業年度初めに預入れ、毎事業年度末に同額が金融機関から市に返還されるため、金融機関への預入れは 1 年毎に行われる。

融資自体の審査は金融機関が行って金融機関が債権者となり、債務者の返済状況の管理や延滞の場合の対応は金融機関と川崎市信用保証協会が行うため、市は当該融資制度における貸付金に係る貸倒リスクは負わない。

【平成 24 年度と平成 25 年度の比較】

（単位：百万円）

平成 24 年度 融資実績	平成 25 年度 預託額予算 (A)	融資倍率 (B)	平成 25 年度 融資目標 (C=A×B)	平成 25 年度 融資実績
8,604	2,800	2.5	7,000	10,538

平成 24 年度の融資実績が約 8,604 百万円だったにもかかわらず、平成 25 年は、預託額予算が 2,800 百万円のため融資目標がその 2.5 倍の 7,000 百万円となるが、前年度の実績に比べて融資目標が過小となっている。

【融資実績の推移】

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総額	6,651	5,727	6,513	8,604	10,538
件数	1,495 件	1,319 件	1,264 件	1,472 件	1,744 件
平均	4.4	4.3	5.2	5.8	6.0

【平成 25 年度の融資実績内訳】

	件数 (合計に占める割合)	金額 (合計に占める割合)
小規模事業資金	510 (29%)	5,960 百万円 (57%)
小規模事業資金 (短期サポート型)	37 (2%)	227 百万円 (2%)
小口零細対応小規模事業資金	1,197 (69%)	4,351 百万円 (41%)
合計	1,744	10,538 百万円

通常の小規模事業資金、短期サポート型と、小口零細対応小規模事業資金の 3 つの融資パターンのうち、融資額では通常の小規模事業資金が 57%を占めるが、融資件数では小口零細対応小規模事業資金が 69%を占める。

(2) 結果

① 預託金予算について (経済労働局産業振興部金融課－2、結果 1)

小規模事業資金については、平成 25 年度は融資目標が 7,000 百万円に対し融資実績が 10,538 百万円と、目標額を実績が大きく上回っている。また、平成 24 年度は融資目標額が 7,000 百万円に対し融資実績が 8,604 百万円と実績が目標を上回っていたにもかかわらず、平成 25 年度の融資目標が 7,000 百万円のまま不変であるのは特段の理由が無い限り目標として過小と判断される。過年度の融資実績をみると、年度によって変動があるものの融資総額・件数ともに増加傾向にあるため、今後も需要が見込まれるのであれば預託金を増額し、融資目標も拡大させるのが経済的判断として合理的である。

融資制度要綱第 13 条によれば、金融機関は預託額に一定の融資倍率を乗じて融資目標を決定する旨が規定されているが、今後も当該融資の利用状況が好調であれば、他の利用状況の乏しい融資制度の預託金を削減して小規模事業資金の預託金を増加させることも検討すべきである。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

3. 経営安定資金

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市中小企業融資制度要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：02 金融対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,400,000	25,400,000
	決算額	25,000,000	25,000,000	24,992,000	25,392,000	25,399,991
H25年度決算額の使途内訳	貸付金(預託金) 25,399,991千円					
事業内容	川崎市中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して経営安定資金の融資に係る預託を行い、これをもとに各取扱金融機関が融資を行う。					
事業目的	中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、健全な発展と振興を図る。					
事業目標	経済環境変化により事業活動に支障をきたしている中小企業者等に対して、市制度融資による低利の資金供給を安定的に行うことで資金繰り円滑化を図る。					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成25年度は、経営安定資金で24,366百万円の融資を実行し、経済環境変化の影響を受けやすい中小企業者等の資金調達の円滑化を図り、中小企業の経営安定化を支援した。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

経営安定資金は、不況対策や借換支援等、一定の目的のために中小企業者等に対して運転資金・設備資金を融資する制度であり、川崎市中小企業融資制度の一つである。経営安定資金は不況対策資金、関連倒産防止資金等、複数種類の資金に細分化されており、それぞれ融資条件が異なる。

市は、当該中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して、経営安定資金に係る預託金として資金を預託している。

当該預託金は金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、金融機関にとって中小企業へ融資を実行する際のインセンティブとして機能することを目的としている。具体的には、金融機関が市の融資制度により融資を行った場合は、当該金融機関の金利よりも低い水準の金利で融資することになるため、無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能

となるものである。

市は金融機関に対して預託金を毎事業年度初めに預入れ、毎事業年度末に同額が金融機関から市に返還されるため、金融機関への預入れは1年毎に行われる。

融資自体の審査は金融機関が行って金融機関が債権者となり、債務者の返済状況の管理や延滞の場合の対応は金融機関と川崎市信用保証協会が行うため、市は当該融資制度における貸付金に係る貸倒リスクは負わない。

【平成24年度と平成25年度の比較】

(単位：百万円)

平成24年度 融資実績	平成25年度 預託額予算 (A)	融資倍率 (B)	平成25年度 融資目標 (C=A×B)	平成25年度 融資実績
26,319	25,400	3.0	76,200	24,366

【融資実績の推移】

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総額	58,170	47,547	33,601	26,319	24,366
件数	3,090件	2,232件	1,845件	1,228件	990件
平均	18.8	21.3	18.2	21.4	24.6

(2) 結果

② 予算計上額（預託額）の妥当性

(事実確認)

融資制度要綱第12条において、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じ取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。経営安定資金には不況対策資金（5年型、10年型）、関連倒産防止資金、借換支援資金等、約10種類の融資パターンがあるが、融資実績の約77%は不況対策資金（10年型）が占めている。経営安定資金全体について、平成24年度の融資実績は26,319百万円であり、平成25年度は融資目標76,200百万円に対し、実績は24,366百万円となっている。なお予算額は平成24年度に増加しているが、これは、制度改正により、平成24年度から事業再生支援資金を廃止してこれを経営安定資金へと移管したことによるものである。

(経済労働局産業振興部金融課－3、結果1)

融資制度要綱第12条において、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目

標等に応じて取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。

平成 24 年度の融資実績 26,319 百万円に対し、平成 25 年度には 25,400 百万円の預託金予算を計上している。単純にこれに融資倍率 3.0 を乗じると結果的には 76,200 百万円が平成 25 年度の融資目標となるが、これは前年度（平成 24 年度）の融資実績の約 3 倍に相当する。

また、過年度の融資実績の推移をみると、融資総額・件数ともに減少しているが、預託額はほぼ一定水準となっており、融資制度要綱第 12 条にいう実績に応じた預託額となっていない。過去の実績や今後の当該融資制度の利用見込みを勘案のうえで、預託金の予算計上額を行うべきである。

（3）意見

① 経営安定資金に係る告知について（経済労働局産業振興部金融課－3、意見 1）

経営安定資金の中で細分化された資金のうち、災害対策資金と激甚災害対策資金は平成 24 年度・25 年度とも利用が無いが、これらは災害の発生という要因に左右されるため、やむを得ない側面があると思料される。その他の資金については、セーフティネット保証を利用する者が融資対象となるケースもあり、市の中小企業融資制度の中では最大の融資目標額を掲げる制度であることから、当該融資制度の活発な利用を促進し、資金の有効活用を図るため、積極的に告知することが望まれる。

4. 流動資産担保資金

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市中小企業融資制度要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：02 金融対策費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	222,000	216,000	216,000	216,000	216,000
	決算額	68,000	207,000	208,000	207,000	215,991
H25 年度決算額の使途内訳	貸付金（預託金）215,991 千円					
事業内容	川崎市中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して流動資産担保資金の融資に係る預託を行い、これをもとに各取扱金融機関が融資を行う。					
事業目的	中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、健全な発展と振興を図る。					

事業目標	中小企業者が有する棚卸資産等流動資産を担保とした市制度融資による低利の資金供給を安定的に行うとで、資金調達の多様化及び円滑化を図る。
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度は、流動資産担保資金で 41 百万円の融資を実行し、経済環境変化の影響を受けやすい中小企業者等の資金調達の多様化及び円滑化を図り、中小企業の経営安定化を支援した。
目標達成度合いを測る指標	なし。

(1) 概要

流動資産担保資金は、売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等に対して運転資金・設備資金を融資する制度であり、川崎市中小企業融資制度の一つである。

市は、当該中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して、流動資産担保資金として資金を預入れている。

当該預託金は金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、金融機関にとって中小企業へ融資を実行する際のインセンティブとして機能することを目的としている。具体的には、金融機関が市の融資制度により融資を行った場合は、当該金融機関の金利よりも低い水準の金利で融資することになるため、無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能となるものである。

市は金融機関に対して預託金を毎事業年度初めに預入れ、毎事業年度末に同額が金融機関から市に返還されるため、金融機関への預入れは1年毎に行われる。

融資自体の審査は金融機関が行って金融機関が債権者となり、債務者の返済状況の管理や延滞の場合の対応は金融機関と川崎市信用保証協会が行うため、市は当該融資制度における貸付金に係る貸倒リスクは負わない。

【平成24年度と平成25年度の比較】

(単位：百万円)

平成 24 年度 融資実績	平成 25 年度 預託額予算 (A)	融資倍率 (B)	平成 25 年度 融資目標 (C=A×B)	平成 25 年度 融資実績
21	216	3.5	756	41

【融資実績の推移】

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総額	—	36	7	21	41
件数	—	5 件	3 件	2 件	15 件
平均	—	7.2	2.3	10.5	2.7

(2) 結果

① 予算計上額（預託額）の妥当性

(事実確認)

融資制度要綱第 12 条において、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じ取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。しかし、当資金の融資実績は平成 24 年度は 21,200 千円、平成 25 年度は 40,977 千円と予算額を大幅に下回っているにもかかわらず、每期一定額の予算が計上されている。

なお、流動資産担保資金は借主の売掛債権や棚卸資産を担保とするものであるが、これらの担保価値の評価には専門知識が必要であり難しいため、金融機関も積極的に当該制度の利用を推進しない傾向がある。

(経済労働局産業振興部金融課－ 4、結果 1)

流動資産担保資金に係る融資実績は極めて少ないにもかかわらず、預託金予算額は融資実績をはるかに上回る金額が計上されているが、これは融資制度要綱第 12 条に謳われている融資実績に応じた預託額とは言い難い。過去の融資実績に照らしても、平成 24 年融資総額が 21 百万円であるが、平成 25 年度はその約 10 倍もの 216 百万円が預託金予算として計上されている。これに融資倍率 3.5 を乗じた融資目標 756 百万円は平成 24 年度融資総額の約 36 倍に相当し、常識的に到底達成不可能と判断される。過年度の実績は年によって変動があるが、融資総額・件数ともに極めて僅少であり、1 件あたりの平均金額も小さいことから、需要が大きい制度とは判断することは難しい。

金融機関にとっては低利で融資するための原資や中小企業への融資におけるインセンティブとしての意味合いもある預託金ではあるが、前年度実績を大幅に上回る預託金の提供はこれらの意味合いを超えている。

また、市の担当者からは、平成 25 年度については 756 百万円の融資目標に対して融資制度要綱で定めた預託倍率の 3.5 で除した 216 百万円を預託金予算とした旨の回答を得ている。融資目標を先に定め、それを融資倍率で逆算して預託金予算を決定したとしても、過年度の融資実績を適切に考慮すれば、每期継続して融資目標と融資実績に乖離が生じることは考えられない。過去からの融資実績や

今後の当該融資制度の利用見込みを勘案のうえで予算計上額を決定すべきである。

また、利用実績が乏しい理由の一つとして、複数の融資制度を利用可能な借主が他の融資制度を利用していることが考えられることから、当該融資制度自体の意義についての検討も必要である。

(3) 意見

① 流動資産担保資金に係る告知について（経済労働局産業振興部金融課－４、意見１）

流動資産担保資金については市のホームページや中小企業融資制度に関するパンフレット等でも PR されているが、融資実績が少ない。これは、他の中小企業融資制度に比べて融資期間が１年以内と短いこと、利率も低いとは言えないこと等により、複数の融資制度の利用対象となっている中小企業者が他の融資制度を利用する影響もあると考えられる。当該融資制度の利用を拡大するため、他の融資制度にはない利点を強調した PR を行い利用促進を行うことが望ましい。

5. 産業立地促進資金

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市中小企業融資制度要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：02 金融対策費	
過去５年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	決算額	647,000	996,000	998,000	997,000	999,997
H25 年度決算額の使途内訳	貸付金（預託金）999,997 千円					
事業内容	川崎市中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して産業立地促進資金の融資に係る預託を行い、これをもとに各取扱金融機関が融資を行う。					
事業目的	中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、健全な発展と振興を図る。					
事業目標	市が定める産業拠点地区等に進出する中小企業等に対して、市制度融資による低利の資金供給を安定的に行うことで資金繰り円滑化を図る。					
事業の効果、事業目標の達成度合	経済環境変化の影響を受けやすい中小企業者等が川崎市内の産業拠点地区に進出等をする際の環境整備に努めた。					

目標達成度合いを測る指標	なし。
--------------	-----

(1) 概要

産業立地促進資金は、市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅・中小企業者等に対して運転資金・設備資金を融資する制度であり、川崎市中小企業融資制度の一つである。

市は、当該中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して、産業立地促進資金に係る預託金として資金を預入れている。

当該預託金は金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、金融機関にとって中小企業へ融資を実行する際のインセンティブとして機能することを目的としている。具体的には、金融機関が市の融資制度により融資を行った場合は、当該金融機関の金利よりも低い水準の金利で融資することになるため、無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能となるものである。

市は金融機関に対して預託金を毎事業年度初めに預入れ、毎事業年度末に同額が金融機関から市に返還されるため、金融機関への預入れは1年毎に行われる。

融資自体の審査は金融機関が行って金融機関が債権者となり、債務者の返済状況の管理や延滞の場合の対応は金融機関と川崎市信用保証協会が行うため、市は当該融資制度における貸付金に係る貸倒リスクは負わない。

【平成24年度と平成25年度の比較】

(単位：百万円)

平成24年度 融資実績	平成25年度 預託額予算 (A)	融資倍率 (B)	平成25年度 融資目標 (C=A×B)	平成25年度 融資実績
137	1,000	2.0	2,000	—

【融資実績の推移】

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総額	—	1,300	—	137	—
件数	—	1件	—	2件	—
平均	—	1,300	—	68.5	—

(2) 結果

① 予算計上額（預託額）の妥当性

（事実確認）

融資制度要綱第 12 条において、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じ取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。産業立地促進資金については、平成 24 年度の融資実績が 137 百万円であり、また平成 25 年度の融資目標は 2,000 百万円に対し、融資実績はゼロであった。当該融資制度の利用状況は大きくない状況が継続しているにも関わらず、平成 21 年以降每期一定額の予算が計上されている。これは、産業立地促進が市の政策目的とも関連することから、経済情勢等も踏まえ、予算の削減は行っていないことによる。

（経済労働局産業振興部金融課－ 5、結果 1）

過年度の推移を見ると、平成 22 年と平成 24 年に実績があったのみで、融資総額・件数とも極めて少ない。融資実績が乏しいにも関わらず、当初予算額は每期一定額を計上しているが、これは融資制度要綱第 12 条に謳われている融資実績に応じた預託額とは言い難い。平成 24 年度は融資実績 137 百万円であるにもかかわらず、平成 25 年度にはそれを大幅に超える預託予算を計上しているが、実際には融資実績は無かった。政策的理由があるとは言え、当該融資制度は融資対象者が限定されるため、利用状況が急増するとは考えにくく、10 億円もの予算計上は融資実績からみて過大である。

金融機関にとっては低利で融資するための原資や中小企業への融資におけるインセンティブとしての意味合いもある預託金ではあるが、前年度実績をはるかに上回る預託金の提供はこれらの意味合いを超えている。今後の資金需要を考慮し、融資実態にあった予算を計上することが必要である。

(3) 意見

① 産業立地促進資金に係る告知について（経済労働局産業振興部金融課－ 5、意見 1）

産業立地促進資金については市のホームページや中小企業融資制度に関するパンフレット等でも PR されているが、融資実績が少ない。そもそも融資対象の条件に合致するケースが多くないことが要因の一つとも思われるが、制度の活発な利用を促進するため、他の方法での告知も検討することが望ましい。例えば、市では、かわさき新産業創造センターを活用した起業家支援なども行っているが、そこでの卒業者に当該融資を紹介するといった周知の徹底や、関連事業との連携が望まれる。

6. 創業支援資金

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市中小企業融資制度要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：02 金融対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	401,000	462,000	462,000	462,000	462,000
	決算額	391,000	457,000	459,000	460,000	461,997
H25年度決算額の使途内訳	貸付金（預託金）461,997千円					
事業内容	川崎市中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して創業支援資金の融資に係る預託を行い、これをもとに各取扱金融機関が融資を行う。					
事業目的	中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、健全な発展と振興を図る。					
事業目標	資金調達が特に困難である開業時等市場参入に必要な資金を融資し、企業の育成を図る。					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成25年度は、創業支援資金の融資は119百万円の実行があり、経済環境変化の影響を受けやすい中小企業者等の資金調達の円滑化を図り、中小企業の経営安定化を支援した。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

創業支援資金は、川崎市内で開業する又は開業後5年未満の中小企業者等に対して運転資金・設備資金を融資する制度であり、川崎市中小企業融資制度の一つである。アリーステージ対応資金、女性・若者・シニア起業家支援資金、新製品開発・新分野進出支援資金の3種類があり、それぞれ融資条件が異なる。

市は、当該中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して、創業支援資金に係る預託金として資金を預入れている。

当該預託金は金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、金融機関にとって中小企業へ融資を実行する際のインセンティブとして機能することを目的としている。具体的には、金融機関が市の融資制度により融資を行った場合は、当該金融機関の金利よりも低い水準の金利で融資することになるため、無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能

となるものである。

市は金融機関に対して預託金を毎事業年度初めに預入れ、毎事業年度末に同額が金融機関から市に返還されるため、金融機関への預入れは1年毎に行われる。

融資自体の審査は金融機関が行って金融機関が債権者となり、債務者の返済状況の管理や延滞の場合の対応は金融機関と川崎市信用保証協会が行うため、市は当該融資制度における貸付金に係る貸倒リスクは負わない。

【平成24年度と平成25年度の比較】

(単位：百万円)

平成24年度 融資実績	平成25年度 預託額予算 (A)	融資倍率 (B)	平成25年度 融資目標 (C=A×B)	平成25年度 融資実績
302	462	1.5	693	119

【融資実績の推移】

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総額	549	421	394	302	119
件数	64件	54件	50件	38件	20件
平均	8.6	7.8	7.9	7.9	6.0

(2) 結果

① 予算計上額（預託額）の妥当性

(事実確認)

融資制度要綱第12条において、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じ取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。しかし、創業支援資金の融資実績は、平成24年度が302,000千円であるのに対し、平成25年度の融資実績は119,100千円と大幅に減少している。内訳は、アーリーステージ対応資金は平成24年度が209,000千円、平成25年度が62,100千円、女性・若者・シニア起業家支援資金は平成24年度が63,000千円、平成25年度が57,000千円、新製品開発・新分野進出支援資金は平成24年度が30,000千円、平成25年度の実績なく、いずれも利用実績は減少しているが、予算額は平成22年度に増額されて以降、每期一定額が計上されている。

(経済労働局産業振興部金融課－6、結果1)

過年度の実績の推移から判断すると、融資総額・件数ともに一貫して減少して

おり、当該融資制度に対する需要が大きくないことがわかる。一方、予算額は毎期一定額を計上しているが、これは融資制度要綱第 12 条に謳われている融資実績に応じた預託額とは言い難い。平成 24 年度の融資実績が 302 百万円であったにもかかわらず、平成 25 年度にはこれを上回る預託金予算 462 百万円を計上しており予算は過大であり、その結果、予算と実績の乖離を招いている。過去の実績や今後の当該融資制度の利用見込みを勘案のうえで予算計上額を決定すべきである。

(3) 意見

① 創業支援資金に係る告知について（経済労働局産業振興部金融課－6、意見 1）

創業支援資金のうち、新製品開発・新分野進出支援資金については市のホームページや中小企業融資制度に関するパンフレット等でも PR されているが、平成 24 年度の利用が 2 件、平成 25 年度は 0 件であり、融資実績が特に少ない。融資対象が自社技術等を使った新製品の開発をしようとする製造業者等及び新分野進出後 1 年未満の川崎市内に事業所を置く中小企業者等とされており、そもそも対象者が少ないことも原因と思われる。市の職員がセミナー等に出席して当該制度の PR を行う等、一定の努力は評価できるが、活発な利用を促進するため、より積極的な告知方法を検討することが望ましい。

7. 福祉関連産業育成資金

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市中小企業融資制度要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：02 金融対策費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
	決算額	35,000	34,000	33,000	35,000	35,998
H25 年度決算額の使途内訳	貸付金（預託金）35,998 千円					
事業内容	川崎市中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して福祉関連産業育成資金の融資に係る預託を行い、これをもとに各取扱金融機関が融資を行う。					
事業目的	中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、健全な発展と振興を図る。					

事業目標	福祉関連事業を営もうとする中小企業者に対し、必要な資金を融通することにより、少子高齢化社会を支える産業等を育成する。
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度は、福祉関連産業育成資金の融資は 9 百万円の実行があり、経済環境変化の影響を受けやすい中小企業者等の資金調達の円滑化を図り、福祉関連産業の中小企業育成を支援した。
目標達成度合いを測る指標	なし。

(1) 概要

福祉関連産業育成資金は、福祉関連事業を営もうとする中小企業者等に対して運転資金・設備資金を融資する制度であり、川崎市中小企業融資制度のひとつである。

市は、当該中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して、福祉関連産業育成資金の融資に係る預託金として資金を預入れている。

当該預託金は金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、金融機関にとって中小企業へ融資を実行する際のインセンティブとして機能することを目的としている。具体的には、金融機関が市の融資制度により融資を行った場合は、当該金融機関の金利よりも低い水準の金利で融資することになるため、無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能となるものである。

市は金融機関に対して預託金を毎事業年度初めに預入れ、毎事業年度末に同額が金融機関から市に返還されるため、金融機関への預入れは 1 年毎に行われる。

融資自体の審査は金融機関が行って金融機関が債権者となり、債務者の返済状況の管理や延滞の場合の対応は金融機関と川崎市信用保証協会が行うため、市は当該融資制度における貸付金に係る貸倒リスクは負わない。

【平成 24 年度と平成 25 年度の比較】

(単位：百万円)

平成 24 年度 融資実績	平成 25 年度 預託額予算 (A)	融資倍率 (B)	平成 25 年度 融資目標 (C=A×B)	平成 25 年度 融資実績
—	36	2.0	72	9

【融資実績の推移】

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
総額	10.5	—	60.5	—	9.0
件数	1 件	—	3 件	—	1 件
平均	10.5	—	20.2	—	9.0

(2) 結果

① 予算計上額（預託額）の妥当性

(事実確認)

融資制度要綱第 12 条において、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じ取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。しかし、当該融資制度では平成 24 年度は融資実績はなく、平成 25 年度では融資目標の 72 百万円に対し、実績は 9 百万円に留まっているが、予算は每期一定額を計上し続けている。これは福祉関連産業の育成が市の政策目的とも関連することから、現時点では当該制度の廃止を予定していないためである。

(経済労働局産業振興部金融課－ 7、結果 1)

過年度からの経年で見ても融資実績は少ないにもかかわらず、予算額は減額されることなく每期一定額を計上しているが、これは融資制度要綱第 12 条に謳われている融資実績に応じた預託額とは言い難い。平成 25 年度は 9 百万円の融資実績のために 36 百万円の預託金予算を計上しており、予算額の妥当性について検討が必要である。過去の実績や今後の当該融資の利用見込みを勘案のうえで預託金の予算計上額を決定すべきである。

② 政策推進に向けた目標値の設定

(事実確認)

市では、ウェルフェアイノベーションの推進といった福祉関連産業の育成に全庁的に取り組んでいるが、本事業も福祉関連産業の育成を目的とした政策誘導型の融資制度である。

(経済労働局産業振興部金融課－ 7、結果 2)

本事業は市内の福祉関連産業育成といった明確な目的を持った融資制度である。このような政策誘導型の融資制度では、他の融資制度以上に目標の設定が重要である。融資件数や融資先の売上高の増加率等の定量的な指標を用い、また、次世代産業推進室とも連携を図りながら、例えば、事業者に対してヒアリング等を実

施し、本事業の意義について検証を行う必要がある。

(3) 意見

① 福祉関連産業育成資金に係る告知について（経済労働局産業振興部金融課－7、意見1）

福祉関連産業育成資金については市のホームページや中小企業融資制度に関するパンフレット等でも PR されているが、融資実績は予算に満たない状況が続いている。積極的に告知を行うなど当該融資制度の利用拡大に向けた取り組みが必要である。

8. 環境対策資金

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市中小企業融資制度要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：02 金融対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	－	400,000	400,000	400,000	400,000
	決算額	－	391,000	393,000	390,000	399,991
H25 年度決算額の使途内訳	貸付金（預託金）399,991 千円					
事業内容	川崎市中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して環境対策資金の融資に係る預託を行い、これをもとに各取扱金融機関が融資を行う。					
事業目的	中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、健全な発展と振興を図る。					
事業目標	温室効果ガス排出量のより少ない製品の利用、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の開発等及び環境関連の認証の取得しようとする中小企業者等に対して、市制度融資による低利の資金供給を安定的に行うことで中小企業者等の環境対応を支援する。					
事業の効果、事業目標の達成度合	経済環境変化の影響を受けやすい中小企業者等に対し、独自の固定、長期の融資制度を整備することで、中小企業者等の環境対応支援に努めた。					

目標達成度合いを測る指標	なし。
--------------	-----

(1) 概要

環境対策資金は、「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」の趣旨に沿った取組みとして、環境への対応を図ろうとする中小企業者等に対して運転資金・設備資金を融資する制度であり、川崎市中小企業融資制度の一つである。市は、当該中小企業融資制度を取扱う金融機関に対して、環境対策資金に係る預託金として資金を預入れている。

当該預託金は金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、金融機関にとって中小企業へ融資を実行する際のインセンティブとして機能することを目的としている。具体的には、金融機関が市の融資制度により融資を行った場合は、当該金融機関の金利よりも低い水準の金利で融資することになるため、無利息で調達した預託金により融資を行うことで、金融機関は自行の通常融資の貸出金利よりも低い金利での融資が行え、これにより中小企業者等は低利での借入れが可能となるものである。

市は金融機関に対して預託金を毎事業年度初めに預入れ、毎事業年度末に同額が金融機関から市に返還されるため、金融機関への預入れは1年毎に行われる。

融資自体の審査は金融機関が行って金融機関が債権者となり、債務者の返済状況の管理や延滞の場合の対応は金融機関と川崎市信用保証協会が行うため、市は当該融資制度における貸付金に係る貸倒リスクは負わない。

【平成24年度と平成25年度の比較】

(単位：百万円)

平成24年度 融資実績	平成25年度 預託額予算 (A)	融資倍率 (B)	平成25年度 融資目標 (C=A×B)	平成25年度 融資実績
—	400	2.0	800	—

【融資実績の推移】

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総額	—	—	—	—	—
件数	—	—	—	—	—
平均	—	—	—	—	—

(2) 結果

① 予算計上額（預託額）の妥当性

（事実確認）

融資制度要綱第 12 条において、融資の原資を制度ごとの融資実績及び融資目標等に応じ取扱金融機関へ預託する旨が規定されている。しかし、当該融資制度では融資実績が無いにもかかわらず、毎期一定額の予算が計上されている。これは環境対策が市の政策目的とも関連することから、現時点では当該制度の廃止を予定していないためである。

（経済労働局産業振興部金融課－ 8、結果 1）

過年度に全く融資実績がないにもかかわらず、当初予算額は平成 22 年度から一貫して削減することなく毎期一定額が計上されている。これは融資制度要綱第 12 条に謳われている融資実績に応じた預託額とは言い難い。政策目的に関連するとはいえ、融資実績が過去からないことを考えると毎期 4 億円の予算計上は過大である。

預託金は、それに見合った融資が行われてこそ意味をもつものである。また預託金は、金融機関が低利で融資するための原資として使用されることを想定しており、過去の融資実績や今後の当該融資制度の利用見込みを勘案したうえで預託金の予算計上額を決定すべきである。

② 政策推進に向けた目標値の設定

（事実確認）

市は、過去、環境問題に悩まされるといった経験をしたが、現在では、環境問題も改善し、さらに環境にやさしい製品開発など、環境対策を産業振興の重点項目としている。本事業も環境関連産業の育成を目的とした政策誘導型の融資制度である。

（経済労働局産業振興部金融課－ 8、結果 2）

本事業は市内の環境関連産業の育成といった明確な目的を持った融資制度である。このような政策誘導型の融資制度では、他の融資制度以上に目標の設定が重要である。融資件数等の定量的な指標を用い、また、関連部署とも連携を図りながら、例えば、事業者に対してヒアリング等を実施し、本事業の意義について検証する必要がある。

(3) 意見

① 環境対策資金に係る告知について（経済労働局産業振興部金融課－8、意見1）

環境対策資金については市のホームページや中小企業融資制度に関するパンフレット等でも PR されているが、融資実績は予算額に達していない。制度の活発な利用を促進するため、告知方法の検討が求められる。

9. 信用保証等促進支援事業費

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市中小企業融資制度要綱 川崎市信用保証協会補助金交付要領					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：02 金融対策費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	1,943,498	1,456,279	1,406,536	970,029	823,475
	決算額	1,864,464	914,509	1,211,966	830,977	674,338
H25 年度決算額の使途内訳	保証料補助金 615,300 千円 代位弁済補助金 58,990 千円					
事業内容	中小企業者等が制度融資利用時に負担する川崎市信用保証協会の保証料の一部を補助するとともに、川崎市信用保証協会が保証している債務について、代位弁済が生じた際に、その一部について代位弁済補助を行う。					
事業目的	中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、健全な発展と振興を図る。					
事業目標	保証料補助により、信用力、担保力に乏しい市内中小企業者等の負担軽減を図り、代位弁済補助により信用保証協会の財務体質の強化を進め、安定的な信用保証制度を推進することで、中小企業者等の事業活動に必要な資金調達円滑化を図る。					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成25年度は、保証料補助を615百万円、代位弁済補助を59百万円実施し、信用保証制度を推進することで、信用力に劣る中小企業者等の資金調達の円滑化を図り、中小企業の経営安定化を支援した。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

中小企業者等が川崎市中小企業融資制度を利用する際に川崎市信用保証協会の保

証を受けることがあるが、信用保証等促進支援事業費とは当該保証料の一部を補助するとともに、川崎市信用保証協会が代位弁済を行った場合に当該代位弁済費用の一部について補助するための費用である。

市は、当該補助のための資金として川崎市信用保証協会に対し補助金を支出している。加えて、企業診断等にかかる費用として新製品新分野進出支援資金等診断費に係る報償費を支出している。

【平成21年～平成24年の予算に対する実績の比率】

(単位：千円)

	予 算	実 績	差 異 (予算－実績)	実績／予算
平成21年度	1,943,498	1,864,464	79,034	96%
平成22年度	1,456,279	914,509	541,770	63%
平成23年度	1,406,536	1,211,966	194,570	86%
平成24年度	970,029	830,977	139,052	86%
平成25年度	823,475	674,338	149,137	82%

【平成25年度の予算と実績の内訳】

(単位：千円)

	予 算	実 績	差 異 (予算－実績)	実績／予算
保証料補助 (=保証協会への補助金、A)	729,438	615,300	114,138	84%
代位弁済補助 (=保証協会への補助金、B)	92,417	58,990	33,427	64%
企業診断等	1,620	48	1,572	3%
合 計	823,475	674,338	149,137	82%

【A+B：川崎市信用保証協会への補助金】

(単位：千円)

	予 算	実 績	差 異 (予算－実績)	実績／予算
補助金合計額	821,855	674,290	147,565	82%

(2) 結果

① 予算計上額の妥当性

(事実確認)

平成 21 年以降、予算の執行率は下落傾向にある。各項目とも予算額に対して実績額は下回っており、企業診断等については予算の執行率は 3%と著しく低い。

(経済労働局産業振興部金融課－ 9、結果 1)

起業診断等については、予算と実績が大幅に乖離しており、予算編成について検討が必要である。

(3) 意見

① 企業診断等に係る告知について (経済労働局産業振興部金融課－ 9、意見 1)

上記のとおり、企業診断等に係る予算は 1,620 千円であり、その内容は新製品新分野進出支援資金等診断費に係る報償費であるが、平成 25 年度の企業診断に係る実績は 48 千円と極めて少ない。新製品新分野進出支援資金を告知するに際して企業診断も PR する等により、利用促進を図ることが望ましい。

10. 創業支援融資診断事業費

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市中小企業融資制度要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：02 金融対策費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	3,072	3,072	3,072	3,072	3,072
	決算額	2,640	2,832	2,352	1,488	864
H25 年度決算額の使途内訳	報償費 864,000 円					

事業内容	<p>創業支援資金等の融資を受けようとする事業者に対し、中小企業診断士等の専門家による経営診断を実施し、適切な助言等を行うとともに事業計画の妥当性及び将来性について診断する。</p> <p>平成6年度に終了した直接貸付について、債権管理を行う。</p> <p>関連倒産防止資金（市長が指定した倒産企業に売掛債権を有する事業者を対象とする融資制度）に係る倒産企業の調査を行う。</p> <p>川崎市信用保証協会の検査を実施する。</p>
事業目的	事業者に対する円滑な資金供給を図り、健全な発展と振興に資する。
事業目標	<p>事業経験の少ない創業支援資金の申込者に対し専門家とともに適正な事業計画への助言・指導を行い、創業を促進する。</p> <p>債務者等の現況を正確に把握し、連絡・交渉等により適切な債権管理を図る。</p> <p>正確かつ迅速な倒産情報の収集を通じて関連倒産防止資金の円滑な運用を図る。</p> <p>川崎市信用保証協会の業務及び運営状況を把握し、公正な運営と健全な発達を図る。</p>
事業の効果、事業目標の達成度合	<p>創業支援資金等の融資申込者に対する経営診断を16件実施し、融資実行後のフォローアップ診断を2件実施した。</p> <p>直接貸付の償還について、催促を延べ37件実施し、延べ52件の納付があった。</p> <p>関連倒産防止資金に係る倒産企業の指定を102件行った。</p> <p>川崎市信用保証協会の検査を、11月5日から8日までの4日間実施した。</p>
目標達成度合いを測る指標	なし。

(1) 概要

創業支援融資診断事業は、市の中小企業融資制度の1つである創業支援資金等の融資を受ける場合に実施する企業診断（経営診断）や、平成6年度に終了した直接貸付の債権管理等である。しかし創業支援融資診断事業費として計上されているのは企業診断の報償費のみであり、企業診断の報償費以外の費用については金融一般管理費及び金融課非常勤嘱託員任用費の予算に含まれている。

(2) 結果

① 予算計上額の妥当性

(事実確認)

創業支援融資診断事業は債権管理等も行っているが、これに係る予算は創業支援融資診断事業費としては計上されておらず、金融一般管理費及び金融課非常勤嘱託員任用費の予算に含まれている。よって平成25年度の予算計上額3,072千円は、

診断員への謝礼（@48千円×64件分）であり、平成19年度から平成23年度の5年間の平均診断実施件数（54.4件）をベースに、受付件数を加味して算定している。予算不足により診断が実施できないといった事態を避けるため、受付件数も加味して算定している。この結果、実績は864千円と予算計上額に対して著しく低い結果となっている。

（経済労働局産業振興部金融課－10、結果1）

平成21年以降の推移を見ると、平成22年度を除き予算計上額と決算額との差異は大きい。予算不足により診断が実施できないといった事態を避けるといった意図も理解はできるが、決算額（実績）は減少傾向にあることを鑑みると、過年度の平均件数を用いた場合、予想件数が大きくなって、結果的に予算計上額と実績額とが乖離する状態が続くことになる。その結果、予算執行率は、平成24年度が約48%、平成25年度が約28%と、いずれも50%にも満たない状態となっている。平均件数だけではなく、経営診断の需要見込みも考慮のうえ、予算計上額を算定する必要がある。

（3）意見

① 経営診断について（経済労働局産業振興部金融課－10、意見1）

経営診断の件数が16件であり、単純に月平均にすると1.3件程度となるが、そもそも創業支援融資自体の融資実績自体が平成24年度では30件、平成25年度では15件と少ない。経営診断を増加させるには創業支援融資の件数を増加させる取組みが必要である。

② 債権管理の方法について（経済労働局産業振興部金融課－10、意見2）

平成6年に終了した直接貸付に係る債権管理を行っている。具体的には、債権回収や法的に時効が成立した債権に係る不納欠損処理である。時効が成立していない債権については分納等による納付を促している。

回収が滞っている債権は、債務者が高齢であり事業を廃止しているケースもあるため、僅少額での分割による回収となる場合も多く回収未了の債権は12先程度とのことである。

市では平成25年度に債権管理条例を制定・施行しており、これに伴って債権管理手法を見直すなどの取組みが必要である。

11. 金融一般管理費

所管	経済労働局産業振興部金融課、中小企業溝口事務所					
根拠法令・要綱等	中小企業信用保険法、川崎市中小企業融資制度要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	1,981	1,865	1,805	1,903	1,615
	決算額	1,621	1,510	1,670	1,657	1,510
H25年度決算額の使途内訳	需用費等	817,756円	役務費	405,557円		
	委託料	200,550円	使用料及び賃借料	85,296円		
事業内容	中小企業信用保険法の定める「セーフティネット保証」の認定や、「東日本大震災復興緊急保証」の認定を行う。 相談者のニーズに応じて川崎市中小企業融資制度をはじめ国の保証制度や他の公的機関の取組等幅広く情報提供を行い、窓口・電話による相談を実施する。					
事業目的	市内中小企業等の経営安定を支援する。					
事業目標	認定業務は電話や窓口対応の比重が大きく、国の景気対策として機動的に改正が行われるため、関係者への情報発信と迅速かつ効率的な事務処理を行う。 相談業務では融資制度以外のことも幅広く情報提供を行い、高い専門性を要求される相談には関係機関と連携して対応する。					
事業の効果、事業目標の達成度合	国の政策により「セーフティネット保証」の指定業種が段階的に絞り込まれたことから、関係者に周知を図るとともに適正な認定業務を遂行した。 「金融円滑化特別相談窓口」や「年末・年度末特別相談窓口」を設け、相談に対応した。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

金融一般管理費は、「セーフティネット保証」の認定や、「東日本大震災復興緊急保証」の認定に係る費用、川崎市中小企業融資制度や国の保証制度等に係る窓口・電話相談業務（金融課及び中小企業溝口事務所で行う）に係る費用である。

窓口相談は金融課及び中小企業溝口事務所で行っており、相談対応者の報酬つまり人件費に係る予算は後述の金融課非常勤嘱託員任用費に計上されており、本事業予算で計上対象とされているのは報酬に係るもの以外の費用（消耗品費、印刷製本費、電話料等）である。

【相談業務等の実績】

	平成 24 年度	平成 25 年度	減少率 (24 年度－25 年度)
相談件数（窓口・電話）	2,352	2,022	▲14%
中小企業信用保険法の認定件数	1,446	920	▲36%

(2) 結果

① 目標達成度合い測定指標の未設定（経済労働局産業振興部金融課－11、結果1）

評価表では目標達成度合いを測定する指標が設定されていない。本事業はセーフティネット保証の認定や、認定に関連する相談業務である。したがって、目標の達成度を評価する指標としては、相談件数やセーフティネット保証の利用に係る中小企業法の認定状況については件数が考えられる。これらの件数を指標として活用し、目標達成度合いを測定するとともに、より相談しやすい環境づくりといった事業の改善に指標を活用すべきである。

(3) 意見

① 相談利用者への満足度調査について（経済労働局産業振興部金融課－11、意見1）

「創業支援融資診断事業費」における経営診断を実施した創業支援資金申込者に対し、フォローアップ診断の希望調査と併せてアンケートを実施している。アンケートには任意の記入欄を設け、金融課への意見・要望等を記載してもらうようになっているが、アンケートでの質問事項が

- ・今回の融資手続きの経験は、創業計画の見直しや今後の事業運営上、役に立ちましたか。
- ・制度を利用した感想(使いにくい点、改善点などお気づきの点をお願いします)

また、金融課への御要望等がございましたら御記入ください。

の2項目と少なく、選択式ではなく文章を記載する形式になっている。この場合、記載自体を面倒と感じ、アンケートに回答してもらえないケースもありうるため、文章記載欄を残しつつも項目を選択する方式も追加する等、利用者が記載しやすい方法にすることも考えられる。

12. 金融課非常勤嘱託員任用費

所管	経済労働局産業振興部金融課					
根拠法令・要綱等	川崎市経済労働局産業振興部及び中小企業溝口事務所に勤務する非常勤嘱託員に関する取扱要綱 金融課検査業務非常勤職員設置要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	7,284	7,957	7,981	7,964	8,043
	決算額	7,250	7,956	7,977	7,960	7,985
H25 年度決算額の使途内訳	報酬 6,168,000 円 共済費 1,816,115 円					
事業内容	金融課及び中小企業溝口事務所の非常勤嘱託員の労務管理					
事業目的	金融課及び中小企業溝口事務所の事務の補助					
事業目標	金融課及び中小企業溝口事務所の事務の円滑な執行を図る					
事業の効果、事業目標の達成度合	金融課及び中小企業溝口事務所の円滑な事業実施を補助した。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

金融課非常勤嘱託員任用費とは、金融課及び中小企業溝口事務所で任用している非常勤嘱託員に対する報酬等である。平成25年度の予算8,043千円のうち、6,168千円が報酬、残額が共済費である。なお非常勤職員は、金融課が2名（うち1人保証協会の検査実施に合わせ3日間だけ任用）、溝口事務所が2名である。非常勤職員の任用は

A：川崎市経済労働局産業振興部金融課及び中小企業溝口事務所に勤務する非常勤嘱託員に関する取扱要綱

B：金融課検査業務非常勤職員設置要綱

に基づき行っており、職務内容が、Aの場合、

●金融事務非常勤嘱託員

- ・直接貸付の債権管理に関すること
- ・金融対策事業の補助事務に関すること

●金融等業務非常勤嘱託員

- ・金融相談に関すること
- ・中小企業溝口事務所の庶務事務に関すること
- ・中小企業信用保険法に基づく認定事務に関すること

とされている。

またBの場合は、川崎市信用保証協会に対する検査業務において専門的立場から検査業務を補助すること、とされている。

(なお、上票は市担当者から入手したものであるが、情報を補足した。)

【予算計上額】

金融課非常勤嘱託員任用費は金融課及び中小企業溝口事務所の非常勤嘱託員の労務管理に係る費用である。

予算計上額 8,043 千円のうち、報酬 6,185 千円は、川崎市経済労働局産業振興部金融課及び中小企業溝口事務所に勤務する非常勤嘱託員に関する取扱要綱の規定額（月額 170 千円×12 ヶ月×3 人=6,120 千円）と金融課検査業務非常勤職員設置要綱の規定額（1 日あたり 16 千円×3 日間=48 千円）の合計である。

共済費 1,875 千円は、各非常勤嘱託員の標準月額報酬等に基づき算定したものである。

【利用実績】

金融課及び中小企業溝口事務所においては窓口・電話相談とともにセーフティネット保証の利用に係る中小企業信用保険法の認定を行っている。

セーフティネット保証の対象となる事業が縮小されているが、窓口・電話相談としては、セーフティネット以外の相談も受けており、実績は下記のとおりである。

	平成 24 年度	平成 25 年度	減少率 (24 年度－25 年度)
相談件数（窓口・電話）	2,352	2,022	▲14%
中小企業信用保険法の認定件数	1,446	920	▲36%

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 予算計上額の弾力性について（経済労働局産業振興部金融課－12、意見1）

川崎市経済労働局産業振興部金融課及び中小企業溝口事務所における窓口・電

話相談とセーフティネット保証の利用に係る中小企業信用保険法の認定は、いずれも平成 24 年度に比べ平成 25 年度は件数が減少しており、特に中小企業信用保険法の認定件数については平成 24 年度に比べ 36%の減少となっているが、これは、認定の対象となる指定業種を国が絞り込んだためである。セーフティネットの対象範囲の縮小により、従前と比較すると認定件数、相談件数が減少していることから、今後の傾向も見極めたうえで、体制の見直しが望まれる。

V. 経済労働局 次世代産業推進室

1. 起業化総合支援事業費

所管	経済労働局次世代産業推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：01 中小企業支援費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	9,241	8,840	8,000	7,280	7,040
	決算額	9,132	8,801	7,702	7,143	5,868
H25 年度決算額の使途内訳	負担金補助金及び交付金 5,867,065 円					
事業内容	各種セミナー・研修会等の実施を通じて、市内における個人による創業を促進する。ビジネスプランの発表の場として「かわさき起業家オーディション」を年 6 回開催し、資金調達の支援やビジネスパートナーとの出会いの場などを提供し、起業や新事業創出の支援を行う。「川崎市創業支援事業計画」に基づき、市の関連部局や民間創業支援事業者、金融機関等と連携し、創業しやすい環境づくりに取り組む。					
事業目的	市内事業者数の減少が続いている中で、市内産業に活力を与え、市内経済の活性化を図っていくために、独自の技術や商品・サービス等を活かして起業・創業しようとする個人や新たな事業分野へ進出しようとする中小企業に対する支援を充実・強化していくことを目的とする。					
事業目標	起業支援セミナー、起業家オーディションの開催					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度は「創業フォーラム」を 2 回、「起業家塾」を 1 回（全 10 日間）、「かわさき起業家オーディション」を 6 回開催した。					
目標達成度合いを測る指標	「創業フォーラム」及び「起業家塾」の参加者数、「かわさき起業家オーディション」の応募者数					

(1) 概要

起業化総合支援事業は以下の 3 つの小事業からなっている。

- ・創業フォーラム
- ・起業家塾
- ・起業家オーディション

それぞれの事業ごとの概要は次のとおりである。

① 創業フォーラム

創業フォーラムは、創業の啓発などを目的に、企業の社長や中小企業診断士等の専門家を講師として招き、広く一般市民を対象としたセミナーを開催するものである。参加費は無料であり、平成 25 年度は 2 回開催し、それぞれの参加人数は 29 人、28 人となっている。

② 起業家塾

起業家塾は、企業に関心を持つ者を対象として、実践的なビジネスプランの作成方法やプレゼンテーションの技能等を磨くため、一回あたり 2 時間程度（最終回は 6 時間）の実践講座を全 10 回開催するものである。受講料は一人あたり 1 万円であり、平成 25 年度は 23 名が受講した。

③ かわさき起業家オーディション

かわさき起業家オーディションは、全国からビジネスプランを募集し、各分野の専門家による事業可能性の審査・アドバイスをを行い、優秀なプランには発表の機会を提供するオーディションである。オーディションの入賞者には、資金調達、販路開拓、無料相談（経営・法律・税務・知財）、事業紹介（産業振興財団の情報誌・ホームページ掲載、新聞記事投稿等）、法人設立やマッチングなどのアフターフォローや、その他補助金申請の際のブラッシュアップや販路開拓などの支援を適宜行っている。

かわさき起業家オーディションと同様の取組みは、神奈川県内では神奈川県、横浜市で行っているが、両者とも年に 1 回であるのに対し、かわさき起業家オーディションは、年に多数回チャンスがあるという特徴を持つ。かわさき起業家オーディションは、平成 13 年 11 月から平成 26 年 3 月までに 88 回開催され、応募者は累計で 1,741 名（うち受賞者 592 名）に達する。平成 25 年度は 6 回開催され、合計で 82 件の応募があり、33 件が入賞している。

これら 3 事業は、産業振興財団が実施しており、市は産業振興財団に対して補助金を拠出する形で関与している。平成 25 年度の補助金の実績額は創業フォーラムが 83 千円、起業家塾 767 千円、起業家オーディション 5,016 千円である。

3 事業の事業費の総額は 8,049 千円である。主な内訳は、講師謝礼及びオーディション審査員謝礼が 3,980 千円と一番大きく、次に大きいのがオーディションの開催業務の委託費 2,790 千円である。そこから起業家塾の受講料 230 千円や起業家オーディションの協賛金等 1,952 千円が差し引かれた残額 5,868 千円について市は補助金を交付している。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 起業化総合支援の環境整備について（経済労働局次世代産業推進室－1、意見1）

本事業は、各段階ごとに起業を目指すものを支援する取り組みである。支援の対象となる起業家については、川崎市内に事業所を構えるといった条件は設けていない。これは、より幅広い起業家に門戸を広げるという市の考えに基づくものである。確かに、国内はもとより国外からも広く起業家に対して起業のチャンスを提供することには意義がある。また並行して、起業家が川崎市で起業しやすい環境を整備するといった取組みも合わせて必要である。

図表 起業化総合支援事業の3つの小事業の関係

項目	事業名	内容
① 起業マインドを植えつける	創業フォーラム	無料の起業の関するフォーラムを開催し、潜在的に起業に関心のある市民を集め、起業マインドを植え付ける。
② 起業家の育成する	起業家塾	起業を志す人たちにビジネスプランやプレゼン、資金計画等、起業に必要な実践的なトレーニングを実施する
③ 将来性のあるビジネスプランや優秀な起業家を発掘する	起業家オーディション	全国からビジネスプランを募り、有望なプランには各種のアフターフォローを実施する。

② 重要業績評価指数（KPI）にアンケートの活用について（経済労働局次世代産業推進室－1、意見2）

冒頭の表には、目標達成度合を測る指標として、フォーラムや起業家塾への参加者数を挙げている。参加者数は事業の効果を測定する上で重要な指標ではあるが、フォーラムや起業家塾は教育的効果が重要なことからすると質的な評価も重要である。

受講者へのアンケートでは、満足度についても質問している。満足度を目標達成

度合を測る指標に加えることで、参加者数といった量的側面に加え質的側面についても指標に加えるべきである。

図表 事業のアンケート結果（抜粋）

事業名	アンケート結果（抜粋。率は小数点以下第1位を四捨五入）
創業フォーラム	1.創業フォーラム（2013.8.18） 講演の内容への満足度 「大変満足した」「満足した」で85%（2回の講演の平均） 2.女性のための創業フォーラム（2014.3.1） 全体の内容 「大変満足した」「満足した」の合計で85%
起業家塾	全10回の講座の平均値 質問1 有益意識 「かなり有益」「どちらかというとも有益」で100% 質問2 理解度 「かなり理解できた」「どちらかというとも理解できた」で99%

③ 起業家オーディションの受賞者へのインタビュー記事の掲載について（経済労働局次世代産業推進室－1、意見3）

起業家オーディションのホームページには、過去の受賞者の一覧はあるが、受賞者へのインタビュー記事等は特段掲載されていない。

インタビュー記事では、起業家としての先輩である過去の成功事例や起業のプロセスを紹介し、その記事をホームページに掲載することにより、潜在的な起業家の「やる気」を盛り上げるといった取組みが必要である。

④ 川崎市の産業振興施策と起業家支援の整合（経済労働局次世代産業推進室－1、意見4）

市では、ウェルフェアイノベーション、ライフサイエンスや環境分野に関する産業振興を重点的に取組んでいる。市を始め多くの自治体が起業家支援を行う中で、川崎市としての独自性を発揮するためには、市が重点的に取組んでいるライフサイエンス、環境分野に関する起業家に魅力ある取組みを行うことが効果的である。

例えば、ライフサイエンス、環境分野に特化した賞を設ける等で、市の産業振興施策と起業家支援の整合を図っていく必要がある。

2. みらい産業創造支援事業費

所管	経済労働局次世代産業推進室					
根拠法令・要綱等	川崎市みらい産業創造フォーラム設置要綱					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	3,402	2,815	2,547	2,418	2,304
	決算額	2,604	2,474	2,415	2,415	1,620
H25 年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・みらい産業創造フォーラムの開催 ・みらい産業創造フォーラム開催にあたっての調査 					
事業内容	<p>テーマ研究とセミナーの開催</p> <p>市民生活の質を向上させる新たな産業分野の創造を支援するため、環境・ライフサイエンス・福祉といった未来産業をテーマに、市長、市政アドバイザー等及びゲストによる「みらい産業創造フォーラム」を開催。年間 4 回の開催を基本とし、2 回はテーマに応じた有識者や市長、関係局・区長等との懇談会を開催。2 回はテーマに関連した企業をはじめ、広く市民を対象としたセミナーを開催。</p>					
事業目的	市民生活の質を向上させる新たな産業分野の創造を支援する					
事業目標	みらい産業創造フォーラムの開催					
事業の効果、事業目標の達成度合	福祉産業の振興を主旨とする「ウェルフェアイノベーション」の取組みを創出した。					
目標達成度合いを測る指標	事業の創出					

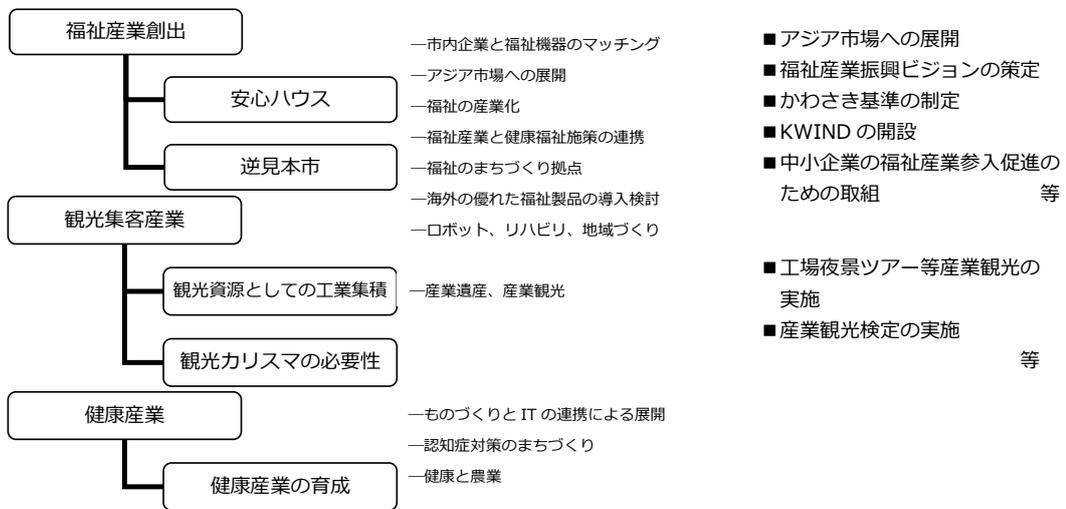
(1) 概要

本事業は、福祉産業・環境・ライフサイエンスといった市の次世代を支える有望な産業の創出を支援するため、市の市政アドバイザーでもある有識者を招き、テーマごとに有識者や事業者等、市長、関係局・区長らによる庁内研究会や、一般市民も参加できる公開フォーラムを開催するものである。公開、非公開の違いは、主として今後検討していく行政の課題については、戦略会議として位置付けられた庁内研究会で取

り扱うこととし、広く市民に働き掛けたり、行政の取組みを PR するテーマについては公開フォーラムで取り扱っていた。

本事業は前身の「川崎市生活産業懇談会」を含めると平成 16 年から 10 年間に渡って行っており、10 年間の事業費の総額は約 3 千万円となっている。これまでの市の各種施策への反映など、具体的な成果については、市によると多方面に渡っているとのことであり、具体的には次のとおりである。

図表 みらい産業創造支援事業の各種施策への反映状況



上記の他に、シニア世代の能力活用、生活産業のコンシェルジュ（商店街活性化や地域課題解決のための役割）、地域資源を生かした集客サービス、川崎の農業等についても検討が行われた。また、平成 23 年度より羽田空港の国際化や総合特区構想、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を背景に、環境（エネルギー政策を含む）・ライフサイエンス等を新たにテーマに加えた議論を行っていた。

本事業は、平成 25 年度をもって終了している。

(2) 結果

① みらい産業創造支援事業の検証（経済労働局次世代産業推進室－2、結果 1）

本事業は平成 25 年度を持って終了したが、本事業が終了した理由及び効果として、市は以下の点を挙げている。

これまで議論されてきた、健康・福祉・観光・環境・商業の多方面に渡る施策が進行し、各取組が確立したため終了した。
中でも成長が期待される産業分野における取組として、環境課題を解決するグリーンイノベーション、生命科学の課題を解決するライフイノベーション、そして福祉分野

の課題を解決するウェルフェアイノベーションとして庁内連携の下、推進しているところである。

あわせて、庁内研究会及び公開フォーラムでファシリテーターを務めていた市政アドバイザーが退任したことも終了の一因である。

本事業で進められた議論は、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、ウェルフェアイノベーションといった事業に結実している。ウェルフェアイノベーションなど国や他の地方公共団体に先駆けて行っている事業もあり、また「ものづくりの川崎」など市の特徴を踏まえた事業となっている。このように本事業には一定の意義があったものと考えられる。

しかし、個々には事業効果が見受けられるものの、本事業で行われた多くの議論が、その後の市の施策にどのように反映されたかは検討されていない。本事業での議論が、ウェルフェアイノベーション推進計画をはじめその他の計画にどのように反映されたのか検証する必要がある。

なお、本事業以外にも、経済労働局においては外部の有識者から意見を拝聴する事業は多くある。このような事業では、決して“聞きっぱなし”にならないように意見がどのように計画等に反映されたかを検証することが必要である。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

3. かわさき新産業創造センター管理費

所管	経済労働局次世代産業推進室					
根拠法令・要綱等	かわさき新産業創造センター条例					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：01 中小企業支援費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	19	1,519	1,421	1,350	1,282
	決算額	13	1,466	980	1,153	240
H25 年度決算額の使途内訳	需用費 27,518 円 工事請負費 212,100 円					

事業内容	創業しようとする個人やベンチャー企業、新分野進出を図る既存企業等に対し、インキュベーション施設として事業スペースを提供するとともに、経営・技術等について専門家による支援を行う。また、市内企業の基盤技術の高度化支援を図る。
事業目的	個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等を支援することにより地域における新たな産業の創造を図るとともに、企業を支える基盤技術の高度化の促進のための措置を講じ、もって地域経済の活性化に寄与する。
事業目標	かわさき新産業創造センターの安定的な運営を行う。
事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度は 9 者の新規入居、6 者の卒業があり、入居率は年間平均で 91.7% であった。また、技術講習会について、3D プリンターを用いた CAD/CAM 講習や仕上げ（やすりがけ）技術講習会など、全 18 講座（延べ 36 日間）を開催し、101 名の参加者があった。
目標達成度合いを測る指標	施設入居率

4. かわさき新産業創造センター運営費

所管	経済労働局次世代産業推進室					
根拠法令・要綱等	かわさき新産業創造センター条例					
予算費目	款：07 経済労働費		款：07 経済労働費		款：07 経済労働費	
過去 5 年間の事業費の推移（千円）	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	6,909	8,169	8,169	4,284	4,284
	決算額	6,069	8,169	6,195	4,284	4,284
H25 年度決算額の使途内訳	指定管理者委託料：0 円 かわさき新産業創造センター別棟リース料：4,284,000 円					
事業内容	創業しようとする個人やベンチャー企業、新分野進出を図る既存企業等に対し、インキュベーション施設として事業スペースを提供するとともに、経営・技術等について専門家による支援を行う。また、市内企業の基盤技術の高度化支援を図る。					
事業目的	個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等を支援することにより地域における新たな産業の創造を図るとともに、企業を支える基盤技術の高度化の促進のための措置を講じ、もって地域経済の活性化に寄与する。					
事業目標	かわさき新産業創造センターの安定的な運営を行う。					

事業の効果、事業目標の達成度合	平成 25 年度は 9 者の新規入居、6 者の卒業があり、入居率は年間平均で 91.7% であった。また、技術講習会について、3D プリンターを用いた CAD/CAM 講習や仕上げ（やすりがけ）技術講習会など、全 18 講座（延べ 36 日間）を開催し、101 名の参加者があった。
目標達成度合いを測る指標	施設入居率

かわさき新産業創造センターの事業費は、予算上は、センターの管理費と運営費に分かれているが、報告書上は一体の事業として取り扱う。

（１）概要

かわさき新産業創造センター（以下、「KBIC」という。）は、新川崎地区に新川崎・創造のもりの第 2 期事業として平成 15 年 1 月に開設されたスタートアップ期・アールステージの個人及び企業を対象としたインキュベーション施設である。個人による創業及び企業の新事業分野への進出等を支援する目的で設置された施設であり、入居企業の成長や経済環境の変化等に即した支援を行っている。

新川崎地区には、大小の研究開発型の企業・大学が集積しており、また都心や羽田空港へのアクセスの良さから入居希望者が多い。入居率は平均で 91.7% であり、卒業者と新規入居者の交代に要する時間を考慮すると実質的には満室の状態である。KBIC の入居者には、ものづくりに関わる企業等が多いが、入居者は特定の分野に限定しておらず、ナノテク系、情報サービス系など、幅広い分野の企業等が入居している。

なお、卒業者からは、クラウドソーシングの大手企業なども生まれており、本事業の成果は徐々にではあるが上がっている。

施設の運営に関しては、現在、産業振興財団と三井物産ファシリティーズ(株)の共同企業体が指定管理者となっている。

平成 25 年度の事業費については次のとおり。

1. 管理費の工事請負費は、LAN 配線の工事費用である。また、需用費は、入居審査等に係る事務費である。
2. 運営費に関しては、指定管理者委託料は、入居者からの室料収入のみで運営費を賄っているため発生していない。一方で、入居希望者や入居者から増床希望があるが、平成 22 年 7 月以降は満室状態となってしまう、市は別棟（プレハブ）を設置した。上表のリース料 4,284 千円は別棟のリース代である。リース期間は平成 23 年 6 月 1 日から平成 32 年 3 月末までである。なお、別棟は KBIC 本館の補完的な施設であるため、指定管理者が管理運営を行っている。

なお、同様のインキュベーション施設に、市の出資団体である㈱ケイエスピーが運営するかながわサイエンスパーク（KSP）があるが、KBIC との役割の違いは所管課によると次のとおり。

KBIC はインキュベーション施設としての機能だけでなく、企業の基盤技術高度化のためのものづくり支援機能を備えており、KSP にはない工作機械を揃えたものづくり工房や CAD/CAM 室を設置しています。インキュベーション機能については、地理的条件や利用料の違いを踏まえ、入居希望者の紹介や情報交換等、相互に連携を図っています。

（２）結果

① 目標達成度合を測る指標について（経済労働局次世代産業推進室－３、結果１）

市は目標達成度合いを測る指標は施設入居率としている。施設の稼働を高めることで、起業家に活動の場を提供するという市の役割から、指標を施設入居率とすることは適切である。しかし、本事業は隣接する研究機関との連携なども図り事業化を進めることを本来の目的としていることから、事業化の達成状況についても、施設入居率と合わせて指標を設定すべきである。

事業化の達成状況を一概に指標化することは難しいが、事業化の達成状況を表すものとして入居者の売上高の増加率や雇用人数の増加などが考えられる。

（３）意見

① KBIC 発の企業の川崎への定着について（経済労働局次世代産業推進室－３、意見１）

市は、KBIC 発のベンチャーが仮に成功したとしても、市に根付くか否かは不透明であるというのを今後の課題として認識していた。例えば卒業者には本社が東京に所在する場合もあり、本事業の市への還元をどのように実現するかは課題である。そこで、卒業者の OB 会といった組織を設置し、卒業者から入居者に対して、先行事例の紹介や成功体験に関する講義を行うといった継続的な取組みを通して、市への事業効果の還元を進めることが望まれる。

５．新産業創出担当非常勤嘱託員任用費

所管	経済労働局次世代産業推進室		
根拠法令・要綱等	川崎市経済労働局次世代産業推進室に勤務する非常勤嘱託員に関する取扱要綱等		
予算費目	款：07 経済労働費	項：01 産業経済費	目：01 産業経済総務費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	2,242	2,651	2,670	2,682	2,690
	決算額	2,205	2,650	2,669	2,681	2,190
H25 年度決算 額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤嘱託職員の報酬 ・非常勤嘱託職員の共済費 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき福祉開発支援センター」の運営に関すること ・「かわさき基準」による評価・認証業務の補助に関すること ・福祉関係者（施設・事業者・製造業者等）の掘り起こしやマッチング支援業務の補助に関すること ・その他業務の補助に関すること 					
事業目的	事務の円滑化					
事業目標	円滑的な事務の執行					
事業の効果、 事業目標の達 成度合	事務の補助により業務が円滑化されている。					
目標達成度合 いを測る指標	なし。					

6. かわさき福祉産業振興ビジョン推進事業費

所管	経済労働局次世代産業推進室					
根拠法令・ 要綱等	かわさき福祉産業振興ビジョン					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：01 中小企業支援費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	55,308	52,575	49,925	48,911	48,911
	決算額	51,248	50,051	45,164	47,479	47,802
H25 年度決算 額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさき基準推進事業の実施（製品認証、普及啓発） ・福祉製品創出支援事業の実施（補助金交付、アイデアコンテストの実施、試作・製品化フォロー、国際福祉機器展等への出展、中国・上海モデル事業の実施、ウェルフェアイノベーションフォーラムの設立・開催など） ・福祉サービス高度化事業の実施（モデルエリア形成事業の実施、福祉系大学との連携事業など） 					

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市独自の認証基準に基づく福祉製品の認証、普及促進 ・新たな福祉製品、サービスの創出促進 ・新たな福祉製品、サービスの活用促進 ・福祉製品、サービスの海外展開
事業目的	高齢化に伴う社会的課題を産業の力を活用して解決を図る「ウェルフェアイノベーション」の推進
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな福祉製品、サービスの創出 ・新たな福祉製品、サービスの活用
事業の効果、事業目標の達成度合	事業効果は、市が福祉製品の創出・活用を支援することで、福祉産業の振興及び福祉分野の課題解決が図られることである。達成度合としては、市内事業者の福祉産業への進出が図られたほか、平成 25 年度には福祉と産業を繋ぐネットワーク組織「ウェルフェアイノベーションフォーラム」を設立し、福祉製品創出・活用の基盤を整備したところである。
目標達成度合いを測る指標	<ul style="list-style-type: none"> ウェルフェアイノベーションフォーラムプロジェクト創出・推進件数 福祉製品開発支援等補助金交付件数 かわさき基準認証福祉製品数

新産業創出担当非常勤嘱託職員任用費とかわさき福祉産業振興ビジョン推進事業費は、報告書上は一体の事業として取り扱う。

(1) 概要

高齢者の人口が急増し、福祉分野の市場の拡大が見込まれることから、市は、平成 20 年に「かわさき福祉産業振興ビジョン」を策定するとともに、福祉製品のありかたを示した市独自の基準である「かわさき基準（以下、「KIS」）」を定め、福祉産業の振興に努めてきた。その後、医療費をはじめとした社会保障費の増大や、国の政策の転換（高齢者や障害者に関する施策が、施設への入居や直接的な給付を行う事業から、在宅による介護サービスや自立支援を促す方向に転換した）等を受けて、「ウェルフェアイノベーション推進計画」を平成 26 年 3 月に策定した。ウェルフェアイノベーション推進計画の目的と基本的な取組方針については次の通りである。

次世代の川崎の活力を生み出すとともに社会的な仕組みを創出する「ウェルフェアイノベーション」を推進し、人格・尊厳を尊重した自立支援に基づく誰もがいきいきと暮らせる安心社会を実現するため、次の 4 つの取組方針を設定し、取組方針に基づく今後の取組や事業を整理して推進計画に位置づけ、計画的に取組を推進する。

I 「KIS の理念普及、認証製品拡充」による、先導的な取組の推進

II 社会システムの構築に向けた「新たな福祉製品、サービスの創出」

III 健康長寿のまちづくりに向けた「新たな福祉製品、サービスの活用」

IV 「福祉産業等への参入促進、海外展開」による、活力の創出と国際貢献の推進

出所：ウェルフェアイノベーション推進計画（抜粋）

ウェルフェアイノベーションとかわさき基準の関係は次のとおり。

ウェルフェアイノベーション

川崎の優れたもの作りの技術を活用して、高齢者や障害者も含めて誰もが自立して幸福に暮らせる社会を樹立するのが目標。結果的に福祉産業の振興と、医療費等の行政コストの低減が図られる。下記の KIS を計画推進の柱のひとつとしている。川崎を舞台として展開するもので、市外企業にも門戸を開いているのが特徴である。

かわさき基準（KIS）

「自立支援」を中心概念とした福祉機器のありかたを示した理念であり、この理念にそった福祉機器の普及により、ウェルフェアイノベーションの推進に資することを目的としている。KIS の理念は以下のとおりである。（出所：かわさき基準の HP(<http://www.k-kijun.jp/>)）

- ① 人格・尊厳の尊重
- ② 利用者意見の反映
- ③ 自己決定
- ④ ニーズの総合的把握
- ⑤ 活動能力の活性化
- ⑥ 利用しやすさ
- ⑦ 安心・安全
- ⑧ ノーマライゼーション

KIS の認証は、かわさき基準推進協議会が担当しており、認証の審査の際には、上記 8 つの理念に適合しているかの観点に加えて、実際の使用感についてモニター評価を実施しているのが KIS の特徴である。

上表の予算額の内訳については、次のとおりである。

① 新産業創出担当非常勤嘱託員任用費

費目	予算額（単位：千円）	内容
報酬	2,040	非常勤の報酬
共済費	650	非常勤の健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険

ウェルフェアイノベーションの推進にあたって介護保険認定や児童福祉など福祉分野の専門的な知識を有する職員が必要のため、非常勤嘱託職員を常時 1 名採用している。市によると、過去には、福祉機器の国際展開をにらんで国際取引に通じた者が従事したこともあるとのことである。

② かわさき福祉産業振興ビジョン推進事業費

費目	予算額（単位：千円）	内容
報償費	280	補助金評価専門家謝金。下記の福祉製品開発補助金の申請について、外部有識者等による評価を行っており、その謝金である。
旅費	582	職員の出張費
需用費	49	消耗品費、図書
委託料	13,000	内訳（福祉製品創出支援構築事業 6,000 千円、かわさき福祉製品販路拡大モデル事業 1,000 千円、中国福祉産業連携モデル事業 3,000 千円、KIS モデルエリア形成事業 3,000 千円） 1. 福祉製品創出支援構築事業 6,000 千円 内容は市内中小企業の福祉製品開発への新規参入を支援する事業の委託費。具体的には、福祉製品に関する市場ニーズやアイデアを公募形式により把握するとともに、福祉製品開発に興味のある市内中小企業へマッチングを行い、商品コンセプト（企画）構築並びに試作品（デザインレベル）の実現までの支援を行っている。支援の内容は、資金面における公的資金を活用した開発委託、企画・技術面における福祉関係者・リハエンジニアなどの専門家派遣などである。

	<p>2. かわさき福祉製品販路拡大モデル事業 1,000 千円</p> <p>KIS 認証製品等の販路拡大のため、大型商業施設等との連携をはかる事業の委託費。平成 25 年度は、住宅展示場イベントとショッピングセンターと連携して展示等を行った。</p> <p>3. 中国福祉産業連携モデル事業 3,000 千円</p> <p>将来急速に高齢化が進むとされている中国において、川崎発福祉製品の販路を拡大することを目的とした事業の委託費である。平成 25 年度は、上海市での政府機関・関係団体、企業等を対象とした中国福祉ビジネスセミナーの開催や、中国から福祉関連企業・団体を川崎市に招聘して川崎市内企業との交流の場を提供する「福祉ビジネス交流会」の開催などを実施した。</p> <p>4. KIS モデルエリア形成事業 3,000 千円</p> <p>KIS を広く市民に周知するモデルエリアの形成を目指し、セミナー等の開催福祉機器のモニタリング等を実施する事業。平成 25 年度は、市内 7 区においてセミナーの開催と KIS 製品の展示の他、市内関係団体の協力を得て KIS 製品のモニタリング、また「認知症対策まちづくり」の検討と普及啓発などを行った。</p>
--	--

負担金補助及び 交付金	28,000	<p>内訳</p> <p>(認証事業運営委託 19,000 千円、福祉開発支援センター運営 6,000 千円、製品レンタル 1,200 千円、展示会出展 800 千円、事務費 1,000 千円)</p> <p>1. 認証事業運営委託 19,000 千円 かわわき基準推進協議会が行う KIS 認証業務の負担金。</p> <p>2. 福祉開発支援センター運営 6,000 千円、製品レンタル 1,200 千円、展示会出展 800 千円、事務費 1,000 千円 福祉開発支援センターは、かわさき基準認証福祉製品や先進的な福祉製品や市内事業者が開発した福祉製品を常設展示している。同センターの運営費や製品レンタル代等の負担金である。</p>
負担金補助及び 交付金	7,000	<p>2つの補助金からなり、内訳は次のとおり。</p> <p>1. 福祉製品開発補助金 6,500 千円 市内の中小企業が、KIS の理念に沿って福祉製品を開発・改良する場合、及び製品を展示会等へ出展する場合、その経費に対して補助するものである。補助率は開発・改良は 1/2 以下、展示は 1/3 以下である。</p> <p>2. 福祉製品普及支援補助金 500 千円 市内事業者が、市内中小企業が開発・製造した福祉製品、又は KIS 認証製品を購入・設置する場合には、その経費に対して補助するものである。補助率は 1/2 以下。</p>

名称は、かわさき福祉産業振興ビジョンと古いままであるが、基本的にはウェルフェアイノベーションの推進に必要な取組みに要する事業費となっている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

- ① ウェルフェアイノベーション推進計画の達成状況の検証（経済労働局次世代産業推

進室－５、意見１)

ウェルフェアイノベーションの推進には、長期の期間を要する。平成 26 年 3 月に策定された「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」は、計画期間を平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 カ年としており、いわばウェルフェアイノベーションの理念の実現に向けた実行計画と言える。「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」を着実に実行し、ウェルフェアイノベーションの理念を達成するには、「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」の達成状況を検証すべきである。具体的には、「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」に記載されている「今後 3 年間の事業内容・目標」の達成状況の評価や、達成に向けた毎年度の進捗状況の評価することが挙げられる。

また、ウェルフェアイノベーションの実現が、事業者をはじめとする市民との協働で推進することを考えると、「川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」の達成状況をフォーラム等で公表することが効果的である。

② KIS の認知度の向上（経済労働局次世代産業推進室－５、意見 2）

市にウェルフェアイノベーション推進上の課題について質問したところ、主に①福祉制度との連動性の確保②製品やサービスの利用者ニーズと供給者シーズとのミスマッチの解消③福祉製品、介護ロボット等の施設や在宅現場での利活用の促進の 3 つを課題としている。

かわさき基準推進協議会が行った KIS 認証事業者へのアンケート結果では、KIS の理念や製品開発ガイドラインについて、製品の開発・改良等の参考となったとする意見が 8 割を超える一方で、KIS 認証後の売上・販売台数についてほとんど変化がないとする回答が 70.7%を占めている。このように KIS の認証が事業者の売上増加に繋がっていないことの要因として、KIS の認知度が低く、KIS 認証の福祉機器の普及が不十分であることが挙げられる。

このような状況から、市は、KIS の認知度調査を実施する必要がある。また、認知度調査の結果から認知度が低い原因を分析し、その対応策として PR といったことを行うべきである。

なお、認知度調査は、継続的に実施することで、どの程度普及が進んだかと言った経年変化の把握が可能になる、したがって、認知度調査は、例えば、3 年おきと言ったように継続的に実施することが必要である。

市の KIS 普及に向けた施策として、現在、中国上海の事業や国際福祉展覧会への出展を除けば、基本的には川崎市市内での普及に軸を置いたものになっている。本来、KIS を始めとするウェルフェアイノベーションの推進の取組みは、産業振興の側面と、自立支援を目指した福祉社会の実現といった側面を併せ持つものである。

このような点からも、KIS を国内外に対して認知度を高める取組みは重要である。

③ 次期ウェルフェアイノベーション推進計画の策定（経済労働局次世代産業推進室
－ 5、意見 3）

現行の「ウェルフェアイノベーション推進計画」は、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 ヶ年を計画期間とする。ウェルフェアイノベーションが長期の取組みであることから、平成 29 年度以降も計画的に実施することが重要であるが、次期推進計画の策定に向けては、現行計画の達成度評価の結果についても考慮するとともに、認知度不足といった課題にも対応した計画とする必要がある。

④ 川崎市製品開発支援補助金のより多くの企業の活用（経済労働局次世代産業推進室－
5、意見 4）

川崎市製品開発支援補助金は、福祉製品の開発・改良への補助と、展覧会への出展費用の補助の 2 種類ある。平成 25 年度の実績については次のとおりである。

- ・ 製品開発 4 件申請、4 件採択（不採択 0 件） 交付決定額 630 万円
- ・ 出 展 2 件申請、2 件採択（不採択 0 件） 交付決定額 20 万円

採択企業について、過去の採択企業と同一ある場合が見受けられる。平成 25 年度のその割合は製品開発で 2 件（50%）、出展で 2 件（50%）である。市でも、この点を課題として認識し、多くの企業に当該補助金を活用してもらうため、平成 23 年度から当該補助金の利用状況を審査項目に加えている。しかし、平成 25 年度においては、半数が過去の補助企業と同じである。より多くの企業に当該制度を利用できるよう制度の周知や制度の改善を取組む必要がある。

⑤ 福祉製品普及支援補助金の活用実績がなく、制度の改善及び広報の充実（経済労働局次世代産業推進室－ 5、意見 5）

市では、市内事業者が、市内中小企業が開発・製造した福祉製品、または KIS 認証製品を購入・設置する場合には、その経費に対して補助する制度を設けている。予算は平成 25 年度で 50 万円である。市のホームページ等で要綱等を載せて募集もしている。しかし、平成 25 年度は実績はなかった（24 年度以前も無し）。利用実績がない理由として、補助制度が市内事業者に広く周知されていないことが考えられる。関連する市内事業者を利用の意思を確認するといったことにより、制度の見直しと制度の周知を図っていく必要がある。

7. 産業デザイン振興育成事業

所管	経済労働局次世代産業推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：02 商工業費		目：02 工業振興費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	11,909	12,589	17,302	16,938	16,587
	決算額	6,903	7,582	7,296	6,932	6,503
H25年度決算額の使途内訳	報償費：160,000円 旅費：45,060円 需用費：5,355円 役務費：24,000円 委託料：6,267,660円					
事業内容	<p>産業デザインの振興を通して、市内中小企業等の高付加価値化と経営革新に資することを目的にデザインフォーラムを開催した。専門家派遣による商品化や販路開拓等に向けた企業活動へのアドバイス事業を実施した。</p> <p>市内企業等の協賛（デザイン課題提出）により、応募作品の実現化・商品化を目指した産業デザインコンペを実施するとともに、産業デザイン普及啓発イベントとしてデザインフェアを開催した。</p>					
事業目的	市内中小企業のものづくり機能の高度化・複合化や、新分野への進出を促進するため、産業デザインの普及・啓発を図る。					
事業目標	デザイン活用による市内企業製品等の高付加価値化を促進					
事業の効果、事業目標の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> 市内中小企業9社が協賛企業として参加した「かわさき産業デザインコンペ」を開催し、72件の応募があり、入賞作品9件を表彰した。入賞作品については、製品化に向けた協賛企業とデザイナーとの話し合いが始まっている。 市内大手企業と連携し、次世代のデザイナーの醸成を図るための高校生部門を併催し実施した。 「かわさきデザインフォーラム」を4回開催し、講演会や情報交換会を通じて市内中小企業の製品開発に向けた情報提供を行い、産業デザインの普及啓発を行った。 					
目標達成度合いを測る指標	デザインコンペの協賛企業数 かわさきデザインフォーラムの参加者数					

7ページの1. 監査の対象とした事業の一覧の経済労働局次世代産業推進室の「産業デザイン活用促進事業費」及び「産業デザインコンペ事業費」は、予算上は区分されているが、

報告書上は下記のとおり本事業と一体の事業として取り扱う。

(1) 概要

市では市内中小企業のもの作り機能の高度化・複合化や、新分野への進出を産業デザインの普及啓発を図るため、①普及・啓発・交流、②商品開発支援、③情報発信の3つ目的を持って本事業を行っている。

① 普及・啓発・交流

市は、平成4年度から産業デザインの普及・啓発・交流の場として「かわさきデザインフォーラム」(以下、「フォーラム」)を開催しており、平成25年度末までに101回開催している。

フォーラムは講演会と参加者交流会とから構成されている。講演会は、市のデザイン振興の推進及び市内中小企業等の経営革新・商品開発・商品価値向上に資することを目的に、最新デザインやトレンドについて情報提供を行うものである。参加者交流会は、企業経営者・商品開発担当者・デザイナーなどを対象に広く参加を募り、参加者同士によるコラボレーションや共同研究開発への展開を目指し、参加者交流の場と情報交換の場を提供するものである。

フォーラムは特に次の点に留意して運営している。

- 1) 講演については、各分野・方面の第一線で活躍している方を講師に招き、時宜を得た情報価値の高いテーマとする。
- 2) 参加者交流会は、講師と参加者及び参加者同士の情報交換や交流を促進するべく実施する。

現在、フォーラムは首都圏唯一の継続開催のデザインイベントとして広く認知され、高い評価を得ている。フォーラムの特徴として、単なる講演会だけでなく、参加者による交流を重視している点が挙げられる。

平成25年度のかわさきデザインフォーラム事業の開催状況は以下のとおりである。

回	開催日	テーマ	ゲストスピーカー	参加者 (人)
98	7月31日	Color=色 / Material=素材 / Finish=加工』 ～商品の価値を1ランク上げる「CMF」について～	株式会社 FEEL GOOD creation 代表取締役/ CMF デザイナー / CMF クリエイティブディレクター 玉井 美由紀 氏	69名

99	8月30日	『製品の課題を発見するUD ワークショップ』 ～対象ユーザー増でマーケッ トが広がるユニバーサルデザ イン活用法～	サクサ株式会社 デザイン 室 室長 末田 浩二 氏	89名
100	11月23日	『手工芸 × デザインでヒッ トをねらう』 ～江戸切子「蓋ちよこ」他、具 体事例より～	有限会社 スタイルY2イ ンターナショナル 代表 有井 ゆま 氏	63名
101	2月5日	『地域発 世界へ』 ～身近な 販路としての海外マーケット ～	株式会社海外需要開拓支援 機構（クールジャパン機構） 代表取締役社長 太田 伸之 氏	185名

(注) 第99回は「かわさき福祉製品開発フォーラム」と、第101回は下記の「かわさき産業デザインコンペ」の公開審査を行う「第25回かわさきデザインフェア」と同時開催している。

なお、フォーラムの開催業務は外部業者に委託しており（競争入札）、上票の委託料（決算額）のうち、750千円がフォーラムの委託料である。平成25年度は、4回開催し、延べ406名が参加した。なお、平成24年度は456名、平成23年度は369名である。

② 商品開発支援

市では新たな市場創造と市内産業の活性化、市内企業によるオリジナルブランド製品の開発などを目的として、商品開発支援事業である「かわさき産業デザインコンペ」（以下、「産業デザインコンペ」）を平成8年から開催している。平成25年度末時点で累計で17回の産業デザインコンペが開催されている。

産業デザインコンペは、市が市内にあるデザイナー等に対し協賛を募り、デザイナー等が応募したパネル作品、デザインコンセプトを対象に1次審査を行い、1次審査を通過したものについて最終審査を行うものである。最終審査はフォーラムと同時に公開審査の形で行われており、賞金は、グランプリ1点（100万円）など賞金総額200万円となっている。

また、応募作品の中からの商品化を目指しており、過去の応募作品では商品化されたものもいくつかある。そのうち、5作品が産業デザインコンペのHPに公表されている。

産業デザインコンペは、本来は企業が行うべき商品開発に対して、市が援助を行う

ものであるが、単なる商品開発支援に留まるのではなく、賞金を用意し、多くの人が訪れるフォーラムと同時に公開審査を行うことで、市内の中小企業はもちろんのこと広くデザイナーに対しても周知を行う普及啓発効果を狙っている。

コンペは、市の出資団体でもある㈱ケイエスピーに特命随意契約により委託している。委託費は、会場使用料（上記のかながわデザインフォーラム 101 回目の交流会の会場代含む）894 千円や賞金 2,000 千円、審査委員等に対する報償費 830 千円、第一次審査通過作品のモデル制作費 500 千円など、総額 5,516 千円である。

③ 情報発信

市では、上記の産業デザインフォーラムや産業デザインコンペを含めた産業デザイン振興育成事業を 10 年以上前から継続的に開催している。デザイナー・企業経営者・商品開発担当者に対して繰り返し情報発信を行うことで、市内の企業経営者等のデザインマインドの醸成を期待するものである。市では、これらの取組みを通して「かわさきブランド」のヒット商品を生み出す可能性を高め、さらには地域振興と市内経済の活性化につなげることを期待している。

上票に記載のとおり、平成 25 年度の予算額 16,587 千円に対して、決算額は、6,503 千円に留まっている。これは、一般財団法人地域総合整備財団（通称「ふるさと財団」）の新技术・地域資源開発補助金 1,000 万円を予算計上していたが、補助対象事業が無かったため、予算執行額が 0 となったためである。

参考 平成 26 年度 新技术・地域資源開発補助事業実施要綱（抜粋）

（目的）

第一条 新技术・地域資源開発補助事業は、企業等の新技术・地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）が支援を行う場合に、財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が当該市町村に対し補助金を交付することで、地域における投資や雇用の創出を図ることを目的とする。

（2）結果

① 産業デザインコンペの委託先の特命随意契約は見直すべき（経済労働局次世代産業推進室－7、結果 1）

㈱ケイエスピーとの契約は特命随意契約（地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号適用）になっている。市によると平成 25 年度までの 10 年間は特命随意契約であるとのことである。平成 25 年度の特命理由は、以下のとおりである。

特命理由書

本件を受託するためには、産業デザインに対する十分は知見、ノウハウを有していることが求められる。

株式会社ケイエスピーは、同社独自の事業としてデザイン展等のデザイン振興関連の事業を実施しており、十分な知見、ノウハウを有している。さらに、同社のデザイン振興関連の事業と本委託事業の相乗効果が見込まれる。

デザインコンペに同社の施設を使用することにより、応募作品の受付から審査、展示及び保管がすべて同一視施内で対応でき、かつ会場使用について大きく協力を得られることから低コストでの事業執行が可能である。

同社はインキュベーション施設として多くのベンチャー企業や大手企業等とのネットワークがあり、これらの入居企業に対して、協賛企業としてかわさき産業デザインコンペへ参加していただくことへの呼びかけや、応募作品の商品化・販路拡大に対する協力を得ることが可能であり、多くの作品応募が期待できる。

これらのことから同社と契約を行わなければ当事業の目的を達成することができないため、同社と特命随意契約を行う。

特命理由からは、(株)ケイエスピーが業務を履行するのに十分な専門性を有することは理解できるが、地方自治法施行令が定める特命随意契約の要件としては不十分である。現に平成 26 年度では委託先は他社に変更したうえで業務が進められていることからみても、随意契約である必要性は薄い。

当該業務の委託では、委託先のネットワークを活用するといった固有の専門性が必要とされることを考えると、複数の類似業者による企画競争による選定が望ましいと考えられる。

(3) 意見

①新技術・地域資源開発事業の充実（経済労働局次世代産業推進室－7、意見1）

新技術等の開発に貢献した市内の企業に対し、一般財団法人地域総合整備財団（通称「ふるさと財団」）による審査を経た後、補助金が支給される制度が設けられている。しかし、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間では、申請件数は 1 件のみであり、採択の件数に至っては、0 件である。当該補助制度を有効に活用するためにも、市としても、産業デザインコンペ等で高い評価を得た作品などを対象に、相談業務といったフォローアップを行うなど、ふるさと財団の補助対象に至るようサポートの充実が望まれる。

8. コンテンツ産業振興事業費

所管	経済労働局次世代産業推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	10,000	6,000	5,500	5,000	4,840
	決算額	9,884	5,496	5,498	5,000	4,840
H25 年度決算額の使途内訳	委託料 4,839,200 円					
事業内容	コンテンツを活かして市内産業の活性化を目指す「川崎市コンテンツ産業振興ビジョン(平成 22 年 3 月策定)」に基づき、「コンテンツ活用研究会」を実施し、市内事業者のコンテンツ活用事例を創出したほか、市内事業者の自主的なコンテンツ活用を促進するための「ガイドブック」を作成した。これらの成果の発表の場及びクリエイターと企業の交流の場の提供として、「川崎コンテンツ産業フォーラム」を開催した。					
事業目的	様々なクリエイターと市内企業とが連携を図り、コンテンツの持つ特性を活かすことにより、コンテンツ産業だけでなく他の産業分野へも波及効果を及ぼし市内経済の活性化を図る。					
事業目標	コンテンツ活用事例の創出、市内事業者のコンテンツ活用に対する普及・啓発					
事業の効果、事業目標の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ活用事例として 3 件創出 ・市内事業者の自主的なコンテンツ活用を促進するためのコンテンツ活用ガイドブックの作成 ・市内事業者のコンテンツ活用の普及・啓発及びクリエイターとの交流の場として、コンテンツ産業フォーラムを開催 					
目標達成度合いを測る指標	コンテンツ産業フォーラム（交流会）への参加者数					

(1) 概要

市では、平成 22 年 3 月に「川崎市コンテンツ産業振興ビジョン」を策定し、「コンテンツを活かした産業イノベーションの推進」を基本理念に掲げて本事業を実施している。本事業は大きく次の 2 つに分類できる。

① 川崎市によるコンテンツの活用事例の創出

市は、製品開発や販売等において課題を抱える事業者とクリエイターとのマ

ッチング及び実際にコンテンツ活用事例の創出までをコーディネートする事業（以下、「ビジネスライアルラボ」と呼称。）を実施している。なお、上表の「コンテンツ活用研究会」は、具体的にはビジネスライアルラボを指している。

② 市内事業者によるコンテンツ活用の普及啓発事業

市内事業者による自主的なコンテンツ活用を普及促進のためクリエイターと事業者との交流を目的とした川崎コンテンツ産業フォーラムを開催している。上記①のビジネスライアルラボの成果品の発表もフォーラムにおいて行われている。なお、フォーラムへの参加資格は市内事業者には限っておらず、全国から参加が可能である。（クリエイター側にも市内事業者の制限はない）。また、コンテンツの権利保護に関するセミナー・スクール・フォーラム等の開催も行っている。

平成 25 年度は上記に加えて、平成 24 年度までのビジネスライアルラボの事例の紹介や、コンテンツの種類ごとに注意点等を整理した「コンテンツ活用ガイドブック 2013」を作成している。ビジネスライアルラボの成果品やコンテンツ活用ガイドブックは市の HP に公表されている。

本事業の背景には、市には優れた技術を有する多くの中小企業が立地しているが、製品・商品の高付加価値化や売上拡大に結びつけること、経営効率の改善をはかることが課題となっている。市では、本事業を実施することで、コンテンツが持つ訴求力と中小企業が持つ技術力とを融合させ、製品・商品の高付加価値化や売上の拡大といった市内産業の活性化を目指している。

市が委託業者から入手した見積書によれば、委託費、4,840 千円の内訳は次のとおりである。

- | | |
|------------------------------|----------|
| 1. コンテンツ活用ガイドブック | 780 千円 |
| 2. ビジネスライアルラボ | 1,050 千円 |
| 3. コンテンツ産業を活用した新たなライフスタイル研究会 | 434 千円 |
| 4. 川崎コンテンツ産業フォーラム | 1,744 千円 |
| 5. その他（共通） | 200 千円 |

ビジネスライアルラボのクリエイターへの謝金は上記の委託費 2. の中に含まれている（100 千円が 3 件）。また、3. の研究会は、平成 25 年度に新たに次世代産業推進室が設置されたこともあり、次世代の新たなコンテンツ創出に向けた研究を行う研

究会を平成 25 年度から設置したものである。議事録によると、本研究会では、高齢化や介護予防といった市の行政課題の解決にコンテンツが活用できないかといった議論が行われている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① ビジネストライアルラボに対する市の関与の見直し（経済労働局次世代産業推進室－10、意見1）

市としては、最終的には、市内の事業者が、行政の手助けがなくても、自発的にコンテンツを活用できるようになることを目標としている。平成 25 年度に作成した「コンテンツ活用ガイドブック」は行政主導から市内事業者の自発的なコンテンツの活用に向けた第一歩となっている。しかし、ビジネストライアルラボは、市がコンテンツの活用事例を創出するなど行政が主体となった取組みとなっている。

市によると、本事業はコンテンツ活用事例を川崎コンテンツ産業フォーラムで発表することで、中小事業者へのコンテンツ活用の啓発を目的としている。現時点では、中小事業者のコンテンツの活用は、広く周知されているわけではなく、コンテンツ活用事例の発表や「コンテンツ活用ガイドブック」をとおして、より多くの中小事業者にコンテンツ活用の理解を得ることが重要である。しかし、その周知の内容は、市が創出した事例を中心としたものだけでなく、既存の民間事例を講師に発表してもらおうといったように、行政主導の取組みから民間事業者主体の取組みへと段階的に事業内容を見直すべきである。

② 川崎コンテンツ産業フォーラムの参加者増加に向けた取組み（経済労働局次世代産業推進室－10、意見2）

市では、本事業の目標達成を測る指標としてコンテンツ産業フォーラムへの参加者数を採用しているが、平成 26 年 2 月 26 日（木）に開催されたフォーラムの来場者数は定員が 100 名のところ 60 名に留まっている。また、川崎市内の事業者からの参加は全体の参加者の 2～3 割である。なお、平成 23 年度、平成 24 年度の来場者数は、それぞれ 54 名、50 名である。フォーラムが、中小事業者に対するコンテンツ活用の周知を目的としていることからすると参加者数を増加させることが重要である。

市では、産業振興財団や川崎商工会議所と連携して案内の送付、ポスターの掲示、メールマガジンの送信等を行っている。また、平成 26 年度は、より多くの事業者に参加してもらえるように、国の事業との連携・共同開催を企画しているとのことで

ある。これらの取組みを一層進める必要がある。

9. 産学共同研究推進事業

所管	経済労働局次世代産業推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：03 中小企業支援費		目：01 中小企業支援費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	—	—	—	16,472	25,334
	決算額	—	—	—	11,438	22,959
H25 年度決算額の使途内訳	委託料 13,937,850 円 補助金 8,803,000 円					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業等のナノ・マイクロ技術の習得、活用支援 ・市内企業と大学等とのナノ・マイクロ技術を核とした共同研究への支援 					
事業目的	新川崎・創造のもりのナノ・マイクロ技術の産学共同研究施設「NANOBIIC」を拠点とし、次世代のものづくり技術であるナノ・マイクロ領域のものづくり技術を、市内企業が修得、活用することを支援することを目的とする。					
事業目標	市内企業の研究開発力の向上、ものづくり基盤技術の向上					
事業の効果、事業目標の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・市内企業等のナノ・マイクロ技術への理解を促進し、ナノ・マイクロ技術を活用した技術開発を支援することを目的としたセミナーを 4 回開催し、計約 220 名が参加 ・創造のもりを拠点とした企業、大学等の先端科学技術分野の研究開発を紹介し、連携企業の呼びかけを行うシンポジウムを開催し、約 160 名が参加 ・市内企業のナノ・マイクロ技術を活用した産学共同研究に対する補助金を 3 件交付 					
目標達成度合いを測る指標	セミナー等への参加者数					

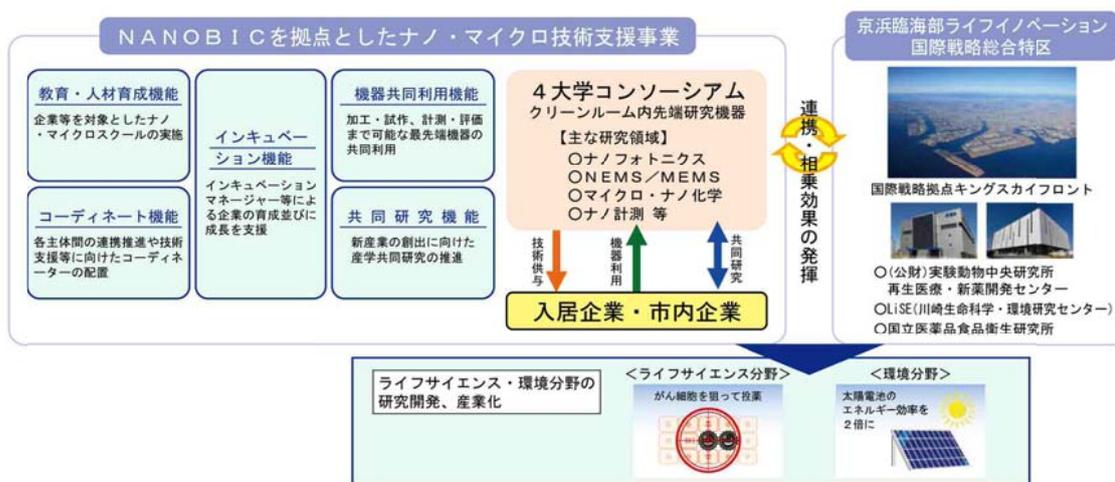
(1) 概要

「NANOBIIC」は新川崎・創造のもり第 3 期事業の第一段階として平成 24 年 4 月にオープンしたナノ・マイクロ産学共同研究施設である。NANOBIIC には、4 大学（慶応義塾大学、早稲田大学、東京工業大学、東京大学）コンソーシアムや、東京大学と日本 IBM の共同研究プロジェクト、ナノテクベンチャー企業等が入居し、入居率は 100%

となっている。NANOBIICには約750m²の大型クリーンルームを備える他、4大学コンソーシアムの最先端の研究機器（総額約15億円）が一般に開放されていることが大きな特徴である。施設の運営は、新川崎・創造のもり第2期事業としてオープンしたかわさき新産業創造センター（KBIC）と一体として行われている（指定管理者は産業振興財団と三井物産ファシリティーズ㈱の共同企業体、詳しくは前述V-3を参照）。

市は、NANOBIICを拠点として、次のような体系的な支援体制を構築している。

<NANOBIICを拠点としたナノ・マイクロ技術の支援>



平成25年度決算額使途内訳の委託料及び補助金の内訳は次のとおり。

冒頭の表のうち、指定管理者が担う部分（インキュベーション機能等）を除いた部分が市の事業となり、教育、産学連携の推進、産学共同研究への補助金交付等を行っている。

【委託料の内訳】

項目	分類（上図のどれに該当するか）	金額
ナノ・マイクロ技術支援講座	教育・人材育成機能	1,950,000円
ナノ・マイクロ技術習得支援テキスト	教育・人材育成機能	1,995,000円
NANOBIIC シンポジウム開催	共同研究機能	1,606,500円
新川崎地区ネットワーク協議会運営等	共同研究機能	679,350円
ナノ・マイクロ技術産学連携支援（コーディネート）	コーディネート機能	7,449,750円
普及啓発物作成	その他	257,250円
小計		13,937,850円

上記の委託契約は、ナノ・マイクロ技術産学連携支援（コーディネート）については公

益財団法人神奈川科学技術アカデミーへの特命随意契約により委託先を選定しており、その他は入札及び見積もり合わせにより委託先を選定している。

【補助金の内訳】

項目	分類（上図のどれに該当するか）	金額
川崎市ナノ・マイクロ産学共同研究開発補助金	共同研究機能	8,803,000 円
合計		8,803,000 円

川崎市ナノ・マイクロ産学共同研究開発補助金は、平成 25 年度に、工業振興課所管の「産学共同研究開発プロジェクト補助金」からナノ・マイクロ分野の産学共同研究に限定して次世代産業推進室所管の補助金として独立させたものである。冒頭の表の中で平成 24 年度から平成 25 年度にかけて約 1,000 万円増加しているのはこれが原因。産学共同研究開発プロジェクト補助金は前述のⅢ－２１を参照されたい。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 予算事業の区分（経済労働局次世代産業推進室－１１、意見１）

本事業は、川崎市内の事業者に対するナノ・マイクロ技術の普及、技術習得を目的とした委託事業と、ナノ・マイクロ技術を活用した具体的な産学共同研究を行う市内の中小企業に対する補助金から成り立っている。委託事業と補助金は、いずれも市内事業者を対象としたナノ・マイクロ技術を活用した産業振興という目的は共通していることから、同一の予算事業としているものと考えられる。しかし、同一の目的であっても支給の対象先を限定している補助金については特に説明責任が求められることから、委託事業と補助事業とは予算事業を区分することが望ましい。

10. 新川崎・創造のもり第3期計画推進事業費

所管	経済労働局次世代産業推進室		
根拠法令・要綱等	なし。		
予算費目	款：07 経済労働費	項：03 中小企業支援費	目：01 中小企業支援費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	—	—	—	3,000	7,000
	決算額	—	—	—	2,973	6,894
H25 年度決算 額の使途内訳	委託料 6,825,000 円					
事業内容	新川崎・創造のもり地区への新たな研究開発施設の整備に向けた基本計画（案）の策定を行う。					
事業目的	新川崎・創造のもり地区への新たな研究開発施設の整備を図ることにより、先端産業等のさらなる立地促進を図る。					
事業目標	基本計画（案）の策定					
事業の効果、 事業目標の達成 度合	<ul style="list-style-type: none"> ・先端産業等の立地促進による市内産業の活性化 ・新たな研究開発を拠点とした入居企業等と市内企業等との連携促進による市内産業の活性化、市内企業の研究開発力高度化 					
目標達成度合 いを測る指標	なし。					

(1) 概要

市では、平成 11 年 2 月に「新川崎・創造のもり計画」を策定し、産学公民の連携により、21 世紀を支える新しい科学・技術や産業を創造する研究開発拠点の形成と、次代を担う子どもたちが科学・技術への夢を育む場づくりを目指し、「新川崎・創造のもり」地区の整備を進めてきた。

これまでの「創造のもり」事業では、平成 12 年 7 月に、第 1 期事業として慶応義塾大学の先導的研究施設「K2 タウンキャンパス」、平成 15 年 1 月に、第 2 期事業として、ベンチャービジネス創出支援施設「かわさき新産業創造センター（KBIC）」を開設した。

また、第 2 期事業に続き、優れたもの作り企業が集積する川崎の産業の特徴・強みを活かし、市の研究開発基盤のさらなる強化と産業振興を実現するため、「新川崎・創造のもり」地区の余剰スペースについて、平成 20 年 9 月に「新川崎・創造のもり第 3 期事業地区産学官共同研究施設整備基本計画」を策定し、平成 22 年 10 月に「新川崎・創造のもり第 3 期事業地区 産学官共同研究施設整備基本計画」を策定し、平成 24 年度に、第 3 期第 1 段階事業として、ナノ・マイクロ技術を核とした産学官共同研究施設「NANOBIIC」を開設した。

本事業は、「第 3 期基本計画」で「先端産業立地促進ゾーン」として位置づけた新川崎・創造のもり次期事業地区（第 3 期第 2 段階事業地区、敷地面積 0.92ha）において、「創造のもり」事業の集大成となる施設として、整備目的、導入機能、規模、事業方法などの基本的な考え方を取りまとめるものである。計画は平成 24 年度からスタートしており、平成 24 年度は基礎調査、平成 25 年度は基本計画の策定が行われた。計画策定にあつ

での委託先は指名型の企画競争によって選定されている。

新川崎地区は、新川崎 A 地区への研究開発型もの作り企業の進出が進むなど、高度な産業集積の進展も見られ、周辺の企業の立地状況ともあわせ、市を代表する産業集積地へと発展している。

加えて、平成 25 年 10 月には、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」のエリア拡大に伴い、新川崎地区(A,D,E 地区)も特区の追加指定を受け、ライフイノベーションの取組みを進めている臨海部の「キングスカイフロント」との連携も進められているところである。

産学官の連携も、新川崎地区の大企業・中小企業・ベンチャー企業・大学による分野横断的な産学連携・産産連携のネットワーク組織「新川崎地区ネットワーク協議会」が発足するなど、異なる分野の融合がますます重要となるなかで、産学官の連携も進んでいる。

このような状況下で、次期事業（第 3 期第 2 段階事業地区の計画）は、「先端産業の集積促進と地域産業」、「学際・異業種の融合」、「キングスカイフロントとの連携」の 3 つの視点を踏まえ、次の考え方を基本として推進するとしている（基本計画から引用）。

① 先端産業の収益を促進するため、創造のもりエリア全体の機能強化、魅力・付加価値のさらなる向上を図ります

・現在の「KBIC」や「NANOBIC」は入居期限（原則 5 年）があることから、大規模な設備投資が必要な、最先端の研究開発を行う大企業等にとっては、進出が難しい状況です。そこで、より多様な主体の集積を促進するため、中長期の研究プロジェクトや、最先端の研究への柔軟な対応が可能な施設整備、運営を目指します。

・「KBIC」及び「NANOBIC」は、開設以来、90%を超える入居率を維持しています。次期事業においては、“インベンション”を“イノベーション”に繋げるため、ベンチャー企業に期待される役割はますます大きくなることから、ベンチャー企業のさらなる立地促進を図る施設の整備を目指します。

・優れた研究者や企業の集積を図るためには、魅力ある研究開発拠点の形成が必要不可欠です。研究開発拠点の魅力や価値は、立地や研究開発スペースの仕様はもちろんだが、リフレッシュができる憩いの場所など、研究開発スペース以外の環境も重要な要素と言われています。このため、次期施設では、研究者の研究活動を支えるアメニティスペース（食堂・カフェ等）を整備することを目指します。

② これまでの「創造のもり」の機能を結び付け、交流・連携の促進を図ります。

・多くの企業、大学が集い、産学連携・産産連携を促進することにより、研究開発のオープン化を実現するため、配置や仕様にも配慮した、企業等の共同研究スペースの整備を目指します。

・また、「創造のもり」での研究領域を拡大、発展し、分野融合による新たな技術の開発を促進するため、現在不足している化学系の実験スペースを設けるなど、多様性・可変性・拡張性の高い研究スペースの整備を目指します。

・また、「創造のもり」の各施設は、棟ごとに分かれており、その中で活動する研究者・技術者の日常的な活動は各施設内で完結する傾向があります。研究者同士の雑談からの交流が、新たな研究開発のヒントになることも多くあると言われています。次期施設では、施設の配置や人の動線等にも配慮し、「創造のもり」の研究者・技術者が自然に、日常的に集い、交流できる空間の整備を目指します。

③ 「創造のもり」と他の地区との交流・連携の実現を目指します。

・地域や外部の研究者等との交流や、研究開発の成果の情報発信等を行うため、学会やシンポジウム等に対応した多目的会議室等の整備を目指します。

・研究成果を広く情報発信し、科学技術を核とした地域や社会との交流を図るため、研究成果の情報発信スペースの整備を目指します。

以上が、次期計画の基本方針である。

インキュベーションスペースについてはこれまでもあったが、大企業の研究開発部門や大学等が独自の研究開発等を行うスペースを新たに設置し、さらなる研究開発機能の強化を図っている。また、施設利用者の他、外部の企業や大学等の利用者也想定した多目的会議室（産学連携・交流機能）や、交流スペースなど、産学連携や交流機能のより一層の強化が図られる。

施設利用者の研究活動を支える飲食・物販スペース（アメニティ機能）についても、施設の周辺に飲食物等を提供する場所が少ないという事業があり、アメニティ機能の導入が図られている。

次に、事業方法についても、次期計画に挙げられている。挙げられている主な案は次のとおり（基本計画より引用）。

（１）定期借地権事業

借地借家法に基づく借地契約を締結し、市は土地を民間事業者に一定期間貸し付けて、地代収入を見込み、民間事業者が施設を建設して保有し、管理運営を行う手法です。本市では、川崎生命科学・環境研究センター（L i S E）、総合川崎臨港病院などの事例があります。

【特徴】

・設計、建設、維持管理・運営を一括・性能発注するため、コスト削減及び民間の創意工夫の発揮が期待される。

・市は、土地を一定期間、民間事業者に貸し付けることにより地代収入が得られる。

・入居企業等のニーズに合わせた仕様での柔軟な施設整備が可能であるとともに、民間事業者が施設を所有することにより、入居期限の制約を設ける必要がなく、入居スペースの拡張等にも迅速に対応することができるなど、柔軟な管理・運営が期待できる。

(2) PFI (Private Finance Initiative)

施設的设计、建設、維持管理・運営を一括して民間事業者に委ねることによって、民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共サービスの効果・効率を高める手法です。

本市では、多摩スポーツセンター、はるひ野小・中学校、スポーツ・文化複合施設（H29完成予定）などの事例があります。

【特徴】

- ・設計、建設、維持管理・運営を一括・性能発注するため、コスト削減及び民間の創意工夫の発揮が期待され、サービスの質の向上とともに財政負担も軽減される。
- ・民間資金の活用により、事業期間にわたり財政負担の平準化が可能となる。

(3) 従来手法による整備及び指定管理者制度の導入による維持管理・運営
従来どおり、本市が施設的设计、建設等の整備を行い、維持管理を指定管理者に委ねる手法です。

本市では、KBIC や NANO BIC、産業振興会館などの事例があります。

【特徴】

- ・事業の継続性、安定性が高い。
- ・指定管理者による維持管理・運営において、コスト削減及び民間の創意工夫の発揮が期待される。

以上、基本計画に記載されている事業実施方法である。市では平成 26 年度中に事業実施方法や事業実施者の選定を進める方針であるが、監査時点では検討作業を進めているところであり、決定していない。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

1.1. ライフサイエンス等推進事業費

所管	経済労働局次世代産業推進室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：07 経済労働費		項：01 産業経済費		目：01 産業経済総務費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	12,500	11,565	10,565	9,615	9,300
	決算額	11,818	11,384	10,471	9,600	9,300
H25 年度決算額の使途内訳	委託料：9,300,000 円					
事業内容	サイエンスフォーラムやライフサイエンス分野に関するセミナー等（ライフサイエンスネットワーク事業）の開催を通じて、大学、研究開発機関及び産業界の研究者、技術者等のネットワークを構築し、産学連携、企業間連携による事業化や共同研究プロジェクトの創出を促進する。					
事業目的	将来的に多大な付加価値をもたらすナノ・バイオ・ライフサイエンス分野の研究開発の促進や産学の連携基盤を強化することで、次々と新たな産業が創造される産業競争力のある地域を形成する。					
事業目標	市内中小企業のライフサイエンス分野への進出支援					
事業の効果、事業目標の達成度合	市内企業のライフサイエンス分野への参入意欲の向上を図るために、医看工連携分野の可能性を検討するための「川崎市ライフサイエンスネットワークセミナー」を実施したほか、最新の先端科学技術の動向に関する情報発信及び意見交換を行う「かわさきサイエンス&テクノロジーフォーラム2013」の開催や、市立川崎病院の医療機器ニーズのヒアリングを実施した。					
目標達成度合いを測る指標	かわさきライフサイエンスネットワーク事業満足度（82%）					

(1) 概要

平成 25 年度は、ナノ・バイオ・ライフサイエンス推進事業として、次の事業を行っている。

① かわさきサイエンス&テクノロジーフォーラム

市の科学技術に関するポテンシャル及び最新の先端科学技術の動向に関連する情報発信を行うフォーラムを年 1 回開催している。平成 25 年度は 3D 技術やビッグデータの活用について講演や事例紹介を行った。参加料は無料であり、来場者数は定員 100 名に対して 68 名であった。アンケート結果（回収数 37 件）では、67.6%の人が今後このようなフォーラムがあった場合には参加したいと回答している。

② かわさきライフサイエンスネットワーク事業

市では、平成 17 年度から市内の大学・研究機関及び産業界の連携による研究開発、事業化及び新産業の創出を促進するため、産学交流・人材交流の場として「かわさきライフサイエンスネットワーク」事業を実施している。年に 1 回、講演会・交流会を実施しており、平成 25 年度は医療産業参入に関する講演や新規参入にあたっての公的な支援策の紹介等を実施した。また、セミナー後に懇親会を開催している。参加料は無料（懇親会は 2,000 円）であり、参加者は定員 60 名に対して 44 名であった。アンケート結果（回収数 34 件）では、セミナーに対する意見として 77.4%の人が「非常に評価できる」又は「評価できる」と回答している。上表のかわさきライフサイエンスネットワーク事業満足度（82%）は、「ふつう」と回答した人の割合を加えたものである。

平成 25 年度は、以上に加えて、病院（川崎病院）から具体的なニーズを聞き取った上で、医工連携につなげる取組みを行っている。現時点では事業化には至っていないものの、いくつかは事業化に向けて検討を進めているところである。

上記の 2 事業は一般財団法人地方自治研究機構に対する委託事業として行っている。委託費は、9,300 千円で、契約方法は特命随意契約である。

（2）結果

① 一般財団法人地方自治研究機構との随意契約は見直すべき （事実確認）

本事業は（一財）地方自治研究機構との随意契約によって行われている。特命理由は以下のとおりである。

科学技術フォーラム及び生命科学セミナーの企画運営にあたっては、最先端の研究開発に取り組む市内外の企業、研究者、技術者等を対象とするにふさわしいテーマや講演者の選定をするために、本市の先端産業に関する現状や産業政策に精通していることと、日本の先端研究の動向を紹介できるトップクラスの研究者や科学技術の研究の最前線で活躍する研究者とのネットワークを保有していることが必要とされる。

（一財）地方自治研究機構は、全国的に実施している調査研究事業を通じて構築しているネットワークと併せて、科学技術分野の第一線で活躍する専門家等に関する全国的な人的ネットワークを保有している。

さらに、これまでも総合科学技術会議、産業技術総合研究所、物質・材料研究機構、科学技術振興機構など国の先端科学技術を支える団体とのネットワークを活用して、ライフサイエンスやナノテクノロジー等の先端的な研究者の講演や各団体の

ポスターセッションを実施しており、今回の委託業務に必要なネットワークやノウハウを有しており、事業の効率的かつ適切な事業の実施と事業の継続的な発展を確保する観点からも、本業務の遂行には当該業者が不可欠である。

(経済労働局次世代産業推進室－１３、結果１)

地方自治研究機構は自治体の課題解決に向けた調査研究、事業の企画立案・実施を行う団体であり、全国の自治体の同種の課題に対する解決方策に向けた企画立案等のノウハウがある。そこで、当該事業を行うにあたって、地方自治研究機構が有する研究者や総合科学技術会議など国の機関とのネットワークが必要となるなど機構独自のノウハウの活用が不可欠であることが随意契約の理由となっている。

しかし、自治体の課題解決に向けた調査研究等のノウハウや、研究者や国の機関とのネットワークは地方自治研究機構独自のものではなく、他のシンクタンク等においても保有している。むしろ、どのようなアイデアが市の課題解決にとって効果的かを検討するうえでも、企画競争による委託先の選定が適切である。

② 委託費の効率化

(事実確認)

委託契約の締結にあたり、地方自治研究機構以外からの見積書は入手されていない。

(経済労働局次世代産業推進室－１３、結果２)

フォーラム等の開催回数は年間で２回であり、ナノ・バイオ・ライフサイエンスという専門的分野であること及び川崎病院の医工連携業務であることを考慮しても、委託費 9,300 千円は高額である（委託費の内訳については、下図を参照）。また、フォーラム等の参加者の合計は 112 名であり、参加者数からみてもコストに見合う価値があったのかは問われるべきである。

特命随意契約であり、競争原理が働いていないが故に、委託費の金額が必要以上に割高になっている可能性がある。随意契約とする場合は、特に複数の業者から見積書を入手することや、見積書の内容を詳細に検討するといった効率化に向けた取り組みが必要である。

図表 委託費の項目別の内訳（清算書より）

項目	委託費	備考
① 直接人件費	2,218,700 円	延べ 54 人日。
② 直接経費	6,222,805 円	直接経費の上位 5 件の内訳 委託費 3,700 千円 広告費（チラシ等）767 千円 資料作成経費 655 千円 通信費 350 千円 講師謝金 266 千円 上記の委託費の 3,700 千円は、セミナー等の当日運營業務（2 回分）等を、三菱リサーチ&コンサルティングに再委託しているもの。
③ 管理費（事業費全体の 5%）	422,075 円	
④ 小計	8,863,580 円	見積書では、8,857,143 円
⑤ 調整値引き	△6,437 円	
⑥ 消費税	442,857 円	
総計	9,300,000 円	

（3）意見

① 参加者増加のための取組み（経済労働局次世代産業推進室－13、意見1）

いずれのフォーラム、セミナーとも参加者が定員を下回っている。会場代や印刷代等が無駄になっている可能性がある。そのため、参加者を増やす努力が必要である。

VI. 総合企画局 臨海部国際戦略室

1. 臨海部国際戦略室一般管理費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室					
根拠法令・要綱等	京浜臨海部再編整備協議会規約					
予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:01 総合企画費	
過去 5 年間の事業費の推移(千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	4,035	5,823	6,823	6,483	6,140
	決算額	3,964	5,009	6,685	5,987	6,070
平成 25 年度決算額の使途内訳	職員勤務手当 4,517 千円 (労務課に配当替)、共済費 24 千円、旅費 494 千円、需用費 545 千円、負担金補助及び交付金 490 千円					
事業の内容	時間外勤務手当、一般事務用品費や複写品費などの需用費、京浜臨海部再編整備協議会負担金の支出、医療産業イノベーションフォーラム出席負担金の支出					
事業の目的、始めた経緯、必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部国際戦略室における経常業務に対応するための経費 ・「京浜臨海部再編整備協議会」は、平成 7 年に開催された「第 21 回県・横浜・川崎三首長懇談会」における神奈川県知事、横浜市長及び川崎市長の合意に基づき、平成 8 年 5 月に京浜臨海部再編整備協議会が発足した。協議会では、神奈川県、横浜市、川崎市のそれぞれの取組みを基に、緊要の課題となっている京浜臨海部の活性化を図ることを目的として、同地域の有機的・一体的整備に向けた共通の課題について協議・検討するなど、三団体協調による活動を推進している。平成 25 年度は、協議会ホームページのリニューアル、工場立地区の改定を行った。(協議会の事務局は神奈川県地域政策課)・「医療産業イノベーションフォーラム」では、医療産業に関する最先端の知識を学び、本市が臨海部を中心に進めるライフイノベーション分野の研究開発拠点の形成に必要な知見を養うとともに、本フォーラムに登壇、出席する医療産業界や学識との人脈を形成し、今後の取組みの推進に活かすことを目的としている。 					
事業の効果、事業目的の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な事務執行のために必要な経常的な経費となっている。 ・京浜臨海部再編整備協議会において 3 県市が京浜臨海部の課題を共有し、交通基盤の整備や産業振興策に取り組むことにより、臨海部全体の活性化を促進している。 ・医療産業イノベーションフォーラムにおいて医療産業界や学識との人脈形成を行うことで、臨海部における拠点形成の一助を担っている。 					

事業の効果の測定方法	平成 23 年度以降、有効性・効率性を重視した事務の執行により、需用費など事務経費の節減に努めている。
------------	---

(1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第 3 期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「01 臨海部の戦略的マネジメント」

事務事業：「50 臨海部の動向把握、情報管理及び土地利用の誘導」

小事業：「50-1 臨海部国際戦略室一般管理費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第 3 期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

平成 21 年度から平成 22 年度にかけて当初予算及び決算額が増加している主な理由は、京浜臨海部再編整備協議会負担金の増額によるものである。3 年ないし 4 年に 1 度京浜臨海部エリア立地企業の動向調査を行うため、例年の負担金 400 千円を 2,400 千円に増額して支出している。

平成 22 年度から平成 23 年度にかけて当初予算及び決算額が増加している主な理由は、組織統合、業務量の増大に伴う職員の増員によるものである。平成 22 年度途中（平成 23 年 1 月）で 1 名増員、更に平成 23 年度途中（平成 24 年 1 月）で 5 名増員がなされた。また、まちづくり局から神奈川口推進室が編入され、「神奈川口整備推進事業費」の経費が当一般管理費に統合されたため、時間外勤務手当、旅費、需用費が増額となっている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

2. 臨海部動向把握・情報管理事業費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室					
根拠法令・要綱等	・川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン					
予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:01 総合企画費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	5,000	2,600	2,248	2,325	2,250
	決算額	4,497	1,644	2,494	2,327	2,280
H25年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・需用費 190 千円 (OA 用事務用品費など) ・委託料 2,090 千円 川崎臨海部動向把握・情報管理に関する調査業務 (地区カルテの更新、臨海部立地企業情報の整理) パンフレット作成委託 (PR パンフレット) 					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部立地企業の的確な動向把握と情報の管理・分析 ・地区カルテ、アクションマップの更新 ・4つの戦略 (エリア戦略、トリガー戦略、テーマ戦略、ブランディング戦略) による、臨海部の土地利用をマネジメント (戦略的マネジメント) ・ブランディング戦略に基づく効果的なPR 					
事業の目的、始めた経緯、必要性	「川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン」に基づく戦略的マネジメントによる、臨海部の活性化と持続的な発展の推進					
事業の効果、事業目的の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部立地企業約 60 社に対してヒアリングを実施し臨海部立地企業の動向把握と管理分析を行うとともに、地区カルテ・アクションマップの更新 (2回) を行った。 ・テーマ戦略である「地域環境改善」について、関係局、立地企業等と連携・協力して東扇島及び殿町夜光線において大規模清掃活動を実施した。 ・テーマ戦略である「防災」について、関係局、立地企業等と連携・協力して臨海部広域防災訓練を実施した。 ・川崎臨海部の最新動向を周知するニュースレターを配信(3回)するなどメディアへのプロモートを行い、テレビの報道・経済番組 (3件)、新聞 (1件)、雑誌 (5件) において臨海部の特集が組まれるなど、臨海部のブランディングを推進した。(臨海部 PR 誘致推進事業費にて執行) 					

<p>事業の効果の測定方法</p>	<p>川崎臨海部動向把握・情報管理に関する調査報告書では、ガイドラインに準じ、「6つのテーマ戦略+ブランディング戦略」の7つの項目に対して評価指標を設定し、それぞれのデータ整理・分析を実施。データについては、統計資料や関係局等から情報を収集した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な産業地帯としての活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所数、従業者数、出荷額及び付加価値額及び海上貨物量 ○交通環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・バスネットワークの充実 ○地球環境・エネルギー問題への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・低CO₂川崎ブランド認定数 ・川崎メカニズム認定数 ・温室効果ガス排出量 ・新エネルギー導入量 ○地域環境の改善・防災力の向上、緑地の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・危険物タンクの耐震化数 ・緑化面積 ・路上ごみ不法投棄量 ・二酸化窒素対策目標値 ○新しい文化の発信源 <ul style="list-style-type: none"> ・産業観光施設見学者数 ○後背地との共生 <ul style="list-style-type: none"> ・マリエン施設全体及び展望室利用者数 ・東扇島バーベキュー施設利用件数 ・職住近接度 ○ブランディング戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・広告費用換算値 ・海外からの視察対応数 ・臨海部関連ホームページのアクセス数
-------------------	---

(1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第3期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「01 臨海部の戦略的マネジメント」

事務事業：「50 臨海部の動向把握、情報管理及び土地利用の誘導」

小事業：「50-2 臨海部動向把握・情報管理事業費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第3期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

（2）結果

特に指摘すべき事項はない。

（3）意見

① 小事業単位でのPDCAサイクルについて（総合企画局臨海部国際戦略室－2、意見1）

事務事業「臨海部の動向把握、情報管理及び土地利用の誘導」は、下記から構成されている。

50-1 臨海部国際戦略室一般管理費（VI－1）

50-2 臨海部動向把握・情報管理事業費（VI－2）

50-3 臨海部 PR 誘致推進事業費（VI－3）

50-4 川崎臨海部産学公民連携推進事業費（VI－4）

事務事業の効果測定という観点から、小事業の内容、事業目的、事業効果、効果の測定を見た場合、施策課題「臨海部の戦略的マネジメント」単位での事後評価となっているため、小事業単位での事業の効果がわかりづらくなっている。例えば「ブランディング戦略に基づく効果的なPR」に関する効果測定は後述する「50-3 臨海部 PR 誘致推進事業費（VI－3）」と同様に広告費用換算値が採用されており、小事業の目的との対応関係がわかりにくい。評価方法の見直しが必要である。

② 大企業と中小企業の接点としての役割（総合企画局臨海部国際戦略室－2、意見2）

本事業は臨海部に立地する企業を対象に、ヒアリング等による情報収集を行い企業の動向等を把握し、その解決に向けたサポートを行うことを目的としている。そのため、本事業を所管する臨海部国際戦略室には様々な企業の取組み・課題等が蓄積されることになる。

課題解決にあたっては、大企業だけではなく中小企業が関与できる部分もある。したがって、臨海部国際戦略室が把握する企業の取組み・課題等を、経済労働局、港湾局とも定期的に共有し、必要に応じては中小企業にも情報提供を行うなど、中小企業の活躍の場を提供することが効果的である。

3. 臨海部 PR 誘致推進事業費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室					
根拠法令・要綱等	川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン					
予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:01 総合企画費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	7,000	7,000	10,000	12,000	7,000
	決算額	6,993	6,993	10,210	13,322	7,000
H25 年度決算額の使途内訳	委託料 7,000 千円 (国際戦略拠点地区整備推進事業費の委託料 16,494 千円と併せて計 23,494 千円の一本の委託として執行)					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別のメディアに対し記事化・特集化を促進する情報提供を行うなど、メディア・プロモートによる PR ・ PR 動画 (90 秒の短編・15 分の長編を制作。長編については 5 か国語で制作) ・ Bio tech2013 の開催など、イベント開催の機会を利用したダイレクト PR ・ ニュースレターの発行 (vol.3~5) 					
事業の目的、始めた経緯、必要性	川崎臨海部の最新動向等を効果的に PR することにより、企業誘致に力点を置いた戦略的な土地利用誘導を展開している。この事業の実施により、殿町国際戦略拠点 (キング スカイフロント) をはじめ、臨海部地域への立地を検討している企業等の進出意欲の向上を図る。また、PR 活動を媒介として、市と民間との取り組みの連携による相乗効果を促進する。					
事業の効果、事業目的の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 殿町国際戦略拠点 (キング スカイフロント) に進出及び進出が決定した企業の数 (H26 年 3 月時点:9 件) ・ 広告費用換算値(H26 年 3 月時点 1,033,764 千円) 					
事業の効果の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ キングスカイフロントの企業・研究機関等の誘致件数を参考指標としている。 ・ 川崎臨海部に関連する新聞、雑誌、テレビ等のマスメディアによる報道状況を広告として購入したと仮定して換算した場合の総額である広告費用換算値を参考指標としている。 					

(1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第 3 期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「01 臨海部の戦略的マネジメント」

事務事業：「50 臨海部の動向把握、情報管理及び土地利用の誘導」

小事業：「50-3 臨海部 PR 誘致推進事業費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第 3 期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 定量的な目標設定について（総合企画局臨海部国際戦略室－2、意見 1）

本事業の事業効果の測定方法として、キングスカイフロントの企業・研究機関等の誘致件数と、広告費用換算値を参考指標としている。前者の指標は、キングスカイフロントを成功に導くためには重要な指標ではあるが、PR そのものの指標とはいえずらい。後者については、PR の費用対効果を事後的に検証する指標としては効果的であるが、目標値は設定しづらい。そこで、これらの指標に加えて、プロモートの件数といった職員の目標管理に有効な指標も事業効果を測定する指標に加えることが効果的である。

4. 川崎臨海部産学公民連携推進事業費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室					
根拠法令・要綱等	川崎臨海部再生リエゾン推進協議会規約					
予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:01 総合企画費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	1,000	1,000	1,000	930	900
	決算額	989	992	992	930	900
H25 年度決算額の使途内訳	川崎臨海部再生リエゾン推進協議会調整業務委託 900 千円					
事業の内容	臨海部に立地する企業、学識者、地域代表者、行政関係者等で組織された「川崎臨海部再生リエゾン推進協議会」を年に 2 回運営し、臨海部の現状を踏まえた課題解決や新たな取組みの検討を産学公民の連携により推進する。					

事業の目的、 始めた経緯、 必要性	川崎臨海部が培ってきた「ものづくり機能」の実績とインフラの集積を活かし、21世紀型の新たな産業集積の促進と新たなまちづくりを推進し、川崎臨海部地域の活性化に資することを目的として、平成13年6月に「川崎臨海部再生リエゾン研究会」が設立された。2年にわたって産官学の連携による臨海部再生に関する諸分野の研究を行い、平成15年3月に「川崎臨海部再生プログラム」として取りまとめた。このリエゾン研究会の活動を通じて培われた産官学のネットワークを今後も活かすとともに、新たに地域代表等を加え、産学公民が連携し、「川崎臨海部再生プログラム」の実践的な推進を目指す新たな組織として、平成15年9月に「川崎臨海部再生リエゾン推進協議会」を設置した。臨海部の更なる活性化を図るため、産学公民の協議の場として重要な会議となっている。
事業の効果、 事業目的の達成度合	各企業・行政の取組みについて情報共有・協議の場として活用されており、臨海部における企業間連携の一助を担っている。
事業の効果の 測定方法	リエゾン協議会メンバーと本市の関係部署が合同で開催する「道路等に関する企業・行政懇談会」の成果として、扇島の渋滞対策について協議を進めた結果、車線を増線するなどの対策を行うことで、渋滞が解消するなど、課題の共有・企業ニーズの把握に努め、臨海部の課題解決に取り組んでいる。

(1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第3期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「01 臨海部の戦略的マネジメント」

事務事業：「50 臨海部の動向把握、情報管理及び土地利用の誘導」

小事業：「50-4 川崎臨海部産学公民連携推進事業費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第3期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 関連する部局との連携した取組みについて（総合企画局臨海部国際戦略室－4、意見1）

川崎臨海部再生リエゾン推進協議会（以下、「協議会」という。）は、「川崎臨海部再

生リエゾン推進協議会規約」(以下、「協議会規約」という。)に基づき設置された任意団体である。「協議会規約」第8条では、「協議会の事務局は、川崎商工会議所並びに川崎市総合企画局及び川崎市経済労働局に置く。」と規定されている。

本事業は、扇島の交通渋滞解消などの課題解決に向け、協議会から意見を聴取するものである。臨海部への企業の進出に伴い臨海部の交通渋滞等は今後も重要な課題である。臨海部の交通渋滞対策は、まちづくり局などでも検討されているが、協議会の意見については、まちづくり局や港湾局とも情報共有を図りながら施策に反映させることが望まれる。

5. 浮島地区土地利用推進事業費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室					
根拠法令・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> 川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン 浮島1期埋立地暫定土地利用基本方針 浮島1期埋立地暫定土地利用事務取扱要綱 浮島町地内における水面排水及び不陸整正についての共同事業に関する協定書 					
予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:01 総合企画費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	—	3,000	2,700	11,996	12,000
	決算額	—	1,175	1,560	9,996	12,682
H25年度決算額の使途内訳	委託料 12,682千円 (H24年度繰越分 1,129千円) ※H24年度は、配当替え <ul style="list-style-type: none"> 浮島1期地区土地利用計画策定検討調査 (H24) 浮島1期地区土地利用計画策定準備調査 (H25) 浮島地区土砂受入作業 					
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画の策定に向けた概略的な排水計画等の検討(H24)、基本的な考え方を整理するために必要となる事項についての調査・検討(H25) 関連計画(港湾・都市計画等)との調整 暫定貸付の継続 土砂受入に係る仮設通路整備及び交通誘導員の配置等 					
事業の目的、始めた経緯、必要性	<ul style="list-style-type: none"> H8年3月 公有水面埋立法による埋立竣功(約92.5ha) H18年2月 浮島1期埋立地暫定土地利用基本方針策定 H19年4月 有償による民間への貸付開始 H21年12月 メガソーラー発電計画に関する基本協定締結(本市及び東電) 					

	<ul style="list-style-type: none"> ・H23 年 3 月 浮島町地内における水面排水及び不陸整正についての共同事業に関する協定書(本市及び東燃ゼネラル石油) ・H23 年 8 月 浮島太陽光発電所の運転開始 <p>○市有地である浮島地区の有効活用を図り、臨海部全体の活性化や持続的発展を推進するため、暫定利用方針に基づき、条件の整った利用可能な土地について、暫定利用を継続しながら、市街化区域への編入を視野に、本格的土地利用に向けた検討を行う。</p> <p>○市有地の有効活用の観点から、東燃ゼネラル石油原油配管橋直下の自然発生水面の排水及び不陸整正を東燃と共同で行う。</p>
事業の効果、事業目的の達成度合	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域に編入し、市有地の有効活用を図ることで、臨海部の活性化や持続的発展を推進する。 ・本格利用が開始されるまでの間、暫定利用による市有地の有効活用を図ることで、臨海部における産業活動や 24 時間国際拠点空港化した羽田空港など周辺地域を支える土地利用を図ることが出来ている。 ・中古車置場ほか羽田空港の駐車場等として、民間事業者に貸し付けており、年間 1.2~1.5 億円の歳入実績があり、H26 年度歳入見込み累計は約 9.5 億円である。
事業の効果の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・浮島 1 期地区における暫定土地利用面積 (H26 年 8 月現在約 4.7ha) ・歳入実績

(1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第 3 期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「01 臨海部の戦略的マネジメント」

事務事業：「51 浮島地区土地利用推進事業」

小事業：「51-1 浮島地区土地利用推進事業費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第 3 期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 未利用地の有効活用について（総合企画局臨海部国際戦略室－5、意見1）

第3期実行計画実施結果総括において、施策課題54201000 臨海部の戦略的マネジメントにおける2013年度における参考指標、浮島1期地区における暫定土地利用面積は、計画値が27ha、実績値が22.2haとなっている。内訳は下図表のとおりである。現在、一部の土地が未利用となっているため、港湾局など関係部局とも連携を図り、土地の有効活用を更に推進することが望まれる。

図表 浮島1期地区における暫定土地利用面積の内訳（2013年度）

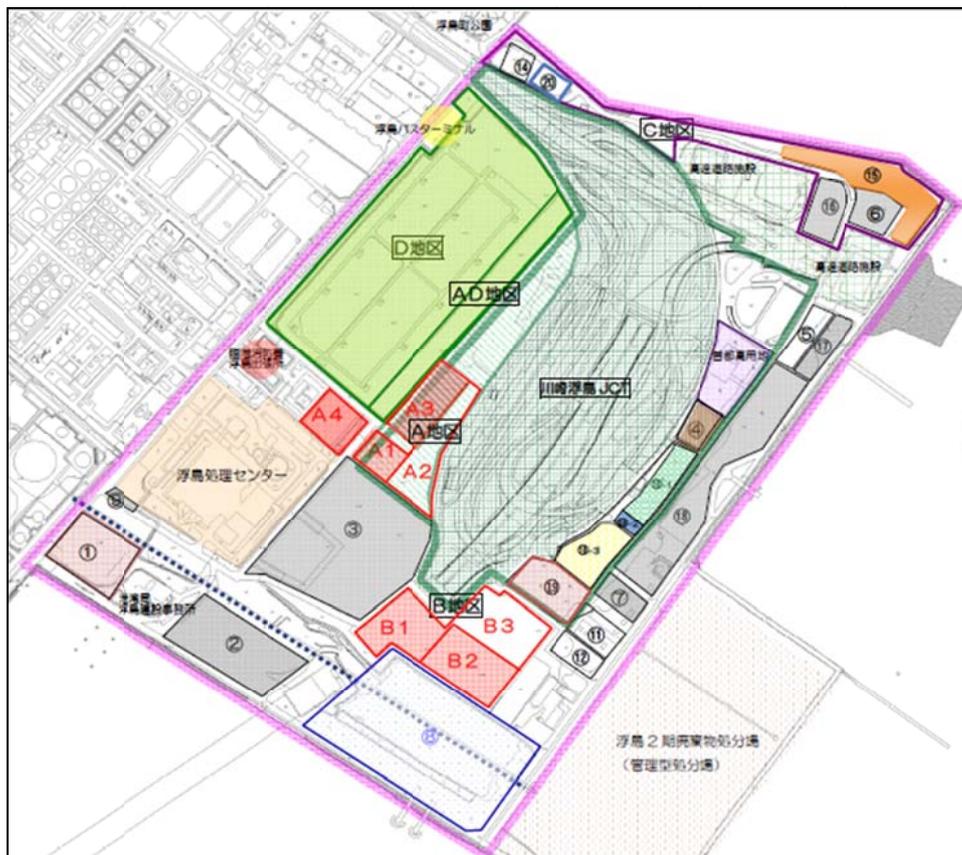
（単位：ha）

利用形態	地区	区画	計画面積	実績面積	差異
民間活用により活用を図る用地	A	埠頭を含む	6.2	6.4	0.2
市民利用を含めて活用を図る用地	B	区画1	0.8	0.8	0.0
		区画2	1.1	1.1	0.0
		区画3	0.9	0.0	△ 0.9
	C		3.4	0.7	△ 2.7
緩衝緑地			4.6	2.2	△ 2.4
民間活用	D		10.0	11.0	1.0
合計			27.0	22.2	△ 4.8

出所：川崎市提供資料を基に作成。

（注）港湾局で貸付地として利用しているA地区とB地区の実績面積は4.7haである。

図表 浮島 1 期地区における暫定土地利用の状況



出所：川崎市提供資料を基に作成。

② 本格的な土地利用に向けた取組みについて（総合企画局臨海部国際戦略室－5、意見2）

現在、浮島地区は、浮島 1 期埋立地暫定土地利用基本方針に基づき、暫定的な利用が行われている。今後の本格利用に向けては市内でも検討中ではあるが、さらに検討体制の充実も図り、本格的な利用に向けた検討を推進することが望まれる。

6. 臨海部短期交通対策事業費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室		
根拠法令・要綱等	川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン 川崎市総合都市交通計画		
予算費目	款: 02 総務費	項: 04 総合企画費	目: 01 総合企画費

過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	—	—	—	—	7,100
	決算額	—	—	—	—	5,366
H25 年度決算 額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 2,384 千円 (まちづくり局に担当替) 臨海部短期交通対策委託 ・負担金補助及び交付金 2,982 千円 殿町地区アクセス改善に伴う負担金 臨海部輸送力増強に伴う川崎駅東口バス乗り場路面表示等案内改修に関する 協定書 (負担金) 臨海部輸送力増強に伴う川崎駅東口バス総合案内板改修に関する協定書 (負担 金) 					
事業の内容	<p>中期的な取組みの方向性を見据えながら、臨海部の状況変化に迅速に対応して いくための短期的な交通対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規進出企業に伴う交通需要増への対応 ・既存のバス交通の課題への短期対応 等 					
事業の目的、 始めた経緯、 必要性	<p>東扇島総合物流拠点への通勤者の増加や川崎駅東口駅前広場の混雑緩和など、 臨海部の状況変化に迅速に対応していくため、平成 24 年度～26 年度において、 短期的な交通施策を行うこととしたもの。</p>					
事業の効果、 事業目的の達 成度合	<p>市営埠頭、東扇島方面への通勤環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 5 月、平成 26 年 2 月に市バスの増回を実施 (朝ラッシュ時で 31 本増) ・民間バス事業者による高速路線バスの増回、ルートの追加 <p>臨海部各地へのアクセス向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キングスカイフロント入口」バス停留所の設置 ・臨海部最寄駅におけるターミナル整備の検討 					
事業の効果の 測定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・バスの増回数、利用状況により測定 					

(1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第 3 期実行計画上の位置付けは、以下のとおり
である。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「01 臨海部の戦略的マネジメント」

事務事業：「52 臨海部短期交通対策事業」

小事業：「52-1 臨海部短期交通対策事業費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第3期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

本事業は、東扇島地区への通勤者の増加に伴う川崎駅東口の混雑緩和のための公共交通の充実に向けた基礎調査及びバス事業社に対する負担金補助等である。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 調査結果の活用について（総合企画局臨海部国際戦略室－6、意見1）

本事業による調査は、主に川崎駅東口から東扇島地区への通勤時の混雑を解消するための基礎調査である。市では、平成24年度から平成26年度にかけて、川崎駅東口の混雑解消のための取組みを実施した。さらに殿町地区においても企業の進出は進んでおり、いかに通勤時の足を確保するかは重要な課題である。これらの課題に対応するため、今後、まちづくり局で、全市的な観点から交通政策の検討を予定しているが、検討に当たり今回の調査結果を有効に活用することが望まれる。

7. サポートエリア整備推進事業費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室					
根拠法令・要綱等	川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン 塩浜3丁目周辺地区整備基本方針(平成25年3月) 産業道路駅前地区地区計画(平成26年3月)					
予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:01 総合企画費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	—	123,047	32,230	102,000	29,697
	決算額	—	95,999	27,877	84,998	11,328
H25年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 5,182千円（うち塩浜3丁目地区整備調査委託 4,702千円（環境局に985千円配当替）、産業道路駅前地区調査委託 480千円） ・使用料及び賃借料 1,146千円（土地借上料） ・負担金補助及び交付金 5,000千円（産業道路駅前バスバース安全対策費負担金） 					

事業の内容	臨海部が抱える交通課題に対応し、殿町3丁目地区における国際戦略拠点形成を支える交通アクセスの向上を図るため、交通インフラの検討や歩行者アクセスの改善に取り組むとともに、周辺駅の結節機能強化を図る。また、塩浜3丁目周辺地区での新たな土地利用及びこれを支える道路基盤整備を図る。
事業の目的、始めた経緯、必要性	産業道路駅周辺地区 「川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン（H21年3月）」のサポートエリアとして位置づけのある当地区は、交通結節点として、国際戦略拠点である殿町3丁目地区や羽田空港、臨海部などに対する公共交通をサポートしていくため、駅前交通広場等の整備を図ることとしている。 塩浜3丁目周辺地区 同ガイドラインの中で、臨海部の発展を先導する戦略拠点である殿町3丁目地区と浜川崎地区を支援・補完する「サポートエリア」に位置づけられており、臨海部の活性化に資する機能導入や、交通アクセス改善、公園などを整備することによるアメニティ・回遊性の向上などを進めている。
事業の効果、事業目的の達成度合	産業道路駅周辺地区 ・ 暫定バスバース供用開始、殿町地区及び浮島方面への新規バス路線の運行（H23） ・ 産業道路駅前地区地区計画等の都市計画決定（H25） 塩浜3丁目周辺地区 ・ 市道塩浜32号線道路区域変更及び新規道路認定完了（H26.6） ・ 旧環境局官舎解体設計完了（H26.8より解体工事着手） ・ 市道塩浜32号線道路設計完了（H26.12より工事着手）
事業の効果の測定方法	産業道路駅周辺地区 ・ 交通結節機能の向上について、産業道路駅前広場からの路線バス発着本数等により測定 塩浜3丁目周辺地区 ・ 市有地等の土地利用転換面積、道路整備の延長等により測定

（1）概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第3期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「02 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」

事務事業：「53 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」

小事業：「53-1 サポートエリア整備推進事業費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第3期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

なお、塩浜3丁目地区整備調査委託の委託先の選定は指名競争入札により選定されている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

8. 国際戦略拠点地区整備推進事業費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室					
根拠法令・要綱等	総合特別区域法 川崎市国際戦略拠点形成アドバイザー設置要綱					
予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:01 総合企画費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	—	—	—	59,700	1,149,608
	決算額	—	—	—	1,129,319	1,126,556
H25年度決算額の使途内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 45,490 千円（国際競争拠点形成推進業務委託、国際戦略拠点プロモーション事業委託、誘致推進業務委託） ・公有財産購入費 1,077,000 千円（国立医薬品食品研究所用地取得費、建設緑政局に配当替） ・旅費ほか 					
事業の内容	国から指定された「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」の事業を推進し、企業誘致等により拠点形成を進めた。					
事業の目的、始めた経緯、必要性	<p>京浜臨海部におけるライフサイエンス・環境分野における世界最高水準の研究開発拠点の形成を目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年7月「実中研 再生医療・新薬開発センター」がキング スカイフロントで運営を開始 ・H23年12月 川崎区殿町地区（キング スカイフロント）などが「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」に指定 ・H24年3月「川崎生命科学・環境研究センター(LiSE)」が運営開始 					

	・H25年10月 総合特区区域拡大 Think、新川崎地区、かながわサイエンスパークが特区に追加指定
事業の効果、事業目的の達成度合	・殿町地区(キングスカイフロント)は、平成28年度中に、現時点で立地予定の施設が全て竣工する予定であり、研究開発機能が集積する地区の約70%が完成することになる。
事業の効果の測定方法	・企業・研究機関等の誘致件数を示すことで事業効果を測る。

(1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第3期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「02 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」

事務事業：「53 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」

小事業：「53-2 国際戦略拠点地区整備推進事業費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第3期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

市が負担する国立医薬品食品研究所用地取得費は30,046,508千円（平成24年度1,077,000千円、平成25年度1,077,000千円、平成26年度892,508千円、50年間、国立医薬品食品研究所に無償貸付）、国の土地取得費は1,799,995千円、建物は国費で建設予定である。

市では、最先端のライスサイエンス企業、研究所の拠点形成を進めており、市関連の研究所が入る建物の安全性を高めたのみならず、国の安全基準なども踏まえ、安全性に配慮した建物が整備されるよう、企業等への周知などの対応を行っている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 予算事業の区分について（総合企画局臨海部国際戦略室－8、意見1）

本事業は、臨海部の国際戦略拠点としての魅力をアップするための国際戦略拠点プロモーション事業と、公有財産の取得事業から成り立っている。両者は、国際戦略拠点の整備という目的は共通しているものの事業の内容は大きく異なる。また、いずれの事業も事業費は多額であることを考えると、両者は、予算事業名を区分すべきである。

9. ライフサイエンス共同研究補助金

所管	総合企画局臨海部国際戦略室					
根拠法令・ 要綱等	総合特区法 川崎市ライフサイエンス共同研究補助金交付要綱					
予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:01 総合企画費	
過去 5 年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	—	—	—	—	10,000
	決算額	—	—	—	—	10,000
H25 年度決算額の 使途内訳	ライフサイエンス共同研究補助金 10,000 千円 (特区エリア内で企業、研究機関等が行うライフイノベーションの実現に寄与する共同研究に対する補助金を交付)					
事業の内容	補助金の交付					
事業の目的、始めた経緯、必要性	<p>「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」における研究開発を促進し、外部とのネットワーク強化やライフイノベーションの実現に寄与するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23 年 7 月 「実中研 再生医療・新薬開発センター」がキングスカイフロントで運営を開始 ・H23 年 12 月 川崎区殿町地区 (キング スカイフロント) などが「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」に指定 ・24 年 3 月 「特区計画」が認定 ・24 年 3 月 国立医薬品食品衛生研究所 (国立衛研) の殿町区域への移転が決定 ・特区計画に基づき味の素の AICS を活用したデータベースの構築に向けた取組みを実施 ・H25 年 10 月 総合特区区域拡大 Think、新川崎地区、かながわサイエンスパークが特区に追加指定 					
事業の効果、事業目的の達成度合	総合特区エリアにおいて共同研究が促進され、事業が進むこと。					
事業の効果の測定方法	事業完了後に外部有識者による事後評価を実施し、研究の実施結果や今後の方向性に対する評価を行っている。					

(1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第 3 期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「02 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」

事務事業：「53 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」

小事業：「53-3 ライフサイエンス共同研究補助金」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第3期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

補助金の申請は、特区に立地する企業等から研究計画等の提出を受け、外部評価委員による検討を経て、補助金の交付が決定される。また、補助金交付の対象期間の翌年度に当初提出された計画に沿った研究が実施されたかどうかなどの事後評価が実施されている。

（2）結果

① 計画が変更された場合の対応策について（総合企画局臨海部国際戦略室－9、結果1）

本事業が対象とする補助はライフサイエンス分野での先進的な研究活動である。

したがって、往々にして研究計画の変更ということはある。そこで、市としても研究内容が変更された場合の対応方法についてあらかじめルールを定める必要がある。例えば、研究計画の基本的な部分についての変更であれば、再度、外部評価委員による検証が求められる一方で、事務的な変更内容であれば、市内部での判断ということも考えられる。補助制度の趣旨や、公平性に合致した計画変更時のルールを定める必要がある。

（3）意見

① 事後評価の充実について（総合企画局臨海部国際戦略室－9、意見1）

現在、事後評価としては、補助対象期間終了後、翌年度に実施されている。しかし、ここでの事後評価は、研究活動の推移や、予算の執行状況の検証が主なものである。補助対象となる研究活動は、一般的に一定期間後に研究成果が現れるものが多いと考えられる。したがって、現在実施されている事後評価に加え、長期的な視点での事後評価も有効である。例えば、補助対象期間終了後、3年程度が経過した時点で研究成果のモニタリングを実施するといったことが考えられる。

10. 殿町地区土地利用誘導事業費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室
根拠法令・要綱等	川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン

予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:01 総合企画費	
過去 5 年間の 事業費の推移 (千円)	年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	当初予算額	3,000	5,000	20,000	8,000	—
	決算額	2,940	4,883	22,650	5,256	—
H25 年度決算 額の使途内訳	該当なし。					
事業の内容	平成 21 年度、平成 22 年度は臨海部の適切な土地利用転換の誘導を図るため、塩浜 3 丁目周辺地区を中心とした土地利用の再編整備のあり方や先行的な段階整備について検討を行い、平成 23 年度、平成 24 年度は、臨海部の国際戦略拠点である殿町地区の土地利用誘導に資する歩行者アクセスの改善を図るため、土地区画整理事業と連携した道路整備等を実施した。					
事業の目的、 始めた経緯、 必要性	<p>川崎臨海部には大規模な工場や大型公共施設が立地し、移転・更新整備等に伴う土地利用転換が進んでおり、これらの土地利用動向を契機とした臨海部全体の活性化や持続的な発展に資する取り組みが求められている。</p> <p>また、土地利用誘導とアクセス性は密接に関わっており、国際戦略拠点形成を進める殿町 3 丁目地区においては、小島新田駅から殿町 3 丁目地区への歩行者アクセスを安全で快適なものとするなどが必要とされている。</p> <p>本事業においては、平成 21 年度、平成 22 年度に川崎臨海部の塩浜 3 丁目地区周辺を中心とした土地利用の再編整備、段階的整備について検討を行い、平成 23 年度、平成 24 年度に小島新田駅から殿町 3 丁目地区へのアクセス路である殿町夜光線の歩道改築や道路照明の更新を行うとともに、殿町 3 丁目地区を訪問するビジターに向けた案内サインの設置を行った。</p>					
事業の効果、 事業目的の達 成度合	なし。					
事業の効果の 測定方法	なし。					

(1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第 3 期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「02 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」

事務事業：「53 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」

小事業：「53-4 殿町地区土地利用誘導事業費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第3期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

殿町地区土地利用誘導事業費に関しては、平成25年度及び平成26年度には事業を実施していない。平成27年度以降は、殿町3丁目地区内に来訪者用の案内サインを整備する予定となっている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 計画的な事業の実施による効率化について（総合企画局臨海部国際戦略室－10、意見1）

殿町地区は、キングスカイフロントとして、ライフサイエンス・環境分野の国際戦略拠点の形成を目指しているが、概ね進出する企業、研究機関が出揃ったところである。今後は、建物の建設等に合わせて、案内板の設置など整備を実施することになるが、進出する企業等に対するヒアリングなども実施し、計画的に整備を行うことで効率化に努めるべきである。

11. 殿町3丁目地区中核施設等整備事業費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:01 総合企画費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度 ※
	当初予算額	—	10,000	2,000	41,570	4,507
	決算額	—	23,057	1,995	39,599	2,436
H25年度決算額の使途 内訳	役務費（(仮称)ものづくりナノ医療イノベーションセンター（iCON）土地の不動産鑑定料）939千円（建設緑政局に配当替） 委託料（殿町3丁目地区基盤整備事業委託料）1,497千円（ライトアップガイドライン作成。まちづくり局に配当替）					

事業の内容	<p>殿町 3 丁目地区（キング スカイフロント）において先端的な研究開発を行い、拠点形成を先導する施設を中核施設として位置付け整備を進めている。中核施設を中心として近隣の企業・研究機関との連携を強化することで、キング スカイフロントにおける研究開発を促進し、新産業を創出することを目指している。</p> <p>平成 23 年 7 月に、中核施設第 1 段階施設として（公財）実験動物中央研究所による実中研再生医療・新薬開発センター（CIEA）が開設した。</p> <p>第 2 段階施設として、平成 25 年 3 月に川崎市生命科学・環境研究センター（LiSE）が開設した。</p> <p>平成 25 年度は、第 3 段階の中核施設として、（仮称）ものづくりナノ医療イノベーションセンター（iCON）整備準備のため、土地不動産鑑定委託を行った（建設緑政局に担当替）。</p> <p>また、殿町地区にふさわしい街並み景観を形成していくため、ライトアップガイドラインの作成委託を行った（まちづくり局に担当替）。</p>
事業の目的、始めた経緯、必要性	<p>国際拠点空港化が進む羽田空港との近接性や、これまでに川崎臨海部に培われてきたポテンシャルを活かし、殿町 3 丁目地区を中心に川崎臨海部において環境・ライフサイエンス分野の産業集積や、先導的な研究機関等が集積した我が国経済を牽引する国際競争拠点の形成を目指している。</p> <p>H22 年度 中核施設の整備を促進するため、実中研再生医療・新薬開発センター（CIEA）（第 1 段階）及び川崎生命科学・環境研究センター（LiSE）（第 2 段階）の建設用地（1.3ha）の土地を購入するとともに、LiSE を整備・運営する事業者の決定を行った。</p> <p>H23 年度 殿町地区における国際競争拠点形成の推進に係る調査を実施</p> <p>H23 年 7 月 CIEA 運営開始</p> <p>H24 年度 LiSE の運営開始に必要な回線工事や整備を行った</p> <p>H25 年 3 月 LiSE 運営開始</p> <p>H25 年 3 月 iCON 整備決定</p>
事業の効果、事業目的の達成度合	<p>殿町地区（キング スカイフロント）は、平成 28 年度中に、現時点で立地予定の施設が全て竣工する予定であり、研究開発機能が集積する地区の約 70%が完成することになる。</p>
事業の効果の測定方法	<p>企業・研究機関等の誘致件数を示すことで事業効果を測る。</p>

※平成 25 年度から、小事業の名称を国際戦略拠点中核施設整備事業費に変更している。

（1）概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第 3 期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」
 政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」
 施策課題：「02 川崎殿町・大師河原地域の拠点整備」
 事務事業：「54 殿町3丁目地区中核施設等整備事業」
 小事業：「54-1 殿町3丁目地区中核施設等整備事業費」
 事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第3期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 決算額を他局に配当替している場合のPDCAサイクル（総合企画局臨海部国際戦略室－11、意見1）

平成25年度の本事業の決算額は2,436千円であるが、全額を他局（建設緑政局に939千円、まちづくり局に1,497千円）に配当替している。そのため、委託先の選定など実質的な事業の管理は他局で行われている。しかし、予算配当を行う部署として、総合企画局が事業の概要や顛末を把握することは必要である。予算事業のPDCAサイクルの観点からも、総合企画局は、他局からの事後の報告を受け、予算執行の適切性を十分確認すべきである。

12. 南渡田周辺地区整備推進事業費

所管	総合企画局臨海部国際戦略室					
根拠法令・要綱等	川崎臨海部土地利用誘導ガイドライン					
予算費目	款:02 総務費		項:04 総合企画費		目:総合企画費	
過去5年間の事業費の推移(千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	—	1,000	1,000	900	—
	決算額	—	—	—	—	—
H25年度決算額の使途内訳	該当無し					
事業の内容	川崎区の南渡田周辺地区に立地する地権者の土地利用転換の機会を捉え、当該地区の土地利用方針を検討・支援するため、必要な委託料を計上した。					

事業の目的、 始めた経緯、 必要性	南渡田周辺地区に立地している地権者が、平成 22 年度から平成 24 年度にかけて土地利用転換を検討する動きがあり、本市も当該土地の利用転換に際し、土地利用を検討・支援し、適切な誘導を行うための委託料を計上していた。 しかしながら、各年度とも地権者の土地利用転換の意向が最終的に固まらなかったため、委託料を執行することはなく、平成 25 年度以降は特に動きがないため事業費を計上していない。
事業の効果、 事業目的の達成度合	なし。
事業の効果の 測定方法	なし。

(1) 概要

「川崎再生フロンティアプラン」の第 3 期実行計画上の位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「03 浜川崎駅周辺地域の拠点整備」

事務事業：「55 浜川崎駅周辺地域の拠点整備」

小事業：「55-1 南渡田周辺地区整備推進事業費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第 3 期実行計画実施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

市においては、地区カルテを作成するなど、日頃からきめ細かな土地利用等の取組みを行っている。本事業は、川崎区の南渡田周辺地区における地権者の土地利用転換の動向を捉えて予算措置したものであるが、結果として地権者の動きがなかったため、事業は実施されていない。

(2) 結果

① 事業目標の設定について（総合企画局臨海部国際戦略室－12、結果1）

本事業は南渡田周辺地区の土地利用転換に際し、土地利用の検討や適切な利用方法への誘導を行うものである。土地利用の転換を進めるためには、地権者の理解も必要であり、行政側の計画にしたがって進むといったものではない。したがって、本事業は事業目標の設定は難しい事業と言えるが、その一方で市としても目標を設定し、着実に事業を進めることが必要である。そこで、地権者等との意見交換会の回数や、現況調査の回数など、土地利用転換に向けた市の取組みを事業の目標として設定し（い

わゆるアウトカム指標ではなくアウトプット指標)、着実に事業を進めるべきである。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

Ⅶ. まちづくり局 交通政策室

1. 臨海部交通アクセス円滑化調査事業

所管	まちづくり局交通政策室					
根拠法令・要綱等	なし。					
予算費目	款：10 まちづくり費		項：02 計画費		目：02 計画調査費	
過去5年間の事業費の推移 (千円)	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	1,000	892	892	892	798
	決算額	840	798	745	830	661
H25年度決算額の使途内訳	調査委託費 661					
事業内容	川崎臨海部の交通アクセス向上を図るため、川崎駅からの路線バスサービスの充実、企業送迎バスの適正化や京急大師線と路線バスの乗継円滑化に向けた検討、取組みを進めるものである。					
事業目的	川崎臨海部における交通ネットワークの充実、臨海部への交通アクセスの向上を目的としている。					
事業目標	川崎臨海部の交通アクセス向上					
事業の効果、事業目標の達成度合	平成25年度については、川崎臨海部への玄関口となる川崎駅東口周辺の交通改善に向け、関係部局、機関と協議、調整し、交通手段別のエリア区分をとりまとめた。また、川崎臨海部への企業進出、従業員の増加に対応するため、バス事業者と調整し、路線バスの増便を行った。					
目標達成度合いを測る指標	なし。					

(1) 概要

本事業は、企業進出に伴い通勤時の混雑が課題となっている臨海部への交通アクセスについて、交通アクセスの向上を目的とした基礎調査であり、事業費は調査にかかる委託費である。本事業はまちづくり局交通政策室の事業として実施されているが、本調査が、主に川崎駅東口から臨海部へのアクセスの向上を目的としているため、総合企画局臨海部国際戦略室の予算と合算して調査業務委託先への報酬を支払っている。平成25年度の調査のテーマは、主に川崎駅東口から東扇島への交通アクセスについてである。なお、委託先は、指名競争入札によって選定されている。

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

① 他部門の予算との合算による事業の遂行（まちづくり局交通政策室－１、意見１）

本事業は、企業進出に伴う東扇島地区の通勤時の混雑を解消するため、公共交通機関の充実を図ることを目的に、まちづくり局交通政策室と総合企画局臨海部国際戦略室とが連携して実施する調査である。東扇島地区への通勤者の増加に伴い川崎駅東口からのバス路線の拡充が求められるところではあるが、川崎駅東口のスペースの問題もあり改善を図るには至っていない。さらに、今後は、殿町地区への通勤者の増加も予想される場所である。このように、今後の更なる通勤者の増加も見据えると、川崎駅東口から臨海部への公共交通の充実に限定することなく、京急大師線の更なる活用も含めた全市的な交通戦略の枠組みの中での検討が求められる。

Ⅷ. 港湾局 港湾経営部 経営企画課

1. 浮島埋立地暫定利用事業費

所管	港湾局港湾経営部経営企画課（総合企画局臨海部国際戦略室共管）					
根拠法令・要綱等	浮島1期埋立地暫定土地利用基本方針 浮島1期埋立地暫定土地利用事務取扱要綱					
予算費目	款：09 港湾費		項：01 港湾管理費		目：04 浮島埋立事業費	
過去5年間の事業費の推移（千円）	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	当初予算額	17,218	3,698	3,613	5,248	1,746
	決算額	10,164	2,442	1,505	—	2,675
H25年度決算額の使途内訳	現地調査のための被服購入（24,790円）、不動産鑑定手数料（420,000円）、除草業務委託料（865,200円）、道路維持補修費（1,365,000円）					
事業の内容	浮島1期埋立地の本格的な土地利用が開始されるまでの間、暫定的に当該地にて貸付事業を行うもの。原則、区画ごとに年単位での借り受けを希望する事業者を公募し、選定を行って貸付を行うが、応募がなかった区画については、月単位での借受希望者に随時の貸付を行う。					
事業の目的、始めた経緯、必要性	浮島1期埋立地は、土地利用における様々な課題があり、早期に本格利用を図ることが難しい一方で、一定規模の面積を確保できることや広域交通等地理的条件が良いことから有効活用が図れるため、平成18年2月に「浮島1期埋立地暫定土地利用基本方針」を策定し、埋立地内の土地利用可能な範囲内において暫定利用を行っている。					
事業の効果、事業目的の達成度合	年度によって振れ幅はあるものの、概ね1億円前後の歳入実績があり、特にここ数年は1億2千万円から1億5千万円の歳入額で推移している。事業実施以来の歳入累計額は約9億5千万円である。					
事業の効果の測定方法	貸付実績及び歳入実績が効果を測定する指標となる。					

(1) 概要

当事業の「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画での位置付けは、以下のとおりである。

基本政策：「5 活力にあふれ躍動するまちづくり」

政策の基本方向：「4 川崎臨海部の機能を高める」

施策課題：「01 臨海部の戦略的マネジメント」

事務事業：「51 浮島地区土地利用推進事業」

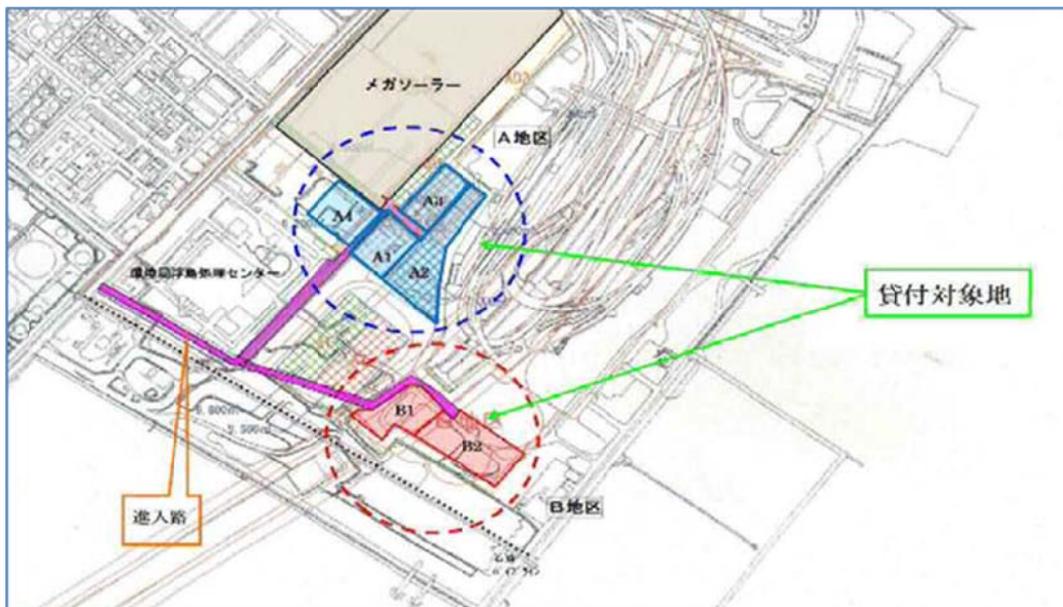
小事業：「51-2 浮島埋立地暫定利用事業費」

事後評価は小事業単位ではなく、事務事業単位で行われており、第3期実行計画実

施結果総括において、事務事業の達成状況はⅢ（目標をほぼ達成）となっている。

浮島埋立地の暫定利用としての土地の貸付は、平成 19 年度から実施されている。貸付対象となっている土地の概要は、下図に示した 貸付対象地のとおりである。

図表 貸付対象地



出所：浮島 1 期埋立地暫定土地利用事業の効果検証用資料

(2) 結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

- ① 貸付料収入の実績推移が年度により増減している件（港湾局経営企画課（総合企画局臨海部国際戦略室共管）－ 1、意見 1）

図表 貸付料収入の実績（推移）

（単位：千円）

	A 1 区画	A 2 区画	A 3 区画	A 4 区画	B 1 区画	B 2 区画	年度計
平成21年度	25,560	42,000	37,200	-	2,534	-	107,294
平成22年度	25,560	8,218	3,276	-	38,532	-	75,586
平成23年度	25,560	9,270	8,640	-	38,532	27,265	109,267
平成24年度	14,530	12,235	34,440	-	38,532	46,740	146,477
平成25年度	22,020	14,078	19,583	6,816	38,532	46,740	147,769
合計	113,230	85,801	103,138	6,816	156,662	120,745	586,392

出所：浮島1期埋立地暫定土地利用事業の効果検証用資料を基に作成

上図にみられるように、貸付料収入の実績は年度により増減している。これは、区画ごとに年単位での貸付であるため、年度によっては借り受け希望者がなかったり、月単位での貸付となっているためである。このような状況から、安定的に貸付収入を得るためには、現時点で貸付けている土地も含め、継続的に利用者の募集を行うことが必要となる。そこで、過去に借受実績のある事業者や応募実績のある事業者などを対象に、事業者のニーズを把握するなどといった取組みが求められる。

図表 浮島1期埋立地暫定土地の利用状況（推移）

（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A1区画 (4,574.49㎡) 選定業者 貸付期間 提案賃貸料(月額) 基準賃貸料(月額)	事業者A 4/1～3/31 2,130 1,810	事業者A 4/1～3/31 2,130	事業者A 4/1～3/31 2,130	事業者A 4/21～9/20 事業者B 2/1～3/31	応募:1者 事業者B 4/1～3/31 1,835 1,835
A2区画 (9,812.74㎡) 選定業者 貸付期間 提案賃貸料(月額) 基準賃貸料(月額)	事業者C 4/1～3/31 3,500 3,220	事業者A 7/16～8/30 12/17～1/16	事業者C 8/1～9/30 12/22～1/21	事業者A 4/21～5/20 事業者D 7/20～9/19 12/17～1/16	応募:無し 事業者D 4/20～5/19 12/14～1/13 事業者A 8/1～8/31 事業者C 2/15～3/14
A3区画 (7,907.27㎡) 選定業者 貸付期間 提案賃貸料(月額) 基準賃貸料(月額)	事業者F 4/1～3/31 3,100 3,070	事業者A 7/27～8/26	事業者A 8/5～9/6 事業者C 2/1～3/31	応募:1者 事業者C 4/1～3/31 2,870 2,842	事業者A 7/27～8/26 事業者C 10/7～12/6 12/7～3/6
A4区画 (4,607.05㎡) 選定業者 貸付期間 提案賃貸料(月額) 基準賃貸料(月額)	共用未開始	メガソーラー 工事ヤード	メガソーラー 工事ヤード	共用未開始	事業者D 7/26～9/25 事業者A 12/17～1/16 事業者C 2/26～3/25
B1区画 (8,548.49㎡) 選定業者 貸付期間 提案賃貸料(月額) 基準賃貸料(月額)	H22年1月1日 利用開始 予定で公募 事業者E 3/8～3/31	事業者E 4/1～3/31 3,211 3,210	事業者E 4/1～3/31 3,211 3,210	事業者E 4/1～3/31 3,211 3,210	契約更新(公募なし) 事業者E 4/1～3/31 3,211
B2区画 (11,727.94㎡) 選定業者 貸付期間 提案賃貸料(月額) 基準賃貸料(月額)	H22年1月1日 利用開始 予定で公募	応募:無し	事業者A 7/25～8/24 事業者E 10/1～1/31 2/1～3/31 3,895 3,895	応募:2者 事業者E 4/1～3/31 3,895 3,895	事業者E 4/1～3/31 3,895 3,895
B3区画 (10,996.77㎡) 選定業者 貸付期間 提案賃貸料(月額) 基準賃貸料(月額)	H22年1月1日 利用開始 予定で公募	応募:無し	12月以降 焼却灰置場 のため、 使用不可	焼却灰置場 のため、 使用不可	焼却灰置場 のため、 使用不可

出所：市から提示された資料を基に作成

以上